

九州大学百年史 第8巻 : 資料編 I

九州大学百年史編集委員会

<https://doi.org/10.15017/1448763>

出版情報 : 九州大学百年史. 8, 2014-05-30. Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

第二章 京都帝国大学福岡医科大学

第一節 九州大学設置問題

四二 九州大学設立に關する佐佐友房宛津田靜一書簡

(佐佐友房關係文書)

(封筒裏)

「東京牛込横寺町五十番地

佐々友房殿

親展」

(封筒裏)

「熊本県熊本市内坪井町

津田靜一」

(本文)

昨日山隈上京ニ付、書狀ニ通差出置候間、定而御落手可被成候。然
ニ昨夕加納治五郎方へ参候処、同人も本日ニ番汽車より上京之模様
ニ而、着京之上ハ九州大学之事も御相談仕るへし。同人今度九州巡

回後之意見ニ而ハ、鹿児島、宮崎、大分等ハ別世界ニ而、迺も九州
と云ふ觀念之下ニ立つこと六ヶ敷、万一大学設立之運ニ相成候而も、
熊本、福岡、佐賀、長崎之四県を以て根拠として、他之三県ニ開せ
すして着手するより外見込無しとの事なり。併し孰れにしても目下
議會之景況にてハ、九州大学杯之事ハ中々問題ニ相成り候余暇有之
間數乎と愚考仕候。然ニ普通部を以て尋常中学代用とする云々の事
ニ付、文部之意見なりとて加納之話を聞くに、一年ニ七千円乃至一
万円位ハ無之而は其資金充分なりと難申、それさへ都合出来れば別
ニ申分なしとの事なり。就而ハ委細之事ハ加納より直と御聞取可被
成候へ共、御含迄ニ一寸得貴意置候間、何卒松平氏ニ御催促、例の
弥護山之一条、是非急々埒明候様御尽力相願候。
余ハ後拔ニ讀る。不宣。

五月八日

克堂仁兄 硯北

榎溪拝

二伸 資金之事ハ野生等目下種々計画中ニ付、一ヶ年間ニ二三千元
位之收入有之候様相運候見込なりと加納へハ返答ニ及置候間、其旨
御含置被下度候也。

〔註〕原本句読点なし。

四三 九州大学と高等学校

〔福岡日日新聞〕一八九九（明治三二）年一月二八日

◎九州大学と高等学校 前号所報の如く、今回中央の学事視察を為して帰東せる修猷館長隈本有尚氏の談に曰く、文部省の施設方針は大臣の更迭後も大体に於て別段異なる所あるを見ず。元來教育上の施設に関する諸般の問題は既に高等教育會議等の審議に依り夫々決定し居ることにて、今日の要務は之れを實行するにあり。而して之れを實行するは一に經費の如何に関する事なるが、従來文部の施設は他の各省に比すれば消極的にして、經費の分配の如きも僅少なるを免れず、伴食の世評を受けし次第なるも、今日大に教育上の振興を計るは世間の輿論となりし時に方りては、大臣始め当局者皆決して伴食に甘んぜず、積極の方針を以て着々実功を挙るの方針なるが如し。既に貴族院議員の提議に係る学校増設案も、同院を通過して將に衆議院を通過せんとし、文部当局者は所謂教育上の十ヶ年計劃なるものを立て大に教育上の擴張を計らんとす。同計劃にては今後十ヶ年を期し帝国大学一個高等学校五個を増設し、現在の尋常中学二百校余を三百校に増設するものにして、經費の都合に依り漸次實行せんとするものなり。然るに帝国大学は一個とすれば、其の位置に付必ず九州と東京との競争を生ずべければ、或は始めより二個を

増設して其の位置を右両所に定むることゝなるべし。高等学校は東海東山山陽四国九州等の地方に於て適當の位置に設置する事となるべし。此計劃にして愈々實行を見るに至らんか、大に我福岡県民の注意を要するは九州大学と新設高等学校の位置の事なり。九州大学の位置は自然の地勢に依り福岡熊本両県の内に撰定さるゝことならんが、或は曰く現今の熊本第五高等学校は自ら將來の九州大学たるべき位置に在るものなりと。是れ一理なきに非ず。然れども高等学校は既に増設の必要ある程なれば、現今の第五高等学校は依然として存在せしむべき必要あるのみならず、第一茲に注意す可きは学校増設に関する經費の事なり。今後大学と高等学校増設に就ては、經費支出の予算外に敷地買入れ其他の築造費に付、必ず所在地方人民の寄附金に依るの要を見ることあらん。故に学校建設地人民の熱心奮発次第にて其の位置を定むるを得るの事情あるべし。今福岡県は其の天然の地勢上九州の咽喉たるのみならず、石炭の豊富商工業の發達等富の程度に於て九州に冠たり。県民にして九州大学を県内に設置せんと欲し、奮て私財を投じて建築費に補助するの覚悟あり。運動に油断なければ九州大学は終に本県内に設置せらるゝに至らん。福岡県は商工業に於て九州の冠たるが如く、教育に於ても豈に亦同様の位置を占めざる可けんや。又高等学校に至ては既に県内に是非とも一校を要するの氣運に際会せるものなり。是れ亦県民の熱心と運動に依て必ず實行を期せざる可からず。若し不幸にして大学と高

等学校の二者を併有するを得ざるも、其一は必ず県内に設置せざる可からず。而して是れ一に県民の熱心と運動に依る。県民一般豈に今日よりして注意覚悟せざる可けんや云々と。時節柄注意すべき意見なりと云ふべし。因に記す、修猷館の改築工事は目下着々歩を進め遠からず移転するを得るに至るべしと云ふ。

〔註〕原本句読点なし。

四四 九州大学設立地の内定

『九州日日新聞』一八九九（明治三二）年五月二八日

九州大学設立地の内定

九州大学の新設は国家将来の進運に影響する一大事業なり。其位地の如何は實に大局の利害に関するのみならず、又実に地方の利害に至大の關係を有するを以て、福岡の如き大に運動する所あらんとし、熊本の教育者間にも亦た位置選択の調査会を開かんとし、双々相對峙して多少の競争を觀るあらんとせしが、昨東電の報ずる所によれば、当局者は愈よ其設立地を熊本に確定せし者の如し。果して然らば当局者の決定は實に能く其選択の至當を得たるのみならず、又大學設立の如き神聖なる問題に対して、世間一般に陥り易き運動の弊害を免れ得たるを祝せざるを得ず。吾人は位地の決定を以て熊本県の為めに之を悦ぶと同時に、又た國家の為めに慶賀せんと欲するなり。

九州大学の設立地として吾熊本が他の能く企て及ぶ可らざる適良の資格を具ふることは一般の既に公認する所、古來名君学者彬々輩出して崇学の風氣一般に伝布し、加ふるに風俗淳厚にして浮華淫蕩の習少く、学生を圍繞する四辺の空氣頗る健全にして鋭敏物に動き易き青年を誘惑するの媒介稀に、且つ熊城士林の特長たる勇健素朴の氣今尚ほ学生の間に留存して、涵煦漫漶無形の間に青年を陶冶する者あり。此の如きは他地方の決して得易からざる秀粹にして、青年学生を教養するの適良地として熊本独特の長処たるなり。加之熊本が九州中央の枢要に當れる位地よりして觀るも、將た又た現時の高等學校が其設立の当初に於て行く／＼擴張して將來の大學校舍となさんが為め、現時の設備としては過大に失するの設計を施したる歴史より見るも、其位地の吾熊本に議定せらるべきは至當の事たるのみならず、又た早くより決せられたる既定問題と云はざる可らず。

人或は熊本の地、氣候風土の不順にして病痾を醸す多しと云ふあり。是れ為にする所ありて熊本を誣はんとする者の言のみ。全國者整の規律の下に同一の生活を為す者は各師団の兵士なり。是を以て熊本風土の良否をトせんと思はば之が比較を取るより善きはなし。而して六師団の兵士は全國各師団に比して病兵の數最も僅少なりと云ふ。而して当地の第五高等學校生徒の罹病數も亦各高等學校に比して頗ぶる寥寥たりと。是等の事は専門家の精確に調査して断定せし所に係る。吾人亦た其細説を贅するの要なし。唯風土不良の言謬妄

に出づるを証せば足る。遮莫大学位地の決定は今や此等謬妄の世説を流布して競争運動の材料となすが如きの弊毒を一掃し得るに至りしを憂せざるを得ず。

夫れ教育の事たる眼前直ちに其効果の的確なるを認め得ざるも、因となり縁となり細に入り微に入り、永遠に及んで実に予測す可らざる大効果を現実する者たるを以て、其施設経営国家将来の運命に影響するの深大なる又た言ふを要せざる者あり。若し夫れ施設其法を誤まり経営其宜を失せんか、害毒膏盲に浸潤し得て療す可らざる者あるに至らん。邦家永遠の得喪に憂ふる者は徒らに一果の利害の爲めに経営を論じ、若くは地方的感情に制せられて其施設を是非するが如きある可らざるを識るべきなり。今回当局者が群議の間に立て断然熊本の地を選択したるは其措置頗ぶる正当を得たる者にして、吾人の頗ぶる賛頌して措かざる所。大学の問題は神聖の問題なり、決して卑醜の運動を許さず。若しくは些々たる資金の如何等に係はりて邦家将来の運命に大影響あるの問題を左右す可きにあらず。政府にして既に熊本の適良の位置なるを認めば、今後にありて断乎として諸般の情実を截断し強項に其所信を貫行せざる可らず。地方人士の運動によりて此正当の選択を變ぜんとするが如きは、吾人邦家将来の利害に察して決して当局者の爲めに取らざる所。若し夫れ熊本以外の地方人士に至りては、此神聖の問題に對して灑然地方的感情を脱却し以て国家の大局に鑑みて公正慎重の態度を執れ。実設の

間際に臨みて百万運動を試み之を地方的犠牲に供せんと試るが如きあらば、吾人は断じて卑醜陋劣真正国を憂ふる人士の所爲にあらずとなさんと欲す。

〔註〕 原本に句読点追加。

四五 九州大学と長崎

〔鎮西日報〕一八九九(明治三二)年六月一七日

九州大学と長崎

九州に一大学を設置することに決定し其予算も明年度に繰込まれたることは既に報する処にして、其位置に就ては各科は熊本に置き唯医科のみを当長崎に設置するに決せんとこの事も已に東京電報の報する処なりしが、医科大学の当地に設置せられざる可らざるは当長崎の歴史地理其他方般の關係上固より明々白々たる事にして、当局者に於ても已に認知せる処なれば今更ら喋々の論を要せざることなるが、唯医科のみならず工科大学の如きも九州の各地中我長崎を措て他に適當の地なきは亦明なる事実にして、各種の研究上便宜を得るもの到底他各地の比にあらず。文部当局者が唯医科のみを当長崎に置き工科を置くの議なきものは頗る怪しむべきの事なり。若し医科のみを設置して工科を他地に置くに至らば、到底其位置を適當に選定したりと謂ふを得ずして、将来に於ても其不便不利蓋し尠なからざるものあらんか。これ等は医科大学を当地に設置するの議ある

と共に文部当局者の一考を仰かざるを得ざるものなるべし。抑も大学の位置の如きは、文部当局者に於て充分の調査をなし全国の利害上より打算して之を撰定すること勿論にして、固より運動又は情実の爲めに決定変更すべきものにあらざることは勿論なることなるか、彼の第九回国勸業博覧会開設地を東京と大坂とにて競争せしより、一種の悪弊社会に現出し、已に増設高等学校の地位の如き、岡山は愛媛と争ひ、新潟は長野と競ひ、或は文部当局者に迫り或は敷地建築費の献納を議決するなどの狂態を演出せることなるか、新聞の報する処によれば、九州大学の位置に就ても、熊本福岡は勿論其他各県共各我田引水の論を主張して大学の位置を引付けんとせるは実途方もなき話にして、社会の公益を害し将来の弊風を助長すること少なからず。文部当局者は固よりこれ等の事情に牽され公平適當の処置を誤るが如きことは万々あるまじきことなれども、此際十分の注意と調査をなして世の非難を蒙らざるの用意あるべきなり。

〔註〕原本句読点なし。

四六 九州大学設立ノ位置ハ福岡県最好適地タルノ説明書

九州大学設立ノ位置ハ福岡県最好適地タルノ説明書

時勢ハ高等学校増設ノ必要ヲ感セシムルノミナラズ、大学ノ増設モ亦既ニ上下公衆ノ注意ヲ喚起スルニ至レリ。当局者ノ是等帝国ノ大事業ニ関シ考慮計画スル所アルハ吾人ノ信スル所ニシテ、特ニ大学

新設ノ位置ハ先ツ九州地方ナルコトモ既ニ疑ヲ容レサルモノ、如シ。果シテ九州ニ一大学ヲ新設スルトセバ、之ヲ熊本県ニ設置センカ或ハ福岡県ニ建設スベキカ、土地人口其他種々ノ事情ニ拠リテ之ヲ考フルニ、九州ノ中大学ヲ置クベキ地ハ蓋シ此両県ヲ措テ他ニ非ザルナリ。然ラハ此両県ノ中孰レカ最モ適當ノ地位ヲ占ムル乎。不肖等謹ンテ国家永遠ノ為メ図ルニ、福岡ハ実ニ其最好適地ナルヲ信スルナリ。請フ少シク其理由ヲ述ベン。

第一 位置

校舎ハ九州ニ建テラル、ト雖トモ実ハ帝国ノ大学ナレバ、中国四国ノ学生等モ入学シ得ルノ便ヲ計ラザルベカラズ。福岡ハ実ニ其中心点ナリ。

第二 交通

福岡ハ九州鉄道ノ起点ニシテ、一駛長崎ニ至ルベク熊本ニ達スベク瞬時門司ニ着スベク、而シテ以テ中国四国ノ学生ヲ誘フベシ。乃チ西海交通ノ中心点タリ。

第三 学事成績

我九州ハ帝国中最多ノ中学生徒ヲ養成スル所ニシテ、明治三十年末ノ統計ニ拠レハ人口十万人ニ対シ百四十三人六ヲ有ス。就中福岡ノ如キハ二千三百十一人ノ多数ヲ有シ九州中ニ於テ第一位ヲ占ムルノミナラズ、帝国中東京ヲ除キ他府県ノ之ニ匹敵スルモノアルナシ。加之高等学校及大学ノ生徒數ニ至テ

ハ、福岡又九州中第一二位シ熊本之ニ亞ク。福岡ハ実ニ教育活動ノ中心点タリ。(別表参照)

第四 学材ノ供給

福岡ハ工商業ノ盛ナルコト九州ノ最タリ。黒烟絶ヘズ空天ニ漂ヒ汽笛常ニ海陸ニ響ク。之ニ加フルニ名所旧跡ノ多キヲ以テス。研究攻学ノ便甚タ大ナルモノアリ。

第五 氣候

嚴寒ノ業務ニハ堪ヘ易ク酷暑ノ業務ニハ忍ヒ難キハ人ノ常性ナリ。是故ニ暑氣ノ盛ナル地ニハ夏季ノ休業勢永カラザルベカラス。殊ニ高等ノ教育ニ対シテ其必要ヲ見ル。今福岡ハ九州中ニ於テ好ク中庸ヲ得、熊本ヲ之ニ比スルニ彼レハ暑甚タシクシテ且暑期永シ。加之熊本ニ於テハ年中日々寒暖ノ変化殊ニ甚シキモノアリ。是レ豈ニ事業ニ適セザルナキヲ得ンヤ。(別表参照)

第六 衛生

更ニ衛生上ノ点ニ関シテ此兩地ニ於ケル兵營ノ前十年間ノ統計ヲ檢スルニ、熊本ニ於ケル患者ノ数ハ福岡ニ於ケルモノノ殆ント倍数ナルヲ見ル。固ヨリ其原因ハ種々ナルベシト雖トモ、風土氣候ハ其主ナル因由ニ非ザルナキヲ得ンヤ。(別表参照)

第七 風俗

人情風俗ノ上ヨリ此兩県ヲ觀察スルニ、熊本ハ從來敦厚質素ヲ以テ称セラル。而シテ福岡ハ浮薄華美ヲ以テ擯斥セラル、ノ傾向アリ。夫レ然リ然リト雖トモ福岡ノ浮華ハ単ニ県下ノ一二市街ノ特質ニシテ、全県悉ク皆然リト謂フニ非ザルナリ。特ニ大学建設地ノ如キモ必ズシモ同市中ト主唱スルニ非ズ。今ハ唯ダ其地位ノ大概ニ就テ聊カ説ヲ述フルノミ。若シ果シテ福岡県ニ建設セラル、ノ運ニ至ラバ、同市外数里ノ所ニ於テ適當ノ地ヲトスルヲ得ルハ実ニ容易ノ事タリ。顧ミテ又之ヲ思フニ、風習ノ如キハ教育ノ力能ク之ヲ改善スルヲ得ルノミナラズ、又改善スルハ其任務ノ一タリ。特ニ大学ノ学生タルモノ、豈ニ其天職ニ背キ習俗ノ弊ニ倣ヒ時流ノ颯ニ惑溺スルガ如キコトヲナスベケンヤ。今若シ一步ヲ譲リテ此点ニ関シテ福岡ハ遙ニ熊本ノ下ニ在リトスルモ、前記数項ノ如キ、人為ヲ以テ易フ可カラサル天然的条件ヲ有スル点ヨリシテ之ヲ考フルトキハ、単個風俗ノ如キ寧ロ人為ニ依存スル条件ハ以テ前者ノ煩ヲ為スニ足ラザルナリ。

鹿 児 島	宮 崎	熊 本	長 崎	佐 賀	大 分	福 岡			
二、 二	一、 三	(-) 三	一、 九	〇、 九	一、 五	〇、 四	一 月	平 均 最 低 温 度 (撰氏)	
二、 六	一、 七	(-) 〇	二、 一	一、 一	一、 三	〇、 六	二 月		
六、 一	五、 四	三、 四	四、 七	四、 一	四、 〇	三、 〇	三 月		
一、 五	一、 一	八、 九	一、 一	〇、 七	九、 〇	八、 〇	四 月		
一、 四	一、 四	二、 一	一、 五	一、 一	二、 四	一、 〇	五 月		
一、 九	一、 八	一、 七	一、 八	一、 六	一、 六	一、 一	六 月		
二、 三	二、 三	二、 三	二、 三	二、 三	二、 三	二、 三	七 月		
二、 三	二、 三	二、 三	二、 三	二、 三	二、 三	二、 三	八 月		
二、 一	二、 〇	一、 九	二、 〇	二、 〇	一、 九	一、 八	九 月		
一、 五	一、 三	一、 一	一、 四	一、 二	一、 三	一、 〇	十 月		
八、 六	七、 四	四、 九	八、 三	七、 一	七、 九	六、 〇	十 一 月		
三、 五	二、 二	〇、 三	三、 五	二、 五	三、 二	二、 三	十 二 月		
一、 二	一、 一	一、 〇	一、 一	一、 一	一、 一	一、 〇	全 年		

〇気象表

高等学校及帝国大学生徒数ハ三十一年四月調ニ係ル一覽表ニ抛ルモノニシテ、三十二年四月迄ニ異動ナキモノト見做ス。

備考

合 計	沖 繩	鹿 島	宮 崎	熊 本	佐 賀	大 分	福 岡	長 崎	県 名
二、 三	一、 五	一、 四	二、 七	一、 七	一、 七	一、 六	一、 五	一、 四	中 学 校
五、 二	五、 九	一、 〇	一、 九	一、 九	一、 五	一、 四	一、 三	一、 二	高 等 学 校
四、 七	一、 七	一、 七	一、 七	一、 七	一、 七	一、 七	一、 七	一、 七	帝 国 大 学

〇九州諸県学事成績(生徒員数)表

明治三十二年四月調

鹿 児 島	宮 崎	熊 本	長 崎	佐 賀	大 分	福 岡			
七 〇	六 八	四 四	四 七	四 五	五 六	四 八	一 月	昼 夜 平 均 温 度 (撰氏)	平 均 最 高 温 度 (撰氏)
七 四	七 一	五 六	六 一	五 一	五 五	五 二	二 月		
一 〇 九	一 〇 七	九 二	九 二	八 四	八 三	七 九	三 月		
一 六 〇	一 六 〇	一 五 一	一 四 六	一 四 三	一 三 五	一 三 四	四 月		
一 八 九	一 八 九	一 八 六	一 八 二	一 八 三	一 六 九	一 六 八	五 月		
二 三 六	二 三 七	二 三 八	二 一 九	二 三 五	二 一 三	二 一 五	六 月		
二 六 三	二 六 二	二 六 七	二 六 一	二 六 三	二 五 三	二 五 五	七 月		
二 六 九	二 六 八	二 七 四	二 七 〇	二 七 〇	二 六 三	二 六 四	八 月		
二 四 五	二 四 〇	二 四 三	二 三 九	二 三 八	二 三 九	二 三 八	九 月		
一 九 三	一 八 六	一 七 五	一 八 三	一 七 三	一 七 五	一 六 二	十 月		
一 三 七	一 三 一	一 一 七	一 二 六	一 一 九	一 二 六	一 一 六	十 一 月		
八 五	八 二	六 二	七 五	六 四	七 八	六 八	十 二 月		
一 六 八	一 六 六	一 五 八	一 五 九	一 五 五	一 五 三	一 四 九	全 年		

鹿 児 島	宮 崎	熊 本	長 崎	佐 賀	大 分	福 岡			
二 一 〇	二 一 五	一 〇 二	九 七	九 〇	九 七	九 三	一 月	平 均 最 高 温 度 (撰氏)	
二 一 四	二 一 四	一 〇 六	一 〇 六	九 八	九 六	九 九	二 月		
一 六 〇	一 五 八	一 四 九	一 四 一	一 三 四	一 二 四	一 二 八	三 月		
二 〇 八	二 〇 八	二 〇 九	一 九 四	一 九 六	一 七 七	一 八 五	四 月		
二 三 九	二 三 七	二 四 八	二 三 一	二 四 〇	二 二 三	二 三 五	五 月		
二 六 八	二 六 八	二 七 九	二 六 〇	二 七 〇	二 五 一	二 六 三	六 月		
三 〇 八	三 〇 五	三 一 七	三 〇 一	三 〇 八	二 九 〇	三 〇 一	七 月		
三 一 六	三 一 三	三 一 七	三 一 四	三 一 八	三 一 五	三 一 四	八 月		
二 九 五	二 八 三	二 九 八	二 八 四	二 八 七	二 六 五	二 七 七	九 月		
二 四 九	二 三 七	二 四 一	二 三 二	二 三 〇	二 二 七	二 三 〇	十 月		
一 九 四	一 九 二	一 九 一	一 七 六	一 八 〇	一 七 五	一 七 四	十 一 月		
一 四 〇	一 四 五	一 二 六	一 一 八	一 一 五	一 二 六	一 一 五	十 二 月		
二 一 八	二 一 六	二 一 七	二 〇 五	二 〇 五	一 九 五	二 〇 〇	全 年		

	平均温度		平均最高温度		平均最低温度	
	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季
福岡	五、六	二四、五	一〇、二	二九、三	一、一	二〇、四
大分	六、三	二四、三	一〇、六	二八、二	二、〇	二〇、八
佐賀	五、三	二五、三	一〇、一	二九、九	一、五	二一、六
長崎	六、一	二五、〇	一〇、七	二九、二	二、五	二一、六
熊本	五、四	二五、六	一一、五	三〇、八	(-)〇、四	二〇、八
宮崎	七、四	二五、二	一一、一	二九、五	一、七	二一、四
鹿児島	七、六	二五、三	一二、八	二九、七	二、八	二一、七

備考 本表ハ各所創立以來観測セシ結果ニシテ、福岡ノ氣候ヲ見ルニ夏季ニ於ケル昼間ノ最高温度ハ平均二十九度三(華氏八十八度七)ニシテ、夜間ノ温度ハ最低同二十度四(華氏六十八度七)ニアリ。昼夜平均ハ二十四度五(華氏七十六度一)ヲ保チ、

夏季ニ於テ最熱三十六度四(華氏九十七度五)ヲ超過シタルコトナク、且昼夜温度ノ変化ハ八度九ニシテ、変化少ナク暖和ニシテ、冬季トイヘトモ九度一二過キス、寒暖ノ度格別甚シカラサレトモ、熊本ハ寒暖甚シクシテ、最高ニ於テ一度五高キニ拘ハラズ、冬季ハ最低氷点以下ニアリ。從テ昼夜ノ変化甚シク、最熱三十八度三(華氏百度九)ニ達スルコトアリ。大分ハ福岡ヨリ夏季ノ平均一度一低キ傾キアレトモ、概シテ大差ナキ有様ナリトス

○衛戍地患者表

衛戍地 區別		平均一日	平均一年間	一日現在	兵員每千ニ付
熊本	四〇五九、七三 人	一八三八、九〇 人	八二、三〇 人	二〇、二七	二〇、二七
福岡	一三六三、二五	四六〇、七〇	二〇、一三	一四、七七	

明治廿七、八年ヲ除キ全自廿一年至廿九年調

○全表

明治三十年調

衛戍地 區別		平均一日	一年間	平均一日現在患者	兵員每千ニ付
熊本	五六四一、四五 人	一、一一三〇 人	四三九、六四 人	八八、九二 人	八八、九二
福岡	一五二四、四三	二〇九六	七五、九四	四九、八二	

前表ノ統計ニ依レハ、熊本ノ地方不健康ナルコト断乎トシテ疑フヘキニ非ラズ。抑衣食住起居動作同一ノ事情ノ下ニ生活シツ、アル兵士ニシテ、患者ノ彼レニ多クシテ此ニ少キ所以ハ何ソ。必スヤ氣象及土地ノ二主因ニ問ハサルヲ得ザルモノトス。而シテ温度、湿度、雨雪ノ多少、氣流ノ強弱等凡テ氣象ニ係ルモノハ、地理学的位置ニ由テ異ナルノミナラズ又地勢地質ニ基クコト少シトセズ。況ンヤ地

氣地水ノ毎ニ外氣ト交通シ須臾モ間断ナキモノアルニ於テヲヤ。故ニ熊本ニ患者多キハ、氣候ノ外又土質ノ不良ナルニ基クコトナキ得ンヤ。今三十二年印行陸軍軍医学校業府ニ登載セル土壤試験成績ニ由リ彼此比較セハ、其間ノ消息ヲ窺ヒ知ルコト蓋シ難カラザルナリ。即チ其衛生上最モ關係アル点ヲ掲クレバ、

地名	熊本					福岡								
	別	年	病名	麻疹	赤班熱	瘡	腸窒扶斯	別	年	病名	麻疹	赤班熱	瘡	腸窒扶斯
熊本	二	二	二					二	二	二				
	三	三	三					三	三	三				
	一六	一六	一六	一	二五			一六	一六	一六				
	八	八	八		一七			八	八	八				
	二二	二二	二二	三〇				二二	二二	二二				
	一七	一七	一七	一三三				一七	一七	一七				
	八	八	八	三				八	八	八				
	八四	八四	八四	計	一六七	四三	一	八四	八四	八四				
福岡														
	一	一	一					一	一	一				
	一	一	一		三			一	一	一				
	一	一	一					一	一	一				
	二	二	二	七	一四			二	二	二				
	一	一	一	八				一	一	一				
	二	二	二					二	二	二				
	八	八	八	計	一五	二八	〇	八	八	八				

○衛戍地伝染病患者表 明治廿七、八年ヲ除キ全自廿一年至廿九年調

(ク)(フ)(フ)(ク)(ク)(ク)

硝 酸	〇、二二三	〇、〇九二	〇、五八七	〇、二七二〇	〇、八四二	〇、〇一八	〇、〇九七
コロール							
蒸発残渣							
仙米細菌数							
一立方〇〇							
涵水〇力							
氣孔容							
外 状	四七、一三七	九八、二二一	六四〇〇	二七二〇	八八、五一一	三六、〇九三	三六、〇九三
帯灰色褐色砂土ニシテ							
間々小木炭ヲ混ス							
帯褐色ノ砂土							
及粘土							

○土壤試験成績表

熊 本 福 岡

(ク)(フ)(ク)(フ)(フ)

亜硝酸	〇、〇〇二	〇、〇〇二	〇、〇〇二	〇、〇〇二	〇、〇〇二	〇、〇〇二
アンモニア	〇	〇	〇	〇	〇	〇
酸素消費量	〇、〇四三	〇、〇二八	〇、〇二八	〇、〇二八	〇、〇二八	〇、〇二八
総窒素	〇、八三二	〇、〇二八	〇、〇二八	〇、〇二八	〇、〇二八	〇、〇二八

此表中、数量ノ多キハ総テ衛生上忌避スルモノニシテ、熊本ニ多量ナル(ク)印六、福岡ニ多量ナル(フ)印五。是等ハ殆ント伯仲ノ間ニアレトモ、衛生上最モ較量ノ価値アルモノハ〇印ヲ付シタルモノニシテ、熊本ニ四、福岡ニ一ナリ。此辺頗ル味フヘキ所ナラン乎。

備考	計	脚氣	癩	虎列刺	赤痢	実扶埴里亜
一 廿九年福岡ニ於ケル脚氣患者百〇七名ハ、悉ク沖繩及台湾ニ於テ罹病セシモノニ係ル。 二 脚氣ノ近來減少セシハ、麦飯給与以后ノ結果ナリ。	二七八	二二〇	五六		一	
	一四九	一〇六	三八		一	
	一七四	一〇六	二三	一	二	
	一七六	二	二五	三	一一一	
	一五六	一〇	四人		四七	
	二二七	三	二二		四七	五
	一〇一	三五	五〇		四	
	二二六	四七	二六		一一三	五
	二二六			四		
	三		三			
	一八	一	一六			
	六二	四	三六		一五	
	一〇		六		三	
	二六		三			
	一九		八		二	
	一三五	一〇七	一五			
	二七三	一一二	八七		二〇	〇

〔註〕 原本句読点なし。

四七 九州大学設置建議案に関する福岡県会質疑

〔福岡県通常県会々議録〕 第一九号

一八九九（明治三二）年一月二八日

議長（庄野）開会致シマス。昨日ノ続キ課税方法ヲ議シマス。

三十八番富安保太郎

私ハ建議ガアリマス。夫レハ九州大学設立ノコトデ、此ノ大学

ヲ県下ニ設立スルコトニナリマスレハ、本県ハ設備ノ内五拾万

円ヲ寄付シ、忒拾五万円ハ土地ヲ以テシ、其ノ半額忒拾五万円

ハ現金ヲ以テ政府ニ寄付スルカラ、此ノ設立ニ就テ知事ハ充分

尽力セラレンコトヲ建議シタヒト思ヒマス。私ハ先般上京ノ際、

文部省ニ出頭シテ次官ニ逢ヒ模様ヲ聞ク積リデ訪問致シマシ

タガ、行キ違ヒテ遂ニ面会スルコトガ出来ナカツタガ、彼ノ文

部省ノ八年計画ト云フコトハ中止ハシテ居ルケレトモ、大学設

立ノコトハ略ボ協議ハ纏ツテ居ル様子デゴサリマス。然ルニ大

蔵省ノ意見デ見合ハスルコトニナツテ居ルト云フ事デアル。併

シ議會デ決議ヲスレハ設立ヲスルコトニナロフト思フ。東北デ

ハ既ニ大学ノ設立ヲ請願スルコトニ決議シテ居リマスカラ、九

州議員ハ九州議員デ建議スレハ第十四議會ニ上ルカモ知レマセン。果シテ出来得ルコトトシマスレハ、其ノ位置ハ何レニ定ムルヤト云フコトガ問題トナルノデアアル。若シ九州ニ立ツルコトニナレバ、長崎ハ七拾万円ヲ出タシ、熊本ハ地ノ利ナルコトヲ説ヒテ運動シ、又佐賀県ニ於テモ大ニ此ノ事ニ奔走シ、何レモ我が県内ニ取ロウトスル傾キガアリマス。大体本県ノ殖産興業ノ發達ハ美ニ日進月歩ノ勢デ、本県ノ人氣ハ從來産業ノ發達ニハ非常ニ注意尽力シテ居リマスカラ、産業發達ノ上ヨリ見ルモ智識ノ原動力タル福利ノ根源タル大學設立ノ必要ナルコトハ、殊更喋々スル迄モナヒコトデアアル。右ノ訳デアリマスカラ

大學設置ノ位置ガ九州ニ定マルナレハ是非共本県ニ取リタヒト思フ。諸君ガ此ノ議場ニ集ツテ諸般ノコトヲ計画シテ居ルノハ必要ノ事ニ相違ナケレドモ、此ノ大學ヲ本県ニ設置セシムル様ニ經營スルノハ最モ急務必要ノ事ト信シマスカラ、願クハ満場一致ヲ以テ即決シタヒト思フ。猶ホ念ノ為メ寄附金ノ事ヲ申シテ置キマスカ、五拾万円ノ内式拾五万円ハ土地ヲ以テシ、殘

ル式拾五万円ハ現金デ寄付スル考デアリマス。

十七番河野修造、二十二番高瀬彌十郎、四番柴田又十郎

(三十八番ノ建議ニ賛成ス。)

二十五番有田次三郎
私モ三十八番ノ建議ヲ賛成致シマス。此ノ問題ニ付テハ本県ノ

教育社会ナリ有志者ナリ大ニ冀望ヲ懷キ、頼リニ計画シテ居ルデアリマス。故ニ本年ハ勿論將來トテモ県稅ハ膨脹スルニ違ヒハナヒケレトモ、斯ノ事業ハ美ニ千載ノ一遇トモ云フベキ美事デアリマスカラ、進ンテ此ノ冀望ヲシテ貫徹セシムル様ニ致シタヒト思フ。要スルニ県稅ハ年々膨脹シツ、アルニモ拘ハラス建議ニ賛成致シマス。

九番青柳四郎

私ハ只今一寸欠席シテ居リマシタガ金高ハ何程デアリマスカ。

三十八番富安保太郎

金額ハ五拾万円デアリマスカ、其ノ内式拾五万円ハ土地式拾五万円ハ金デ寄付スル積リデアリマス。

九番青柳四郎

本員ハ此ノ建議ニハ不同意デアリマス。其ノ理由ハ本題ニ入りテ申シマスカ、兎ニ角不同意ト云フコト丈ケテ申シテ置キマス。二十七番望月藏平

三十八番ニ御尋致シマスカ、式拾五万円ハ土地殘ル式拾五万円ハ現金デ寄附スルト云ハレマシタガ、其ノ財源ハ何ニ依ツテ徵收スル御考デゴサリマスカ。又徵收上ニハ何ニカ御名案ガアルノデアリマスカ。且ツ本県々稅ノ上ニ於テ其ノ位ノ余裕ハアル御考デアリマスカ。

御考デアリマスカ。

三十八番富安保太郎

何レ此ノ事方決議ヲ致シ九州ニ大学ヲ設立スルコトニナツテ位置ガ本県ニ極ツタ暁ニハ、知事ノ意見ニ由ツテ相当ノ発案ガアルダロウト思ヒマス。之レヲ徴収スルトスレハ私ハ重ナルモノハ戸数割テアロウト思ヒマス。

五番溝田精一

三十八番ノ建議ニ賛成致シマス。大学設置ノ件ニ就テハ、既に諸君ノ御手許ニ廻ハシテ置キマシタ説明書ノ通、昨年五月以来重立チタル人ガ一郡ヨリ二名ツ、出デ、協議ヲ凝ラシ、満場一致ヲ以テ本県ニ設立スルコトハ最モ必要デアルト云フ決議ヲシテ居ルノデアリマス。又寄付ノ金額ニ就テ負担ニ堪ヘナヒト思ハル、御方モアリマシヨウガ、式拾五万円ハ土地ノ寄付デアツテ、残りノ式拾五万円ハ一時ニ現金テ寄付スルノテハナク向フ三ケ年間ニ寄付スレハ善ヒノデ、本県ノ民力カラ見テモ堪ヘヌト云フコトハナヒト思フ。

議長（庄野）三十八番ハ五拾万円ノ寄付ニ対スル年限ノ事ハ御発言ガナカツタ様ニ思ヒマスカ、其ノ事ハ建議書ニカ、ネバナリマセンカラ御意見ガアルナラバ御述ニナリタヒ。

三十八番富安保太郎

夫レハ政府発案ノ工合ニ由ルノデゴサリマスカ、先ツ三ケ年位ニ寄付スル積リテアリマス。

議長（庄野）此ノ事ハ大問題デアリマスカラ、規則ニ依リテ先ツ此

ノ建議ヲ本会ニ容ル、ヤ否ヤフ極ムル事ニ致シマシヨウ。

二十七番望月藏平

三十八番ノ建議ハ本会ニ容レテ審議スル事ハ不可トシマス。之レハ未タ時機ガ善クナヒト思フ。其ノ理由ハ来年度迄ハ政府モ大学ヲ設クル余裕ガナヒト云フコトデアルカラ、マダ時機カ早ヒト思ヒマス。

六番林芳太郎

私ハ三十八番ノ建議ヲ議題トスルコトヲ可ト致シマス。二十七八番ノ説モアリマスカ、緩急ノ議論ハ後デ討議スルガ善ヒト思ヒマス。

三十五番島敬之

本員モ六番同様ノ意見デゴサリマス。

議長（庄野）採決致シマス。建議ヲ容ル、ニ同意者ハ起立。

採決 不起立者九名 過半数可決

議長（庄野）過半数デアリマスカラ問題トシテ討論スルコトニ致シマス。

九番青柳四郎

三十八番ノ御論旨ハ低声デ能ク分ラナカツタカラ今一遍述ヘテ貰ヒタヒ。

三十八番富安保太郎

九番一人ノ為メニ述ル必要ハアリマセン。

九番青柳四郎

本員ハ不同意ノ意見ヲ述ヘマス。若シ大学ヲ九州ニ置クト云フコトニナリマスレハ、同シク福岡県ニ置キタヒト云フ冀望ハ蓋シ三十八番ニモ譲ラヌ積リデアリマスルガ、一步退ヒテ顧ミレハ金ヲ寄付スルト云フコトハ県經濟ガ許サヌト思フ。シカモ其ノ金ガ何程カト云フト五拾万円ト云フ巨額デアルヨシ。半額ハ土地ヲ寄付スルトシテモ現金ハ貳拾五万円デアリマス。又寄付年限ヲ三ヶ年トスルモ一ヶ年ノ支出額ハ八万円以上ニ上ル。斯ル大金ヲ三ヶ年ニ支出シテ福岡県ニ置ヒテ貰ヒタヒト云フ必要ガアルヤ否ヤ。一体大学ハ國家教育ノ上カラ云ヘハドコソコニ置テ貰ヒ度ト云フノハ少シク如何デアロウカト思フ。熊本モ長崎モ福岡モ置ヒテ貰ヒタヒト云フ建議ヲシテ、政府ハ余計ニ金ヲ出シタ所ニ立ル様ナ事ハ決シテシナヒデアル。其ノ様ナ事ヲスル政府ハナヒト思ヒマス。若シモアルトスレハ甚ダ不埒千万円ノ次第デアリマス。又政府ト内々約束スルモノガアツテ、金ノ為メニ動カシ金ノ為メニ動かサルゝ様ナコトガアレハ是又不心得ノコトト云ハネバナラヌ。抑モ大学ハ普通教育トハ異ナリ國家ノ教育デアルカラ、國家ノ經濟ニ属スルコトハ國家自カラ經營ヲスルカ至当デ、県ノカデスヘキコトデハナヒト思ヒマス。此ノ如ク五拾万円ノ金ヲ出スナラハ、福岡県ニハ未ダ外ニ起スヘキ学校ガ沢山アルノデアル。先ツ第一ニ福岡ニハ一ノ商

業学校モナヒト云フ有様デ実ニ後レテ居ル。又各所ニ設ケテ居

ル工業学校ハ名計リデアツテ実ガ挙ラナヒト云フ実況デアリマス。彼ノ農学校設立ノコトハ二三日ノ中ニ発案ガアルカモ知リマセンカ、師範学校ノ如キハ他府県ニハ三ツモ四ツモアル所ガアリマスカ、本県ニハ僅カニ一校デアツテ充分ニ生徒ヲ養成スルコトガ出来ナヒノテゴサリマス。斯ノ如ク地方ニ於ケル教育上ニ勉ムヘキコトガ沢山アルニモ拘ハラヌ、五拾万円ノ金ヲ抛ツテ帝國大学ノ設立ヲ望ムナドト云フコトハ、實ニ芥子カラヌコトデアリマス。故ニ本員ハ不同意デアル。願クハ三十八番モ斯ノ如キ建議ハ早く取消ス方ガ善カロウト思フ。

議長（庄野）三十八番ニ御尋致シマスカ、設備費ヲ三ヶ年間ニ寄付スルカラ知事ヨリ發案ヲシテ貰ヒタヒト云フ御主意デスカ。設立スルコトニナツタナラハ、是レ丈ケノ金ヲ寄付スルカラ尽力シテ貰ヒタヒト云フ事ヲ知事ニ建議スルノデアリマスカ。ソウスルト金ハ確定セナヒコトニナリマスガ、如何デアリマスカ。

三十八番富安保太郎

御尋ノ通り、大学問題ノ出ヌ前カラ寄付スルト云フコトハ實際云ハレナヒノデアリマスカラ、予メ設立ノ事ニ就テ尽力シテ貰ヒタヒト云フコトヲ知事ニ建議スルノ主意デ、愈県下ニ置クトニナツタナラバ、寄付金ノコトハ知事ヨリ發案ニナルデゴサリマシヨウ。序デニ一言弁シテ置キマス。九番ノ御説モアリマ

スガ夫レハ学者ノ論デ、国家ニ属スルコトハ国家カ自ラ経営スベキ事デ人民カ彼是容喙スルノハ不可デアルト云フ事ハ、学者ノ議論トシテハ受取ラル、ケレトモ、政事ト云フ方ヨリ論シ来レハ九番ノ説ハ世間ニ通用セナヒ議論ト思フ。果シテ九番ノ論鋒通りニスレハ、何ノ為メ警察署敷地ノ寄付ナリ郡役所敷地ノ寄付ヲ受ケテ居ルデゴサリマスカ。当然県費デヤルヘキモノヲ現ニ寄付ヲ受ケテ居ルテハゴサリマセンカ。ドンドン取ツテ居ルコトハ九番モ御承知デアロウト思フ。独リ大学設置ノ件ニ限り異議ヲ唱へ、僅カナ事ハ寄付ヲ受ケ大関係アル事柄ニ対シテ彼是レ云ハル、ノハ、実ニ自家撞着ノ議論ト思フ。又九番ヨリ商業学校ノ事ヲ云ハレタガ、此ノ事ハ二三年前本員カ建議ヲシタ事モアルガ、其外商船学校ナリ起スヘキ学校ハ沢山アルニハ違ヒナヒケレトモ、之レハ今日ニ限ツタ事柄デハゴサリマセン。此ノ大学校設置ノコトハ、今度機ヲ失スレハ百年ヲ待ツテモ再ビ来ルコトハナヒノデ実ニ急務ト思フ。要スルニ本県ノ仕事ハ甚ダ多ヒケレトモ、之レヲ仕舞フテヤルト云フ様ナ緩ツトシタ事ハ出来ナヒノデアル。

九番青柳四郎

三十八番ハ三十八番一己ノ考デアルカラ夫レニ対シテ彼是申ス必要ハナヒケレトモ、大学校ノ設置ヲ本県ノ一大事業ト云ハル、ノハ大ナル間違デ、県下ノ大事業ノ内ニハ入ラスノデアル。

之レハ国家ノ事業デ県事業ニ属スヘキ事デナヒカラ、佐賀ニアツテモ熊本ニアツテモ、国家教育上ニ欠クル所ハナヒノデゴサリマス。

三十一番富安保太郎

九番ハ智識ト事業ノ関係ヲ知ラナヒト思フ。彼ノ大阪ノ事業ハドウデゴサリマスカ。現ニ世人カ擯斥ヲシテ居ルデハゴサリマセンカ。之ニ反シテ東京ノハ中々引受ケガ善フゴサリマスガ、之レハ必竟大阪ハ事業ノ智識カ幼稚ニアルカラノ事デアロウト思フ。故ニ本県下ニ大学校ヲ設置シテ、勃興シツ、アル諸種ノ事業ニ明聖ノ智識ヲ与ユルハ、誠ニ大切ノ事デアル。故ニ此ノ事業ト智識ノ関係トハ充分考慮セラレタヒト思フ。

二十七番望月藏平

三十八番ノ御説ハ高尚ナル議論デアルガ、夫レハ国会議場デモ論スヘキコトデ、県会ニハ不適當ト思フ。又建議ノ旨趣ガ少シモ分ラナヒ。知事ニ運動シテ呉ヒト云フ建議ヲスルト云フノハ、何ト云フ事デアリマスカ。譬へ県会ガ建議シテモ知事ニ於テ運動スヘキ事デハナヒト思フ。福岡県ニ大学校ヲ置ヒテヤツタナラバコレコレノ金ヲ出シマシヨウト云フ様ナ事ヲ政府ニ申向クルノハ不都合千万ト思フ。殊ニ三十三年度ハ政府ニ於テモ財政練合上大学校ヲ置クコトハ事実出来ヌト云フ事ハ知りツ、モ、知事ニ尽力ヲ依頼スルノハ前後分ラヌ説ト思フ。殊ニ又国

家ト云フモノガ金ガナクシテ困ツテ居ルカラ、小サキ県ヨリ助

ケテヤロウト云フノモ抑モ間違ト考ヘマス。只理屈一遍ニ流レ、

言フコト美ナレハ是非モナク之ヲ取ツテ通過サスルト云フ

コトハ、アマリ面白クナヒト思フ。此ノ大学校設置ノ事ハ当然

県デヤラネバナラヌ事デモナヒノデアル。夫レニ公売処分マデ

モシテ徴収シタ県税ヲ以テ寄付スルニハ及ハント思フ。又大学

校ニ入学セサル人ハ、譬ヘ学校カ熊本ニアツテモソウ変リハナ

ヒカラ、県ノ経済モ顧ミズ高尚ナル議論ヲシテ、尽力ヲ知事ニ

依頼スルノハ甚タ善クナヒト思フ。

二十五番有田次三郎

此ノ事ハ論シタナラハ如何様ニモ議論ハ出来ヨウケレトモ、議

論ノ要旨ハ大概分ツテ居ル。反对者ノ議論ヲ聞クニ、三十八番

説ヲ打毀ス価値ハナヒト思フ。

議長（庄野）採決ヲ致シマス。三十八番ノ建議ノ旨趣ハ、大体知事

ノ発案ナキモノニ金ヲ出スト云フ事ハ出来マセンカラ、本県ニ設

置ヲスルコトニナツテ発案ニナツタナラバ賛成ヲスル積リデア

カラ、知事ニ尽力シテ貰ヒタヒト云フ建議ト思ヒマス。之レニ同

意者ハ起立。

不起立者 拾耆名 過半数可決

議長（庄野）過半数デゴサリマスカラ三十八番説ニ決シマス。

〔註〕原本句読点なし。

四八 九州大学設置に関する福岡県会建議

〔明治三十二年福岡県通常県会決議録〕

建議

大学増設ノ義、其筋ニ企画アルヲ聞クヤ、其位置ノ東北及ヒ九州ニ

有ルヲ察シ、附近ノ諸県非常ノ熱度ヲ以テ其位地ヲ争フニ至レリ。

抑々大学ハ福利ノ根源智識ノ原動力ニシテ、産業ノ発達亦タ之レニ

因ル。故ニ之レヲ県下ニ得ルト否トハ幸不幸ノ訣ル、更ラニ論

ヲ俟タス。顧ミテ九州各県其位地ノ適否ヲ比較スルニ、本県ノ如キ

ハ諸般ノ材料優ニ各県ニ卓越シ、大学ヲ置クニ最好適地ナルヲ信ス。

而シテ此ノ拳タル、千歳ノ一遇、若シ運動ノ敏速ヲ欠キ空シク之レ

ヲ亡フ事アラン乎、遺憾何ソ之ニ過キン。仍テ其位置ヲ本県ニ撰定

セラル、様、閣下ニ於テ尽力アラン事ヲ希望ス。若シ果シテ本県ニ

撰定セラル、ニ至ラハ、設置費ノ内五拾万円、内式拾五万円ハ土地

ヲ以テシ、式拾五万円ハ之ヲ三ヶ年ニ寄附スヘキニヨリ、時宜ヲ見

テ発案アラン事ヲ欲ス。此段本会ノ決議ヲ以テ及建議候也。

明治三十二年十一月三十日

福岡県知事 深野 一三 殿

福岡県会議長 庄野 金十郎

〔註〕原本句読点なし。

四九 九州大学設置に関する熊本県会建議

〔三十二年通常県会議事録〕

議長（菊池）九州大学設置ニ関スル建議案提出アリシヲ以テ、第一二三読会ヲカネ審議ニ附スル旨ヲ告ゲ、書記ヲシテ朗読セシム。

建議

大学設立ニ関シ、本会ノ名ヲ以テ本県知事ニ別紙ノ通り建議致度、此段建議候也。

明治三十二年十二月八日

一番
三番

卅一番

卅九番

卅四番

三十五番

三十七番

建議

政府ハ早晚九州大学ヲ設置セラル、ノ御計画有之趣承リ及ヒ候処、目下其位置ノ義ニ関シ種々ノ浮説相聞ヘ候得共、九州ノ中央ニ在テ四通八達ノ便ヲ占メ、氣候温和風俗淳朴、大学設立ニ最モ適良ナル位置、本県ニ超ユル者ナキハ世間ノ共ニ公認スル所ニ有之候間、政府モ定メテ当県ヲ以テ九州大学設立ノ地ト御撰定相成ルベキハ、信シテ疑ハサル所ニ有之候。就テハ愈右御確定相成候得バ、本県ハ地

方費ヲ以テ大学全部設立ニ要スル適當ノ敷地ヲ寄付シ、該計画速成ノ一助ニ供シ度、何卒県民ノ微意御採納、一日モ速ニ御確定相成候様、其筋ヘ御稟談被成下度、此段県会ノ決議ヲ以テ建議候也。

明治三十二年十二月九日

熊本県会議長

植賀盛純

熊本県知事 徳久恒範殿

右建議案ハ満場一致ニテ可決確定セリ。

〔註〕原本句読点なし。

五〇 九州東北帝国大学設置建議案に関する質疑—その一—

〔第十四回帝国議院衆議院議事速記録〕

第一四号 一九〇〇（明治三三）年一月六日

第十六 九州東北帝国大学設置建議案（星亨外三十六名提出）

九州東北帝国大学設置建議案

帝国ノ進運ニ応シ九州及東北ニ各一箇ノ帝国大学ヲ設置スルノ必要ヲ認ム、政府ハ速ニ其ノ計画ヲ定メ之ヲ第十四回議會ニ提出セムコトヲ望ム

右建議ス

〔菅原傳君演壇ニ登ル〕

○菅原傳君（百九十番） 諸君、私ハ此建議案提出者ノ一人トシテ簡短ニ其趣意ヲ述ベヤウト思フノデゴザイマス、私ノ申述ベヤウト

スル趣意ハ二箇条ニ過ギマセズ、第一ハ此大学ヲ設立スルコトハ必要デアルヤ否ヤト云フコト、第二ハ設立ヲ必要トシテモ財政上之ヲ許スヤ否ヤ、此二要点ニ過ギナイノデゴザイマス、第一ノ大学設立ノ必要ト云フコトニ附イテハ、多言ヲ要サヌコト、思ヒマスル、一國ノ富強ヲ図リ社会ノ進歩ヲ図ルタメニハ、教育ヲ盛ニセナケレバナラス、其レ機關ヲ十分設備セナケレバナラスト云フコトハ、何人モ許ス所ノ議論デゴザイマス、然ルニ我帝國ノ今日ノ教育有様ハドウデゴザイマスルカ、我國方維新以來國家事業諸般ノ經營モセラレ、改正モセラレ、拡張モセラレ、漸々軍備上デモ、或ハ、金融機關ニ關スルコトデモ、或ハ交通運輸ニ關スルコトデモ、其他漸々ト拡張モセラレ、設備モサレマシテ、殊ニ此二十七八年ノ戰役以來ハ、此軍備ニ附イテハ多ク力ヲ尽サレテ、實ニ十分ニ拡張セラレツ、アルニモ拘ラス、此教育ニ關スルコト、殊ニ高等教育機關ニ付キマシテハ、未ダ十分ナル經營ガナイト言ハナケレバナラスノデゴザイマス、試ニ御覽ナサイ、此四千余万ノ人口ヲ有スル帝國ニシテタツタニツノ大学シキヤナイノデアアル、然ルニ欧米諸國ノ有様ハドウデゴザイマスルカ、試ニ独逸ハ幾ラノ大学ヲ有シテ居リマスカ、聞ク所ニ依リマスレバ二十有余ノ大学ヲ有シテ居ルト云フコトデアアル、又伊太利ノ如キモ二十以上ノ大学ヲ有シテ居ル、仏蘭西ハドウデアアルカ、是レ亦十五六ノ大学ヲ有シテ居ルト云フコトニ聞及ンデ居ル、英國ハドウデアアルカ、英蘭ニモ「ユニワルシテ」五ツバカリノ大学ガ

アル、蘇格蘭アンナチツボケナ所ニモ大学ガ四ツアル、愛蘭ニモ二ツアル、又合衆國ノ如キハドウデアアルカ、各州何レノ所ニモ「ステートユニワルシテ」洲立大学ガアル、サウシテアノ國ハ四十有余ノ州ガ御承知ノ通アリマスカラ、此數ノミデモ四十有余ノ大学ガアル——洲立大学ガアル其上ニ、私立ノ大学モ沢山アリマスカラ、亜米利加合衆國ノ如キハ大学ガ百五六十モアルノデアアル、六千万ノ人口ヲ有スル亜米利加ハ大学ガ百五六十モアル、然ルニ四千万ノ人口ヲ有スル此帝國ガ、而モ東方ノ雄邦トカ先進國トカ稱スル此帝國ニ、タツタニツノ大学シカナイト云フコトハ、實ニ遺憾ノ次第デハゴザイマセヌカ、併シ私ハ唯大体論ノミ申スノデゴザイマセヌ、唯世界ノ大体上比較シテ申スノデハゴザイマセヌ、日本ノ現在ノ有様ニ對シテ此ニツノ大学デハ足りナイノデアアル、議論チヤナイ事實ガ迫ツテ居ル、大学ノ増設ヲ迫ツテ居ルノデアリマス、試ニ此四五年間ノ統計ヲ見マスレバ、大学ノ学生ガドウ云フヤウニ増シテ来テ居ルカト云フニ、明治二十七年ニハ一千四百有余人デアアル、二十八年ニハ一千六百余人、二十九年ニハ一千八百余人、三十年ニハ二千二百余人、三十一年ニハ二千四百余人ト云フ、殆ド五年間ノ間ニ倍ニナツテ居ル、千有余ノ学生ガ二千有余ト云フヤウナスノ如ク増加シテ居ルノデゴザイマス、此増加デ參リマスレバ到底今日ノ大学ノミニテハ、是等ノ学生ヲ收容スルノ余地ガナイト云フコトハ、明ナコトデゴザイマス、聞ク所ニ依レバ、余リ学生ガ多過ぎテ、今日ノ東京大

学ノ如キハデス、一ツノ講座、一ツノ教場デ、三百有余ノ学生ガアルト云フコトニ聞イテ居ルノデアリマス、斯ノ如ク一ツノ教場ニ三百有余ノ学生ガアルト云フヤウナコトデハ、ナカ／＼親切ニ適切ナル教授ヲスルト云フコトハ出来ナイノデアル、随テ昨年アタリハ数百人ノ落第生ガ生ジタト云フコトモアル、詰リ是等ノ如キハ其設備ガ十分デナイカラ起ル所ノ結果デアルノデゴザイマセウ、或ハ京都ノ大学ノ如キハ、マダ多少ノ学生ヲ收容スベキ余地ハアルカモ知レマセヌノデゴザイマスケレドモ、大体ヨリ觀察シテ今日ノ日本ノ進運ニ照シテ、外国ト対峙スル点カラ云フテモ、到底二ツノ大学ノミデハ日本ノ益々増加セントスル所ノ学生ト云フ者ヲ、收容スルコトガ出来ナイト私共ハ認ムルノデゴザイマス、又地勢ノ上ヨリ見マシテモ、此東京大学、京都ノ大学ハ日本ノ中部ノ学生ヲ收容スルコトハ出来マセウ、併ナガラ九州トカ東北トカ云フガ如キ、此帝国ノ極端ニ在ル所ノ地方ノ学生ハ、余程不便ニシテ、又二大学ノミニテハ、到底收容スルコトガ出来ヌト云フコトハ明デゴザイマス、故ニ私共ハ断然此際帝国ノ両極端ナル九州ト東北ニ、各大学ヲ設立セシムコトヲ熱望シテ止マヌモノデゴザイマス、以上ハ簡短ニ大学ノ必要ヲ申述ベル理由デゴザイマスガ、併ナガラ財政上ノコトハ如何デアルカト云フニ、財政上ニ附イテハ此大学設立ノ方法ノ如何、其組織如何ニ依ツテ、如何ヤウニモ都合ガ附キマスルコト、私ハ信ズルノデゴザイマス、今日ノ東京大学ノ如ク、今日ハ帝国大学ガ六科ゴザイ

マスガ、六分科アル其上ニ、大学院マデアル、斯ノ如ク全分科ヲ一時ニ完成シヤウトシタナラバ、大学ヲ設立スルコトハナカ／＼困難カモ知レマセヌノデアリマス、財政ノ上カラ見マシテモ、此学生ヲ教授スル所ノ教師ヤ、教授ヲ造ルニシテモ、一時ニ事ヲ為スト云フコトハナカ／＼困難デゴザイマセウ、サリナガラデス、一時ニ各分科ヲ設立セズシテ、二科ナリ三科ナリ漸次ニ之ヲ増設シテ、サウシテ其完成ヲ数年ノ後二期シタナラバ、即チ継継事業トシテ之ヲヤツテ参ツタナラバ、財政上カラ云テモ、必シモ難事トハ私共認ナイノデゴザイマス、私共相当ナル経験ノアル専門家等ノ意見モ聞キ、又私共自分デ調査致シマシタ所ニ依ツテモデス、二分科三分科ヲ設置シテ漸々大学ヲ設立スルト云フコトナラバ、費用モ余リ多ク掛ラナイノダ、例ヘバ法科一ツ設立シヤウガ、三百人位ノ学生デ以テ十万円内外デ、是ガ出来ルト云フコトニナツタ或ハ工科ノ如キハ、三十万円内外ノ金ヲ以テ設立スルコトガ出来ルト云フコトニナツタ、二ツ合セタ所ガ四十万円内外デ、此二分科ト云フモノハ設立サレルコトガ出来ルノデス、金ト云フモノハ余リ多額ナモノデハゴザイマセヌ、殊ニデス、今日教育ノコトニ附イテハ、各地方到ル処デ熱心デ、九州ノ如キモ東北ノ如キモ、若シ大学ニシテ設立セラル、ナラバ、相応ノ献金ヲ為スト云フコトニ其地方ノ県会ハ議決シテアルノダ、宮城県ノ如キハ既ニ三十五万圓献金セントスル、九州ニ於テモ五十万圓献金セントシテ居ルノダ、若シ二分科ダケノ大学ヲ設立スルト

云フナラバ、此献金ノミデモ創業費ト云フモノハ間ニ合フデハゴザイマセヌカ、又維持費經常費ハドウデアルカト云ヘバ、是モ専門家等ノ話ニ依ツテ調査シマシテモ、二分科位ナラバ二十五万円内外ノ金デ、維持スルコトガ出来ヤウト云フ話デアリマス、実ニ少額ナモノデハゴザイマセヌカ、且ツ其事業モ今日茲ニ確定シテ置キマスレバ、来年再来年カラ直チニ国库ノ費用ガ要スルト云フ訳デハナイ、三年四年ハ或ハ地方ノ義捐金ニ依ツテモ宜シイノデゴザイマス、三十六七年ヨリ此国库カラ出シテ宜シイノデアル、何ゼナラバ其間ニハ地面ヲ買フトカ、或ハ家ヲ造ルトカ、或ハ教師ヲ養成スルトカ、漸々ニヤツテイケルノデアル、斯ク申シテ見マシタナラバ、財政ノ点ヨリ論ジテモ、此大学ヲ設立スルト云フコトハ、別ニ難事デナイコト、思フノデゴザイマスル故ニ、吾々ハ大体教育ノ必要ヨリシテモ、財政上ヨリシテモ、今日大学ノ設立ヲ必要ト認メル次第デゴザイマスル、尚ホ終リニ臨ンデ一言申シテ置キマスレバ、教育ノ事タル実ニ永遠ノコトニシテ、又其効果モ直チニ速ニ之ヲ収ムルト云フコトハ出来ヌノデゴザイマスル、同時ニ今日一度此設立ヲ後ラカセバ、十年ニモ二十年ニモ百年ニモ影響スルノデゴザイマスル、実ニ是ハ忽ニ出来ナイノダ、前御話シタ通、教師ヲ養成スルニモ、三年モ四年モ掛ル、中学校高等学校ヨリモ、一層此教師其他ノ設備ト云フモノハ、難事デアルノデゴザイマスカラ、出来ルダケ速ニ諸君モ御賛成下サレテ、政府ニ於テモ速ニ其計画ヲ立テ、此議會ニ提出セ

ラレンコトヲ本員等ハ希望シテ止マヌモノデゴザイマスル

○恆松隆慶君（百四十三番） 此ニ大ニ学校ノ建議案ハ、殊ニ結構ナコトデアリマスルガ、併ナガラ是ハ一応委員ニ託シテ、十分政府ノ意向ヲ確メテ再ビ出マシタトキニ、満場一致デ賛成シタラ宜カラウト思ヒマス、此案ハ特ニ委員九名ヲ議長カラ、指名セラレンコトヲ希望致シマス

〔賛成〕ト呼フ者アリ

○議長（片岡健吉君） 恆松隆慶君カラ委員付託ノ動議ガ出マシタガ、御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長（片岡健吉君） 御異議ガナケレバ、恆松隆慶君ノ動議ノ通決シマス、

五一 九州東北帝国大学設置建議案審査特別委員会議事録

〔第十四回帝国議會衆議院九州東北帝国大学設置建議案審査特別

委員会速記録〕第一号 一九〇〇（明治三三）年一月二九日

明治三十三年一月二十九日（月曜）午前十一時二分開議

○委員長（藤金作君） 九州東北帝国大学設置建議案ニ対シマシテ

是ヨリ委員会ヲ開ラキマス、先ヅ以テ質問ヲシテ詳細政府委員ノ御答ヲ求メヤウト思ヒマス、私モ質問シタイト思ヒマスコトガゴザイマスカラ、佐藤サン暫ク御代リヲ願ヒタイ

- (佐藤清君) 然ラバ暫時私ガ委員長代理ヲ致シマス
- (藤金作君) 私ハ此建議案ニ対シマシテ、先ヅ以テ現今ノ大学ニ於テノ実況ヲ伺ヒタイノデアリマス、現在東京帝国大学京都大学ノ二大学校ニ於キマシテ、創業以來卒業シタ所ノ生徒ノ数ノ御調査表ガアラウト思ヒマスカラ、是モ一ツ出来テ居リマスコノガアリマズレバ頂戴シタイガ、ソレハアルノデゴザイマセウカ
- 政府委員(岡田良平君) アリマスカ、アトデ差上ゲルコトニ致シマスカ
- (藤金作君) 左様願ヒマス、ソレカラ其次ニ於キマシテ、尚必要ト思ヒマスノハ、既往ノ五箇年間ニ於テ試験ヲ受ケタ所ノ生徒ノ数、ソレカラ及第シタ者、落第シタ者、及入学ヲ許サレタ者、此三ツニ付キ区別シタモノガ出来テ居レバ、ソレモ頂戴シタイ
- 政府委員(岡田良平君) 大学ノ方ハ入学ノ際ニハ残ラズ入学ヲ許シテ落第シタ者ハアリマセヌ、ソレデ入学生ノ数デモ挙ゲルコトニ致シマスカ
- (藤金作君) ソレデハ左様願ヒマセウ、ソレカラ現在学生ノ府県別、ソレカラ高等中学ニ於テ既往五箇年間々卒業シタ所ノ、生徒ノ数ガ御分リニナレバソレモ頂戴シタイ、ソレカラ現在ノ二大学校ニ於テ、三十三年度ニ於テ收容シ得ベキ学生ハ各科ニ分ケテ何程位入レラレルコトガ出来ルカ、即三十三年度及今後ノ御見込迄モ調査ガ出来テ居リマスレバソレモ頂戴シタイ
- 政府委員(岡田良平君) 宜シウゴザイマス、承知致シマシタ
- 政府委員(奥田義人君) ソレハ三十五年迄計算シテアリマスカラ、アトデ差上ゲルコトニ致シマス
- (藤金作君) ソレカラ二大学校ニ於ケル現在ノ御組合セノ経費……
- 政府委員(奥田義人君) ソレハ経常費ト創立費デアリマスカ——経常費ト云フト例令バ工科大学ナラ工科大学ノ中ニモ、御承知ノ通り色々ノ学科ガアルデスナ、即チ採鉱冶金トカ、土木工学トカ、器械工学トカ、凡ソ九ツ程アル、其学科ノ中デ此分ヲ置カナケレバドレ程ノ経費ヲ減ズルトカ、又置ケバ是ダケノ経費ガ要ルトカ云フ訳ニナルノデアリマスカ、又工科大学ナラ工科大学ノ全体ノ分ダケデ宜シイノデアリマスカ
- (藤金作君) 将来ノコトヲ調べルニ付イテハ、現在ノモノヲ詳しく調べルト云フ必要ガアリマスカラ、成ルベク内訳細目ノ御取調ガ出来テ居リマスレバ、頂戴シタイ
- 政府委員(寺田勇吉君) ソレハドウモムヅカシイト思ヒマス、京都大学ノ創立費ナドハ直ガ分リマスカ、東京大学ノ方ハドウモ最初カラデハ、ナカナカ永イコトデアリマスカラ、ドウ云フ風ニ計算シテ宜イヤラ、計算ノ仕方ガ誠ニ困難デアリマス
- (藤金作君) ソレハアナタ方ノ御考デ、是ダケニシテ出シタナラバ、チヨット一通リ見得ラル、ト云フコトニシテ、出来得ル限り

ノ方法ヲ以テ御示シヲ願ヒタイ

○政府委員(奥田義人君) 新ラシキ大学ヲ建ルニ付イテ、工科大學ニハ凡ソ是ダケノ学科ヲ置イテ、サウシテ総体ドレ位ノ經費ガ掛ルト云フヤウナ調ハ出来テ居ルノデス

○(藤金作君) 左様デゴザイマスカ、ソレモ頂戴シマス

○政府委員(奥田義人君) ソレガアリマスレバ宜シイデハゴザイマセヌカ、是迄ノ現在ノ大学ノ分ニ就イテ調べハ必要ハナイヤウニ思ヒマスガ……

○(藤金作君) 計画ヲ新タニシヤウト云フモノガアレバ宜シイヤウナモノデゴザイマスガ、先ヅ以テ大学ノ根柢カラ見タイト云フノガ希望デゴザイマス、格別御手数数方係リ日子ヲ要スルコトデアレバ、成ルタケ簡易ナモノデ宜シウゴザイマス、御取調御面倒デナイ範圍内デ

○政府委員(寺田勇吉君) 面倒ハ厭ヒマセヌ、出来マスコトナラバ致シマスガ、京都大学ナラバ最モ容易ク御注文通りノモノガ出来ル、東京大学ハズット最初カラ総テ拳グルト云フコトガ、殆ド出来得ナイヤウニ思ヒマス

○(藤金作君) サウ云フ事ハムツカシイコトナラバ願フダケノ必要ハゴザイマセヌ、唯容易ク御分リニナルモノダケデ宜シウゴザイマス

○政府委員(寺田勇吉君) ソレデヤ出来得ル限り調べテ差出スコ

トニ致シマス

○(藤金作君) ソレモ遅レテハ仕方ガアリマセヌカラ、成ル可ク早く、ソレカラ唯今次官ノ御述べニナリマシタルヤウニ、是ヨリニ大学ヲ設立スルト云フ所ノ創業費ハ、御調べニナツテ居ルト云フコトデゴザイマスカラ、是モ第一ノ御調べ十分完全ナル目的ヲ以テ、計画ノ御趣意デアツタ様子デゴザイマシタガ、漏レ何フ所デハ、又煉瓦ヲ木造ニスルトカ、色々節減ノ方法ヲ御研究ニナツテ、金額モ又從ツテ減少シタ所ノ予算ガアルヤウニ伺ヒマシタガ、ソレ等ノ書類モ一ツ成ルダケ御渡シノ出来ル限りハ頂戴致シタイ

○政府委員(寺田勇吉君) チヨット伺ヒマスガ、サウシマストニツ上ゲル、極ク完全ニスレバ是ダケ掛ル、極ク儉約シテナレバ是ダケ掛ル、斯ウ云フ調べヲニツ差シ上ゲル訳デスカ

○(藤金作君) ドウカソレガ出来テ居リマスヤウニ伺ヒマシタ

○政府委員(奥田義人君) チヨット御答致シマスガ、サウ云フヤウナニ様ニ取調べタノデハアリマセヌ、初メ其生徒ノ定員ヲ一分科大學デ五百人ト積ツテ、サウシテ計画ヲ立テマシタモノデアリマスカラ、ソコデ經費ガ上ツテ居リマス、ソレヲ一分科大學ヲ二百人ノ定員ト見テ調べ直シタノデ、金額ノ減ジタノデアツテ、建築ノコト杯ニ就キマシテ、或ハ煉瓦デ建テルノヲ木造ニシタトカ、何トカ云フコトハナイノデアリマス、多クハ皆ナ木造デ建ルコトニシテ初メカラ計画ヲシテ居リマシタ、已ムヲ得ナイ所ダケヲ煉瓦デ造ル、サ

ウ云フヤウナコトニ就イテノ計画ハチヨットモ變ツテ居ラス

○(藤金作君) 就キマシテ文部省ニ於キマシテハ、二大学ノ必要ハ既ニ業ニ御認めニナツテ御計画ニナツタコトト存ジマスガ、經濟上ノ都合ニ付キ大蔵省トノ御交渉デ運バズシテ、余儀ナク見合せタト云フコトヲ伺ヒマシタガ、議會モ建議ノ已ムヲ得ザルコトニナツタ、サテ文部省ニ於テ御調査ニナリマシテ、将来大学ノ必要ト御認メニナリマシタ要点ニ就イテ、ドウカ一ツ此処デ次官ヨリ詳細ノ御説明ヲ願ヒタイト思ヒマス

○政府委員(奥田義人君) 御質問ノコトハソレダケデスカ

○(藤金作君) ソレヲ伺ツタ上デアトノ所ヲ必要ガアレバ伺ヒマス、先ヅ之ヲ必要トスル事情、学年ノ有様ヨリ現在ヲ以テ将来ヲ量レバ、早く着手シナケレバナラヌト云フコトハ分ツテ居リマスガ、事實ヲ挙ゲテ御説明ヲ伺ヒマシタナラバ、私共調査上ニ於テモ甚ダ便利ダラウト思ヒマス

○(山口熊野君) ドウデセウ藤サン、アナタカラ御質問ニナツタ所ノコトハ、今大抵御調べニナツテ已ニ成案ガ御アリニナルヤウデスガ、直グ此処デ御話ヲ願ツタ方ガ早ク分ルデハアリマセヌカ

○(藤金作君) ソレハ頂戴モシマセウガ、今後必要ニ迫ツタ事情ニ就イテ、御説明ヲ大体伺フコトニ致シマス

○政府委員(奥田義人君) 文部省ニ於キマシテ、此大学増設ノ必要ヲ認メマシタ所以下申シマスルモノハ、別段此処デ一々御話ヲ致

シマセナクテモ、概略皆諸君御承知ノコトデアリマシテ、今日現在ノ有様ト云フモノガ、中学校ヲ卒業致シマシテソレカラ段々其専門ノ学科ニ移ツテ研究ヲシヤウト云フ志望者ト云フモノガ、其卒業生ノ中デ以テ殆ド九分九厘マデモアルヤウナ次第デアル、然ルニ其卒業生ト云フモノハ、悉ク皆ナ大学ノ方ニ進入ヲスルト云フモノデモナクシテ、各種ノ専門学校ニ這入り低度ナル専門学校ニ這入ツテ、ソレト業ヲ修メタイト云フ志望ノ者モ数多イコトデアリマス、ソレ等ノ凡ソ此例ヲ取ツテ見マスルノニ、明治四十年ニ至リマスルト云フト、中学校ノ卒業ノ予定人員ト云フモノガ、一年ニ一万六千八百余モアルヤウナ計算ガ出テ参リマスルノデ、今日ノ勢ヲ以テ推算シテ見マスルト、ソレカラシテ其中デ以テ高等学校ニ這入ツテ、高等学校ヲ經テ大学ヲ進マウト云フ希望ヲ懷ク者ガ、一万二千余位ニ達スルデアラウト思ハレマス、ソレハ四十年ニ至ツタトキデ、サウシマスレバ此一万二千バカリノ中学校ノ卒業生ガ、高等学校ヲ經テサウシテ大学ニ進ミマスル場合ニナツテ来マスルト、今日ノ二大学デハ御承知ノ通りニ、東京ノ帝国大学ニ目下ノトコロ二千七百人バカリノ学生生徒ガアリマスル、其大学生生徒ト云フモノハ、或ル学科ニ就キマシテハ志望者ガ少ナクシテ、多少予定人員ニ満たヌ所モアリマスルケレドモ、先ヅ概略申シマスルト云フト殆ド充滿シテ入切レズシテ、法科大学ノ如キハ一教場デ以テ四百人モ一緒ニ教授ヲシテ居ルト云フヤウナ有様デアリマス、デ此上到底学生々徒ノ数ヲ殖

シテ尚收容スルト云フコトハ出来マセヌ、ソレカラ又京都ノ帝国大
 学ノ如キハ、御承知ノ通未ダ創設以來日モ浅イコトデアリマスデ、
 十分前途ノコトヲ見込ム訳ニハ參リマセヌケレドモ、是モ東京ト同
 シク二千五百人ノ生徒ヲ入レ得ルト見マシタ所ガ、併シテ六千足ラ
 ズノ人員ホカ、此大学ニ收容スルコトガ出来ナイノデアリマス、ソ
 レデアリマスルニ依テ、一万二千人ノ志望者ノ中デ、六千ダケ今ノ
 二大学ニ收容スルコトガ出来ルト見マシテモ、残ル所ノ六千人ヲ收
 容スルコトガ出来ナイ訳ニナリマス、ソレデ之ヲ收容スルニハ、尚
 ニツバカリノ大学ヲ増設シテ收容シナケレバ、前途是等ノ人ノ目的
 ヲ達セシムルコトガ出来ナイト云フ見込カラシテ、大学増設ノ必要
 ヲ感ジテ居ルノデアリマス、尚将来ノコトハ此所デ述ベマシテモ宜
 イノデアリマスケレドモ、表杯ニ涉リマスト大分錯雜致サウト思ヒ
 マス、概略ソレダケ大体ノコトヲ御話シテ置キマスレバ、御分リニ
 ナルダラウト思ヒマス

○(藤金作君) 唯今次官ノ大体ニ就イテ御説明デゴザイマシテ、
 今ヨリ二大学ノ設立ハ急務デアアルノミナラズ、ソレデモ将来満足ス
 ルコトガ出来ナイヤウニモ考ヘマス、差当ル所一教場ニ於テ四百人
 ヲ入レテ置イテ、十分ナル教育ノ出来ナイト云フコトハ、既ニ建議
 者タル菅原君カラモ委シク演説ガアリマシタガ、之ヲ完全ナル教育
 ヲスルニハ一教場何人位ガ適當ノモノデアルカ、ソレヲ伺ヒタイ
 ○政府委員(奥田義人君) ソレハ学科ノ種類ニ依リマシテ各々違

ヒマスルノデ、例ヘバ工科大学杯ノ如キハ一教場デ以テ、多数ノ生
 徒ヲ教授シテ行クト云フコトハ到底出来マセヌ、何故ト云ヒマスレ
 バ、一々機械等ニ就イテ説明ヲシテ教授シテ行カナケレバナリマセ
 ヌカラ、大抵十人乃至二十人位シカ教授スルコトガ出来マイト思ヒ
 マス、法科大学文科大学ニナリマスレバ、百人百五十人位ハ一教場
 デ教ヘテ參リマシテモ差支アルマイト思ヒマス、モウ二百人三百人
 ト云フ数ニナリマス、到底親切ニ講義ヲシテ行クト云フコトハム
 ズカシイノデアリマス、ソレモ独逸ニ於ケル如ク講義ノ仕放シデ以
 テ、別ニ試験モ何モセズニ聴キタイモノハ聴ク、聴キタクナイモノ
 ハ聴カナイト云フヤウニヤツテ行キマスレバ差支アリマセヌガ、併
 シ御承知ノ通り独逸ノ大学ト日本ノ大学ハ制度ガ違ツテ居リマシテ、
 毎年試験ヲシテサウシテ最後ニ卒業試験ヲ行ツテ、大学ヲ卒業セシ
 ムルヤウニナツテ居リマス、サウシテ參リマスレバ到底数百人ノ生
 徒ニ一時ニ講義シテ行クト云フコトハ、仮令法科文科デアリマシテ
 モ余程困難ノミナラズ、是マデ落第生杯ノ随分數ノ多ク出来マスル
 ノモ、ソレガ一原因ニナツテ居ルヤウナ訳デアリマシテ、何学科ニ
 就イテ凡ソ何人ト云フコトハ、チヨット今此所デ申上ゲ兼ネマスノ
 デ皆ナ学科々々ニ依テ異ルト思ヒマス

○(藤金作君) 尚ホ伺ヒタウゴザイマスガ、ソレナラバ現在各学
 校科目ニ就イテ今入校シテ居ル生徒ヲ、適當ナル數ニ引直スト、此
 數ガ適當デアルト云フ所ノ比較表ヲ御作り下サツテ、例ヘバ法科ノ

方ナラバ法科ハ是ダケノ生徒ノ数ナラバ、十分ナル教育ガ出来ルモノデアラウト云フ比較ノ出来ルモノデアラウト思ヒマス、ソレハ簡單ニ出来ル表デアラウト思ヒマスカラ、是モ後ニ御調査ガ出来マスタラバ戴キタイ、併シ其点ニ就イテ伺ヒタイノハ、今御話ノ如ク百人入ルベキ所ヘ二百人入レタト云ヘバ、教授上ニ不都合ノ生ズルコトハ当然デアアル、一升枘ニ二升入レ、バ一升ダケハ外ニ溢レテ出ルト云フ結果ニナル所ガ、今当局者ノ御答デアリ既ニサウナツテ居ルヤウニ思ハレル、既ニサウナツテ居ルトスレバ、今日マデ大学ノ計画ヲシテ議會ニ御提出ノナイノハドウ云フ訳デ、此数年間等閑ニ付シテアツタデアリマセウカ、甚ダ不審ニ堪ヘヌコトデアリマス、文部省ハ数年間其事ヲ怠ラレテ居ッタコト、心得テ宜シウゴザイマスカ

○政府委員(奥田義人君) 当局者ニ於テハ決シテ怠ツテ居ッタノデアアリマセヌ、ソレハ計画ヲ立テ、是非増設シタイト云フ考デ居リマシタ、ケレドモ既ニ諸君ガ御協賛ニナリマシタ所ノ予算ニ於テ、御承知ノ通り毎年ノ歳出入ヲ比較シテ見マシタコロデ、到底今日余裕ノナイト云フコトハ明カデアリマス、大学ヲ一ツ増設致シマスルニ就イテモ、中々容易ナラヌ費用ガ掛リマシテ、予算ニ立テ、居ル所ニ依テ見マシテモ、法科大学工科大学医科大学ノ三分科大学デ組織シタ大学ヲ立テマスニ、創立費デ以テ貳百貳拾万円バカリ掛リ、ソレガ出来上リマシタ所デ經常費ニ凡ソ五拾万円バカリ掛リマス、

ソレヲ二ツ増シテ参リマスレバ、其倍ノモノガ掛ツテ来ルト云フヤウナ訳デアリマシテ、余程巨額ノ費用ニナリマスノデ、今日マデノ財政ガ許サズシテ茲ニ至ツテ居ルノデ、財政ノ余裕サヘ付キマシタナラバ、何時デモ増設セラレルコトヲ当局者ハ欲シテ居ルトコロデナイ、実ニ熱望シテ居ルノデ決シテ怠ツテ居ルノデモ何デモナイ、全ク財政ガ許サナイ為メ今日ニ至ツテ居ルノデゴザイマス

○藤金作君 唯今ノ御答弁ハ甚ダ私ハ驚入ツタコト、思ヒマス、此財政ノ困難ヲ御配慮ニナルノハ、誠ニ結構デゴザイマスケレドモ大学ノ創立費ト經常費ノ金額ハ大ナルモノデハゴザイマスケレドモ、又国家ノ今日ノ有様ニ照シマスレバ、万般ノ經濟上ノ中ニ於テモ、此教育ノ事ハ頗ル必要デアリ、急務デアアルト思フノデゴザイマス、然ルニ二度ノ御提出ガアツテ、之ヲ議會ガ經濟上ノ許サヌ所ヲ以テ否決シタナラバ、唯今ノ御答弁ハ御尤モト思ヒマスガ、未ダ吾々ニ於テ此数年間ニ一向大学ノ御提案ガアリマセヌ、其他沢山ナル戦後經營其他ノ事ニ付イテハ、此数年間ニ——戦前ニ比べマスト云フト、殆ド三倍ノ歳入歳出ニナツテ来テ居ル、此間ニ御提出ニナツテ居リマスレバドウカ御協賛ヲシテ、既二十三十二ノ議會中ニハ可決シテ居ルコトデアラウト、私共思フテ居ッタノデゴザイマス、尚此十四議會ニ於テモ經濟上ノ事ヲ考ヘテ、此議會ニ御諮リニナラヌト云フコトハ、少シク文部省トシテ御遠慮シ過シデアラウト考ヘマスル、御提出ノ御勇氣ノナイノハ不思議ト私共ハ思フ、ソレデ大蔵省ト御

交渉モアツタ様子デゴザイマスケレドモ、マダ御熱心ノ足ラヌジヤ
 ナイカト考ヘマスカラ質問致スノデゴザイマス、ソレハ余リ議論ニ
 涉リマスカラ、深くハ切入ツタ質問ハ致シマセヌケレドモ、マ少シ
 御尽力下スツタナラバ出来テ居ツタカト存ジマスル

○政府委員（奥田義人君） ソレ等ノコトニ付イテハ、私カラ直接
 ニ御答弁ヲ致ス事ハ甚ダ困難デハアリマスガ、御承知ノ通りニ此予
 算ヲ定メマスルニ付イテハ、國務ノ緩急ヲ計ツテ政府ニ於テソレノ
 最モ急ナルモノカラシテ、先ニ計画ヲシテ往ク順序ニ勿論ナツテ居
 リマスノデ、議會ニ於テモ亦其政府ノ計画シタル所ヲ御是認ナスツ
 テ、今日マデ来ツテ居ルコトデアリマセウト存ジマス、勿論政府ニ
 於テモ大学ノ増設等ノ事ハ、決シテ不急ナ事デアルトハ信ジナイノ
 デ、最モ急ナコトデハアルニ違ヒナイケレドモ、尚是ヨリモ目下迫
 ヲテ急ナルモノガ数多クアツテ、今日マデ其方ニ國費ノ多クガ費エ
 テ居ルヤウナ次第デアリマスノデ、提出スル運ビニ至ラナカッタノ
 デアラウト自分ハ信ジマスル、ソレ等ノ順序等ニ付イテハ、既ニ議
 會ニ於テモ予算ヲ御協賛ニナツテ居リマス以上ハ、其緩急ノ順序ノ
 事モ議會ニ於テ御是認ニナツテ居ルコト、信ジマスノデ、一言御答
 ヲ致シマス

○（菅原傳君） 次官ノ唯今マデノ御話ヲ承リマシテモ、詰リ此提
 出者ノ趣意ハ略ボ御同様デ、設立ト云フコトハ固ヨリ文部省デハ御
 賛成ナノデアリマスナ

○政府委員（奥田義人君） 左様デゴザイマス

○（佐々木正藏君） 此学校設置ノ事ニ付イテハ、独リ大学ノミナ
 ラズ、高等学校ノ設置ト云フコトモ段々建議案ガ出テ居ルノデスガ、
 当局者デハ此ニ二大学ノ設置ト其他各所へ建議ノ出テ居ル所ノ高等学
 校ノ設置ト云フコトハ、何レヲ急ト御認メデアリマスカ御尋致シマ
 ス

○政府委員（奥田義人君） 是ハソノ御承知ノ通りニ、唯今ノ高等
 学校令ニ依テ見マスルト、高等学校ト云フモノハ大学ノ予科ニナツ
 テ居ルノデハナクシテ、各種ノ専門学科ヲ設ケルノガ本体ニナツテ
 居リマシテ、大学ノ予科ト云フモノハ全ク附属トシテ、唯設置スル
 コトヲ得ト云フノ規定ニナツテ居リマス、ソレ故ニ今日議院カラシ
 テ建議ニナツテ居リマス所ノ高等学校設置ト云フノハ、高等学校令
 ニ依ツタ所ノ高等学校ヲ設置スルト云フコトノ建議デアルカ、ドウ
 デアルカ、先日ノ委員会ニ於テモ御尋シタ所ガ、全ク大学ノ予科ト
 シテノ高等学校ノ積リデアアル、斯ウ云フ委員諸君ノ御答デアッタヤ
 ウニ覺エテ居リマスノデ、勿論文部省ニ於キマシテモ、今日ノ高等
 学校令ト云フモノハ改正ヲシテ、全クアレハ大学ノ予科ニシテ仕舞
 ヒタイト云フ積リデゴザイマス、各種ノ専門学科ヲ設ケテヤツテ見
 マシタノデアリマスガ、經驗上ドウモ一ノ高等学校ノ中ニ、各種ノ
 専門学科ヲ設ケテヤルト云フコトハナカ／＼困難デアアル、利害ガ少
 クシテ却テ害ノ方ガ多イヤウナ結果デアリマスノデ、ソレデ各種ノ

専門学科ハ追々独立ノ専門学校ヲ設ケルト云フ方ノ方針ニシテ、今ノ高等学校ハ大学ノ予科ト云フヤウナ趣意ニシテ仕舞タイト云フ計画デゴザイマス、シテ見マズルト大学増設ト高等学校ノ増設ト云フモノハ、全ク相関聯シタモノニナツテ参リマス、大学ガ増設ニナリマスレバ高等学校ヲ増設セバナラズ、高等学校ヲ増設ニナリマスナラバ、大学ヲ増設シナケレバナラヌト云フ訳ニナツテ来ルノデ、何方ガ急デアルトカ急デナイトカ云フコトハ言ハレマセヌ、全ク同時ニ急ナルモノハ急デアルノデゴザイマス

○(山口熊野君) チョット同ヒマスガ吾々モ此建議案ニ付イテハ殆ト異論ノナイ、最モ賛成ノ問題デゴザイマスガ、唯今当局ノ御方カラ御説明モゴザイマシタガ、文部省ノ御計画ハ法工医ト云フ此三科ヲバ入レタル場合ニ於テ、二百五十万円ト云フ巨額ノ費用ヲ要スルト云フコトニナツテ、今日マデニナツテ居ル、若シモ此委員会ノ決定ニ於テ、或ハ財政上ノ都合カラ此三学科ヲ必ず完備シナケレバナラス、或ハ法工二科デ止メテ置イテ、而シテ此大学ノ設置ヲバ可決スルト云フ場合ニ於キマシテハ、当局者モ別段ニ御異論モナイコトト思ヒマスガ、如何デゴザイマス

○政府委員(奥田義人君) 勿論別段ニ異存ガアルト云フ訳デハゴザイマセヌケレドモ、例ヘバ茲ニ法科大学ナラ法科大学ヲバ起スコトニナルト、高等学校ヲ卒業シマシタ者ガ折角自分ハ工科ノ方ヲヤリタイト思ヒ、或ハ又医科ノ方ヲヤリタイト思ツテモ這入ルコトガ

出来マセヌ為ニ、已ムヲ得ズ外ノ方ニ移ツテ往クト云フヤウナ事ニナツテ、生徒ノ志望スル処ニ満足ヲ与ヘルコトガ出来ヌヤウナ結果ヲ生ジマスル而バナラズ、此一般ノ学事ノ上カラ言ヒマシテモ、高等学校ノ卒業生ヲシテ余リ一方ニ偏セシメテ仕舞フト云フコトハ、甚ダ好マシクナイコトデアリマスシ、殊ニ又目下医科ノ如キ工科ノ如キ最モ其需要ノ多ク今日デアリマスニ依テハ、相成ベクハ一ノ大学ガ増設ニナルト云フコトデアルナラバ、此三分科大学ダケハ同時ニ立テルヤウニ致シマス、生徒ノ希望ヲ満たス上カラ云ツテモ宜イシ、又学制ノ上カラ云ツテモ大ニ利益ノアルコトデアラウト思ヒマス

○(菅原傳君) 尚已ムナクンバ二科デモ御同意アリマスガ

○政府委員(奥田義人君) ソレハナイヨリハ宜カラウト思ヒマス、決シテ不同意デアリマセヌ

○(佐伯誠一郎君) 私ハ政府委員ニ御尋致シマスガ、是マデ大学ノ増設ヲ必要ト御認めニナツテ其案ヲ御提出ニナラナカツタノハ、全ク経済ノ点ニ関ツテ御提出ニナラナカツタヤウニ御答ガアリマシタカ、此建議ニ付イテ経済ノ許スカ許サヌカト云フコトハ、大蔵省ノ方ニ御諮リニナツテ居ルノデゴザイマスガ

○政府委員(奥田義人君) 是ハ三十三年度ニ於テハ、到底ムヅカシイト云フコトニ政府ノ決議ガナツテ居リマス、財政ノ模様ニ依テハ或ハ三十四年度ニ計画シテ提出ニナルカモ知レマセヌケレドモ、

目下ノ処デハ財政ノ当局者ハ三十三年度ニ於テハ、到底見込ヲ立テルコトハ出来得ナイト云フコトニナツテ居リマス

○(佐伯誠一郎君) サウスルト、此建議ノ大体ノ趣意ハ御同意デアリマスケレドモ、此三十三年度ニ於テハ御不同意ト云フコトデアリマスナ

○政府委員(奥田義人君) 今日マデ政府ノ決定シテ居ルトコロデハ、先ツサウ御答ヲスルヨリ致方ハゴザイマセヌ

○(佐伯誠一郎君) 然ラバ此建議ガ実地成立スルノハ、チヨットマダ漠然タルヤウニ考ヘラレマスカ、三十四年度カラ五年度ニ至テ

ハ、此建議ガ成立スルカセヌカト云フ御見込ハナイノデアリマスカ
○政府委員(奥田義人君) 成ルベクハ一年モ早く着手スルヤウニシタイト云フ積リヲ以テ、当局ニ於テモ熱心ニ財政ノ当局ノ方ニ向ツテ協議ヲ遂ゲテ居ルヤウナ次第デアリマスカラ、出来得ルコトデアリマスレバ——財政ノ都合ガ許シマスレバ、成ルベク早く此予算ヲ提出シタイト考デアリマス、何時提出ヲスルト云フコトハ今此処デ明言ヲ致兼ネマス

○(山口熊野君) 先程御話中ニ、法工匠三科ヲ置イテ一校ノ経常費ガ五拾万四ト云フ御話ガアツタヤウニ記憶シテ居リマスカ、法科ト工科ノ二科ノミニ致シマシタナラバドノ位デ済ミマスカ

○政府委員(奥田義人君) 大抵半額位デス

○(佐々木正藏君) 此大学設置ノコトヲ、各地方デ熱望ノ余リ、

設備費ノ寄附等ヲ出願シテ居ル箇所ガ段々アルト云フコトデアリマスカ、凡ソ何県何県デ寄附ノ高ハドノ位ト云フコトハ、御説明ガ出来得ルナラ承リタイ

○政府委員(奥田義人君) 大学増設ニ関シテ此寄附等ノ申出デニナツテ居リマスノハ、久留米宮城県長崎北海道庁、ソレカラ福岡ソレダケデアリマス、久留米ヨリハ三十二年ノ四月十四日ニ敷地ヲ寄附スルカラ、久留米ニ大学ヲ建ツテ貰ヒタイト云フコトヲ申出テ居リマス、宮城ヨリハ三十二年六月五日ニ、仙台ニ大学ヲ設置シテ貰ヒタイト云フコトニ付イテ、三拾五万圓寄附スルト云フコトヲ申出テ居リマス、長崎ヨリハ同年ノ六月二十日ニ、ヤハリ長崎ニ大学ヲ設置シテ貰ヒタイト云フコトニ付イテ、五十万圓寄附スルト云フコトヲ申出ニナツテ居リマス、福岡ヨリモ同年ノ九月二十日ニ五十万圓寄附スルニ依テ、福岡県下ニ大学ヲ設置シテ貰ヒタイト云フコトノ申出ガゴザイマス北海道庁ノハ当時アスコニ官立ノ札幌農学校ト云フモノガアル、ソレヲ大学ニ引直シテ貰ヒタイト云フコトノ申出デアリマシテ、大学ヲ建テタイト云フ申出デハゴザイマセヌ、先ツソレダケデアリマス

○(佐伯誠一郎君) モウ一ツ政府委員ニ御尋致シマスカ、唯今寄附ノコトニ関シテ大学其他各種ノ学校設立ノ当然ノ地形ノ処ハ、統轄ニナツテ居ル文部省ガ既ニ業ニ御認定ニナツテ居ルコトヲ考ヘマスカ、其当然ノ箇所ヨリモ他ノ地方カラノ沢山ノ寄附金ノ高二依テ、

当然ノ設立地ヲ除イテ他ニ変転スルヤウナコトハアルモノデアリマスカ、又サウ云フコトハ一切ナイノデアリマスカ

○政府委員（奥田義人君） 左様ナコトハ一切アルベキコトデハアリマセヌ、文部省ニ於テハ全国ノ地形上其土地ノ状況ヨリ考ヘテ、凡ソ此処ニハ大学ヲ建テ、適當デアル、此処ニハ高等学校ヲ建テ、適當デアルト云フコトハ内定致シテ居リマス、寄附金ノ多イ寡イニ依テ、其位置ヲ變更スルヤウナコトハ決シテゴザイマセヌ

○（菅原傳君） 併シ若シ寄附金ガアツタナラバ、ソレハ御受取ニナルデセウナ

○政府委員（奥田義人君） 是ハ内務省ニ關係ヲ持チマス、内務省デ以テドウモ地方ノ經濟上、是ダケノ寄附ヲナサシメテハ其地方ノ将来ニ於テ、到底經濟ヲ維持シテ往クコトガ出来得ナイ、負担力ニ堪ヘナイヤウナ見込ガアリマス、是ハ已ムヲ得マセヌカラ内務大臣ガ許可ヲシナイデヤラウケレドモ、内務大臣ニ於テ、是ダケノ寄附ヲシテモ其地方ノ負担力ニ於テ、格別影響ガナイト認メタナラバ、無論許可ヲ致スデアラウト思ヒマス

○（菅原傳君） 尚伺ヒマスガ、地方デモ大概寄附スルト云フニ付イテハ、自分ノ負担力ニ堪ヘルカ堪ヘナイカト云フコトヲ見テ初メテヤルノデアルカラ、出ス以上ハ多分堪ヘルデゴザイマセウ、サウスレバ内務省モ許可ニナルコトト信ジマスルガ、サウシタナラバ地方デ相当ナ、例ヘバ宮城県カラ參拾五万円献金スルト申出マスレバ、

ソレダケ出スモノト見テ此大学ヲ建テルトシタナラバ、必ズシモ三十三年度カラ国庫ノ支出ガナクテモ或ハ三十六年トカ或ハ三十七年度位カラ、国庫ノ支出之間ニ合フヤウニモ考ヘマスガ、詰リ大学ノ設立方法如何ニ依ツテ……此辺ノ所ハドウ云フモノデゴザイマセウカ

○政府委員（奥田義人君） 此先ヅ寄附ノコトカラチヨット御答ヲ致シテ置キマスガ、成程此県会デ參拾五万円ナラ參拾五万円出スト云フコトヲ議決致シマスレバ、其地方ノ負担ニ堪ヘルト云フコトヲ認メタノデゴザイマスカラ、一向差支ノナイヤウナモノデアリマスケレドモ、御承知ノ通り今日ハ普通ノ教育費ト云フモノガ、皆地方ノ負担ニ屬シテ居リマスルノデ、是等ノ寄附ノタメニ普通ノ教育ヲ怠ルヤウナコトガアツテハナラヌノデアリマス、場所ニ依リマシテ高等学校ノ設置ニ付イテ寄附金ヲ沢山申出ニナツテ居ツテ、サウシテ一方ニハ高等学校ヲ建テタリ、或ハ師範学校ヲ建テタリスルノヲ否決シテ仕舞ウト云フヤウナノガアルノデ、サウ云フヤウナコトニナリマスルト、ドウモ学制上カラ云ヒマシテモ、最モ必要ナル所ノ高等女学校師範学校ノ設立ヲ見合セテマデモ、是等ノ寄附ヲサセルト云フコトハ、政府ニ於テモ出来得マイト思ヒマス、必ズ県会デ議決シタカラト云フテ政府デ許可スルト云フコトハ明言致シ難イノデアリマス、ソレカラ寄附金ガアルニ付イテハ、一兩年間ハ政府ノ支出金モ必要デナイモノデアルカラシテ、三十三年度カラ著手シテ

モ差支ガアルマイト云フ御尋ノヤウニ聞取りマシテアリマスガ、成
 程御尤デアリマシテ、其寄附ガアリマスル以上ハ、一兩年乃至三四
 年間ハ政府ノ支出金ノ必要ガナイヤウニナリマスルノデハアリマセ
 ウケレドモ其三四年サキカラシテ段々此巨額ノ金額ヲ支出シテ行カ
 ナケレバナラヌヤウニナル、ソレ等ノ目的ガ今日ノ所デ財政ノ当局
 者ニハ言難イト云フ訳ヨリ致シマシテ此予算ヲ今年ハ提出スルコト
 ガ出来ナカツタノデアリマス

○委員長(藤金作君) 唯今佐伯君ノ質問ニ対シテ、政府委員ノ御
 答弁ハ至極御尤トハ存ジマスル、彼ノ寄附金ノ有無ニ依ツテ学校ノ
 適當ナル位置ニ拘ラズ、其金力ノ為ニ位置ヲ変ヘルト云フコトハア
 ルマイト思フガ、アルカドウカト云フ御問ニ付イテハナイト云フ御
 答弁デゴザイマス、御尤モト思ヒマス、サリナガラ此寄附金ヲナス
 ニ於テハ、政府ノ計画スル所ヲ大ニ助ケテ都合モ宜イ、随ツテ寄附
 金ガアレバ早く計画ヲシテヤツタ方ガ便利ト云フコトダケハ、当局
 者ニ於テ御考ノアルコトデアアラウト思ヒマス、寄附金ガアルカラ必
 要ナル枢要ノ位置ヲ変ヘテ、寄附金ノ方ヘノミテ行クト云フヤウ
 ナコトガ主ニナリマスレバ、日本デモ有名ノ都府トカ何トカ云フヤ
 ウナ所ヘバカリ学校ガ建ツコト、ナリマスガ、サウ云フコトハ尤モ
 アルマイト思ヒマス、適當ナル位置ニ甲乙丙トアツテ、格別其間ニ
 等差ヲ置カヌト云フ場合ニ於テナラバ、寄附金ノアルニ御決議ニナ
 ルコト、存ジマスガ、ソレハ少シモ御關係ナイト云フ御見込デゴザ

イマセウカ

○政府委員(奥田義人君) 目下ノ所デハ幸ニ致シマシテ、文部省
 デ適當ナリト信ジテ居リマスルヤウナ場所カラハ、大抵皆寄附金ノ
 申出ガアリマスルノデアツテ、ソレデアリマスルニ依ツテ、寄附金
 ノナイ所トアル所ト比較スルト云フヤウナコトハ今ノ所デハ出来マ
 セヌノデアツテ、モウ適當ト認メテ此処ニ置カウト思ツテ居ル所ハ、
 大抵皆寄附金ノ申出ガアリマス、無論其寄附金ノ申立アル所デハ其
 寄附金ヲ為シテ貰ヒマシテ、サウシテ追々設立ノ計画シテ行キタイ
 趣意デアリマス

○委員長(藤金作君) 唯今御答弁デアリマスルト、丁度願ツタリ
 叶ツタリト云フ都合デ、恰モ稍御調べノ御希望ノ所カラ又寄附モシ
 ヤウト云フノデアルカラ、敢テ寄附金ヲ無視シテ、単独ニ其位置ヲ
 指定スルト云フヤウナコトデモナイ、先ヅ云ハ、御都合宜シイ方ト
 云フ御考デゴザイマスレバ、以前ノ御答弁ト全ク反対スルデハゴザ
 イマセヌケレドモ、多少此学校ト云フモノ、經濟上カラ、又学校ガ
 出来ル所ノ根拠ニナルノデゴザイマスカラ、寄附ハ決シテ其是ヲ熱
 望スル地方ノ寄附スルニモ拘ラズ、其意ハ少シモ採用セヌト云フ御
 精神デハナイ、ヤハリ寄附スレバ受ケルコトモ出来ル、又計画ヲ或
 ル場合ニ依ツテハ早くスルコトガ出来ルト云フコトニ解釈シマスガ、
 ソレデ宜シウゴザイマスカ

○政府委員(奥田義人君) 無論左様デアリマシテ、先刻御答致シ

マシタノハ、是ハ其文部省ニ於テ、此処ニハ高等学校ナリ大学ナリヲ置ク場所デナイト思ッテ居ル所カラ寄附ガアツタカラト云ツテ、ソコヘ持つテ居ッテ設立スルト云フヤウナコトハ、決シテ為スベキコトデモナシ、又文部当局ニ於テ左様ナコトハシナイト云フコトヲ御話シタノデアリマス、適當ト当局デ以テ考ヘテ居リマスル場所カラシテ、寄附金ガアルト云フコトデアリマスレバ、無論其寄附ヲシテ貰ツテ、ソコヘ設立シマスルト云フ手順ニナル訳デアリマス

○委員長（藤金作君） 先刻山口君ノ質問ノ中ニ、先ヅ此法工医ノ三科ヲ置クト云フコトガ今日ノ必要ニナツテ居ルケレドモ、或ル場合ニ於テ経済上ノ都合ヲ以テ其中ノ二科ヲ置クト云フコトハ、ドウデアルト云フ御尋デアリマシタガ、ソレニ付イテノ御答弁ガアリマシタガ、私ハソレハ間ヒマセヌガ、仮リニ之ヲ一箇所ニ此三科ヲ置クモノヲ、若シ都合ニ依ツテ二箇所ニ置クトカ、三箇所ニ置クトカ云フコトニ仮定スレバ、其点ニ於テ将来經常費ノ臨時増ストカ増サナイトカ、斯ウ云フ關係ガ多少アラウト思ヒマス、聊カノコトデアラウト思ヒマスケレドモ、若シドレ位ノソレニ付イテハ差違デ——一箇所ニ設定スルト之ヲ二箇所ニ於テスルトカ、或ハ三箇所ニ於テスルトカ云フ場合ガ来タナラバ、經常費二年々幾ラノ差ガアルト云フコトガ若シ御分リニナリマスレバ、是ハ唯参考マデニ——サウ幾ツモ置カウト云フ趣意デハアリマセヌケレドモ、将来ノ参考ノ為ニチヨット伺ッテ置キタウゴザイマス

○政府委員（奥田義人君） 一箇所ニ纏メテ置キマシテモ、又場所ヲ異ニシテ置キマシテモ、費用ノ点ニ於テハ大シタ差違ハアリマセヌノデ、委ハシイ調ハ出来テ居リマセヌケレドモ、僅カノ違ヒダラウト思ヒマスガ、例ヘバ図書館ノヤウナモノデアリマスルト、是ガ一箇所ニ纏マリマスレバ——ツノ図書館デ以テ済ムケレドモ、三箇所ニモ分レテ一分科大学ヅ、ヲ置クト云フコトニナリマスルト、各々皆書庫ナリ図書館ナリヲ建テナケレバナラヌト云フコトニナリマスル、ソレ等ノコトニ付イテハ多少ノ差違ハ生ジテ来マセウケレドモ、其他ノ点ニ付イテハ格別ノ差違ヲ生ジマイト信ジマスル

○委員長（藤金作君） 尚ソレニ關聯シテ伺ヒマスガ、若シ格別ナル費用ガ増サナイト云フコトガアルヤウデゴザイマスレバ、仮リニ三箇所ニ別ツヤウナコトモアルケレドモ、若シアツテモ費用ニ格別關係ハナイ、然ルトキハ生徒ナリ教員ナリヲ一箇所ニ集ムルニ、此東京ノヤウナ場所トハ違ツテ、地方府県デ見マスレバ一箇所ニ三科纏メテ置クト云フコトニナルト、教員ノ宿所トカ官宅トカ或ハ生徒ノ都合上モ彼はゴザイマスコトデ、却テ間接ニ經費ハ各地ニ分ツテアル方ガ、教員ナリ生徒ナリノ都合ガ宜イコトガアリハセヌカト考ヘマスガ、其ノ辺ニハ御考ハナイノデゴザイマスカ

○政府委員（奥田義人君） ソレハ却テ不便デハアルマイカト思ヒマス、各所ニアリマスノハ種々ノ点ニ於テ不便ガアリハセヌカト思ヒマス、ケレドモ、ソレナレバソレガ為ニエライ不便ガアルカト言

ヒマス、不便ハ不便デモ唯些々タル不便デアッテ大ナル不便ガアルト云フコトデモアリマスマイガ、必ラズ別ケテ置キマスルヨリモ、一所ニ置キマシタ方ガ統轄上カラ言ヒマスレバ、之ハ便利ニ違ヒアルマイト思ヒマス、ソレヲ別ツガ為メニ便宜ヲ得ルト云フ御話ノ如キハ、当局者ハ認めラレマセヌ

○委員長（藤金作君） 私ノ質問ノ趣意ハ学校其物ノ経済ハ別ニシマシテ、間接ニ経費ノ都合ヲ伺ツタノデゴザイマスガ、例ヘバ百間ノ家ヲ要スルト三百間ノ家ヲ要スルト言ヘバ、少ナイ方ガドウシテモ安イトシナケレバナラナイ、ソレデ間接ニ其ノ需要供給ノ点ニ於テハ、却テ学校其者直接ノ経済以外ニハ助ケルコトハアリハセヌカト云フコトヲ伺ツタノデアリマス

○政府委員（奥田義人君） チヨットドウモ御質問ノ要領ガ分ラヌノデスガ、斯云フ御話デゴザイマスガ、例ヘバ教師ナラ教師ガ三分科大学ガ一所ニナルト百人要ル、其百人ノモノガ住居スル場所ガ狭クシテ、住ムヤウナ家ガ其場所ニ少ナイデ、大変ニ不便ガアルデアラウト云フヤウナコトデアリマスガ

○委員長（藤金作君） サウデアリマス
○政府委員（奥田義人君） ソレ等ノ点ハ多少目下ノ所デアアルカモ知レマセヌケレドモ、此大学ガ完設致シマスニハ尚五六年乃至六七年、モット余計ナ年数ガ掛ラウト思ヒマスノデ、大学ヲ置カレル位ノ場所デアッテ見マスルト、其ノ年数ノ間ニハ段々發達モシテ来マ

シテ、此大学ニ使用スル所ノ教員ノ住ム家ニ、エライ不自由ヲ感ズルト云フヤウナコトハアルマイカト信ジテ居ルノデアリマス

○（佐伯誠一郎君） 今一ツ寄附金ニ付イテ御尋ネテ致シマスガ、本員ガ先刻御尋ネ致シマシタノニ、寄附金ノ多寡ニ依ッテ位置ノ變更ハセヌト云フ明瞭ナ御答デアリマシタガ、尚少シ疑惑ノ点ガ生ジマシテ、マ一ツ御尋ネ申上ザルヲ得ヌ場合ニ遭遇致シマシタガ、例ヘバ東北大学校ヲ置ク範圍内ノ地デ、文部省カラ此地モ大学ヲ創設スルニ適當ナ地デアアル、又他ニモ同等ナ相当ナル地ガゴザイマシタナラバ、其同等ナル地カラモ両方カラ寄附金ヲ出願シマシタナラバ、同等ナ地デアッタナラバ寄附金ノ多イ方ニ御建テニナル御精神デアリマスガ、ソレニモ拘ラズヤハリ文部省ノ御見込ミニナツタ方ニ御確定ニナツテ、寄附金ハ多少ニハ聊カモ区別ヲ御置キニナラヌ訳デアリマスガ

○政府委員（奥田義人君） サウ云フヤウナ場合ト云フモノハ、其時ニ臨ンデ見マセヌトハツキリ御答ガ出来マセヌ、唯ダ五拾万円掛ルナラ五拾万円寄附スルト云フタ所デ、能ク其地ノ負擔力ナリ又普通教育ニ付イテ、ソノ施設ノ有様ナリ能ク勘考ヲ致シマシテ、其上デナイト唯寄附スルカラト云フテ、ソレニ堪ヘルヤラ堪ヘヌヤラ分ラヌ次第デアリマスカラ、判然ト其辺ノ調べ付ケマシテ尚ソレ等ノ事モ十分ニ行届イテ居ルト云フ其上デ、ソレダケノ寄附ヲシテ差支ナイト云フ見込ガ付キマシテ、サウシテニツノ場所トモ殆ド同じ

ヤウナ適當ナル場所デアルト云フヤウナ場合デアリマスレバ、無論寄附金ノ多イ方ニ許シテ差支ハナイト思ヒマスケレドモ、ソレバカリヲ必ズ条件トスル訳ニハ參リマセヌ、ドウモ其場合ニ臨ンデ其風土ノ如何等ヲモ能ク考ヘテ見マセヌト、直チニ今空想デ御答スルコトハ出来マセヌ

○(佐伯誠一郎君) 唯今ノ御答弁ハ寄附金ノ多少ニ依ツテハ、学校ノ位置ヲソレニ依ツテ変換スルモノデハナイト云フ、サウ云フコトニ心得テ宜シウゴザイマスカ

○委員長(藤金作君) マーツ伺ヒタイト思ヒマス、位置ノコトハ当局者ノ公平ナル御調査ノ結果トシテ極マルコト、存ジマスガ、ソレハ吾々ニ於テ是ニ容喙スル所ハアリマセヌ、併ナガラ其位置ガ数箇所アル中ニ於テ、御調査ニナリマス所ノ原則トシテ、何々ヲ希望セラル、ヤト云フコトヲ伺ツテ置テモ差支ナイト思ヒマス、ソレハ土地ノ都合ニ依ツテ氣候ノ寒暖ナリ氣候ノ善悪、風土病ノ有無等、彼是健康上ニ関スルコトモ最モ必要トシテ御調査ニナル第一ノ要点デアラウト思ヒマス、第二ハ此位置ハ成タケ諸地方ヨリ集マツテ入校スルニ便利ナル位置ヲ御選ミニナルコト、存ジマス、或ハ東北ト雖モ九州ト雖モ其位置ハ独リ九州或ハ東北ト限ツタモノテナクシテヤハリ帝国ノ一ノ大学デアアルカラシテ、成タケ便利ノ多キ方ヲ御選ミニナルコト、私ハ心得テ居リマスノデ、必ラズ九州ナラ九州ノ中心ニ限ルト云フヤウナコトデハナイト考ヘマス、先ツ第一ノ原則ヲ

伺ツテ、次デ第二第三ト御答ヲ願ヒタイ

○政府委員(奥田義人君) ソレハ唯今御述べニナリマシタ通りニ、勿論生徒ノ為ニ健康地デアルベキ所ヲ選ムノハ至当ナコトデアリマスシ、又地形上ヨリシテ最モ便利ナル場所ヲ選ミマスルノモ至当ノコトデアリマスガ、尚其外ニモ色々考ヘテ見ナケレバナラヌコトデアルト云フモノハ、同ジク新シキ大学ガ建ツト云フコトニナリマスト、其生徒ノ研究上ノ許多ノ材料ノ備ツテ居ル所ヲ選フト云フコトハ最モ必要デアラウト考ヘマス、ソレカラ其外段々場所ヲ定ムルニ付イテ、考ヘテ見ナケレバナラヌ点モアルデゴザイマセウガ、其処等ヲ重ニ著目シテ定メル積リデアリマス

○(藤金作君) 唯今ノ御答弁デゴザイマスレバ、第一健康上ノコト、ソレカラ学校ヲ設立シテ将来ノ經濟上ニモ、学校其物及生徒一般ノ生活上ノ都合ニモ便利ナ所ヲ撰フト心得マス、第二ハ往復万端ニ便利ノ宜シイ所ノ場所ヲ御撰ビニナルト心得マス、又尚学校ノ地方ニ於テ頗ル學問ト実地ノ研究等ニ付イテ便利ナル其実物ガアツテ、是ヲ医科デ云ヘバ臨床講義室、工科デ言ヘバ実地ニ是ヲ運転使用スル所ノ數ノ多イモノ、又サウ云フ実地家ノ多ク集ツテ多ク仕事ヲシテ居ル所ノ如キハ、頗ル御調査ノ材料ノ原素ニ必要ナルモノデアラウト心得マシタ、然ルニ此医科ノ如キハ最モ生徒ノ學問ノミナラス、実地ニ附屬ノ病院ト云フヤウナルモノモ必要ノヤウニ伺ツテ居リマスル、此附屬病院ト云フモノハ凡ソ入院スル患者ハ、ドノ位入ルモ

ノデゴザイマセウカ、伺ヒタイ

○政府委員(奥田義人君) 勿論其患者ノ數ハ成ルベク多イノガ宜イノデアリマスルガ、目下此大學増設ニ付イテ計畫ヲ致シマシタ所デハ五百人ト見積ツテ居リマス

○(藤金作君) 此医学生徒ノ數ハ何人ヲ收容スル御見込デゴザイマスカ

○政府委員(奥田義人君) 三百人ノ計畫デアリマスガ、是ハ唯平均ヲ取ツテ定メマシタノデアリマスルノデ、ハッキリ三百人ト確定ヲシタト云フ訳デモナイノデアアツテ、マア此設計ヲ致シマスルニ付イテ、凡ソ三百人ヲ定員トシテ見マシタノデアリマス

○(藤金作君) 医学校ノ生徒ハ三百人、其三百人ノ者ハ郷里ヨリ学校ノ土地マデ一度来レバ卒業スルマデ居ツテモ宜ケレバ、又暑寒ノ休暇ニ帰省スルノハ勝手デゴザイマスガ、五百人ノ患者ト云フ者ヲ集メルト云フコトニ付イテハ、一年間ニ其五百人ノ患者ガ往復スル、又大學ノ附属病院ニ往ツテ治療ヲ受ケヤウト云フ病人ハ、唯普通ノ病人デナクシテ、頗ル是ハ難治ノ患者ト考ヘナケレバナラスノデアリマス、此者ガ一年間ニ入院シテ又病氣快復シテ帰ル之ニ家族トカ親族トカ、訪問スルトカ、或ハ色々ノ人ノ往復スル所ノ數ト云フモノハ、チヨット五百人ノ患者ガ平均一箇年ニ六回代ハルモノトスルト、五六三千人、其三千人ノ一人ニ付イテ平均二人一回ノ人ガ往復スルカ、或ハ三人其人ニ關係アツテ往復スルカ、見舞ヲスルト

カ云フコトニナツテ来マスルト、殆ド一万以上ノ人ガ其附属病院ノタメニ多クノ人ガ往復センケレバ、ナラスト云フ關係ヲ生ジマスコト、思ヒマスガ、果シテソレハ私ノ考ト政府委員ノ御考ト同様デアリマセウカ、間違ツテ居リマスカ

○政府委員(奥田義人君) マア大略サウ云フヤウナ割合ニナツテ来ルモノデアラウト思ヒマス

○(藤金作君) 果シテ左様ナラバ此医学校ノ位置ヲ御選定ニナルコトニ於テハ却ツテ生徒ノ集ル所ノ便否ヨリモ多クノ患者ノ集ツテ、且ツ氣候モ宜シク多クノ人ノ難儀ヲ受ケナイ所ヲ御選ビニナルコトハ、医学校設立ノ最モ原素ノ大ナルモノデアラウト思ヒマシテ、頗ル其位置ニハ御注意ノアルコト、心得ルコトデアリマスガ、其点ハ生徒ノタメノミヲ主トセラレマスガ、患者ノ方ノ便利ハ余程親切ニ御考ヘニナルコト、考ヘテ宜シウゴザイマスカ

○政府委員(奥田義人君) ソレハ双方能ク研究ヲ致シマシテ、双方ノタメ相成ルベク便宜デアアル場所ヲ選ブ積リデアリマス

○(佐藤清君) チヨット政府委員ニ御尋ネ致シマスガ、大學増設ノコトハ既ニ必要ト御認メニナツテ居リマスケレドモ、財政ノ都合ニ依ツテ已ムヲ得ズ議案ヲ提出サレヌト云フコトデアリマスガ、是ニ對シテニ大學ノ設計書ト云フガ如キモノハ、既ニ御調製ニナツテ居ルモノト存ジマスガ、ドウ云フコトニナツテ居リマスカ、モウ既ニ設計書ヤ何カハ御調べニナツテ居ルノデアリマスカ

○政府委員（奥田義人君） 調べテ居リマスル、皆予算モ積リソレカラシテ建築ノ設計ナドモ、悉ク出来テ居リマス

○（佐藤清君） サウスルト私ハ一ツ委員長ニ御諮リヲ願ヒタイト思フコトガアリマス、大体質問モ終ツタヤウデアリマスガ、尚参考書等ノ御請求モアリマスガ、此ニ大学増設ノコトハ、最早此必要ニ対シテハ論ノナイコトデアアツテ政府モ既ニ是等ノ設計ヲ立テラレ又議會ヨリモ進ンデ建議ガ出テ居ル、シテ見マスレバ政府モ国民モ期セズシテ其所見ヲ一致シタト云フ訳デアツテ、焦眉ノ急務ニ属シテ居ル、ソレデ此事ニ付イテハ、国民ハ最早經費ヲ吝ムモノデハナイノデアアル、一日モ早く此設立ヲ見ルコトヲ希望シテ居ルノデアアリマスカラシテ、質問ハ茲ニ止メマシテ、一日モ早く大蔵省等ニモ御交渉ニナツテ相当ノ計画ヲ立テラレマシテ、議場ヘ発案セラレタイコトヲ望ムノデアアル、会期モ迫ツテ居ルカラシテ、今日直チニ之ヲ決定ヲシテ可決シマシテ、サウシテ速ニ議案ヲ提出ニナルヤウニ御運ビヲ請ヒタイト思ヒマス、幾ラ質問ヲシマシテモ尽キヌヤウデアリマスカラ、細カイクトハ当局者ニ一任シタイト思フ

○（山口熊野君） 大体ニ於テ佐藤君ト同ジデアリマスガ、大学ノ必要ハ吾々モ当局者モ認メテ居ルガ、詰リ財政上ノコトガ懸念デアルカラ、財政当局者ノ御出席ヲ願ツテ質問シタイト思ヒマスカラ、明日ナリ今日ナリ尚一回開キマシテ質問ヲ致シタイト思ヒマス

○（菅原傳君） 私モ山口君ト同意デアリマスガ、ソレニ付イテ財

政ノ都合ト斯ウ云フ御意見デアアル、財政ト云ツテモ極ク僅カナ金デ、是レハ知レタモノデアアル、寄附金モ内務省デモ都合ガ付クト云フノデアアル、サウシテ見レバ大蔵省トノ話デアアル、大蔵省ノ方モ私採ノ考デハ彼ノ追加予算ヲ何千万円ト云フモノヲ出ス位デアルカラ、二十五万円位ハ直チニ出来ルコト、思フ、併ナガラハは大蔵省ノ話モ聞イテ見ナイ内ハ極メルノモ余リ早過ギルト思ヒマスカラ、文部省ノ意見ハ略ボ分リマシタカラ、大蔵省ノ方ニ話ヲシテ、是ダケノ金ヲ出シテ貰フヤウニシタイト思ヒマス、山口君ト同意デス

○（佐伯誠一郎君） 本員モ山口君ニ賛成

○政府委員（奥田義人君） 私ハ参考ノ為ニ伺ツテ置キタイノデアリマスガ、此御建議案ノ御趣意ハ、法科大学、医科大学、工科大学ト云フヤウナモノヲ増設シタイト云フヤウニ承知致シマシタガ、其法科大学、医科大学、工科大学ト致シマシテモ、固ヨリ種々雑多ノ学科ト云フモノガ其中ニアリマスルノデ、ナカ／＼錯雑シタヤウニ思ヒマスガ、ソレ等ノ点ニ付イテハ総テ当局者ノ設計スル所ニ御任セニナルト云フ御積リデアリマスルカ、或ハ又諸君ノ中ニソレ／＼御胸算ガアツテ、法科大学ハ是ダケノ学科デ組織スル、医科大学ハ斯ウ、工科大学ハ斯ウト云フヤウナ御考ガアリマセウカ、若シ御考ガアルコトデアリマスレバ、予メ当局者ノ参考ノタメニ承ツテ置キタイノデアリマス

○（菅原傳君） 私一個トシテハ当局者ニ御一任申ス積リデゴザイ

マス

〔賛成々々〕ト呼フ者アリ

○政府委員(奥田義人君) 今一応承ツテ置キタイノデアリマスガ、此大学ノ程度ハヤハリ今日ノ帝國大学ノ程度ニナサルト云フノデアリマスカ、或ハ世間デ色々議論ガアリマスル所ノ、低イ程度ノ大学ニスルト云フ積リデアリマスカ、ソレニ依リマシテハ大変設計ヲ違ハセナケレバナリマセヌ、ソレモ亦当局ノ参考ノタメニ諸君ノ御意見ヲ承ツテ置キタイノデアリマス

○(菅原傳君) 私一個ノ考ハ現在ノ儘デゴザイマスト申スノハ、今調査会トカ或ハ世間ニ議論モゴザイマスルケレドモ、ソレガ定マルマデハ今ノ通りデ宜イ、現ニ帝國大学モ今ノ通りデ、東京ノ大学モ京都ノ大学モ今ノ通りデ成立ツテ居ルノデアリマスカラ、其通りデ宜カラウト思ヒマス、他日変ヘナケレバナラヌ時ガアツタナラバ、其時ニ変ジテ宜シイノデアリマス

○政府委員(奥田義人君) ソレデ御決定ニナリマシタナラバ、ソレデモ宜シイノデアリマスガ、是ハ現在ノ程度ニ依ツテ設計ヲ致シマスルノト、又低イ程度ノ大学トシテ設計ヲ致シマスルトハ、随分大変ナ相違ガ生ジテ来ヤウト思ヒマス、当局者ニ於テハ無論程度ノ低イ大学ニハ全く不同意デアル、ソレデ此設計ハ今日ノ大学ト同様ナル程度ヲ以テ、計画ヲシテ行ク積リニ出来テ居ルノデアリマス、ソレデ其御精神デ此御建議ガ成立ツト云フコトニナリマスレバ、一

向当局者ニ於テ何モ差支ハ認メマセヌノデアリマス、若シ其御精神ニ於テ違フト云フコトガアツテハ、少シ又述ベテ置カナケレバ必要モアリマスシ、此設計ヲ変ヘテ行カナケレバナラヌ必要モ生ジテ来ヤウト思ヒマスノデ、参考ノ為ニ承ツタヤウナ次第デアリマス

○委員長(藤金作君) 諸君ノ御意見モ大抵御同感デアルシ、尚政府委員ノ御意見モ変ハラヌヤウニ思ヒマスノデ、質問ハ是デ了シタモノト見マシテ、山口君ノ御意見ノ如ク、財政上ノコトモアリマスカラ大蔵省ノ政府委員ノ御出席ヲ願ツテ、モウ一度質問会ヲ開クコトニ致シマセウ、ソレデ之ヲ閉ヂマス前ニモウ一度参考ノタメニ伺ツテ置キタイノデスガ、是ハ後デ御報告ヲ願ツテ宜シウゴザイマスガ、此今ノ二大学校ノ入院患者ト、ソレカラ各地ノ高等中学ノ医学部ニ於テ各患者ガ、年々ドウナツテ居ルカト云フ現在数ヲ一枚ノ表ニシテ、御報告ガ出来マスルナラバ頂戴シテ置キタイト思ヒマス、是ハ医科大学ヲ設置スル材料トシテハ大ニ必要デアラウト思ヒマス

○政府委員(奥田義人君) ソレハ概略ノ調べアリマスカラ差上ゲマスルヤウニ致シマスガ、御承知ノ通り今日高等学校ノ医学部デ使用シテ居ル所ノ病院ハ、皆地方ノ病院デアリマス、学校附属ノ病院デアリマセヌ、其地方ノ病院ヲ研究ノタメニ使用シテ居ルノデアリマスカラ、ソレハ予メ御断リ申シテ置キマス

○(山口熊野君) 私ノハ重複ニナルカモ知レマセヌガ、先程御請求ニナツテ居ル中ノ政府ガ既ニ御設計ニナツテ居ル新大学ノ設立ノ

費用杯ノ表ヲ、御廻ハシテ願ヒタイノデスガ

○政府委員（奥田義人君） ソレハ御廻ハシ致シマス

○（佐々木正藏君） 将来ノ分ハ大学ノ予科即チ高等学校ヲ卒業シテ、サウシテ尚学校ノ数ノ足りナイタメニ、其志望ヲ充スコトガ出来ヌ生徒数ガ調ガ願ツテアレバ、一兩年既往ニ遡ツテノ成績モ併セテ御調ヲ願ヒマス

○政府委員（奥田義人君） 唯今御決議デ財政当局者ニ出席ヲシテ貰ツテ、財政上ノ質問ヲスルト云フコトデゴザイマシタガ、ソレニ付キ御参考マデニ申シテ置キマスノハ、京都大学ノコトデアリマス、京都大学ハ未ダ完成ニ至ツテ居リマセヌガ、是ヲ完成スルニドレダケ費用ガ要ルカ、完成ノ曉ニドレダケ經常費ガ必要カト云フコトヲ御承知ニナツテ居リマセヌト、御質問ノ場合ニ如何カト思ヒマス、当局者ノ見込デハ創業費トシテ、尚京都大学ニ五拾万円内外ノ費用ハ要ルト認メマス、昨年九月カラ法科医科ヲ開始シタ位デ、マダ初年級ノ者ガ這入ツテ居ルニ過ギマセヌガ、尚二年生ガ出来、三年生ガ出来、四年生ガ出来ルト、随ツテ教員モ殖ヤサナケレバナラズ、其他ノ設備モ必要デアル、尚彼処ニハ分科モ置クコトニ官制上定ツテ居リマスガ、マダ著手ハセズニ其教員ニ充ツル一二ノ人ハ、目下留学サセテアルヤウナ訳デアリマシテ、創業費トシテハ五拾万円内外ヲ要スルト思ヒマス、而シテ分科モ出来完成ヲシタ曉ニハ、經常費ガ六拾万円内外要ルト思ヒマス、是ハ御参考マデニ申シテ置キマ

ス

○委員長（藤金作君） 左様ナレバ散会致シマス

午後零時三十三分散会

明治三十三年一月二十九日午後一時四十分開会

（出席委員及政府委員ノ氏名ハ之ヲ略ス）

○委員長（藤君） 午前ニ引続キ開議スヘキ旨ヲ宣告ス

○政府委員（奥田君） 左ノ陳述ヲ為ス

午前ノ開議中明治四十年ニ至レハ中学卒業生其ノ数一万四千六百余名ニ達シ其ノ内大学入学ヲ希望スルモノ一万二千六百余名ニ達スト陳ヘシハ現在ノ比例ヲ以テ見積リタルモノナリ此ノ如ク中学卒業生ヲシテ悉ク大学ニ入レシムル方針ヲ採ルトキハ教育ノ道一方ニ偏シ其ノ当ヲ得タルモノニアラス加之ナラス此等多数ノ卒業生ヲ年々大学ニ入学セシムルトキハ五六ノ大学ヲ設クルモ其ノ収容ニ困難ヲ生スヘシ依テ政府ハ其ノ内二千八百四十名ヲ大学ニ入ルルヲ限度トシ其ノ他ハ程度ノ低キ専門校ニ入学セシムルノ方針ナリ或ハ午前ノ陳述ニ付疑惑ヲ抱カレンコトヲ恐レ茲ニ再ヒ説明セリ

○委員（佐々木君） 政府委員ニ左ノ質問ヲ為ス

二千八百四十名ト云フ數ハ何ヲ標準トシテ計算シタルモノナリヤ

○政府委員（奥田君） 左ノ答弁ヲ為ス

大学四箇ヲ設置シ其ノ中ニ收容スヘキ学生ノ数ナリ

○委員（佐藤君） 政府委員ニ左ノ質問ヲ為ス

大学入学ノ志願者二千八百四十名ヲ超過スルトキハ競争試験ヲ以テ之ヲ入学セシムルヤ

○政府委員（奥田君） 左ノ答弁ヲ為ス

志願者ノ多キ場合ニ付テハ貴説ノ通りトナルヘシ而シテニ大学ヲ増設スルトキハ更ニ高等学校五箇ヲ設置セサルヘカラス然ラサレハ二千八百四十名ヲ收容スル能ハサルヘシ現今高等学校ノ数山口高等学校ヲ合シテ六箇ニシテ尚岡山高等学校ハ本年九月ヨリ始業スヘキ方針ナリ此ノ他五箇ヲ増設スルトキハ計十二箇トナルヘシ凡ソ三高等学校ニ対スル一大学ノ比ナリ

○委員長（藤君） 政府委員ニ左ノ質問ヲ為ス

高等学校ノ設置ヲ希望スル府県ハ長野新潟其ノ他ニ如何ナル地方ナリヤ

○政府委員（奥田君） 左ノ答弁ヲ為ス

四国、名古屋、遠洲、静岡ヨリ出願セリ果シテ是等ノ地ニ設立スヘキヤ否ヤハ別問題トシテ本建議案ニシテ可決セハ五高等学校ノ設立ハ学系ノ連絡上已ムヲ得サル所ナリ

○委員（山口君） 政府委員ニ左ノ質問ヲ為ス

右ノ經常費中医科大学ハ其ノ過半ヲ占ムルコトトナルヘシ果シテ然リヤ

○政府委員（奥田君） 左ノ答弁ヲ為ス

然リ

○委員（菅原君） 左ノ意見ヲ陳述ス

午前ノ會議ニ於テ財政上ノ質問ヲ為スカ為大藏省政府委員ノ出席ヲ請求シ置キシモ文部省当局者モ敢テ異議ヲ挟マサル所ニシテ其ノ要スル所ノ經費モ敢テ莫大ト云フニアラサレハ大藏省政府委員ノ説明ヲ俟ツヲ要セスト信ス因テ直チニ本案ヲ可決シテハ如何

○委員（佐々木君） 左ノ陳述ヲ為ス

本案ニ賛成スルハ勿論ナリト雖医科大学ノ設置ヲモ含メシメタル上此ノ建議案ヲ可決センコトヲ希望ス

○委員長（藤君） 本案ニ付異議ノ有無ヲ問フ

異議ナシ 可決

○委員長（藤君） 本案ノ審議終了シタルヲ以テ報告書ヲ議長ニ差出スヘキ旨ヲ告ケ散会ヲ命ス干時午後二時二十分

五二 九州東北帝国大学設置建議案に関する質疑—その二—

〔第十四回帝國議會衆議院議事速記録〕

第一八号 一九〇〇（明治三三）年二月二日

第五 九州東北帝国大学設置建議案（星亨君外三）（委員長報告）

〔藤金作君演壇ニ登ル〕

○藤金作君（百六十九番） 九州東北帝国大学設置ニ関スル建議案

ノ委員会ノ報告ヲ致シマス、本建議案ニ附キマシテハ、一月二十七日ニ第一回ノ委員会ヲ開キマシテ、委員長理事ノ互選ヲ致シマシタ、一月二十九日午前ヨリ委員会ヲ開キマシテ、政府委員ノ出席ヲ求メマシテ、二大学設立ニ関スル質問ヲ致シマシタ、政府委員ヨリ詳細ナル答弁ガアリマシテ、尚委員ヨリ詳シク質問ヲ致シマシタ所ノ答弁等ハ、委細速記録ニ致シマシテ諸君ノ御手許ニ回スコトニナツテ居リマス、尚ホ午後二引続イテ委員会ヲ致シマシテ、十分ナル政府委員ノ答弁得マシテ、委員会ハ満場一致ヲ以テ建議案ヲ可決致シマシタデゴザイマス、然ルニ茲ニ質問中ノ最モ必要ナル所ノ要点ヲ一二簡短ニ御報道致シマシテ、此ニ大学設立ハ、今日ヨリ速ニ計画スベキ所ノ必要ニ迫ツテ居ルト云フコトヲ申上げテ置キタイ、唯今東京帝国大学ト京都帝国大学ト二大学ニ於キマシテ、收容スベキ所ノ生徒ノ數ハ三十四年度マデハ兎ヤ角ト運ビガ附キマスガ、三十五年度ニ至リマスルト卒業スル所ノ予定人員ヲ以テ、二大学ニ收容スルト云フコトハ、到底出来得ナイ數ガ百八十五名ニナツテ居リマス、ソレヨリ明治四十一年度マデノ予定人員ヲ調査致シマスルト云フト、殆ド一万二千以上ノ生徒ヲ收容スベキ大学ガナイト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、然ルニ他ノ高等学校其他ノモノニ入学セシムルコト、致シマシテ、精々大学ニ入ル所ノ人員ヲ減ズルト雖モ、尚ホ二千八百有余人ノ生徒ヲ收容スルニハ、是非共今ヨリ二大

調査ガ出来テ居ルノデアリマス、而シテ此大学ヲ設立スルコトハ、今ヨリ計画ヲ致シマシテ、十年間ニ成功スル、完備スル所ノ計画ニナツテ居ルノデアリマス、本年度ニ幸政府ハ其案ヲ提出致シマシテ計画ニ著手致シマスレバ、三十八年度ヨリ生徒ヲ第一期ニ收容スルコトガ出来テ、明治四十一年度ニ至ツテ遂ニ完全ナル学科デ、生徒ヲ收容スル運ビニナルノデゴザイマス、是ガ一年後レバ、一年ダケ其事實ガ差支ヘテ来ルコトニナツテ居ルノデゴザイマス、又此ニ二大学ヲ創立ニ附イテハ、東北ナリ九州ナリ、寄附金等ノ出願モ致シテ居リマスカラ、明治三十四年度五年度ニ於テハ、マダ国库ヨリ支出ヲ致サナクテモ、其計画ガ出来ルコトニナツテ居ルノデゴザイマス、サウシテ此大学ノ完備スルマデノ費用ハ、ドレダケ要ルカト申シマスルト、明治四十一年度マデノ間ニ於テ、其總計金額ハ二百十九万四余先ツ二百二十万円でアル、之ヲ二大学デゴザイマスカラ、倍スレバ四百四十万円ニナルノデゴザイマス、其中寄附金ヲ差引キマスルト云フト、三百五十万円ダケヲ国库カラ十箇年ノ間ニ支出スレバ宜シイト云フ割合ニナツテ居リマス、一箇年三十五万円ノ割合ヲ支出スルト云フコトハ、今国費多端ノ際堪ヘナイカ堪ヘ得ルカト云ヘバ、成ル程国库支出モ多端デハアルケレドモ、此必要ナル大学ヲ設立スルニ、目下差支ヘテ居ルコトヲ差措イテモ、此大学ヲ今年延期スルト云フコトハ、事實甚ダ不都合ナリト云フコトハ、質問ノ上ニ於テ政府委員ノ答弁ニヨリ明ニ分ツテ居ルノデアリマス、尚ホ其

質問中ニ於テ政府ハ今日マデ此建議案ノ出ルマデ大学ノ案ヲ提出シ

ナイノハ、委員孰モ不思議ニ思フ位ニスルト云フ議論マデアッタノ
 デゴザイマス、政府委員ハ財政ノ都合ヲ以テ提出ガ出来ナイト言レ
 マシタケレドモ、此教育費ノ如キハ決シテサウ云フコトハ言レナイ
 ノデアル、縦シ又經濟ガ許サヌデモ、外ニ種々ノ財源ガアリマスル
 コト故、是ハ速ニ提出サレテ本年度ヨリ計画アルガ当然ノコト、考
 ヘマシテ、政府委員ニ於テモ其論点ニ於テハ、反対ハナカッタノデ
 ゴザイマス、ドウソ本案ニ於キマシテハ全会一致ヲ以テ可決アツテ、
 本期議會ニ提出アランコトヲ希望致シマス、尚モウ一ツ附加ヘテ申
 シマスレバ、全国医師ノ総數ハ四万人アル、其中唯今適當ノ学科ヲ
 履ンデ卒業シタ医師ハ、一万人内外デアツテ、三万人ノ多クハ矢張
 漢法医デ、草根木皮デヤツテ居ルト云フ有様デゴザイマス、速ニ此
 大学ヲ設立シテ医学ノ進歩スルコトニ、努メナケレバナラヌト云フ
 コトハ、予テ諸君モ御論ノアル通デゴザイマスカラ、ドウソ速ニ是
 ハ御可決アランコトヲ希望致シマス

○高岡忠郷君(百二十二番) 此九州東北ノ寄附ニ附イテ、此説
 明ニ依ツテ見ルト宮城県ガ三十五万円トアリマス、九州ニ於テハ五
 十万円アルト云フコトデアル、東北ノ方ハ分ツテ居リマスガ、九州
 ノ五十万円ト云フモノハ、何処カラ金ガ出ルト云フコトニナリマス
 カ

○藤金作君(百六十九番) 唯今ノ御質問ノ東北ハ、東北ノ方ヨリ

出願ヲ致シテ……

○高岡忠郷君(百二十二番) 九州ハ何処カラ出願シテ居ル

○藤金作君(百六十九番) 九州ハ數箇所ヨリ出願シテ居リマス、
 九州ハドノ地方ニ立チマシテモ、其一府県デ五十万円寄附スルル
 云フ訳デス、其位置ヲ定メルコトハ、当局者ノ詮議ノ上何レニシマ
 スカ、委員會デハ調査シテ居リマセヌ

○高岡忠郷君(百二十二番) ドノ府県ニナルカ、例ヘバ長崎ナラ
 長崎ニナリマスレバ、長崎県一府県デ寄附ヲ負担スルト云フ訳ニナ
 リマスカ

○藤金作君(百六十九番) 御問ノ趣意ハ其寄附金ヲ願ツテ居ル所
 ニ、其位置ヲ定メタナラバ寄附ヲ致スノデゴザイマス、併ナガラ政
 府ノ見込ニ依ツテ、寄附シナイ所ニ持ツテ行クカ、寄附スル所ニ持
 ツテ行クカ、ソレハ当局者ノ詮議デゴザイマスカラ、委員會デハ与
 カラヌコト、御承知ヲ願ヒマス

○高岡忠郷君(百二十二番) サウシマスト先キニ委員長ガ御説明
 ニナリマシタ趣意ト、御答トガ違フヤウデアル、詰リ斯ウ云フ事柄
 ハ吾々モ希望致シマスルガ、国家ノ歳計ノ上デ、今日如何デアるか
 ト云フコトヲ、今日苦慮シテ居ル、然ルニ委員長ハ此兩大学校ヲ起
 シマシテモ、寄附金ト云フモノガアルコトデアるかラシテ、先ヅ此
 年度ニ於テハ別ニ其費用ヲ要スルト云フコトハナイト云フコトデア
 ル、尤モ此寄附金ト云フモノニ重キヲ置イテアル、若シ此寄附金ガ

ナイト云フコトニナリマスルト、矢張国庫ノ歳計ニ染ミテ来ルト云フ關係ガアル、サウシテ見ルト此案ヲ採ルカ採ラヌカト云フコトニ附イテハ、最モ必要ナル問題デアル、就イテハ宮城県ガ三十五万円で云フ寄附ハ明デアル、唯九州ト云フモノニ附イテハ、誠ニ委員長ノ御説明デハ、其趣意ガ分ラヌカラ、其辺ヲ明ニ御聽申シタイ

○藤金作君(百六十九番) 唯今ノ御質問ノコトハ速記録ニ詳シク載ツテ居リマスカラ、茲ニ御答ヲスル必要モアリマセヌケレドモ、

御賛成ノ御便利ノタメニ申シマセウ、長崎県ヨリ五十万円寄附スルト云フコトヲ願ツテ居ル、福岡県ヨリモ出願シテ居ル、又其県ノ久留米ト云フ所デモ地所ヲ寄附スルト云フコトヲ願ツテ居ル、熊本県ハ寄附ヲ願ツテ居リマセヌ、ソレデ当局者ガ位置ヲ定メル際ニナツタナラバ、ソレ等ノコトハ何レニ位置ガ極ルカ分リマセヌケレドモ、其辺ノコトハ決シテ心配ナクシテ、政府ノ計画ハ三十三年度、三十四年度ニハ国庫ノ出金ヲ要セズシテ、運ビノ附タコト、信ジテ居ルノデゴザイマス、是ハ私一己ノ信ズル所デゴザイマス

○高岡忠郷君(百二十二番) 更ニ政府委員ニ御問申シタイ、此両大学校ハ吾々モ希望スルノデゴザイマスガ、然ルニ此政府ノ方針デゴザイマスルト、此国庫ノ歳計ガ許サナイコトデアルカラ、必要ノモノデアルケレドモ、未ダ計画ヲ為スコトガ出来ナイト云フコトヲ現ニ高等中学ノ委員会ノ当時ニ説明フセラレテ居リマス、今此建議ノ趣意ニ依ツテ見マスルト、即チ此年度ニ於テハ先ヅ此寄附金ガア

ルコトデアルカラシテ、直ニ此計画ヲ立テ、十四議會ニ諮ラレテモ宜シイ、諮ラズニハシナイト云フコトニナツテ居リマスガ、詰リ政府ニ於テハ此寄附金ト云フモノガアリマスカラシテ、其寄附ヲ容レテ此三十三年度ノ国費ノ予算デ、計画ガ立ツト云フコトニナレバ、直チニ之ヲ容レテ此本議會ニ提出ヲスルコトヲ為サル意見デゴザイマセウカ

(政府委員文部次官奥田義人君演壇ニ登ル)

○政府委員(奥田義人君) 御答ヲ致シマスルガ、此二大学ヲ増設スルト云フコトニ愈々ナリマスルナレバ、唯三十三年度三十四年度ニ寄附金ガアルカラシテ、今ヨリハ別ニ支出スルノ必要ガナイカラ、著手シテモ構ハヌト云フヤウナコトハ出来得ラレマセヌノデス、一ノ大学ヲ創設シマスル以上ハ、総額ニ於テドレダケノ費用ガ要ルト云フコト、其費用ト云フモノハドレダケノ年度ニ繼續シテ支出ヲシテ、而シテ何年経ツテ之ヲ完成セシムルト云フ全体ノ計画ガ立チマセヌケレバ、予算ヲ出スコトハ出来得ラレマセヌノデゴザイマス

○恆松隆慶君(百四十三番) 此二大学校ハ幸ニシテ一案ノ中ニ纏ツテ居リマスカラ、決シテ東北ト九州ト争ハナイノデゴザイマセウ、ドウカ満場一致ヲ以テ是ハ賛成ヲ与ヘテ宜シカラウト思ヒマス

(賛成々々ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ御異議アリマセヌカ——

○高岡忠郷君(百二十二番) 私ハ之ニ反対デゴザイマス、本案ハ

第二節 福岡医科大学設置運動

五三 九州大学設置建議案に関する福岡県会質疑

〔福岡県通常県会々議録〕第二〇号

一九〇〇（明治三三）年二月五日

○議長（庄野金十郎）〔中略〕教育費第六款全部

（左ニ議案ヲ掲ク）

〔中略〕

○議長（片岡健吉君） 採決致シマス、本案ニ同意ノ諸君ハ起立ヲ請ヒマス

〔採決々々〕ト呼フ者アリ

○西村淳藏君（二百七十八番） 議長、議長

○議長（片岡健吉君） 採決致シマス、本案ニ同意ノ諸君ハ起立ヲ請ヒマス

起立者 多数

○議長（片岡健吉君） 多数ト認メマス、本案ハ原案通決シマシタ

○議長（有田次三郎君） 毎度建議ヲ提出シマスルノデ少シク不可思ウゴザリマスルガ緊要止ムヲ得ナイ本県ノ重大問題デゴザリマスノデ又モヤ建議ヲ提出ヲ致シマス、

エ、昨年本会ニ於キマシテ九州大学設置ト云フコトノ当局間ニ説ガアルト云フコトヲ聞クト同時ニ、九州大学ヲ設置セラル、場合ハ、此本県ニ設置セラル、コトニ致シタイ、尚本県ニ設置セラレタイト云フ理由ハ種々アルガ……設置セラル、模様ノアル場合ハ本県知事ハ宜シク其時機ヲ見計ツテ、本会ニ附議ヲサレタイ、マタ其場合ニハ本会ハ土地ト、金トノ寄付ヲシタイ、則チ双方併セテ凡ソ五拾万円ノ寄付ヲシヤウト云フ建議ヲ致シテ居リマス、前日来参与員一番ニ其後ノ形勢ヲ聞キマスル所ガ、知事ノ方デハ決シテ等閑ナク本会ノ趣旨ノアル所ヲ力メツアルト云フコトデアリマスガ、尚昨今私

共ノ聞所ニ依レバ新内閣、乃チ現今ノ文部大臣ノ意見トシテハ或ハ医科、法律、工科ノ大学ハ一所ニ纏メテ九州ノ或地方ニ建テタイ希望デアルト云フコトヲ聞クンデアリマス、之ハ大ニ吾々ノ希望ヲシテ止マザル所デ、マタ本県ノ人民モ希望ヲスル所デアラウト思フ、此際万一、本県ニ右ノ三科ヲ置カ、場合ハ只今本県ノ県立デアアル所ノ病院、此病院ヲ大学ノ附属ノ病院ニ献納ヲ致シタイト云フ趣旨デアリマス、之ハ最早福岡病院ト云フモノハ全国ニ雷名ヲ轟カシタモノデ、決シテ大学附属ノ病院トシテ恥ナイ設備デアアル、恥ナイ病院デアルト私ハ信ズル、故ニ医科、法学、工科ノ三大学ヲシテ、本県ニ設置ヲセラル、場合ハ、則福岡病院ヲ献納ヲスルト云フ趣旨、右モ設置セラル、場合ニハ之ヲ出サウト云フデハナク之ヲ出スカラ設置ヲシテ呉レト云フ、則チ進ンデ取ルト云フ趣旨デアアル、トコロデ此病院ノコトニ就テハ相当価格ヲ見積ツテ出サナケレバナラスコトデアラウト思フ、故ニ此相当価格ヲ見積ルコトハ参事会ニ委托ヲシテ、参事会ト当局者トノ間デ、実地ニ就テ相当価格ヲ見積ツテ出シテ頂キタイ趣旨デ此建議ヲ提出ヲシマシタ、どなたも御賛成アランコトヲ希望致シマス、

○三十四番(田中新吾君) 二十五番ニ大ニ賛成ヲ致シマス、

○六番(林芳太郎君) 二十五番賛成、

○廿九番(安田雲齊君) 二十五番賛成、

○三十三番(神武啓藏君) 二十五番建議説同意、

○三番(木下學而君) 二十五番同意、

(此時「満場一致」ト呼ブモノアリ)

○議長(庄野金十郎君) 成立マシタ、採決ヲシマス、二十五番ノ

建議説同意者起立、

満場起立

○議長(庄野金十郎君) 満場、

【参考】九州大学設置に関する福岡県会建議

『福岡日日新聞』一九〇〇(明治三三)年二月三日

九州大学設置に関する建議

昨年九州大学設立の議其筋に起るを聞くや、本会は冀望を陳て閣下の斡旋を懇請せり。爾来法工医科九州に分設の噂ありしも、仄に聞く現在文部大臣は其分設を否とし之を一ヶ所に指定するの意見なりと。若し果して法工医三科を福岡県に指定せらるゝに至らば、福岡病院は挙げて之を寄附せん事を欲す。閣下宜しく本建議並に昨三十二年十一月三十日附県会建議の旨意を其筋に具申し、大学の位置を本県内に選定せらるゝ様充分尽力あらん事を冀望す。若し福岡病院の価額を定むるの必要あらば県参事会に諮詢せられたし。此段本会の決議を以て及建議候也。

〔註〕 原本句読点なし。五三の原本には建議本文が付されていないため、新聞に掲載されたものを参考として掲げた。

五四 九州大学の位地

〔福岡日日新聞〕一九〇一（明治三四）年一月六日

九州大学の位地

大学増設の必要は朝野の夙に認むる所なり。則ち九州東北二大学新設の議は曾て数々帝国議會に発表せられ、廟議亦此事に及へる一再に止らざりき。爾来不幸にして財政の困難に遭遇し、新規の経費一切予算外に排斥せらるゝの方針に傾き、隨て大学増設の必要彼か如く急なるに拘はらず、遂に今日に至るまで増設案の公然政府より提起せられたるを見ず。国家高等教育の為に痛嘆に堪へざる所なり。

此頃偶々説を為すものあり。曰く、菊池文相は始め既設大学完成説を持し増設に反対なりしも、今や變して熱心なる増設論者と為り、来年度の予算に増設費を繰込む迄に至りたるが、大蔵省との交渉に於て其全部を貫徹すること能はず、僅かに其一部のみを明年度より実行する事となり、去月廿五日の臨時閣議にて大略決定せり、而して其一部実行とは医科大学を福岡又は長崎辺に設くる計画の由、元来九州地方は全国中尤も医科の進歩せる土地にして、福岡、長崎、熊本各県立病院の如きは、優に現今の大学附属医院と拮抗するに足る者あり、隨て医科大学に入らんとする者頗る多きも、東京、京

都両大学の医科は其設備の狹隘なる、亦も志望者を満足せしむる能はざるより、其の急に応ぜんとするに在り云々。然るに又之に反対の飛報を告ぐるものあり。曰く、菊池文相は相變らず持説を主張し増設に反対なるものなり、故に過日の臨時閣議に於て増設の議決定したりと云ふは誤り、来年度予算中にも絶て之に関する新費目を見ずと。二説正反對にして、孰れが是孰れが非なるか余輩は今茲に之を明言するの寧ろ輕率に失するを知るも、大学増設の要求は国民一斉の声にして、敢て一文相の意見に依て左右し得べきものにあらず。就中九州大学の如きは最も其新設の急を感じるものにして、文相仮令之に反対なるも若くは明年度の予算に其費目を編入せざるも、早晚必ず議會に現はるべき問題にして、期年にして実地の設備を見れば、べき国家事業なり。況んや文相の賛成あり、廟議既に決定する所後説の伝ふる如きに於てをや。余輩は政府が国家高等教育の為に国民の希望を容て、此急要問題を解決するの意志あるを喜ぶ者なり。倂て九州大学設置の位地は孰れの地を以て最も適當便宜なりとする乎。蓋し此論諍は地方に抛て岐れたり。長崎人は長崎を以て適當とし、熊本人は熊本を以て適良とし、而して我福岡県人は太宰府を以て最も適當の地と爲し、且つ医科大学は福岡病院附近を至當なりとせり。抑も大学設置の位地は国家教育の消長に関する重大問題にして、当局者の公平精確なる判断に一任せざるべからざる所、固より漫に地方感情を以て之を論定すべきにあらざるなり。然れども余輩

をして聊か当局者の参考に資する為め、三者孰れを以て最も大学設置に適當なるかを謂はしめん乎、公平無私の考慮を経て而して大宰府の最も適當なるを信じ、医科は之を福岡病院附近に置くを以て至適至當、決して動かすべからざる好位地なりと信ずるものなり。

見よ、我福岡病院は既に五十万円以上に値する設備を為し、且つ最新式の建築好成績の歴史を有する帝国の模範病院にして、其地又極めて閑静健康に適し攻学に適する所なり。今若し医科大学にして愈々九州に新設せらるゝ事となり、而して地を此附近に撰ぶ事とならば、本県は敢て之を大学に寄附するを躊躇するものにあらざるべし。財政困難に際し果して能く此事あらは、亦以て新設費の一端を補ふに足るべきにあらずや。且つ夫れ本県は夙に医学の發達し医学思想の普及せる所にして、随て医学志望の青年頗る多数を占むる所なり。加之、其位地実に中国の西部、九州全部及び四国の西部より集来する学生必争の地にして、運輸交通の便宜も亦九州四国中国に冠たるものなれば、本県は実に九州大学を置くに最も適當なるは勿論、医科大学を置くに無二の好位地なりと謂ふべし。余輩は固と大学各科分置説に反対なるものなり。故に医科は勿論、九州工業の中心たる本県に工科を置くの至當なるを認め、并に文理法科の太宰府に置くの天下之より適當なる好位置なきを信ずるものなり。当局者其れ克く精思妙断、以て九州大学を本県に置くに決せられんことを望む。

余輩は又顧て県地の士民に向て大学位地の将来地方運命に非常絶大なる關係あるを言明し、大学位地の問題に就て熱心為す所なるべからざるを警告せんと欲す。夫れ高等教育は国家に必要な人材を育成する所なり。本県の如く事業多く、而して人材少き所に於て特に其養成の必要を認むるなり。今若し大学を本県に設置せられ、人材彬々として此土に生ずるに至らば、本県を始め九州中国四国の事業多き地方は之を委するに適當の才を得て、大は国家小は地方の爲に至大の利益幸福を獲べきなり。

〔註〕 原本に句読点を追加。

五五 九州大学を失ふ勿れ

『福岡日日新聞』一九〇一（明治三四）年一〇月二〇日

九州大学を失う勿れ

寒 山 健 兒

聞く、来年度の文部省予算案中医科大学擴張費の一項ありと。之れ蓋し九州大学設置の前提にして、先づ医科大学を西海の某地に創設するにあらざるなきが若し。余輩の想像にして誤なしとせば其指定地は果して何れの処ぞ。或は福岡と云ひ又或は長崎と云ふ。余輩未だ当局者の真意を知らずと雖、我福岡市附近の如き、蓋し其候補地の一たるを失はざるべし。是れ豈に県民の冷々看過すべき問題ならんや。

既に医科大学を本県に置かば、他の各分科大学も漸次に此地に併置せられんこと疑なし。世或は大学分置説を唱ふるものあり。此説に依れば、設令医科大学を長崎に置くも法科は之を熊本に置き、工理科は福岡に置くを妨げず。而して合して九州大学と称せんとす。然れども此説の誤謬たるや夙に識者の認むる所にして、各分科大学は学科の連絡、教授の兼務、書籍館の利用、其他各般の経済及び利便の上に於て互に別個の地方に隔離するを容ざる事情あり。欧米各国に於て、時に或は特別已むなき事情に制せられて二三分置するものもあるも、大多数は全地域に併置せられ以て教育上予期の成績を挙げつゝあり。我文部省も亦固より併置説を採るべきは余輩の確信する所にして、理論上実験上何人も殆んど一致なき所なるべし。果して然らば、今回医科大学の新設地は則ち将来各分科大学の設置地たるべく、中国以西に於ける学者の巢窟人才の淵藪たる否と、実に今回の一挙に依て岐るべし。余輩が此問題を以て他日本県の繁栄に関する事頗る重大なるを認め、切に県民諸氏の注意を促がすは之が為なり。

抑も本県の地たる、九州に於て最も運輸交通の頻繁利便なる所に於て、物質的文明の進歩亦西海に冠たるものなり。而して其位置や、九州の主腦を占め、且つ中国及び四国の一部よりも学生を吸収するに便宜なるを以て、文部省にして果して大学を九州に設けんと欲せば、理当に本県を撰ぶべく勢亦応に然るべき所なり。加ふるに本県

は帝国有数の工業地にして海陸の天産物亦併せて豊饒なれば、学生講学の資料に欠く所なきの便あり。更に又県地の方面より觀察すれば、事業の盛なる物産の多き彼か如くなると同時に、人才を要すること頗る急にして、而かも常に其欠乏を訴ふるものなり。即ち形以下の文明漸く盛なると同時に、形以上の文明を輸入するの要あり。換言すれば天然人為の富源を開発するに適當なる知と術とを要し、并に学問文事の効力に依て社会人心を適正に又指導發達するの要眉の急に迫るものあり。而して此目的を達せんと欲せば、近く学理の淵藪を県地に設置して以て其結果に求むるを最大上策とす。人或は曰く、縦令大学にして熊本に設置せらるゝも、將た長崎に創立せらるゝも、二地共に甚だ遠しと為さず、学に志すものは就て学ぶに便なしとせず、何ぞ必ずしも之を県地に置くの要あらんやと。之れ實際に疎き辟説のみ。則ち一般学問奨励の効に於ても、子弟修学の便利に於ても、或は又学者攻究の結果を享受するの遲速に於ても、大学の県地に置かるゝと他地方に設けらるゝとの差異、頗る大なるものなくんばあらず。人苟も思慮を遠大にし審に他年将来の効果を料らば、誰か大学設置を以て県地の文明繁栄に至大の關係あるを認めざるものあらんや。洵に之れ百年の大計と密着の交渉ある問題なり。県民諸氏其れ克く今日の好機會を捕捉し、敢て或は誤らざらんことを望む。

(註) 原本句読点なし。

五六 土地買収并寄附ノ件

〔第十三回福岡市会議事録〕一九〇一（明治三四）年一〇月二八日

市会議案第五二号

土地買収并寄附ノ件

県立病院附近ニ医科大学設置セラレタル場合ハ、敷地トシテ豊平村
民有地式万六千六百参拾七坪ヲ、移転料雑費トモ金四万式千六百五
拾式円五拾銭ヲ以テ買収シ、寄附ナサント欲ス。

(参考書)

土地買収計算書

一金参万九千九百五拾五円五拾銭

畑地式万六千六百参拾七坪

但壹坪ニ付金壹円五拾銭宛

一金壹千九百拾八円

火薬庫其他移転料

合計金四万壹千八百七拾参円五拾銭

借入金償還計算書

初年

一金四万壹千八百七拾参円五拾銭

前期六ヶ月分

此利子金式千九拾参円六拾七銭五厘

元金返済高金壹万円

後期元金参万壹千八百七拾参円五拾銭

六ヶ月分此利子金千五百九拾参円六拾七銭五厘

元金返済高金壹万円

二年

前期元金式万壹千八百七拾参円五拾銭

六ヶ月分此利子金千八百拾参円六拾七銭五厘

元金返済高五千四百六拾八円参拾七銭五厘

後期元金壹万六千四百五拾式銭五厘

六ヶ月分此利子金八百式拾円式拾五銭六厘

元金返済高金五千四百六拾八円参拾七銭五厘

三年

前期元金壹万九百参拾六円七拾五銭

六ヶ月分此利子金五百四拾六円八拾参銭八厘

元金返済高金五千四百六拾八円参拾七銭五厘

後期元金五千四百六拾八円参拾七銭五厘

六ヶ月分此利子金式百七拾参円四拾壹銭九厘

元金返済高金五千四百六拾八円参拾七銭五厘

利金合計五千四百拾円五拾参銭八厘

修正

本員ハ修正説ヲ提出致シマス。即チ原案ノ移転料トモトアルトモノ
上ニ雑費ノ二字ヲ加ヘ、又四万壹千八百七拾参円五拾銭トアルヲ四

万式千六百五拾貳円五拾銭ト致シ、又返金ノ方法ハ、初年ニ壹万五千円ヲ二期ニ分チテ返済シ、次年ヨリハ初年ノ返済残金ヲ平分シテ、参考書ニ在ル計算振ヲ以テ返金スルコトニ定メント思考ス。

説明

本案土地ノ買収并寄附ニ就テハ、随分錯雜ナル事柄モアルベク、面倒ナル事情モ之レ有ルベシ。而シテ土地ハ正當ノ順序ニ依リ一応市ニ買上ゲ、更ニ学校敷地トナサント欲ス。尚之ヲ沿革上ヨリ考フルモ、土地ハ市ノ名義トナシタル後寄附スルヲ以テ最モ得策ト思考セラル。左レハ原案費用見積ノ外雑費ノ目ヲ設ケテ、登記料及買入ルヘキ土地ニ関シ、小作人等ニ止ムヲ得サル事情ノ起リタル場合ニ支出スル費目トナサントスルニ在リ。

固ヨリ本員ハ大学設置ニ関スル費用ニ付キ、本市ニ於テ五万円丈引受クル意見ヲ有スルモノナレハ、原案所載ノ金額四万壹千八百七拾参円五拾銭トアルヲ、修正算出スレハ左ノ如クナル。

計算書

一金四万式千六百五拾貳円五拾銭

借入ルべき金高

内訳

金四万壹千八百七拾参円五拾銭

土地買入代并ニ
移 転 料

金七百七拾九円

雑費 { 登記料
其他費 }

借入金償還ノ方法及計算

初 年

元 金		支払フヘキ利息 (六ヶ月分)	返 済 金 額	元 利 金 支 払 高
前期	四、六五二	五〇〇	二、一三三	六、三五二
後期	三五、一五二	五〇〇	一、七五七	六、三五
前期	七、五〇〇	〇〇〇	七、五〇〇	九、六三二
後期	七、五〇〇	〇〇〇	七、五〇〇	六、三五

次 年

前期	二七、六五二	五〇〇	一、三八二	六、三五	六、九二三	一一五	八、二九五	七、五〇
後期	二〇、七三九	三七五	一、〇三六	九、六九	六、九二三	一一五	七、九五〇	〇、九四

三 年

合 計	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
元 金	一三、八二六	二五〇	六、九一	三、三三	六、九二三	一一五	七、六〇四	四、三八
支払フヘキ利息	六、九三	一一五	三、四五	六、五六	六、九三	一一五	七、二五八	七、八一
返済金額	二、一三三	一、七五七	六、九一	六、九三	六、九三	一一五	七、二五八	七、八一
元利金支払高	九、〇六九	三、三三	九、六六	一〇、三三	一〇、三三	一三〇	一四、八六二	一五、七九

(備考) 元利金合計四万九千九百九拾九円三十壹銭参厘トナリ

テ、之ヲ五万円ニ対比スレハ六拾八銭七厘ノ少差ヲ生スルモ、計算上一厘一毛モ符合セサルコトナキ様ニナスハ、数理ノ困難ナルニ因ルカ為ナリ。

(註) 原本句読点なし。

八 番 大 野 未 來

五七 九州大学設置建議案に関する福岡県会質疑―その一―

『福岡県臨時県会々議録』第一号

一九〇一（明治三四）年一〇月二三日

○議長（庄野金十郎君） 開会ヲシマス。議事ニ移レハ秘密会ニス

ル積リデアリマスガ、其前ニ御相談ヲ致シマス。此節ノ議案ハ少シク考案ヲ要スルケ条モアリ、開会ヲ致シ議事ニ掛ル前ニ必要モアリマスカラ、来ル日曜日迄休会ヲシテハ如何デゴザリマスカ。

○廿五番（有田次三郎君） 至極善カロフガ、指シ立ツテ御談ヲス

ル程ノ事デモナイケレトモ、此節開会ノ事柄ナリ、随分九州各県ニ於テ医科大学問題ニ付テハ……此ノ事ニ付テハ、新聞紙上ノ記事ハ成丈ケ注意ヲ願ヒ度ヒ。此節ノ事ハ別問題トスルモ、議長ヨリ県下ノ為メ注意ニナル様ニ致シ度ヒ。

○議長（庄野金十郎君） 其ノ事ハ先刻談ヲ致シマシタガ、別段談

ヲ受ケズトモ充分注意ヲスルト云フ事デアリマスカラ、御安心ニナツテ善カロフト思ヒマス。

○三十八番（富安保太郎君） ドウデスカ、是迄ノ経歴ヲ一通リ参

与員ヨリ説明ヲ聞ヒテハ如何デスカ。

○三十七番（戸川直君） ドウデ一通リノ説明ハ聞カネバ考案モナ

ニモ出来ナイ。

○議長（庄野金十郎君） ドナタモ御希望ナレバ秘密会ニ致シマス

ガ、大概御聞ニナツテハ居リマセンカ。

○廿五番（有田次三郎君） 尅通り丈ケハ聞ヒテ置クガ善カロフ。

○議長（庄野金十郎君） 夫レデハ秘密会ニ致シマス。

午前十一時三十二分 秘密会

午前十一時五十分 休会

〔註〕 原本句読点なし。

五八 九州大学設置建議案に関する福岡県会質疑―その二―

『福岡県臨時県会々議録』第二号

一九〇一（明治三四）年一〇月二八日

○議長（富安保太郎君） 開会シマス。

参与員（戸田健児君） 議案ノ訂正ヲ致シマス。県立福岡病院敷

地凡ソ何々トアルヲ病院敷地ギリニシテ、凡ソヨリ以下ヲリマス。但書モ刪リマス。

副議長（富安保太郎君） 之ヨリ質問会ヲ開キマス。

○三十七番（戸川直君） 訂正ハ夫レギリデアリマス乎。

参与員（戸田健児君） マダアリマス。其福岡病院敷地ノ下ヲ「千

参百四拾参坪及県立避病院敷地千四百五拾六坪ヲ以テ之ニ充ツ

ルモノトス」ト改メマス。夫レカラ「一、土地凡式万六千七百

壹坪」トシテ「但福岡市ノ寄附地ヲ以テ之レニ充ツ」ト云フコ

トヲ加ヘマス。

副議長（富安保太郎君） 夫レデハ質問会ヲ開キマス。

○三十七番（戸川直君） 秘密会テヤツテ貰ヒタヒ。

副議長（富安保太郎君） 秘密会テナイデモ善カロフト云フコトデアリマスガドウデス。

○三十七番（戸川直君） 秘密会ノ方ガ宜カロウト思フ。

副議長（富安保太郎君） 御意見カナインラバソウ致シマシヨウ。

○三十番（岡茂平君） 本会テヤツテハドフデスカ。

副議長（富安保太郎君） 県庁ノ方テモ差支モアルマイト云フコト

テアルカラ本会テヤツテハドフデス。

○六番（林芳太郎君） 却テ公会カ善カロフト思フ。

○三十四番（田中新吾君） 県庁ノ方ハ御差支ハナイデスカ。

参与員（谷口留五郎君） 御質問ノ振合ニ拠テハナンデスカ……。

○三十七番（戸川直君） ドンナ質問ノ起ラントモ云ヘヌ。秘密会

ニシタ方カ善カロウ。

副議長（富安保太郎君） 夫レデハ秘密会ニ致シマス。

午後二時二十分秘密会

午後二時五十分本会

議長（庄野金十郎君） 本会ニ引移リマス。此議案ハ重大ナル事柄

デアアリマスケレトモ、単純ナ議案デコザリマスカラ確定議トシマ

ス。

議案

来三十五年度ニ於テ福岡県内ニ医科大学設置ニ着手セラル、

趣ニ就テハ、果シテ其場合ニ至ラハ国庫ニ対シ左ノ寄附ヲ為ス

モノトス

一金貳拾五万円

但内金拾貳万五千元ハ三十五年度支出金、六万貳千五百円ハ

三十六年度支出金、六万貳千五百円ハ三十七年度支出トス

一 県立福岡病院敷地凡ソ千參百四拾參坪及県立避病院敷地千四百

五拾六坪ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

一 土地凡貳万六千七百壹坪

但福岡市ノ寄附地ヲ以テ之ニ充ツ

一 県立福岡病院現在ノ建物器具機械等一切

明治三十四年十一月廿三日

福岡県知事 深野 一三

○三十三番（神武啓藏君） 原案賛成。

○二十七番（望月藏平君） 原案ノ通り意見ナシ。

○二十九番（安田雲齊君） 私ハ建議ヲ致シマス。本員ノ建議ハ本

案ノ決議前ニ致シタイノテアルガ、此ノ福岡市ノ外ニ郡地ニ於

テ寄附金ヲ出来得ル丈ケ寄附ヲ奨励致シタイ。原案ハ此儘速ニ

決議シテ貳拾五万円ノ寄附ヲスルコトニシテ……寄附惣額

ハ予定カ出来ヌカラ、出来得ル限り当局者テヤツテ貰イタイト

思イマス。

○三十三番 (神武啓藏君) 原案賛成、意見ナシ。

○二十番 (今村万藏君) 原案ヲ賛成シマス。

○二番 (林寛一郎君) 原案賛成。

○二十一番 (古野孫太郎君) 意見ハゴサリマセン。

○三十七番 (戸川直君) 二十九番ニ賛成シマス。原案ニモ異議ハ

ナイ。

議長 (庄野金十郎君) 採決ヲ致シマス。原案同意者ハ起立。

満場起立

議長 (庄野金十郎君) 満場起立テ原案ニ確定シマス。外ニ御意見

ハゴザリマセンカ。

○二十三番 (小方苦之助君) 二十九番ノ建議ハ出来タケノ寄付

ヲ貳拾五万円カラ引クノデスカ。

○二十九番 (安田雲齊君) 貳拾五万円カラ引クノデス。

○三十四番 (田中新吾君) 本員モ二十九番ニ賛成シマス。近郡ハ

随分利益ガアルカラ多少ノ寄付ハ出来ヨフト思フ。

○三十一番 (栗田伴藏君) 二十九番ニ賛成シマス。

○廿三番 (小方苦之助君) 廿九番ニ賛成シマス。

○二十九番 (安田雲齊君) 諸君ノ賛成ヲ得テ成立ツタカラ一言申

シマスガ、諸君モ御承知ノ通り慶應義塾ノ拡張ノ時デモ本県ノ

富豪者ハ非常ナ寄附金ヲ致シテ居ル。況シテ福岡県ニ大学ヲ置

クト云フコトニナレハ寄付ヲスルハ当然デアリマスカ、目下ハ

金融逼迫シテ居ルカラ慶應義塾ノ時ノ様ナコトハ出来マイケ

レトモ、幾分ニテモ宜シヒ、当時県費ノ負担困難ニモ拘ハラ

此美挙テアルカラ止ラ得スコウナツテ居ルノテアルカラ、寄付

ヲ募ルト云フハ本会ニ深切デアロウト思フ。原案ハ満場一致テ

決議シテ居ルガ、寄付ハ励行スルカ至当ト思イマス。

○二十一番 (古野孫太郎君) 二十九番ノ建議モアリマスガ、其旨

趣ハ賛成デゴサリマスカ、熟々考ヘテ見マスルニ、何ニカ事情

カアツテツイ其寄付ガ出来ヌ様ナ事カアリハセマイカ。ソウ云

フ場合ニハ建議ノ効モ薄弱ニナリマスカラ、寧ロ希望ト云フコ

トニシテ置ヒタ方ガ穩当デ都合カ善カロフト思ヒマス。廿九番

ニ御相談シマスガ、希望ヲ当局ニ云ヒ、当局ハ其希望ヲ容レラ

レ励行サル、コトニシテハ如何デゴサリマスカ。建議ハ少シク

懼リマス。

○二十九番 (安田雲齊君) 二十一番カラ希望ニセヨト云フ御相談

モアリマシタガ、其方ガ穩当ト考ヘマスカラ希望ト云フコトニ

改メマス。

議長 (庄野金十郎君) 一寸二十九番ニ御尋致シマスカ、建議ヲ御

止メニナツテ希望ト云フコトニ御改ニナリマシタガ、希望ハ述ヘ

ハナシデスカ。又ハ希望ヲ決議スルノデスカ。

○二十九番 (安田雲齊君) 矢張希望ノ決議ヲ望ミマス。

議長（庄野金十郎君） ドウデスカ、別段決議スルニモ及フマイト
思ヒマスガ、其儘テ善フハゴサリマセンカ。

（満場異議ナシ）

議長（庄野金十郎君） 夫レデハ希望ヲ述ヘ置クト云フコトニ極メ
テ之テ休会ヲシマス。

午後三時十五分退散

〔註〕 原本句読点なし。

五九 九州大学設置運動経過事蹟

『九州帝国大学医科大学祝賀会記録』

一九一三（大正二）年二月

九州大学設置運動経過事蹟

明治三十四年十月十七日

一、本日商工会事務所に松下市長より相談したき件あるに付、明十
八日午後、会頭渡邊與三郎を始め同会重役五六名市役所へ出頭す
べき旨の照会発遣せり。

一、十八日午後二時、渡邊與三郎、原田壽雄、社家間善次郎、立石
善平、鷹見清三、倉成久米吉、進藤上枝、林寛一郎、渡邊綱三郎、
太田勘太郎、三苫寛一郎、岡松與八、古森藤次郎十三名出頭せし
処、松下市長及び丸田重雄より、福岡病院附近に医科大学設置の
計画あるを以て、本市民に於て何程位の金額は負担し得へき哉

云々の諮問ありたるを以て種々協議を遂げ、五時十分一同退散し
たり。

一、十九日午後四時より商工会事務所に於て松下市長、丸田重雄、
商工会頭渡邊與三郎以下二十五人出席し、大学設置の運動方法に
付協定を為し其の運動委員を選定し、明二十日より運動に着手す
ることに決す。其の委員左の如し。

渡邊與三郎、原田壽雄、三苫寛一郎、倉成久米吉、進藤上枝、
林寛一郎、古森藤太郎、小川鉄磨、川上藤三郎、吉原敬介

一、二十日前記十名午前八時より緒方道平氏及び松下市長を訪問す。
同日午後六時商工会事務所に集会、運動の部署を定むること左の
如し。

一、渡邊與三郎は小河久四郎氏を訪問す。

一、社家間善次郎、渡邊渡三郎、岡松與八、原田壽雄、林寛一
郎、川上藤三郎、兒嶋善次郎右七名は県会議員望月、溝田両
氏を訪問す。

一、倉成久米吉、古森藤次郎、渡邊綱三郎、八尋孫三郎、原田
壽雄の五名は城石彌一郎氏を訪問す。

一、林寛一郎、渡邊與三郎、山下幾次郎、倉成久米吉、古森藤
次郎、渡邊綱三郎の六名は平岡浩太郎氏を訪問す。

一、渡邊渡三郎、岡松與八、川上藤三郎は大森武雄氏を訪問す。

一、原田壽雄は宮川武行氏を訪問す。

一、十月二十一日青柳宅を当分大学設置運動事務所と定む。同日出席者左の如し。

小河久四郎、渡邊綱三郎、渡邊渡三郎、岡松與八、渡邊與三郎、石藏利助、大塚儀平、横田正次郎、前田辰、丸田重雄、立石善平、川上藤三郎、社家間善次郎、進藤上枝、八尋孫三郎、高橋光威、門司儀壯、山下幾次郎、古森藤次郎、倉成久米吉、池稻藏、牟田口宗七、原田壽雄、大熊淺次郎、深見平次郎、永村永、永田龍雄

各委員の担任を定むること左の如し。

渡邊與三郎、進藤上枝、社家間善次郎、渡邊渡三郎、立石善平

以上五名は運動事務所詰とす。

倉成久米吉、原田壽雄、大熊淺次郎

以上三名は事務所詰庶務担任とす。

一、岡村與八、八尋孫三郎、深見平次郎、古森眞太郎、門司儀壯、太田清藏、松下榮次郎、前田辰、下澤善右衛門、波多江嘉兵衛の七名は大森、城石、安田、古賀、村田の五果

會議員訪問者とす。

一、古森藤次郎、牟田口宗七、横田正次郎、友枝英三郎、川上藤三郎、永村永、渡邊綱三郎、山下幾次郎の八名は廣辻筑紫郡長、新納粕屋郡長を訪問者とす。

一、十月二十二日青柳宅に出席したる人名左の如し。

池稻藏、林寛一郎、友枝英三郎、緒方道平、大隈壯太郎、大原義剛、渡邊與三郎、渡邊渡三郎、渡邊綱三郎、立石善平、川上藤三郎、永田龍雄、横田正次郎、倉成久米吉、山下幾次郎、八尋孫三郎、丸田重雄、古森藤次郎、遠藤甚藏、三苦寛一郎、進藤上枝、下澤善右衛門、社家間善次郎、岩崎庄三郎、森和七郎、原田壽雄、大熊淺次郎

一、午前九時藤代議士事務所に来訪、大学設置に付ての経過を纏陳す。午後十時頃富安県会副議長も来訪、是れに関する談話をなす。

一、有志者に参集する様通牒を發送せり。

一、大学設置運動上便益の爲め大学設置期成会なるものを組織し、委員長副委員長を選定し、尚ほ委員長の指名に依り総務委員常務委員会計監督を置くことに決す。

二、今後の運動方法を議定す。

三、出席員中各部署を定め、直ちに県會議員を其の宿所に訪問せり。

一、事務所に居残り協議したる者。

松下市長、林寛一郎、渡邊與三郎、緒方道平、原田種一、原田壽雄、永田龍雄、倉成久米吉、岡部覺、大熊淺次郎

一、本会役員左の如し。

委員長松下直美、副委員長緒方道平、総務委員林寛一郎、同渡邊與三郎、同丸田重雄、常務委員倉成久米吉、大熊淺次郎、原

田壽雄、會計監督深見平次郎、遠藤甚藏、八尋孫三郎、大熊壯太郎、牟田口宗七、横田正次郎

一、十月二十三日青柳方集会出席者左の如し。

池稻藏、原田壽雄、林寛一郎、友枝英三郎、岡松與八、大隈壯太郎、渡邊與三郎、渡邊渡三郎、渡邊綱三郎、高井善四郎、川上藤三郎、月成勳、牟田口宗七、倉成久米吉、永村永、山下幾次郎、八尋孫三郎、丸田重雄、深見平次郎、古森藤次郎、遠藤甚藏、三苦寛一郎、進藤上枝、社家間善次郎、下澤善右衛門、森和七郎、大熊淺次郎、松下委員長、藤代議士、多田代議士、廣辻郡長、新納郡長、大野仁平

一、藤代議士大学運動上の経過を談話せり。

一、多田代議士も藤代議士の談話と大同小異なりき。

一、廣辻新納両郡長等、多田代議士等と協議する処ありし。

一、大学設置敷地予約相談の爲め部署を定め地主を訪問せり。

一、医科大学設置に付県有財産及び不動産寄附の件に付臨時県会を開催するも、秘密会に付本日より来る二十七日迄休会することに運動す。

一、本日午後委員退散後、青柳を引き払ひ事務所を丸万宅に移す事に決し、直ちに同家に交渉、即夜移転す。

一、十月二十四日丸万に於て集会、出席者左の如し。

林寛一郎、緒方道平、渡邊與三郎、渡邊渡三郎、渡邊綱三郎、

川上藤三郎、高井善四郎、立石善平、牟田口宗七、倉成久米吉、山下幾次郎、八尋孫三郎、丸田重雄、遠藤甚三、古賀壯兵衛、進藤上枝、三苦寛一郎、社家間善次郎、大野仁平、西村庄平、竹森算、右田喜久郎、野村祐雄、高橋光威、原田壽雄、大熊淺次郎、長倉視学官、松下委員長、新納郡長、富田市書記

一、委員は各部署を定め地主を訪問せり。

宅嶋徳十郎其の他の地主を古賀壯兵衛宅に召集し、委員出張し夫々協議を整へ予約を為したり。

一、筑紫郡長は関係地主一同を皆松館に召集し土地買収の協議を凝し居るを以て、松下委員長、丸田重雄両氏は其の協議に参与のため同館に出張したり。

一、十月二十五日午前八時より漸次丸万に集会せし者は左の如し。

原田壽雄、古森藤次郎、渡邊與三郎、大熊淺次郎、進藤上枝、倉成久米吉、緒方道平、山下幾次郎、竹森算、八尋幾平、川上藤三郎、井上良助、高井善四郎、林寛一郎、永村永、渡邊渡三郎、大野仁平、大隈壯太郎、野村祐雄、松下委員長、大原義剛、新納久、八尋孫三郎、岡部寛、池稻藏、小野直路、郡書記三名

一、渡邊與三郎外十二名予定敷地々主に談判奔走せし処、本市民の所有に係る土地の交渉は悉皆本日纏りたり。

一、廣辻郡長、庄野県会議長及び同郡書記本会事務所に来り、松下委員長と予定敷地予約買収の件に付協議する処ありたり。而して

一同退散せしは午後十一時四十分なりき。

一、十月二十六日丸方に出席したる人名左の如し。

大熊淺次郎、原田壽雄、竹森算、古森藤次郎、牟田口宗七、倉成久米吉、横田正次郎、三苦寛一郎、月成勲、古賀壯兵衛、松下直美、野村祐雄、緒方道平、高橋光威、大野仁平、太田勘太郎、丸田重雄、吉原敬介、富田英太郎、渡邊綱三郎、池稻藏、進藤上枝、永田龍雄、林寛一郎、井上良助、八尋幾平、社家間善次郎、小川鉄鷹、村田正兵衛、川上藤三郎、前田辰、筑紫郡長、同書記二名

一、西村庄平、牛尾量藏の所有地所は交渉纏りたり。

一、筑紫郡の内豊平其の他の土地買収予約に付、一兩日前より廣辻郡長を始め其の他の人に於て百方交渉を試みたるも、容易に纏らざるを以て、此れが前後策を講ずる為め各委員に即刻事務所に参集する様照会したり。

一、今後運動上協議する為め、明二十七日事務所に参会する様委員を始め重立たる者に向け二百十三通の書面を発遣したり。

一、十月二十七日出席したる人名左の如し。

古森藤次郎、原田壽雄、友枝英三郎、渡邊綱三郎、竹森算、井上良助、松下直美、小野直路、池稻藏、八尋孫三郎、倉成久米吉、大隈壯太郎、三苦寛一郎、高井善四郎、大野仁平、深見平次郎、大熊淺次郎、進藤上枝、前田辰、牟田口宗七、高島習

丹増良、津田利夫、北嶋淳、渡邊伊助、森田正路、吉貝甚右衛門、關運七、西村庄平、牛尾量藏、進藤喜平太、太田勘太郎、

川上藤三郎、古川徳太郎、大野未來、納屋羊吉、有吉巳三郎、藤金作、小山久三、古森眞太郎、丸田重雄、横田正次郎、林寛一郎、宅嶋徳十郎、八尋安次郎、中牟田藤兵衛、木山惟貞、古賀壯兵衛、太田太兵衛、武藤瀧次郎、的野榮直、神保良五郎、渡邊藤吉、山崎甚吉、野田景山、安川林右衛門、石橋彌三、末次吉松、高須徳次、吉原敬介、岡松與八、波多江嘉兵衛、廣田徳平、野村久七郎、山崎宗三郎、村田長五郎、深川奎三郎、原田善右、下澤善右衛門、社家間善次郎、野村祐雄、井上傳次郎、兒島久之進、周防文五郎、重松雲起、緒方道平、門司軌、田口善平、森長兵衛、早川梅太郎、小野漸一郎、平井郷昌、根本忠次郎、元滿槌五郎、船津春吉、古賀徳右衛門、福田悖、篠原由次郎、園田小七、村田正兵衛、高橋十郎、津田珪吾、富田英太郎、伊藤長兵衛

一、松下委員長は医科大學設置目下の氣運に至りたる委員の運動經過等の概略を陳述したり。次に丸田重雄も委員長口演と大同小異なりし。

一、藤代議士は大學設置に関する政府の意嚮并に本県選出各代議士の政府に対する運動上より説来り。而して大學設置の暁には打算上概ね何程の利益を得る等を練陳し、又た菊池文相來福する趣き

に付歓迎すべき云々なり。而して歓迎準備は参会人中より特別委員を選定し之れに一任する事に決す。
菊池文相歓迎会委員姓名左の如し。

委員長緒方道平。文相送迎庶務掛、溝部信孝。文相送迎を兼ね、
原田壽雄、倉成久米吉、太田勘太郎、大熊淺次郎。会計掛、深
見平次郎、八尋孫三郎、牟田口宗七、大隈壯太郎。接待掛文相
送迎を兼ね、渡邊與三郎、小河久四郎、進藤喜平太、緒方道平。
料理を兼ね、高井善四郎、立石善平、進藤上枝。席順を兼ね、
下澤善右衛門、三苦寛一郎、渡邊綱三郎、渡邊渡三郎、小野直
路、永田龍雄、前田辰、古賀壯兵衛。裝飾を兼ね、社家間善次
郎、岡松與八、大野未來、林寛一郎。会計、横田正次郎、遠藤
甚藏。酒担当を兼ね、竹森算、川上藤三郎。芸妓取締を兼ね、
八尋安次郎、村田長五郎。受付掛、古森藤次郎、井上良助、中
原太三郎、古森藤次郎外に市書記四名

一、県会に於て大学設置の事に協賛したる暁には、貴衆両院議員に
運動する方法を確定すること。
一、来る十一月十八日製鉄所開場式に臨みたる貴衆両院議員を当市
に招待するや否を、藤、多田、平岡等の意見を叩き其の方法を定
むること。
以上議決の上退散せしは午後九時十分なりき。

一、十月二十八日丸万に出席。夫より県会に傍聴せしもの左の如し。

古森藤次郎、倉成久米吉、竹森算、渡邊與三郎、原田壽雄、大熊
淺次郎、深見平次郎、井上良助、牟田口宗七、池稻藏、横田正次
郎、高井善四郎、太田勘太郎、丸田重雄、遠藤甚藏、八尋孫三郎
一、午前十時市役所に於て大学設置の件を市会に附議せられたるに、
満場一致を以て可決したり。而して午後一時より同件を県会に附
議せしに、是又満場一致をもって可決したり。

一、午後三時より松下委員長を始め市役所に集會し、寄附金募集の
順序として福博中の町総代を気儘亭と西公園に招集することに決
し、料理等の準備は会計監督六人にて負担し、総代に通知は常務
委員の担当と定む。

一、明二十九日より大学設置期成会を福博商工会事務所に合併する
ことに決し、十一時過ぎ各退散せり。
大学設置の敷地左の如し。

一、目下福岡病院敷地三万四千一百六十二坪、県有地千三百四十三
坪、官有地一万九千三百四十四坪、県有避病院敷地千四百五十六
坪、官林四百八十八坪、道敷溝敷四千四百三十一坪、本市より寄
附二万六千七百一坪、総計八万七千九百二十五坪
一、十月二十九日より期成会事務所を商工会事務所に引移し、同所
に於て事務を取扱たり。

一、評議員常務委員会計監督等の役員を選定し、其の当選者に向け
夫々通牒せり。

一、本日出席者左の如し。

倉成久米吉、古森藤次郎、竹森算、高井善四郎、原田壽雄、大熊淺次郎、高橋光威

一、十月三十日午前出席者。

松下委員長、原田壽雄、大熊淺次郎、高橋光威、竹森算、溝部信孝、丸田重雄、大隈壯太郎、牟田口宗七、社家間善次郎

一、菊池文相、来る十一月一日午後六時來福の筈に付、文相歓迎会を開催する事に決したるを以て、二百一通の通知状を發遣し尚ほ各代議士六名に向け發電す。

一、文相歓迎会に關する委員長を定め夫々通知をなすこと。

一、十月三十一日松下委員長始め集会の明日文相來福の節接待其の外掛員の分担を定め、且つ余興其の他準備上協定したり。其の出席人名左の如し。

松下委員長、緒方道平、丸田重雄、溝部信孝、立石善平、三苫寛一郎、社家間善次郎、八尋孫三郎、八尋安次郎、牟田口宗七、竹森算、倉成久米吉、高井善四郎、大隈壯太郎、永田龍雄、前田辰、原田壽雄、村田長五郎、川上藤三郎、高橋光威、東野和介

一、十一月一日出席人名 溝部信孝、丸田重雄、竹森算、原田壽雄、大熊淺次郎

一、奈良原到、三角丑郎を臨時雇とす。

二日出席人 原田壽雄、丸田重雄、前田辰、大野未來、八尋孫三郎、大熊淺次郎

三日出席人 原田壽雄、大熊淺次郎、川上藤三郎

一、明四日博多郡町總代を氣儘亭に招待することに決し居るを以て、案内状百四十通を發送す。

四日出席人 大隈壯太郎、横田正次郎、原田壽雄

一、午後五時より氣儘亭に於て博多町總代を招待す。委員長以下八十七人出席。

一、委員長及び丸田重雄より各町總代に向け大學設置の必要より運動上費用を要する件説明せしに、孰れも其の必要を感じ町總代に於て該費用取立に充分尽力することに決し、満場之れに賛同し拍手して其の事を遂行するに確定す。而して一同飲酒退散せしは八時十分なりき。

一、不參の町總代には折詰を夫々送附したり。其の個數五十二個なり。

五日出席人 原田壽雄

一、来る七日、福岡部町總代五十八名有志者六十三名總人數百二十一人に向け、同日午後二時鍾美亭に參会する様夫々照会す。

六日出席人 原田壽雄

一、前記案内状を本日夫々發送す。

一、七日午後二時より松下委員長以下西公園鍾美亭に行く。參会者

町総代有志者六十八名集会せり。

一、松下委員長、丸田重雄より各町総代に大学設置の必要を口演す。而して散会せしは八時十分なりき。

一、本県九名の代議士に来る十一日市役所に参会せらるゝ様松下委員長より照会す。

八日出席人 原田壽雄

一、松下委員長の命を受け、原田壽雄、山下幾次郎、永村永の件に付溝部信孝に交渉す。

一、明九日、会計六名午後一時より事務所に参集する様照会す。

一、明後十日午前九時より事務所に参会する様評議員に向け通牒す。

一、九日松下委員長、溝部信孝、原田壽雄協議し、評議員九名を増員し夫々評議員の囑托書を発送す。

一、午後二時より正副委員長、会計四人、常任委員会合し、本日迄の経費を精算す。

一、午後六時頃、俄然評議員十三名を増員することに決したるを以て、三角丑郎を雇ひ、右十三名明日出席云々と評議員に推選したる旨を照会す。

一、八代議士に向け明後十一日市役所に参会せらるゝ様照会す。

一、十日午前十時、評議員会を開催し左の事項を決議したり。

一、大学設置運動委員を東京に派遣すること。

二、前項の委員は市長及び両政派より各一名宛都合三名を派出せ

しむること。

三、両派より上京せしむる委員の選択は代議士に一任すること。

四、前項委員選定に付、代議士への交渉方を本会委員長に依託すること。

五、上京委員に給与すべき費額は一人に付一日金五円宛とし、往復旅費は一人金六拾円とす。

六、東京に於ける委員の運動費総額は約式千円を以て程度とすること。

七、運動費に充る為め全市各町より醸出する金員は助役に於て保管すること。

八、前項の費用金募集委員及び其の人員は松下委員長の指名に一任すること。

九、委員長の商議に応ずる為め福岡及び博多より各二名づゝ相談役を設くること。其の人名左の如し。

博多部 丸田重雄、渡邊與三郎、福岡部 進藤喜平太、岡部覺
十、本会事務所を市役所内に設くること。

以上決議し散会せしは午後三時なりし。

一、同日評議会に出席したるもの左の如し。

松下委員長、進藤喜平太、溝部信孝、緒方道平、小野直路、月成勲、武内與七郎、原田壽雄、高井善四郎、岡部覺、丸田重雄、大原義剛、森田正路、進藤上枝、倉成久米吉、古森貞太郎、大

熊淺次郎、社家間善次郎、竹森算、宅島徳十郎、八尋安次郎、前田辰、川上藤三郎、永田龍雄、八尋孫三郎、横田正次郎、林寛一郎、下澤善右衛門、永村永、高橋光威、是松右三郎、牟田口宗七、立石善平、大隈壯太郎、大野仁平、古森藤次郎、山下幾次郎、東野和介、富田英太郎

一、評議員会閉会后、引続き善後の事に付協議の爲め左の人名居残りたり。

松下直美、小野直路、東野和介、富田英太郎、原田壽雄、大熊淺次郎

一、十一日午前九時より市役所に於て相談役集会し、種々協議の末明十二日評議員会を開き寄附金至急に集金する方法を評議員会に附議する事に決し、明日午後一時評議員へ市役所に参会する様照会す。

一、午前十時各代議士市役所に参集せしを以て、松下委員長より上京委員の選定を代議士に交渉す。

出席人名 松下委員長、進藤喜平太、岡部覺、原田壽雄、丸田重雄、溝部信孝

一、本日より市役所楼上に於て本会事務を取扱ふこと。

一、十二日評議員会に出席したる人名左の如し。

横田正次郎、大野仁平、古森眞太郎、山下幾次郎、原田壽雄、竹森算、倉成久米吉、高橋光威、進藤喜平太、渡邊興三郎、中

野和四郎、小川鉄麿、大熊淺次郎、大野未來、岡部覺、大隈壯太郎、高井善四郎、大原義剛、永田龍雄、不破國雄、永村永

決議事項

一、市内各町総代に向け、本月末日迄各町寄附金割合額を取纏め方依頼状を發すること。

一、右寄附金標準は所得税、營業税、雜種税、戸別割の各税率に拠り定むること。

一、十三日福博各町総代并に有志者に向け寄附金の割合額を夫々發送す。

一、十四日明十五日相談役及び会計に参会する様照会す。

一、十五日午前十一時相談役及び会計監督会を開きたるに、左の人名出席したり。

松下委員長、進藤喜平太、岡部覺、八尋孫三郎、大隈壯太郎、溝部信孝、原田壽雄

決議事項

一、委員長副委員長不在中は市助役を以て代理せしむること。

一、事務所に日給四拾錢の雇を聘雇すること。

一、右雇員の監督は原田壽雄を以て担任せしむること。

一、上京委員の旅費は来る二十七日迄金參百元を委員二名に交付する事。

一、来る二十五日迄寄附金取纏め呉る様各町総代に照会すること

を決す。

但各町総代には直ちに照会状を發送すること。

一、福博方面に依り寄附金取纏め委員を定むること左の如し。

博多部 進藤上枝、竹森算、村田長五郎、中村半兵衛、社

家間善次郎

福岡部

彌七、江浪富次郎

神伊八、香江誠、根本忠次郎、松井嘉吉、波多江

一、十六日平田農相を一方亭に招待す。

一、十七日記事なし。

一、十八日濱尾新、太田峯三郎明十九日来福の趣に付、其の準備の
為め東野和助、大熊淺次郎、原田壽雄の三名一方亭に出張、其の
準備をなす。

一、十九日濱尾、太田の両氏を一方亭に招待し昼餐を出したり。

一、二十日根津一の講話あるに付出席する様夫々照会す。

一、平賀義美を常盤館に招待す。

一、二十一日記事なし。

一、二十二日松田正久、龍野周一郎来福の筈に付予め其の準備をな
したる処、都合に依り来福延引の旨申来りたり。

一、露国駐在栗野全権公使、明二十三日午前八時当地発列車にて赴
任の途に就かるゝを以て、商工会員の重立たる者に見送る様通牒
したり。

一、二十三日三角丑郎を解雇して荒牧護助を雇入るゝこと。

一、二十四日明二十五日相談役及び会計監督、事務所に出向様照会
す。

一、松田正久、龍野周一郎を一方亭に招き晚餐を出だす。

一、廿五日今回上京する委員三名を招待するや否と、寄附金取纏め
の件を相談役及び会計監督に協議す。

一、二十六日横田正次郎、大隈壯太郎、遠藤甚藏に寄附金纏り方の
実況取調を囑托す。

一、森田正路より上京旅費受取方請求し来るに付、東野市書記より
交付す。溝部信孝も同様に付交付す。

一、二十八日評議員会を開催せしに出席者左の如し。

進藤上枝、宅嶋徳十郎、大野未來、大野仁平、高井善四郎、八
尋安次郎、黒木太郎、八尋幾平、濱秀軌、竹森算、宮川武行、
八尋孫三郎、横田正次郎、大隈壯太郎、山下幾次郎、倉成久米
吉、池稻藏、社家間善次郎、岡松與八、奥村卯兵衛、岡部覺
古賀壯兵衛、永村永

決議事項左の如し。

一、常務委員には年末相当の慰労手当を贈与する事。

一、商工会書記雇及び小使にも年末前項同様の手当を与ふる事。

一、渡邊與三郎より借入たる金子は寄附金より直ちに返却するも
利子受取らざるに付其の利子に相当する物品を贈ること。尤も

手当并に物品其の金高は総て委員長に一任すること。

一、正副委員長不在中は市助役を以て代理なきしむる事。

一、松下委員長東京より運動費の請求あるときは、委員長代理者寄附金を以て之れが需に応ず。万一寄附金其の請求額に不足を来したるときは、委員長代理は相談役を招集し是れが処分を協定すること。

一、寄附金の取扱方は、常務委員原田壽雄其の請求書を調査し之れを会計監督に交附し、監督は委員長代理の承認を経て市助役其の金銭の出入を司るものとす。

一、寄附金取纏方は、町総代并に其の方面にて委員長より囑托しある各委員に於て尽力するは勿論の事なるも、此の際協議員は其の住所附近の町総代及び受持人に付至急纏る様充分尽力する事。

右各項満場一致を以て可決したり。

一、二十九日 午後五時より丸方に於て評議員一同会主となり、松下委員長、富安県会副議長の両氏を招待し送別の宴を開催したり。

一、三十日 松下富安の両氏、午前八時十分博多発の汽車にて上京の途に就きたるを以て、本会員重立たる者停車場及び箱崎迄見送たり。

一、十二月一日 記事なし。

一、二日 記事なし。

一、三日 相談役会を開きたるも孰れも差支出席者なし。

一、四日 記事なし。

一、五日 上京中なる松下委員長より金子送付の事申来るに付、明六日より不納町に向け催告者を遣すことに決す。

一、本日より雇書記市委員一名を博多各町総代及び有志者に就き請求せしむ。

一、六日 全上。

一、七日 引続き福岡部を請求す。

一、八日 全上。本日を以て不納町請求終了す。

一、九日 緒方副委員長帰県せられしに付、明十日相談役四名へ事務所に参会する様照会す。

一、十日 副委員長緒方道平、相談役岡部覺、丸田重雄、進藤喜平太、小野直路、原田壽雄出席、種々協議を凝し、明後十二日評議員会を開く事に決し、夫々通知書を発送す。

一、小野漸一郎、平井郷昌、井上傳次郎の三名に評議員囑托書を送付す。

一、十一日 記事なし。

一、十二日 午後二時より評議員会を開きたる処、出席者左の如し。

岡部覺、進藤喜平太、原田到、大隈壯太郎、永田龍雄、古賀壯兵衛、原田壽雄、深見平次郎、池稻藏、緒方道平、坂本久次郎、渡邊綱三郎、上野彌太郎、宅島徳十郎、八尋安次郎、牟田口宗

七、永村永、山下幾次郎、倉成久米吉、川上藤三郎、進藤上枝、古森藤次郎、大熊淺次郎

決議事項左の如し。

一、運動費に要する寄附取纏め方は評議員中より副委員長特選指名す。取纏め方法は其の特選せられたる委員にて便宜部署を定め、本月十七日迄悉皆取纏める事。

一、前項奔走に要する実費は本会より支出するものとす。

一、金老千円を借入れ在京委員に送付するものとす。

一、前項借入金債務者は評議員一統責任連帯とす。

但其の借入方法は副委員長及び相談役に一任す。

一、本会を県問題とするや否の発議ありしも、本県教育会を代表して富安上京しあるに付、副委員長丸田重雄と協議し、県会より富安上京委員に声援せしむる様交渉することに決す。

一、十三日 寄附金取纏め特選委員十名に向け囑托書を送付す。

一、十四日 特選委員十名、明十五日商工会事務所に参会する様照会す。

一、松下委員長に十二日評議員会の決議を通牒す。

一、十五日 特選委員高井善四郎、村田長五郎、宅島徳十郎、八尋安次郎、竹森算、川上藤三郎参集し部署を定め夫々奔走す。

一、十六日 記事なし。

一、十七日 記事なし。

一、十八日 記事なし。

一、十九日 上京中なる松下委員長より飛電到着するに付、之れに對する協議の爲め緒方副委員長及び進藤喜平太、岡部覺、丸田重雄、渡邊與三郎、小野直路、進藤上枝、原田壽雄、竹森算等事務所に参会し、種々協議を遂げたり。

一、進藤上枝、竹森算は博多部の金子取纏めに奔走す。

一、荒牧雇は福岡部の取纏め方に奔走す。

一、上京中なる古森藤次郎より金子送付方を原田壽雄宛發電申越したり。

一、二十日 松下委員長より金子送付の電報到来せしに付、明二十一日相談役、會計監督事務所に参会する様照会したり。

一、二十一日 前日の照会に依り出席したる人名左の如し。

緒方道平、岡部覺、丸田重雄、小野直路、原田壽雄

決議

一、十七銀行より金老千円を副委員長、相談役、助役の名義を以て当座借入れ、本会役員調印の証書と引換るものとす。

但利子は一ヶ月老分の割、返却期日は明治三十五年二月二十八日限りなる事。

一、午後二時二十分、千円借入るゝ事に決したるも、明日は日曜なるに付、明後二十三日送金する旨電報にて委員に通知したり。

一、午後三時、委員長より送金出来れば帰福する旨電報到着し

たり。依て午後三時四十分、内情詳細に返電したり。

一、二十三日 運動費借入に付相談役会を開く。出席者左の如し。

緒方道平、丸田重雄、小野直路、原田壽雄、岡部覺、倉成久米吉、進藤上枝

決 議

一、原田壽雄をして本会役員一同の連帯借用証に実印押捺に奔走せしむる事。

一、午後二時、金壺千円委員長に宛て電報為替にて送付す。

一、二十四日 午後二時より竹森算并に荒牧雇と共に福岡部未納町を請求したり。

一、二十五日 竹森算、荒牧雇博多部を請求したり。

一、濱田市書記をして博多下部請求を委員長より囑托せられたり。

一、二十六日 博多部請求のため柳瀬賢造氏を雇入たり。

一、二十七日 福岡部請求のため西川頼成を当分雇入たり。

一、原田壽雄をして内端返却せしめたり。渡邊より借入たる分の内。

一、二十八日 委員長より只今大多数にて衆議院を通過したる旨電報ありたり。

一、金参百円請求に依り委員長に宛て送付したり。

一、柳瀬賢造を解雇したり。

一、二十九日 西川頼成氏を解雇したり。

一、三十日 竹森算、原田壽雄出席。

一、代議士及び富安氏帰県に付、重立たる人に電話又は人夫を以て通知せり。

一、午後五時、一行博多に着す。出迎たる人名左の如し。

緒方道平、小野直路、岡部覺、原田壽雄、東野和介、竹森算

太田勘太郎、倉成久米吉、進藤上枝、野村久七郎、川上藤三郎
一、夫れより代議士報道会を兼ね招待会を開き、午後九時頃散会せり。

一、三十一日 在京代議士八名及び上京委員三名へ年始状を兼ね慰労状を発したり。

明治三十五年一月

一、十二日 今後の運動上及び寄附金取纏方法に就き、来る十四日評議員会を開く旨一同へ照会したり。

一、十四日 午後一時より評議員会を開く。出席者左の如し。

大野未來、岡松與八、富安保太郎、川上藤三郎、太田勘太郎、小野直路、古賀壯兵衛、山崎親次郎、古森藤次郎、横田正次郎、

社家間善次郎、宮川武行、倉成久米吉、中野和四郎、八尋幾平、小野漸一郎、渡邊綱三郎、原田到、平井郷昌、原田壽雄、宅島

徳十郎、進藤上枝、濱田弘喜、東野和介

決 議

一、福岡部博多部各三名宛寄附金取纏委員を選定すること。

但委員選定は副委員長長の指名に一任すること。
右之運動費用は実費を支給すること。

一、十五日 金四百円を委員長に宛て送付す。

一、十六日 寄附金取纏委員指名人名左の如し。

博多部 原田壽雄、進藤上枝、高井善四郎

福岡部 原田到、小野漸一郎、平井郷昌

右福岡部は事情ありて辞任せられたり。

一、本日、原田壽雄を以て渡邊與三郎へ金百五十円返却す。

一、十七日 松下委員長長の打電によりて至急評議員に集会する様照会したり。

一、十八日 前日の照会により出席したる人名左の如し。

宮川武行、進藤喜平太、月成勳、永村永、服部利明、進藤上枝、

岡松與八、池稻藏、横田正次郎、古賀壯兵衛、緒方道平、丸田

重雄、岡部覺、八尋孫三郎、宅島徳十郎、永田龍雄、竹森算、

原田到、原田壽雄、古森藤次郎、平井郷昌、深見平次郎、山下

幾次郎、森和七郎、大隈壯太郎、大熊淺次郎、山崎甚吉、東野

和助

決議

一、運動費五千元の内式千円を東京運動費とし、壹千八拾円を委員旅費日当とし、其の他を地方運動費と予定しありしも、目下東京の運動激烈なるため右運動費の区分を取消す事。

一、上京委員長より貴族院運動激烈なる為め金壹千円送致方急電

に接したれども、目下寄附金取纏たる分不足に付、先例に倣ひ

壹千円評議員連署を以て十七銀行より借入るゝ事。

一、運動費寄附の件に付粕屋、早良、両郡に交渉方を丸田重雄に依頼する事。

一、運動費五千元にては不足に付、尚ほ千五百円を増額の事を會員總會を開き評議すること。

但し其の方法は次会に於て評定すること。

一、二十日 「十八日」評議員会に欠席したる評議員四十名に決議したる事項を夫々通知したり。

一、二十二日 渡邊與三郎へ金百五十円返却、是にて悉皆返済。

一、二十三日 頻々送金請求に依り副委員長、相談役、助役六人の名義を以て借入たり。

一、委員長に宛て銀行為替にて金四百円送金せり。

一、二十五日 金壹千円借用証を製し、評議員一同へ連印せしめ前

証書と引換ふる事となり、荒牧屋をして本日より実印取纏に従事せしめたり。

一、二十八日 委員長より、溝部上京委員帰福に付評議員召集の事を電報にて依頼し来りたり。

一、馬場新町と旧牛町境界調べ及び中石堂町、上洲崎町戸別負担調査のため筆耕一名雇入たり。

一、明日午後一時、溝部上京委員帰県に付報道及び協議の廉有之に付、出席を市使丁を以て照会したり。

一、溝部氏午前八時四十分帰県に付、出迎を重立たる人に促したり。

一、調査終了に付解雇したり。

一、二十九日 「二十八日」付照会に依り評議員会に出席したる人名左の如し。

緒方道平、進藤喜平太、溝部信孝、進藤上枝、竹森算、八尋幾平、大熊淺次郎、倉成久米吉、川上藤三郎、大野未來、岡松與八、原田壽雄、八尋安次郎、小野漸一郎、宅島徳十郎、大原義剛、古賀壯兵衛、永村永、原田到、山下幾次郎、宮川武行、小野直路、平井郷昌、大隈壯太郎、社家間善次郎、浦上勝太郎

決 議

一、寄附金未納を最寄評議員に於て来る五日迄取纏むる事。

一、溝部信孝は本日午前九時帰福したり。

一、三十一日 溝部信孝は午後六時上京の途に就く。

一、金参百円銀行小切手を溝部氏に託し委員長に送付せり。

一、寄附金者人名調へ依頼状を既納町総代六十名に使丁を以て発遣したり。

一、二月一日 下鰯町、中对馬小路、下对馬小路寄附高人別調査のため筆耕一名雇入れたり。

一、二月三日 寄附金人別調査一名にては差支ふる旨、濱田市書記より申越たるに付今一名雇入れたり。

一、原田到、原田壽雄出席。委員長と寄附金の件に付談する処ありし。

一、五日 本日限り雇一名解雇せり。

一、六日 都合に依り、石橋彌三推薦状を都合ありて高島習に交付方を依頼したり。

一、十二日 山下幾次郎出席し、天神部未納町総代に請求したり。

一、本会評議員に選挙状左の三氏へ宛て発遣せり。

元満槌五郎、喜多島淳、根本忠次郎

一、十三日 喜多島淳氏は本日手紙を以て評議員を辞退せられたり。

一、十四日 午後一時、在京松下委員長より電報にて四十八名に対し百四十七人の多数にて予算成立したる旨通知に接したり。依て午後三時評議員の内重立たる人に通報したり。

一、十五日 評議員一同に通過したる旨及び松下委員長以下帰県午後四時着の筈に付出席を促したり。

一、福岡全市総代に貴族院通過及び松下委員長帰福をも照会したり。

一、十七日 本日は相談役会を開く筈なりしも出席者なかりし。

岡部覺、進藤喜平太、両氏は午後出席直ちに退場。

一、十八日 午後十二時半、門司石田旅館に電話を以て委員長其の

他上京委員一行帰省時間を問合せしに、午後一時十分門司発四時十分博多着の予定なる旨、太田勘太郎氏の答話ありたり。

一、委員長一行帰県に付門司迄出迎たる人名左の如し。

倉成久米吉、古森藤次郎、太田勘太郎、原田壽雄、小野直路、其の他香椎迄、箱崎迄出迎たる者数名ありたり。停車場へ出迎たる有志者評議員等数十名ありたり。

一、着後有志二十余名の發起にて常盤館に招待、慰勞会を開きたり。

一、十九日 東唐人町以西故黒田侯葬儀代表出京者、本日をもて報道会を開く由に付、之を利用して寄附金勧誘の好機に付、原田到氏より所員出張を請求し来りたるに付、濱田市書記及び荒牧雇の三名現場に出張したり。

一、二十日 本日付を以て、明日午前十時相談役会を開会に付出席せられたる旨四名に照会したり。

一、二十四日 上京委員報道会開会に付、本会役員及び町総代有志等二百七十七名へ照会したり。

一、下辻堂町総代の請求に依り、本日より筆耕一名雇入れ、人別負担調査せしむることゝなれり。

一、金参百五拾円、在京金山尚志返金のため甲乙帖より引き出したり。

一、在京金山尚志、山中立木、太田峰三郎三氏へ礼状を發したり。

一、二十五日 報道会を開く。出席したる人名左の如し。

松下直美、緒方道平、進藤喜平太、溝部信孝、原田壽雄、遠藤甚藏、進藤上枝、宮川武行、社家間善次郎、石橋彌三、古森眞太郎、月成勲、倉成久米吉、古森藤次郎、竹森算、原田到、永村永、小野漸一郎、平井郷昌、永田龍雄、小野直路、清水興善、吉浦良賀、高武伊右衛門、正木仁三郎、上田宗七、平山彌四郎、山田久七、淺井遊山、山田猛、井上秀規、重松五三郎、柴田島渡、藤村久次郎、上田勘三郎、内田治平、吉貝甚右衛門、船木佐平、井上興助、野田景山、重松雲起、深川全三郎、廣渡徳右衛門、木下又六、小山久三、村山眞里、片山利平、島井俊三郎、小林藤兵衛、大貝直三郎、八尋仁三郎、石稻惣三、爲平梅吉、岡部藤兵衛、神野作藏、小金佐吉、高須守、落石久吉、田口卯三郎、五十川勘助、白水國次郎、飯野勘兵衛、戸波俊郎、大野友次郎、宮森圓吉、吉井嘉七、野村久兵衛、浦上鮮太郎、福田惇、半田政太、神保乙五郎、小澤伊右衛門、結城原六、小河敬止、波多江彌七、三宅傳次郎、妹尾藤五郎、下郡寅太、後藤亮三郎、山崎宗三郎

一、午後二時半開会。松下委員長及び溝部上京委員の詳細なる報道あり。次で緒方副委員長の寄附金取纏の相談ありて、午後四時半散会せり。決議したる方法は左の如し。

一、博多部は流々の出席者、責任を負ふて期限まで取纏める事。

一、福岡部は部又は最寄出席者、責任を負ふて期限まで取纏むる事。

一、期限は来る三月五日なる事。

一、二十六日 二三の評議員より依頼に依り、天神部未納町を明日午後一時より請求する筈に付、市役所へ出席の旨左記人名へ照会したり。

大隈壯太郎、武藤勝平、八尋幾平、山下幾次郎、岡松與八

一、東中洲全部総代に、寄附金取纏めの件に付市役所へ出頭すべき様照会したり。

一、二十七日 未納町総代并有志者九十一名に宛て、報道会にて三月五日迄寄附金未納残額とも悉皆取纏むる事に決したる趣きを、欠席したる有志及び総代に照会したり。

一、昨日の照会に依り東中洲総代出席したる者左の如し。

奥村源兵衛、西村久右衛門

一、三月三日 中島及び行町、上祇園町人別負担調査の爲め筆耕一名雇入れたり。

一、東中洲総代不参者八名に対し、明四日出頭すべき旨照会したり。

一、三月十八日 委員長の命に依り、在京金山尚志に電報を以て来福如何を問合せたり。

一、十九日 本会も愈々目的を達したるを以て、祝賀会を普公会の

祭礼に黒田侯爵御来県に付、評議員会を開き方法を講ずる爲め一同へ照会したり。

一、二十日 本日評議員会を開きたる決議の結果左の如し。

一、祝賀会費として、各町有志者に就き凡そ前運動費の二割を目的とし寄附を乞ふ事。

二、壹円以上寄附者は祝賀会当日招待する事。

三、会員は会費式拾銭を出す事。

但し出席人員は本月二十七日迄市役所へ通知する事。

四、各町総代は祝賀会当日招待する事。

一、二十一日 祝賀会の件に付博多各町総代を福博商工会に招集したるに、五十名余参会せり。依て委員長より評議員会にて決議したる事項を逐一相談せられたるに、異議なく承知せり。訂正増補したる処あれば再録す。

一、祝賀会費として、各町総代に就き凡そ前運動費の二割を標準とし寄附を乞ふ事。

但し出席人員は本月二十八日迄市役所に持出すこと。

二、会費は金式拾銭を要する事。

但し出席人員は本月二十八日迄市役所へ申込むこと。

三、壹円以上寄附者は祝賀会招待券を渡すこと。

四、各町総代は特に招待券を渡すこと。

五、場所は東公園なること。

六、宴会日は来る四月三日なること。

一、二十二日 福岡部も博多と同様に異議なかりし。

一、二十五日 祝賀会費寄附金募集委員及び役員会等の件に付評議員会を開くに付、明二十六日出席の旨一同へ照会したり。

一、二十六日 本日評議員会出席者は委員長初め四十余名なりし。而して決議の結果は左の如し。

一、寄附金募集委員に推薦せられたる人名左の如し。

福岡部 原田到、横田正次郎、平井郷昌、小野漸一郎、井上傳次郎、中野和四郎、根本忠次郎、倉成久米吉、森和七郎、頭山逸郎次、稻石敬太郎、小河敬止、波多野彌七、柳川脩、堀惣市、井上徳郎、篠原敏樹、神保良五郎、

博多部 竹森算、宅島徳十郎、川上藤三郎、村田長五郎、古森藤次郎、渡邊渡三郎、古賀壯兵衛、高井善四郎、八尋安次郎、古賀文六、三苦寛一郎、井上良助、中原太三郎、進藤上枝

一、右の外福岡全市総代を寄附金募集委員に囑托する事。

一、祝賀会に参会せらるゝ侯爵、其の他両院議員、各新聞記者には特別待遇をなすこと。

一、拾円以上寄附したる者には特別待遇すること。

一、寄附金の区域は運動費負担額の二割を標準とすること。

一、祝賀会役員姓名左の如し。

委員長 松下直美

庶務係 岡部覺、溝部信孝、倉成久米吉、大熊淺次郎、原田到、

前田辰、丸田重雄、原田壽雄、渡邊渡三郎、太田勘太郎、月成勳、進藤上枝、古賀壯兵衛、小野直路、中野和四郎、吉貝甚右衛門、古賀藤次郎

会計係 大隈壯太郎、横田正次郎、牟田口宗七、遠藤甚藏、深見

平次郎、中牟田藤兵衛、下澤善右衛門、八尋孫三郎

料理係 立石善平、平井郷昌、井上傳次郎、石橋彌三、高井善四郎、八尋安次郎、竹森算、石村卯三郎、古森眞太郎

接待係 進藤喜平太、緒方道平、林寛一郎、宮川武行、高橋光威、不破國雄、渡邊與三郎、佐久間秀吉、三苦寛一郎、大原義剛、

社家間善次郎、是松右三郎、岡松與八、永村永、山下幾次郎、古賀文六、中原太三郎、福田淳、森和七郎、波多江彌七、根本

忠次郎、井上良助、渡邊綱三郎、池稻藏、原田種一、岩隈久兵衛、稻石敬太郎、馬場彌平、波多江嘉兵衛、小河久四郎、太田清藏、大野末來、小川鉄麿、大野仁平、小河敬止、奥村吉五郎、

永田龍雄、納屋羊吉、長尾丈七、岩瀬惣太郎、野村勝信、多久虎作、上野彌太郎、浦鱗太郎、桑野梅吉、山崎宗三郎、柳川脩、

安浦儀平、的野松次郎、有吉吉兵衛、有吉己三郎、佐伯武平、

結城源六、篠原敏樹、森田正路、元滿槌五郎、森長兵衛、杉原

正造

受付係 堀惣市、戸波俊郎、川上藤次郎、村田長五郎、八尋幾平、

山崎甚吉、頭山逸郎次、神保良五郎、東野和介、濱田弘喜

一、二十八日 料理係中協議することに決し、明日出席する様一同へ照会したり。

一、二十九日 明三十日午前八時停車場御通過に付、黒田侯出迎のため市役所へ来る可き旨重立たる人数名へ照会せり。

一、祝賀会事務繁激に付、市吏員数名を委員に推薦せり。

一、四月一日 祝賀会準備のため庶務係二十余名出席評議する処あり。

一、委員長及び二三の役員会場視察のため東公園に出張せり。

一、三日 午前八時より東公園に役員集合。夫々準備を整へ午後一時開会。黒田侯の祝辞其の他随行の祝辞あり。夫れより町総代及び会員に折詰を配布し、歎を尽して散会せしは三時過なりし。出席者大凡六百余名なりし。夫れより第二次会を常盤館に開き、役員并に有志等二百余名にして、午後七時頃侯爵御臨場。委員長以下夫々挨拶あり。亦余興等の催ありて散会せしは午後十一時頃なりき。

一、四日 本日以後は、原田常務委員、荒牧雇日々出席。祝賀会費及び運動費未納町請求せり。其他記事なし。

一、十二月二十五日 未納各町に付、五月以降引続き濱田弘喜并に東野和助各町に出張。町総代に示談を遂げ精々督促をなすと雖も、何分全部集金の運びに至らざるも、多少の収入金を領するに至れ

り。

一、三十七年四月五日 前項に引続き、一月より未納町に濱田及び東野氏各町に出張。精々督促の末、四月二日に至り漸々各町全部出金せらるゝことになりたるも、全部割当の金額は種々事情あり、到底収入し得ざるを以て、先づ決算報告することに相成たり。

一、十二月七日 決算を了したるに、僅しながら残余金を生じたるを以て、右決算上に関し且つ残金に係る処分方に付、相談役其の他左記の人名に対し松下委員長より出席の旨照会せり。

副委員長 緒方道平

相談役 岡部覺、進藤喜平太、渡邊與三郎、丸田重雄、原田壽雄

一、十二月九日 前項の末、本日相談役等左名の如く出席せられ、決算及残金処分等左記の通決定せり。

出席者 委員長松下直美、助役小野直路、相談役岡部覺、全進藤喜平太、原田壽雄、東野和助、緒方道平氏は出京中欠席、丸田重雄、渡邊與三郎氏欠席

決議事項

一、決算表は印刷に附し、委員長以下相談役評議員町総代其の他専ら周旋せし諸氏に配附すること。

一、残余金の内決算、印刷料其の他仕払をなし、尚ほ残金は福岡尚武会に寄附すること。

一、欠席者丸田重雄君へは東野氏出行、前記決議の旨通知せり。

一、全上渡邊與三郎君へは電話を以て前全上。

一、十二月 日 決算報告書を委員長副委員長相談役各評議員各町総代及び箱崎町、西新町評議員へ併せて参百五十余通配附せり。

右に従事したるもの左の如し。

原田壽雄、東野和助

九州大学設置期成会役員姓名

委員長 松下直美

副委員長 緒方道平

評議員

相談役 進藤喜平太、丸田重雄、渡邊與三郎、岡部覺

会計監督 牟田口宗七、大隈壯太郎、八尋孫三郎、遠藤甚藏、深

見平次郎、横田正次郎

常務 大熊淺次郎、原田壽雄、林寛一郎、小河久四郎、大野

未來、是松右三郎、高橋光威、宮川武行、溝部信孝、太田清藏、

下澤善右衛門、森田正路、原田種一、上野彌太郎、社家間善次

郎、立石善平、前田辰、永田龍雄、中野和四郎、小野直路、不

破國雄、渡邊渡三郎、三苫寛一郎、進藤上枝、古賀壯兵衛、永

村永、倉成久米吉、山下幾次郎、月成勳、大原義剛、竹森算

宅島徳十郎、八尋安次郎、古森眞太郎、古森藤次郎、山崎甚吉、

八尋幾平、高井善四郎、川上藤三郎、小川鉄麿、渡邊綱三郎、

大野仁平、岡松與八、池稻藏、黒木太郎、坂本久次郎、山崎親

次郎、濱秀軌、服部利明、奥村卯兵衛、高山卯右衛門、伊佐卯

平、松田半三郎、納屋羊吉、小野漸一郎、平井郷昌、井上傳次

郎、原田到 計 評議員六十八名

九州大学設置期成会員

(イロハ順)

石藏利助、池稻藏、岩隈久兵衛、稻石敬太郎、井上良助、石橋源次

郎、伊藤長兵衛、磯野孫次郎、岩崎宗三郎、岩崎庄三郎、今任亮太

郎、石藏利平、井上喜代松、井上與助、石村虎吉、石橋勇三郎、石

藏利八、岩崎久三郎、原田種一、原田壽雄、林寛一郎、波多江嘉平、

濱地禎造、波多江伍平、原田善右、西村庄平、新島藤七、友杉莊次

郎、友枝英三郎、時枝嘉藏、樗木權右衛門、岡部覺、太田清藏、小

河久四郎、緒方道平、岡松與八、大塚儀平、太田勘太郎、小川鉄麿、

大隈壯太郎、奥村利助、大原義剛、太田太兵衛、大野未來、奥村千

吉、小山寛、大山與四郎、大野仁平、奥村次七、奥村次吉、奥村吉

五郎、奥村卯平、太田嘉兵衛、大熊淺次郎、渡邊與八郎、渡邊渡三

郎、渡邊綱三郎、渡邊藤吉、渡邊次兵衛、渡辺伊助、渡邊龍次郎、

渡邊勘次郎、川上藤三郎、河内幸七、河内卯兵衛、川庄到、河原田

平助、川野金平、香江誠、横田正次郎、吉原敬助、吉田又吉、吉貝

甚右衛門、横大路秀吉、吉田忠次郎、吉原三平、吉原四郎右衛門、

田口善平、高島習、武内與七郎、田中昌吉郎、立石善平、高井善四

郎、丹増良、田島太平、鷹見清三、高山卯右衛門、高須徳次、竹森算、宅島徳十郎、園田小七、月成勲、都築源兵衛、津田利夫、永田龍雄、中原太三郎、永村永、中野和四郎、納屋羊吉、中村清次郎、中牟田喜兵衛、中牟田藤兵衛、中村久兵衛、中村朔八郎、中尾卯作、中尾卯兵衛、永野甚次郎、長野嘉平、長野利平、武藤勝平、牟田口宗七、武藤瀧次郎、牟田萬次郎、梅崎源吉、村田長五郎、内田次兵衛、上野彌太郎、魚住源次郎、牛尾量造、野村祐雄、野村久次、野村久右衛門、野村久七郎、野守嘉猷、倉成久米吉、栗山寛一、栗原龜次郎、谷才吉、具島宗平、具島勘右衛門、山崎甚吉、山下幾次郎、八尋孫三郎、八尋幾平、八尋伊三郎、山崎清五郎、山下圓造、安永儀平、安川林右衛門、山本豊吉、山内伊和吉、八尋安次郎、八尋左平、山崎宗三郎、前田辰、丸田重雄、松下榮次郎、松下直美、松永專次郎、松村久吉、松本豊次郎、的野左門、松村半右衛門、松尾利兵衛、藤井伍平、深見平次郎、不破國雄、古川保平、古川徳太郎、淵上惣右衛門、淵上榮藏、深澤伊三郎、船津三平、福本嘉平、古森眞太郎、古森藤次郎、古賀壯兵衛、兒島善次郎、許斐儀七、是松右三郎、小藤壯三郎、兒島善次郎、幸田次兵衛、兒玉源三郎、遠藤甚藏、有吉己三郎、荒津長次郎、青柳平三郎、齋藤善八、齋藤善助、佐藤平次郎、佐伯武平、讚井鹿吉、佐藤倉次郎、喜多島淳、木山惟貞、溝部信孝、三苫寛一郎、三苫啓次郎、宮崎藤七、宮内延平、進藤上枝、社家間善次郎、下澤善右衛門、進藤喜平太、白水嘉七、柴	田源太郎、篠原由次郎、新免久次郎、白土庄兵衛、柴藤儀平、柴田忠次郎、白木半四郎、平田清三郎、門司軌、門司儀壯、森長兵衛、森和七郎、森田正路、百田源七、關運七、杉原正造、末次吉松、末松寛次郎、鈴木敏郎	医科大学設置期成会費決算	收入之部	收入高
一金四千九百四円五拾壹錢九厘	福田市出金高		内 訳	
金四千七百参拾四円五拾壹錢九厘	箱崎町出金高		支出之部	
金百七拾円			内 訳	
一金四千八百九拾四円拾六錢貳厘	支出高		諸 雇 給	
金百拾四円六拾八錢			筆紙墨文具費	
金七円七拾五錢七厘			印 刷 費	
金八円壹錢四厘			通 信 費	
金拾四円七拾四錢五厘			借入金利子	
金九円八拾壹錢			上京委員旅費	
金九拾円拾四錢			在京諸費	
金千八拾参円				
金貳千九百参円五拾八錢				

金六百六拾貳円四拾參錢六厘

諸 雜 費

残 之 部

一金拾円參拾五錢七厘

福岡市尚武会寄贈

右決算報告候也


明治三十七年十二月九日

九州医科大学設置期成会

委員長 松下直美

ヲ建議候也。

明治三十四年十一月十二日

熊本県会議長村上一郎 

熊本県知事 徳久恆範殿

〔註〕原本句読点なし。

六一 医科大学と熊本

〔九州日日新聞〕一九〇一（明治三四）年一月一日

医科大学と熊本

六〇 九州大学設置に関する熊本県会建議

〔熊本県公文類纂〕第二類県会 一九〇一（明治三四）年

建 議

九州帝国大学設立地ノ件ニ就テハ、既ニ明治三十二年十二月本会ノ決議ヲ以テ建議セシ次第モ有之候処、近時聞ク所ニ抛レハ、政府ハ来年度ニ於テ先ツ九州ニ医科大学ヲ設置セラル、計画アル趣、然ルニ、本県ニシテ九州大学設立地タルニ最適当ナルコトハ、殆世間ノ公論ト認め候ニ付、九州医科大学ノ位置ハ当然本県ニ指定セラルヘキコト、確信致候。就テハ該學ノ達成ヲ期スル為メ、地方費ヲ以テ金參拾万円、地所凡五万坪並ニ県立熊本病院ノ建物器械器具等一切ヲ国庫ニ寄附致度候條、何卒県民ノ熱望御採納相成、速ニ位置ヲ本県ニ確定相成候様、其筋へ御稟申成下サレ度、此段本会ノ決議ヲ以

九州大学の濫觴たる医科大学の新設問題、我田引水の運動の為に終に百年の大計を誤るに至らんとするの勢あり。曩きに福岡県会は秘密会を開き、県病院を寄附し大学敷地を寄附し、尚廿五万円を寄附するの決議を為して頗る敏巧の運動を試み、当局者又た之が為に心を動すに至れりとは世上に喧伝する所なり。夫れ大学問題は区々地方的問題にあらずして、国家永遠の利害得喪洵に之に係る者あり。是を以て吾人は初めより公平なる当局者の職權に任せ、其判断を信頼するの当然なるを信じ、地方的運動によりて当局者を制肘し却て事の進行を障害するが如きは、寧ろ百害ありて寸益なきを認めたり。吾人の所信此の如く、本県の態度又た此の如きなりき。唯夫れ九州大学の設立地が何れの地方に於て最も適當なるかは、業に已に天下に確定せる公論ありて存す。苟も公平の觀察を為し冷靜の思慮ある

者は、誰か鉱業地たる福岡、商業地たる長崎を指さずして、直に人情の重厚にして各県の中枢に当り、風俗は学生の修養^{マツル}に適し、風土は学生の健康を養ひ、先天的修学郷たる我熊本を指定せざる者あらんや。若し夫れ思想を福岡県と云ひ熊本県と云へる狭隘なる行政区画の上より超越し、歴史的親疎の感情を脱却し、直に九州の全部を觀下せば、今日福岡に居住する人々と雖も又必ず阿蘇山の西、有明海の浜にある一帯の地域を指定せん。是れ決して吾人偏僻の私言にあらざるなり。我熊本の地既に大学町として此好適の資格を具ふ。

本県たる者、他の運動を放任し鉱業地の中心に九州大学を設置して将来国家の大計を誤らしむるが如きは断じて忍ぶべき処にあらざるなり。吾人は運動により当局者の断断を妨げんとするを厭ふや深か。今は即ち福岡県に於て之を觀るの不幸に逢ふ。本県たる者、如何んぞ終に沈黙に看過し去る可んや。今日本県の起つものは、要するに当局者の断断を成就せしむる所以に外ならざるなり。

元來寄附によりて九州大学の設立地を決定せんとす、道理上其方法を謬れるは言を待たず。然れども翻つて現下の困状を察するに、文化の進歩と共に大学増設の必要を感じる益々痛切を加ふるも、財政の現状は之を支出するの余裕を有せず。是を以て寄附金により現時の急須を支えんとするは又た止むを得ざるの権宜に属し、当局者の福岡県の運動に心を動す所ありと伝ふるもの亦た謂れなきにあらざるなり。然れども福岡の地が大学町として適良の地にあらざるは、

当局者の明必ずや夙に之を看取せん。唯夫れ巨額の寄附あるがため、権宜の手段を取て国勢の急に応せんとせし者なるは、吾人の堅く信じて疑はざる所なり。当局者の一時福岡に傾心せしと云ふ者、既に一に繋りて此寄附金の有無にありとせば、大学地として九州に最たる我熊本が又福岡以上の寄附を為すに於て、直に熊本に指定さるべきは当然の処置にあらずや。何となれば之を現下の急須に看、又之を永遠の長計に察す、共に両ながら相全くして毫も欠くる所なければ也。吾人は本県会の大学新設寄附建議案の通過は、必ずや文部省当局者の嘉納する所となり、天下有識者の賛歎する所となり、依て以て九州大学問題の一大断案たるに至るを確信して疑はざるなり。

〔註〕 原本句読点なし。

六二 大学問題と本県人士

《九州日日新聞》一九〇一（明治三四）年二月五日

大学問題と本県人士

九州大学問題は政党問題にあらず、又た地方的問題にあらずして直に国家百年の得喪に関する大問題也。本県人士が此の公明の問題に對し翕然一致して熱勢を瀉ぎ、近くは九州全局の共益を図り大にしては帝国永遠の長計を定めんとし、官民上下均しく熱奮して一団となり、終に九州大学期成同盟会を組織するに至る。是れ豈に忠厚俗を為し醇直風を為せる本県平生の氣習を發揮し、大に此問題に傾注

したるにあらずや。吾人は之を觀て邦家の為に頗る心を強する者あり。

九州大学の設立地として總ての要素を完備せる者、我熊本の地を置いて將た何れの処にかある。吾人は大学設立地たるの要件に就て屢々之を論明せり。而して天下公平の輿論は既に業に我熊本を公認せるなり。曩に福岡が医科大学を該県に横奪せんと企て、当局者も亦た稍心を動さんとせし者は、同県人の得意とする陰暗狡猾の運動に惑ひしものならずんばあらず。然れども医科大学の新設は今や天下注視の大問題となり、たとひ福岡県人を以てするも陰暗狡猾の運動を容るゝ頗る其余地を少ふするに至り、近來当局者間に工科大学を熊本に設置せんと議ありと伝ふるもの、又た正義輿論の勢力が福岡県の運動を压抑し、当局者を動かさんとする一証左にあらずとせんや。本県の意志、元と国家永遠の長計の爲めに九州大学完全の位置を確定するにあり。眼中初めより一分科大学なし。斯る伝説は固より本県人士の傾耳に値せず。本県は斯く当局者の意嚮稍一転するの端兆あるに乘じ、益々盛んに正義論を發揮し、気焰一層の盛烈を加へざる可らざるなり。

蓋し、福岡県が一見恰も九州に雄視するの觀あるものは、鉱業の盛大に伴ふて富力の比較的充実せるにあり。此点よりすれば、本県近時経済界の破綻を以てして相及ばざるものあり。然れども此現象は偶々以て福岡県が教育地たるに却て不適当なる原因たらざらんばあら

ず。之を統計に徴するに、犯罪人の多数なるは福岡実に天下に冠たらんとす。悪漢無頼の徒炭坑に集り、風俗荒乱して人情は輕薄となり、且つ抗業家金錢の暴費が種々の悪誘惑物を多からしめ、福岡の空氣が一般に溷濁せるは天下の實際認識せる処にあらずや。九州俊英の青年を挙て悉く之を此溷濁氣中に投ぜんとす、文部の当局者と雖も亦た吾人と共に真に忍びざるの衷情あらん。唯夫れ大学新設費金の寄附、福岡の富之を弁ずるに便に、病院の建物又た之を使用すべくして、熊本の如きは實力之に應ずるに足らずと誤認せしもの、遂に当局者をして一度心を福岡に動かさしめし最重原因なりしならん。然るに今や熊本は福岡と同じく費金の寄附を為さんとし、而して熊本病院の建物堅牢にして完全なる、福岡病院の腐朽して既に二三年を支ふに足らざるに似ず。国家は此の朽廢の病院をツカマンが爲めに不良の位置を取らんとするか、將た完全堅牢なる病院を得て最善最良の位置を取らんとするか、其の得失優劣識者を持って判す可きにあらず。当局者に豈之を看別するの明なき没眼識ならんや。

九州大学の位置果して本県に決定せんか、本県民の利益する所は蓋し漠大なるものならん。然れども国家が此良善の位置を定めて、永遠に無形の利益を得るの多大なるに至りては、本県民利益の漠大よりも尚更に多大なるものあらんとす。本県人士が専ら国家の長計を念として熱切の運動に従ふものは、其着眼全く彼に在て此に在らざるなり。若夫れ自県の利益の爲めに国家永遠の公益を犠牲にし、不

適當の地に九州大学を横奪せんとする者あるに至りては、本県人士の公憤豈に遂に之を坐視して止む可けんや。吾人は至誠に依て起ち正理を執て活動する期成同盟会が、必ず其目的を成達せざる可らざるの責任あるを信する者なり。

〔註〕 原本に句読点追加。

六三 九州医科大学の位置に就て

〔鎮西日報〕一九〇一（明治三四）年一月一日

九州医科大学の位置に就て

九州に一大学を新設するの計画一たび発表せられしより、その位置に就ては各県の引張風となり、法科文科は熊本に置くべし、工科は福岡こそ適當ならめなど、想像を以て種々の風説をなし居るが、再昨日の大坂朝日は左の如き報道をなせり。

「文部省の新事業として九州に設置せらるべき医科大学の位置に就ては、熊本、長崎の内ならんなど伝ふる者あるも、福岡にて比較的完全なる福岡病院あり。之に改修を加ふれば先大学として一時の用を弁すべく、且同病院の標本をも使用し得る便利あるに由り、財政上巨額の経費を望むべからざる今日、多分福岡に設置せらるべしとなり。」

吾人は元来大学の各分科を各県に分置するは、その管理上より將た経済上より不利益且不便宜なりと思考せるも、若し当局者の見る処

を以て果して分置することせば、医科大学の位置は我長崎を措いて他にあらざることは一般の認むる処なり。我長崎が古来我国の医学術上に貢献せし歴史少なからざるのみならず、夙に医学専門学校の設けらるゝあり。今や病院も新築拡張して、開港場の病院として外国に愧ぢざる設備をなさんと計画せらるゝあり。これ等は一年を出ずして完成の域に進めることは、昨日菊池文相の实地視察せし処なるべし。思ふにその規模の大小、位置の適否、設備の完欠、他県に比して論を俟ざるべし。吾人は大坂朝日の報道果して何れの筋より出でたるやを明かには知らざれども、或は何ものか為めにする処ありて斯る風説をなしたるやも未だ知るべからざるなり。今や幸に菊池文相の来崎を期として同相の一顧を希ひ、併せて長崎県市民の一省を望まずんばならず。

〔註〕 原本句読点なし。

六四 九州大学設置建議案に関する長崎県会質疑

〔明治参拾五年度通常県会速記録〕

十三日（金曜）午後一時三十五分開会

出席議員 二十六名

欠席議員 十六名

○六番（島津良知君）本員ハ茲ニ一ノ建議ヲ致シタイ事ガゴザイマス。之レハ九州ニ於キマシテ、医科大学ノ設置ト云フ事ハ既ニ

数年来唱へ来ツタ所デゴザイマスガ、此事ニ付キマシテ諸君ノ

御同意ヲ得其筋ニ意見書ヲ提出致シタイノデアルガ、此本件ニ

関シテハ段々新聞紙上ノ報ズル所ニ依レバ、此医科大学ナルモ

ノハ既に内定サレテ居ル所ノモノデアルト云ヘテ居リマス。又

其他熊本福岡等ニ於テモ色々県会デ決議ノ上ニ運動ニ著手シ

テ居ル模様モアリマス。然ルニ此医科ト云フ事ニ付テハ、此長

崎県ハ先ヅ日本ノ維新以来、実ニ本県ノ医科ニ就テノ即チ歴史

ト云フモノハ、今更私ガ喋々スルニモ及バント思イマス。兎ニ

角本港ノ有様トシテモ此各国ノ人ノ寄集ル所デ、其医科大学ヲ

設置スル主意ニ就マシテモ最モ適當ト考マス。然ルニ、既に他

県ニ於テ内定シタトカ運動スルトカト云フ場合ニ於キマシテ

ハ、此儘ニ差置ク事ハ長崎県ノ為メニ甚ダ惜ム所デゴザイマス。

ソレ故ヘ此場合ニハ府県制ノ四十四条ニ基テ其筋ニ意見書ヲ

提出シテ置ク事ハ必要ト考ヘマス。ソレデ果シテ満場ノ諸君ノ

協賛ヲ得タナラバ、其建議書ノ如キハ議長ニ一任シテ、ソ

レ々々心配ヲ願テ至急ニ提出シタイ考ヘデアル故、願クハ御賛

成アラシム事ヲ此段建議シマス。

○十一番(荒川武一君) 只今医科大学ノ設置ニ就テ某番ヨリ建議ガ

アリマシタガ、誠ニ之レハ県ノ公益ノ為メニ必要デアリ、且時

機ニ適切ナル問題デアリマスカラ賛成ヲ致シマス。

○議長(帆足隼太郎君) 六番ノ建議ニ賛成者アルニ依ツテ議題トナ

リマス。直チニ採決シマス。六番ノ建議ニ同意ノ諸君ハ起立。
起立総数

○議長(帆足隼太郎君) 総員ノ起立ニ依リ六番ノ建議案採用ニ決定。

付テハ建議ノ主意ニ基テ、此建議書ハソレソレノ調製ノ上ニ報告

致シマス。

〔中略〕

十二月十七日(火曜) 午後二時四十分開会

出席議員 二十四名

欠席議員 九名

○議長(帆足隼太郎君)〔中略〕曩キニ九州大学設置ニ付キマシテ決

議ノ上建議書ノ起草ヲ托サレマシタガ、茲ニ草案ガ出来マシタ

故、朗読シテ諸君ニ御報告致シマス。

書記朗読

九州大学設置ノ必要ナルハ夙ニ朝野ノ認ムル処ニシテ、其各科

大学ノ速ニ設置ヲ了セム事ハ我県民ノ尤モ冀望スル処ナリ。聞

ク、政府ハ明治三十五年度ヲ以テ先ヅ医科大学ヲ置キ、其他順

次施設セラル、処ナリト。是レ洵ニ国家ノ盛事ニシテ我県民ノ

齊シク賛成スル処ナリ。大学ノ位置ハ學術攷窮ノ資料ニ富メル

地方ヲ撰ブベキハ固ヨリ其要件ニシテ、百年ノ長計主トシテ基

ヲ此ニ定メザル可ラズ。長崎ノ地タル、世界各国トノ關係尤モ

密ニシテ且其由来尤モ多シ。故ニ泰西ノ文物ハ一ニ此ノ地ニ於

テ發揮セラレ、以テ我国ノ文明ヲ明示セリ。就中医学ハ其發源ノ地ニシテ、從來大家ノ發出セシモノノ屈指ニ違アラズ。斯ヲ以テ県民ノ斯道ヲ重ズル、恐クバ多ク地方ニ讓ラズ。政府亦襄ニ高等中学校ヲ九州ニ設クルニ當リ、其医学部ヲ特ニ我長崎ニ置カレシ所以ノモノ、蓋シ故ナキニ非ズ。明治二十七八年戰役後ノ長崎ハ、内外ノ交通一層ノ繁盛ヲ致シ、東洋諸邦及欧米各国ノ官民此地ニ寄來スルモノ年次漸ク多キヲ加へ、其ノ一旦難疾ニ罹ル者ハ遠近來テ長崎病院ニ就キ治ヲ求ムルヲ例トシ、其數實ニ尠シトセズ。是ヲ以テ県民ハ時局ノ發展ニ伴ヒ之ガ規模ヲ擴張スルノ必要ヲ感ジ、先ニ移転改築ノ議ヲ決シ、県費無慮四十万円ヲ投シテ之ニ充テ、経営數年今ヤ其工ヲ竣ルニ垂ントス。是レ長崎病院ノ倍々声望ヲ東洋ニ博スル所以ニシテ、其能ク各種ノ病理ヲ闡明シ藥物ヲ精煉スルニ便ナル、蓋シ地理ノ助多ニ居ル。

大学ハ学海ノ燈台ニシテ文明ノ標榜タリ。之ヲ設置スルニ其所ヲ得レバ、則チ其照明速ク及ビ国光高ク揚ル。今ヤ九州医科大學ノ位置其宜シキヲ得セシムルハ、即チ其照明排ケ国光ヲ標スル所以ニシテ、昔ニ九州斯學ノ發達ヲ促ガスノミナラズ、東洋ニ於ケル外人ノ信賴ヲ惹ク亦鮮シトセズ。冀クバ内閣諸公、特ニ地利ニ稽ヘ歴史ニ資リ、兼テ内外ノ關係ニ鑒ミ速ニ九州医科大學ノ位置ヲ長崎ニ確定セラレン事ヲ。若夫レ設立ニ要スル国

庫財計ノ如何ニ依リテハ県民余資多カラズト雖ドモ、奮テ五拾万円ヲ釀献シ併セテ新築長崎病院ノ設備ヲ永遠ニ学用ニ供シ、以テ聊カ翼贊ノ微衷ヲ致サントス。閣下幸ニ此意ヲ諒シ、之ヲ閣僚諸公ニ移シ、以テ能ク長崎県民ノ冀望ヲ果サシメバ、独本県ノ幸福ナルノミナラズ亦美ニ政府ノ善政タルヲ信ス。右府県制第四十四条ニ依リ建議候也。

明治三十四年十二月十七日 長崎県會議長 帆足隼太郎

内務大臣男爵内海忠勝殿

○議長（帆足隼太郎君）此案ニ付テ御異存ガナケレバ速ニ其筋ニ提出ノ取計イヲシマスガ、御異存ハゴザイマセンカ。

満場異議ナシ

○議長（帆足隼太郎君）御異存ナキニ依ツテ直ニ其筋ニ提出スル事ニ取計イマス。

〔註〕 原本句読点なし。

六五 九州大学設置に関する衆議院予算委員会質疑

〔第十六回帝國議會衆議院予算委員會會議録〕

第四回 一九〇一（明治三四）年二月一六日

○委員長石田貫之助君 司法省所管マデハ了リマシタカラ、文部省所管ニ移リマス

○重野謙次郎君 文部大臣へ御質問シタイガ、時間ガアリマセヌカ

ラ、緊要ト認メタ所ニ依テ質問ヲ致シマスカラ、十分ナル御答ヲ願ヒタイト思ヒマス、ソコデ此新當費ノ中ノ九州大学医学校ト云フモノガアルガ、之ニ就イテ少シ御尋ネヲ致シタイト思ヒマス、私ノ申上ゲルマデモナイガ、總テ学校ノ事ハ皆ソレノ国家ニ必要ガアル、国家ニ大切ナルコトハ論ノナイコトデアアル、併ナガラ重モニ教育ノ如キハ、国家富強ノ基ヲ為スモノデアリマスカラ、最モ重大ナルモノデアラウト思フ、而シテ此教育ノ如キニ致シテハ、殊ニ一貫シタ方針ガナケレバナラヌト思フ、土木事業其他ト違ツテ教育ハ其効用ヲ見ルコト数年ノ後ニ現ハレルモノデ、其効用ハ至ツテ長イト思ヒマス、故ニ一貫シタ方針ガ殊ニ大切デアルト信ジテ疑ハヌ所デアアル、然ルニ九州大学ニ就イテ御尋ネヲシタイノハ、如何ナル趣意方針ニ依ツテ此案ヲ出サレタカト云フコトヲ、御尋ネシタイノデアアル、九州医科大学ハ如何ナル方針ニ依ツテ御要求ニナツタカ、尚御參考ノ便利ノタメニ申上ゲヤウト思ヒマスガ、是ハ十三議會ニ建議ガアツテ、其時ハ樺山文部大臣ノ時ト思ツテ居リマスガ、十三議會ノ時ニ九州東北二大学校ノ必要ナルコトノ建議ガアリマシテ、輿論ノ容ルル所トナツテ、衆議院ハ之ヲ通過シタト云フコトハ、御承知ノコト、思フ、前内閣茲ニ前々内閣ニ於テモ、九州東北大学ノ必要ナルコトハ、当局大臣ニ於テ認メタ所デアリマシテ、唯ダ經費ガ許サヌカラ仕方ガナイガ、經費ノ許ス時ニナツタナラバ東北九州ノ大学ハ必要デアルト云フコトハ、是マデノ内閣ノ方針デアツテ、實ニ前内閣

カラズツト此方針デ来テ居ルノデアリマス、此ノ如キ經過カラ申セバ、此大学ヲ建テルト云フコトハ、素ヨリ異論ノナイコトデアアル、サウ云フコトガアルニ拘ハラズ、殊ニ東北大学ノ如キハ如何ナル歴史ヲ持つテ居ルカト申シマスト、最初宮城県ニ之ヲ設立スルト云フ時分ニ、土地ヲ寄附スレバ宜シイ、イヤ土地デハ不確定ノモノデアアルカラ、二十万円地方カラ寄附ガアレバ宜シイ、イヤ二十万円デハ不足デアアルカラ、三十五万円ニナレバ宜シイト云フコトデ、樺山文部大臣ノ時ニ宮城県会ハ三十五万円ノ寄附ノ決議ヲ、其準備ノタメニ致シタト云フ沿革ガアルノデゴザイマス、チヨット横道ニ入りマシマスガ、此度ノ医科大学ニ於キマシハ、寄附ノ予約ガアルト聞キマスガ、果シテアルヤ否ヤト云フコトヲ後ニ御答弁ヲ願イタイ、此三十七万円ノ中寄附金ハ幾ラデアアルヤヲ聞キタイ、サウ云フ建築ノ趣意ニ基イテ、既ニ一貫シタ方針ト云フモノガ此学校ノコトニ就イテハ必要デアアルガ、而シテ是マデノ關係ハ大略私ガ今申シタ通デアリマスカラ、此九州大学ハ建議ノ趣意ニ依ツテ成立ツタモノデアアルヤ否ヤヲ御尋ネシタイ、語ヲ換ヘテ云ヘバ、東北大学モ必要デアアルガ、經費ガ許サヌカラ今年ハ止メル、明年ハ東北大学ト前々内閣ハ明言シタ趣意ニ依ツテ造ルコトニスルト云フ御趣意デアアルカ、但シ又東北大学ハ經費ノ如何ニ拘ラズ不必要デアアル、前々内閣ガ殆ド約束的ニナツテ居ツタコトハ吾々ハ与リ知ラス、将来ハヤラス考デアアル、故ニ此九州大学ノ設立ノ趣意ハ別ナ趣意カラ更ニヤツタモノデアッ

テ、是マデノ建議前々内閣前内閣ノ殆ド確約サレタコト、ハ、何等ノ關係ガナイト云フ御趣意カ、ソレヲ明カニ御答ヲ願ヒタイ、御答ニ依ツテハ尚質問ヲ致サウト考ヘマス、責任ヲ以テ御答ヲ願ヒマス
 ○文部大臣菊池大麓君 唯今重野君ヨリ大学ニ就イテ、御質問ガアリマシタカラ御答ヲ致シマス、抑モ此ニ大学ノ増設ノコトニ就イテハ、唯今御話ノアツタ如キ履歴ノアツタコトモ、略ボ承知ヲ致シテ居リマス、又我日本帝国ニ於テ帝国大学ナルモノガ、京都ト東京此二ツヲ以テ十分デアルト云フコトハ、決シテ信ジテ居リマセズ、必ズヤ啻ニニ大学ノミナラズ、尚多クノ大学モ必要デアルト云フコトニナリマセウト考ヘマス、決シテ現今ノニ大学ヲ以テ満足スベキモデアルトハ考ヘテ居リマセズ、併ナガラ一步踏出ス前ニハ、今日マデ仕来ツテ来タ結果ニ就イテ整理ヲシナケレバナラヌ所ガゴザイマス、又今日ニ於テ更ニ急要ト認メルモノモアリマス、御話申セバ整理ヲシナケレバナラヌト云フノハ何デアルクト申シマスルト、現ニ高等学校ガ増設ニナリマシテ、ソレニ收容シタ者ガ大学予科ト云フモノニ入ツテ居ルノデアリマスカラ、此三年間ノ修業ト云フモノハ全ク大学へ入学スル準備デアリマス、然ルニニ大学ノ設備ガ足リマセヌデ、其等ノ総テノ者ヲ收容スルコトガ出来マセヌ、既ニ昨年ニ於テモ仮入学ヲ許シタ始末デゴザイマス、即チ修業シナイデ、唯ニ入学ヲ許シテ置イタト云フヤウナ始末デアリマス、今年ニ於テモ、現今ノ設備ノ定員ニ依リマスルト随分ニ剩ル、即チ仮入学ニシテ、

本入学ヲ許サレヌ者ノアル場合デゴザイマス、併ナガラソレ等ハ随分無理ヲ致シマシテ建築用ニ建テマシタ所ノ小屋ヲ使ツテ、ソレヘ板ヲ敷イテ図引小屋ニシテ入レテアルヤウナコトデアリマス、明年ニ於キマシテモ又更ニ多ク成リマスルシニ、三十六年ニ至リマスルト、先ヅ今日ノ高等学校カラ進ンデ来ル者ノ極点ノ數ニ達スルノデゴザイマス、是等ハ新シク大学ヲ建テルト云フ暇ガゴザイマセヌ、今日既ニ收容シナケレバナラヌ、本年收容シナケレバナラヌ、来年收容シナケレバナラヌト云フ始末デゴザイマス、殊ニ医科大学ノ如キハ三十六年度以降ニ於テハ凡ソ三百人ノ卒業生ガ高等学校ヨリ大学へ進ンデ来ル管デゴザイマスル、其三百人ノ生徒——卒業生ガアルガ、大学へ入レ得ベキヤ否ヤト云フト、今ノ大学ハ東京ニ於テ百人、京都ニ於テ今日ハ未ダ建築中デアリマスル、又建築ナドモ不完全ナ所デアリマシテ、本年ハ僅ニ無理ニ三十五人ヲ入レタヤウナ始末デアリマス、来年度ニ於テハ或ハ五十人、極ク無理ヲシマシテ八十人マデハ、無理デアアラウト考ヘマス、尚設備ガ付キマシタ上ニ於テ、凡ソ八十人ノ設備ニナツテ居リマスルガ、先ヅ無理ヲ致シマシテ、東京京都両方合セテ二百人ダケ收容ガ出来ラアラウト考ヘル、然ラバ卒業生百人ト云フモノハ、三十六年度ニ於テ往ク所ガナルノデアリマス、之ヲドウシタラ宜シイカト申シマスルト、此東京ナリ京都ナリニ收容スルコトハ最早余地ガナイノデアリマス、京都ハ唯今申シタ通り八十人位ト云フヤウナ、大体ノ計画ニナツテ居リマス

ルカラ、是へ持つて往つて入レルコトハ出来マセヌ、然ラバ之ヲ東京へ入レルカト云へバ、東京ハ今日百人入レテ居ル所へ二百人入レナケレバナラヌコトニナルカラ、設備ノ無イ所へ入レルコトハ到底出来ナイコトデアリマスル、医科大學ハ病院モ要リマスル、即チ医科大學ノ材料トスル所ハ、人間ガ材料デアリマス、又解剖ノ如キモノモ屍体ガ入用デアリマスル、是等ハナカ／＼今日ノ東京大學ノ病院ト云フモノガ、未ダ十分ニ出来上ツテ居ラナイノデ、今建築中デアリマス、百人ヲ收容スルコトハ余程困難デアル際デアリマスルカラ、之ヲ倍ニスルト云フコトハ、非常ナ設備詰リ新ニ大學ヲ起スト云フコトヲシナケレバナラヌノデゴザイマス、然ルニ此事ガ急ニ三十六年マデニソレダケノ学校教場ヲ造リ、又三十六年ニ入りマシタ者ガ三十八年ヨリ病院ノ方へ掛リマス三十八年マデニ病院ヲ造ルト云フコトハ、到底困難ナコトデア出来ナイコトデアルト認メマスソレ故ニ、一方ニ於テハ九州大學東北大學ト云フ問題モアリマスルケレドモ、先ヅ此整理ノ方ヲ先キニシナケレバナラヌト云フコトカラ考ヘテ参リマシタガ、丁度即チ結果ハ今ノ大學ヲ一ツ起サナケレバナラス、医科大學ヲ一ツ起サナケレバナラヌト云フコトニ來ツタノデアリマス、デ此整理ノ方ノ点カラ考ヘマスルト、又大學モ追々増設シテ往クベシト云フ所カラ考ヘマスルニ、此点々ニ至ツテハ結果ガ合スルノデゴザイマス、ソレトドウシテモ此急ニ合フヤウニ建テナケレバナラヌト云フコトヨリ致シマシテ、最モ全体ノコトヨリ

シテ三百人ノ醫學士ガ毎歲出ルヤウニナルコトガ必要デアルヤ否ヤト云フ問題ヲ考ヘナケレバナラヌ、是ガ衛生局ノ調査ニヨリマスト、毎歲醫師ハ千人ツ、補充シテ往カナケレバナラヌト云フヤウナ、衛生局ノ調査デアリマス、サレバ大學卒業者ガ三百人位ハ、決シテ多イコトハナイノデアアル、三百人ヲ入レ得ベキ所ノ設備ヲスルコトハ尤モナコトデアアル、即チ大學増設論ト云フモ、矢張り是等カラ起ツテ居ルコトデゴザイマセウ、ソレ故ニ然ラバドウシタラ最モ宜イカト云フコトヲ考ヘテ見マスルト、唯今申ス通り既ニ三十六年度ニ迫ツテ居ルコトデアリマス、新シク総テノ教室又ハ病院等ヲ建テタ所デ、連モ之ハ間ニ合ヒマセヌノデアリマス、或ハ急ギマシタラ建築ハ出来ルカモ知レマセヌガ、サスレバ僅力ニ三年ノ中ニ非常ニ金ヲ掛ケナケレバナラヌト云フコトニナル、然ルニ幸ヒ地方ノ病院ニシテ設備等モ稍々完全デアル所ノ病院ガアリマスカラ、ソレヲ採ツテ之ヲ大學病院ノ一部分トナシテ、最初二年間ニ要スル所ノ基本学科ヲ教ヘル医科ノ基本トナル所ノ学科、即チ解剖、生理、藥物等ノ学科ヲ教ヘル所ノ教室ヲ今急イデ建築ラシ、種々繰廻シマシタナラバ、三十六年ニハ百人ノ卒業生ヲ收容スルコトガ出来ルト云フ計画ガ付キマシタカラ、之ニ依ツテ医科大學ヲ一ツ建テルト云フコトニナリマシタ、序ニ御話申シマスルガ、其医科大學ヲ建テル場所ハ、先日本會議デ御話シ致シマシタ所ノ福岡デゴザイマス、ナゼ福岡ヲ選ビマスカト申シマスルト、即チ福岡ハ病院ガ御承知ノ通從前ヨリ

有名ナル、地方病院トシテハ最モ有名ナル病院デアリマスル、其位置ハ如何デアリマスルカト云フト、実ニ海ニ接シ、松ノ植ツテアル所ノ場所デアリマシテ、最モ病院地トシテ適當ナル場処デアリマス学校ナドヲ建ルニハ最モ適當ナル場処デアリマス、ソレカラ福岡ノ地ハ地形カラ考ヘマシテモ、生徒ノ收容上カラ云ヒマシテモ、福岡ノ地ト云フモノハ、九州ヲ抱ヘ、又中国ノ方ヲ控ヘ、誠ニ便利ナ地デアリマスルガ、是ハ先ヅ交通ノ十分デアル所ノ今日ニ於テドウデモ宜シイト致シマシタ所デ、患者トカ、又屍体ヲ集メル總テ人ヲ相手ニシマス点ハ福岡ガ最モ便利デアルト云フコトヲ考ヘル、是等ノ事其他總テノ事情ヲ考ヘマシテ今日此予算ヲ提出スルコトニ至ツタ次第デゴザイマス

○重野謙次郎君 唯今文部大臣ノ御答ハ、御答タケハ解リマシタガ、私ガ問ヒマシタコトハ、一向御答ガナイ甚ダ遺憾ニ考ヘル、ソレハドウデアルカト云フト、其十三議會並ニ前々内閣カラ歴史ガアツタガ、如何ナル趣意ニ依ツテ此九州大学ヲ設立ニナツタノデアアルカト云フコトヲ御尋ヲシ、ソレカラ福岡ノ医科大学ニ附イテハ、道路開ク所ニ依ツテ見マス、多額ノ寄附金モアルト云フ事ヲ聴及ンダ、果シテ其寄附金ト云フモノガアルヤ否ヤト云フコトヲ私ガ御尋ヲシタ、サウ云フコトデアアルニモ拘ラズ——一向私ノ申シタコトニ付キマシテハ、何等ノ御答ガナイノデアリマスカラ、甚ダ遺憾ニ考ヘマスガ、尚ホ進ンデ成ルタケ簡單ニ一ツ御問ヲ申シタナラバ、此精神

ノ概要ヲ知ルコトガ出来ヤウト思ヒマス、ソレデ委員タケノ説明ニ依ツテ見ルト、先達テ聞ク所ニ依ルト、委員ガ文部省ニ往ツタ時ニ、是ハ応急処分ナリト聞キマシタガ、成程御説明ニ依テ考ヘテ見ルト唯間ニ合セノ応急処分デ此学校ヲ建テタモノニ、成程サウ云フコトニナリハシナイカト云フ事ヲ、今始メテ委員ノ參リマシタ時ノ御答ガ真実デアッタラウト、斯ウ私ハ今ニ至ツテ發明スルノデ、ソレデアルカラ私ノ申スマデモナク、随分議會カラ学制調査会ヲ置キタイト云フ事モ建議ニナツテ居ル、況ヤ文部大臣カラモ学制上カラシテモ、ドウシテモ出来ナイ改革ヲシナケレバナラヌカラ、高等教育會議ニモ諮問ヲサレルト云フコトモ、新聞紙上ニモ散見シテ居ル、殆ド此日本モ段々開明ノ域ニ進ミマシタガ、段々学制モ是ハ変ヘナケレバナラヌト云フモノハ、是ハ朝野ノ認ムル所ダラウト思ヒマス、故ニドウシテモ此ノ学校ノ如キモノハ、須ク一貫ノ精神ヲ一ツ方針ト云フモノヲ立テ、サウシテ其方針ニ依ツテヤラセルト云フコトハ当然ナコトデアラウト思フ、然ルニ今ノ御説明ニヨルト、唯応急処分デアルト心得テ宜カラウト思ヒマスガ、果シテ然ルヤ否ヤ、唯応急ニ之ヲヤツタノデアアル、間ニ合セニヤツタノデアルト、サウ云フコトニ心得テ宜シイカト云フコトヲ、御尋ネシテ見タイト思ヒマス、何トナレバ此十三議會、前内閣カラシテ殆ンド此歴史ト云フモノハ、吾々ノ与リ知ル所デハナイ、即チ衆議院ヲ通過シタコトモ頓着ハナイ、一向構ハヌノデアアル、唯臨時応急ノタメニ間ニ合セニ

ヤッタノデアアル、斯ウ云フコトデヤッタナラバ、ソレデ宜シイノデ、サウ云フコトニ心得テヨイカドウカ、ソレカラ寄附金ノコトモ御尋ネシタイノデ

○文部大臣菊池大麓君 寄附金ノコトハ、御質問ノアツタコトヲ忘レマシテ取落シマシタ、寄附金ハ福岡県ヨリモ申出デ、居リマス、熊本県ヨリモ申出テ居リマス、長崎ヨリモ申出テ居リマス、仙台ヨリモ申出テ居リマス、方々カラ申出テ居ルノデアリマス、寄附金ノコトハ御答シマス、方針ニ就キマシテ即チ唯今御答ヲ……

○重野謙次郎君 寄附金ノ額ハ

○文部大臣菊池大麓君 額ハ今——方針ノコトニ就キマシテ、唯今ノ御答ヲシタ積リナノデゴザイマスト云ウノハ、進ム前ニハ先ヅ進ム所ノ前ニ横ツテ居ル所ノモノヲ、整理シナケレバナラヌト考ヘルト云フコトヲ申シマシタ、即チ成程応急ノ処分ト言ハレレバ、応急ノ処分デアリマセウ、今日既ニ昨年モ人ガ余ツテ、本年モ人ガ余ル筈デアツタ、無理ニ入レテ居ルノデアリマス、明年モ余リ、三十六年ニ至ツテ極点ニ達スルト云フコトデアリマスカラ、是ヲドウカ処分ヲシナケレバナラヌ、即チ国家ガ高等学校ヲ増設シ、増設スレバソレニ人ノ這入ルノハ当リ前ノコトデアリマス、前ヨリハ多クナルト云フコトハ、当リ前ノコトデアリマスカラ、是ヲ入レタ、入レ置テ、ソレデ二年——一年乃至二年モ大学ニ入レテ修業スルコトヲ許サズニ置ト云フコトハ、出来ヌ、先ヅ是ハ焦眉ノ急デアアル、ドウカ

シテ之ハ処分ヲシナケレバナラヌト云フノハ、応急ノ処分デアリマセウ、応急ノ処分ガ悪イト云ハレレバ已ムヲ得マセヌガ、ドウモ之ハ打捨テ置ケヌコトト考ヘマス、第一ニ之ヲ増加シナケレバ進ムコトハ出来ナイト考ヘマス、然シテソレハ唯ドウシテモ一遍入レタモノデアルカラ、何デモ其設備ヲ無闇ニシロト云フコトハ決シテアリマセヌ、唯今申シマスル通、三百人ノ医学士ト云フモノハ、大学カラ毎年出ルト云フコトハ、決シテ不必要ノコトデハナイ、ヤハリソレハ必要デアアル、応急ノ方カラ考ヘ起ツテ来タコトトハ言ナガラ、即チ其結果ハ何デアアルカト申シマスルト、ニ大学ノ中ニ含まレテ居ル所ノ医科大学ト云フモノガ、設立ニナルノデアリマス、即チ学生ノソレダケノモノガ出来ルコトニナルノデアリマス、之ガ出来レバ即チ教育ノ拡張ト云フコトハ、種々ノコトガアリマスルデ、夫等ノ種々ノコトモ即チ今日此大学卒業ノ者モ、必要デ勿論アリマスルケレドモ、大学卒業ノモノト府県ノ実業学校トノ間ニ立ツテ、校場監督トナリ、校長トナルヤウナモノガ不足シテ居ルト云フコトハ、実業界ノ輿論デゴザイマス、是等ノモノヲ作り出スト云フコトハ、最モ必要ナコトデアルト考ヘマス、之モ応急ト言ハレレバ応急デアリマスケレドモ、即チ将来進ム所ノ方針ノ一部分デアラウト考ヘマス、デ是等ノモノガ出来マスレバ、高等学校ヘ望ンデ来ル者ノ一部分ハ、其方ヘ必ズ向クコトデアラウト考ヘマス、デ先ヅ整理ヲシタ後デナケレバ、踏出スコトハ出来ナイト考ヘマスカラ、ソレ故ニ此医科大

学ヲ設立スルト云フコトニ極メタ訳ゴザイマス

○重野謙次郎君 大概方リマシタガ、尚是ハ大切ノコトデアリマスカラ、当局大臣ノ御方針ヲ伺ツタ上デ、吾々ノ判断ヲ極メナケレバナラス、サウシテ見ルト未ダ御答ノ質問ニ対シテ要領ヲ得マセヌカラ、私ハ斯ウ云フ御答アルカト云フコトヲ、摘要ヲシテ御尋ネスル方ガ便利ダラウト思ヒマス、サウシテ見ルト今ノ御答ニ依ルト、応急ト言ヘバ応急ダ、間ニ合セト言ヘバ間ニ合セダ、斯ウ云フコトニ心得テ宜イ、サウ云フコトダロウト思ヒマス、ソレカラ又第二前内閣ニ於テ、大多数デ衆議院ヲ通過シタ、ソレカラ昨年質問書ヲ提出シタ所ガ、費用ガ許ルシタナラバ此ニ大学ト云フモノハ、前途日本ガ見合セテ、ドウシテモ建テナケレバナラス、建テル考デアルガ如何セン国库ノ費用ガ許サヌガタメニ、今日マデ遷延シテ居ルノデアツテ、費用ノ許ス限リハ速カニニ大学校ト云フモノハ、文部省ノ方針ニ於テ必要ト認メテ居ルケレドモ、費用ガ許サヌカラ之ヲ建テナイノデアル、費用ガ許スナラバ明年度ニモ出サウト云フコトハ、明カニ明言シテ居ル、サウシテ見ルト即チ前々カラシテ、教育上一貫シテ文部省ガ引続イテ来タモノハ、一向之ニハ抛ラナイモノト見テ宜カラウト思ヒマスカラ、左様心得マシテ、ソレカラ又応急ト云フコトニナルト、今モ尚ホ間ニ合セニ人ガ入ルベキ所ノ場所ガナイカラ建テルノデアル、何ノ方針モナイノデアル、ソシテ例ヘバ東京ノ大学ナリ、京都ノ大学ナリ、増築シテ一向差支ナイ方針ナレ

バ、先ヅ此大学ト云フモノハ、京都ノ大学ガ不完全デアルカラシテ、寧ロ日本帝国ニ於テハ二ツノ大学デ沢山デアル、大学ト云フモノハソレデアルカラ、大学ト云フモノハ沢山ニアルカラ、之ヲ完美ニシテ、校舍モ大ニ建築シ或ハ教員モ適當ノ者ヲ増加スレバ、今日汽車ノ便利モアルカラ、大学トシテハニ大学デ沢山デアルト云フ御方針ナラバ、是亦一種ノ御方針ト思ヒマス、然ルニ応急処分、人ノ這入ルコトガ出来ナイカラ、先ヅ九州ニ大学ヲ置イタト云フニ至ツテハ、實ニ無方針極マルノミナラズ、是マデ前々カラシテ建議ヲ容レ、質問ニ答ヘタモノハ少シモ一貫シテ居ラヌト考ヘマス、斯ル応急ナラバ、此東北ノ如キモ工科大学ト云フ費用モ、殆ンド三十五万円寄附金モ出テ居ルカラヤハリ一部分ニ何故ニ工科大学ヲ東北ニ置カレナイノデアルカ、甚ダ彼ニ薄ク是ニ厚イト云フ方針デアリマセヌカ、私ハ公平ニ觀察シテサウ云フ判断ガ下ダルト思ヒマスト云フノハ、此工科大学ノ工業学校ノ増築費ガ沢山アル、ソレニ三拾五万円モ地方カラ寄附金ガ出来テ居ル、ソレノミナラズ前々内閣ノ時分ニ補助ヲスル、ソレデハ往カヌカラニ拾万円ノ決議ヲセヨ、三十五万円デナケレバ往カヌト云フテ、三拾五万円ノ決議ヲシテ、今其決議ガ取消サレズニ居リマスカラ、其地方ニ於テハ、宮城県ニ於テハ、殆ンド一県ノ財政上ニハ困ツタモノト言ハナケレバナラス、サウ云フヤウナモノデアツタナラバ、東北ガ人口少ナクシテ地形ノ多イ所デアルカラ、夫等ノ所ニ工学ノ分科同様ナモノヲ置テ、何故ニ日本前

途ノ大計カラシテ打算シテ、御計画ニナラヌカ、又間ニ合セニ建テルト云フコトナラバ、二大学校ヲ整理シテ教場ナリ何ナリヲ殖サレヌカ、是ハ議論ニ涉リマススカラ私ハ申シマセヌガ、唯応急ニ間ニ合セニヤルモノデアルト云フ御答デアルト思ヒマスガ、若シソレデナケレバ御答ヲ得タイシ、ソレデアレバ宜シイ

○文部大臣菊池大麓君 私ノ御答ヲ左様ニ御認メニナルト云フ事ナラバ止ムヲ得マセヌ、併ナガラ私ハサウ云フ御答ヲシナカッタノデス、私ハ二大学ヲ以テ満足スベキモノデナイト申上ゲテ居ル、又東京帝国大学及京都帝国大学ヲ増シテ、今日ノ医科大学デ往ケルモノデナイ、教育上ソレハイカヌコトデアルト認メマシタカラ建テルノデアリマス、二大学ヲ以テ満足シナイ以上ハ、サウ云フコトニシテ、其アトハ御意見ニナリマスカラ、御認メニナル分ハ仕方ガアリマセヌ

○重野謙次郎君 サウスルト、昨年来ノ方針ヲ變ヘタコトハ分ツテ居リマスガ、東北大学ハ何時頃立テル御方針デスカ、又永世建テナイノカ、前々カラ建議ヲシタリ、ソレニ又答ラレタ如ク、費用ガ許シタラ来年度ニモ建テル御見込デアリマスガ、ソレヲ承リタイ

○文部大臣菊池大麓君 二大学ヲ以テ満足ヲシテ居ラヌト云フコトヲ御答シマス、ソレカラ何時ヨリ建テルカト云フコトハ、是ハ財政上其他種々ナ事ガ關係シマスカラ、何時建テルト云フコトハ、今日カラ御話ガ出来マセヌ、私ハ二大学ヲ以テ日本帝国ニ是デ十分デア

ルト云フコトハ認メマセヌ

○重野謙次郎君 ドウモ困リマス、サウスルト誠ニ瓢箪餘デハ困ル、責任ヲ以テハツキリ御答ガ願ヒタイ、サウスルト二大学校デ間ニ合フト見ルト、何時建テルカ、是マデ質問書ニ昨年モ答ヘラレタ如ク必要デアルト認ラレタタメニ、文部省カラ前申ス寄附金モ勧誘シタ、然ラバ国庫ノ財政ガ許スコトニナツタラ、来年ニモ此大学ハ九州東北ノ二大学校ハ建テル見込デアルガ、經費ノ許サナイ所カラ止ヲ得ナイト云フノデアリマセウカ、サウデナイト云フノデアルカ、ドコヲ捕ヘテヨイヤラ、サツバリ分ラヌト云フコトハ、私ハ文部大臣ノタメニ執ラナイ、モウ少シ責任ヲ以テ御答ガ願ヒタイ

○安藤龜太郎君 私ハ此小学校補助費ノコトデ、文部大臣カラ御答ヲ得タイト思ヒマス、此小学校ノ補助費ハ前々内閣ノ時ニ、樺山文部大臣ガ百万円ト云フ補助費ヲ出サレタ、然ルニ昨年モ百万円、尚本年モ百万円デアル、此教育ハ年々進歩シテ往クニモ拘ハラズ、唯百万円ヲ以テ是デ十分補助シタト云フ御考デアルカ、而シテ此百万円ハ教員ノ年功加俸ニ充ラルト云フコトニナツテ居ルカ、教員モ年々年功加俸ヲ受ケルモノガ増加スルニモ拘ラズ、ヤハリ百万円デ十分年功加俸ニ充テルニ足ルト云フ御答デアルカ、御明答ヲ請フ

○政府委員岡田良平君 唯今安藤君カラ御尋ネニナリマシタ百万円ノ金額ハ、多々益々弁ズル金額デアリマス、二百万円ナラバ倍ノ功ヲ奏スル、三百万円ナラバ更ニ大ナル功ヲ奏シマス、多々益々弁ズ

ルカヲト申シマシテモ、財源ニ限リガアリマスカラ、必要ダケ支出スルト云フコトハ出来兼マス、年功加俸ヲ受ケマスル人員ガ段々種ヘテ參ツテ、其金額ガ今日マデ殖ヘテ參ラヌト云フコトハ、今日ハ先ヅ百万円デ差支ナイト云フ考ヘデアリマス、ソレハ府県ノ方カラ百万円ニ継ギ足シテ補助モ出来マスカラ、先ヅ今日ノ所デハ百万円デ満足シナケレバナラス、是ハ将来財政ノ許ス限リハ、幾ラデモ増加スルコトハ希望シマスガ、今日ハ是デ已ムヲ得ヌト考ヘマス

○西谷金藏君 私モ此大学設置ノ事ニ附イテ一応御尋ネシマス、唯今予算ニ付セラレテ居ル大学ハ、九州ニ医科大学ヲ置クト云フコトデアリマスガ、全体日本ノ大学ノ方針ハ、一分科毎ニ必要ニ応ジテ建ラルト云フ御方針デゴザリマセウカ、吾々ノ今マデ日本大学ノ方針ヲ漏レ聞ク所ニ依レバ、凡ソ大学ハ数分科ヲ併セタモノヲ置カネバ、大学ノ目的ヲ全フスルコトハ出来ナイ、夫故ニ東京大学若クハ京都ノ大学モサウナツテ居ル、更ニ進ンデ大学ヲ置ク場合ニハ、此方針ニ依テ設置ニナルト云フコトヲ聞イテ居ル、今年医科大学一科ヲ置カレルト云フコトハ、日本ノ大学ノ方針ニ於テ如何デアラウカト考ヘマス、本年ハ応急処分シテ医科ノ生徒ガ頗ル多イカラ、其必要上医科ノ一科ヲ置クガ、明年以後ニ於テ更ニ医科ニ合シテ、他ノ各分科ヲ併置セラレルノデアルカ、或ハ工科ノ生徒ガ入学ガ多カッタ時ニハ、工科大学ヲ更ニ他ノ地ニ置クト云フ御方針デアリマセウカ、更ニ置カレル方針ニ依テ吾々ノ賛否ヲ決スルニ、攻究スベ

キコトガアルト思ヒマスカラ、此点ニ附イテ文部大臣ノ御答ヲ願ヒマス

○文部大臣菊池大麓君 帝国大学令ニハ、帝国大学ハ六分科ヲ以テ成立スルトゴザイマス、帝国大学ト云フモノハ、先勅令デサウ極ツテ居ルノデゴザイマスガ、併ナガラ時ノ必要ニ応ジテハ、先ヅ医科大学ヲ置クト云フコトモ必要デアリマセウ、又或場合ニハ工科大学ヲ置クト云フコトモアリマセウト考ヘマス、ソレデ必シモドウ云フ風ニシテ置カケレバナラスノデアルト云フコトハ、ソレハ決定シテ居ラヌト考ヘル、勅令ノ面デハ六ツデアリマスガ、既ニ京都ノ如キハ単独勅令ヲ出シテ、四ツト云フコトニナツテ居リマス、成程大学即チ「ユニブエルステート」ト申スト、タツタ一ツノモノヲ以テ「ユニブエルステート」ト申スコトハ出来ナイト考ヘマス、是ハ「コルレーヂ」ト申シマス、外国ノ例ヲ見マスト、工科大学ノ如キハ「ユニブエルステート」ノ外ニナツテ居リマス、又「ケンブリッジ」ノ中ニ「エンヂニユーリソグ」ノ如キモ這入ツテ居リマス、又倫敦大学ノ如キモ左様デアリマス、又英吉利ニ於キマシテ分科大学ヲ違ツタ場所ニ建ツテ居ルモノモアリマス、是等ハ歴史的ノコトモアリ、又其時ノ必要上カラ起ツタコトモアリマスカラシテ、必ズシモ今日是非此六分科ヲ一緒ニ置カケレバナラスモノデアルト云フコトハ、今日極メルコトノ必要ハナイモノト考ヘル

○西谷金藏君 唯今此勅令ノ規定ヲ仰セラレマシタガ、勅令ノ規定

ニ依ルコトハ勅令ガアツテ分ツテ居リマス、文部大臣ノ方針トシテ、ソレデハ先ノ必要ニ依ツテ諸分科ヲ合セタモノデナクテモ、必要ニ応ジテ処々ニ一科ツ、デモ置クト云フ方針ニ聞取ツテ宜シウゴザイマスカ

○文部大臣菊池大麓君 必ず必要ガアリマシタナラ、帝国大学分科大学ト同程度ノモノヲ起スコトニ附イテ、少シモ差支ナイト考ヘル
○西谷金藏君 差支ガアルトカナイトカト云フコトヲ問フノデハナイ、文部大臣ニ於テ左様ナ御方針ニナツテ居ルカ、サウ云フ御方針ヲ以テ御進ミナサレルノデアルカ、支ヘガアルカナイカト云フコトヲ問フノデナイ、支ヘノアルナイハ、別ニ吾々ガ判断スル所ガゴザイマス

○文部大臣菊池大麓君 今日工科大学ヲ何処ヘ置カウ、別ニ置カウトカ一緒ニ置カウトカ云フコトハ、考ヘテ居リマセヌノデゴザイマス
○山本幸彦君 先刻以来大学ノ設置ノコトニ附イテ、文部大臣ノ御見込ヲ重野君カラ承リ、大学ノコトニ附イテ御話ハ能ク承リマシタガ、九州東北ノ二天学校設置ノ建議ヲ、両議院ガ致ス時分ニ當ツテ、高等学校ニ関シテ四国若クハ信越ノ地方又ハ東海ノ地方ニ於テ、高等学校ヲ設置セラレルコトヲ建議ヲ致シタコトガアリマスガ、是等ノ建議ニ対シテ文部大臣ハ如何ナ御処置ヲ取ラル、デアリマシヤウヤ、将来ニ対スル高等学校設置ノ方針ヲ承リタイト考ヘマス

○政府委員岡田良平君 唯今山本君カラ高等学校ノ始末ハ、如何ニスルト云フ御尋ガアリマシタガ、是ハ御承知ノ通ニ、高等学校ノ卒業生ハ、是ヲ総テ大学ニ收容致サナケレバナラント云フコトニナツテ居リマス、左様致シマシテ、高等学校ノ修業年限ハ三年デゴザイマスカラ、設置ニ著手致シマスルト直チニ其卒業生ガ出テ参リマス、ソコデ今日ノ大学ト云フモノハ、既設ノ高等学校ノ生徒ヲ收容スルニ足リマセヌノデ、今ノ所ニ医科大学ヲ造ルト云フヤウナ始末ニナツテ居リマスカラ、此大学ヲ増設スルト云フコトガ出来マセヌ上ニハ、高等学校ニ先ヅ著手スルト云フコトハ、出来マセヌノデアリマス、去リナガラ此中学校ヲ卒業シマシテ、段々高等ノ学校ヘ進マント欲スルモノ、数ガ、年々増シテ参リマスノニ、ソレヲ中途ニシテ志ヲ挫カシメルコトハ、甚ダ遺憾ナコトデゴザイマスカラ、先年著手致シマシタ所ノ三ツノ高等実業学校ト、ソレカラシテ高等師範学校ナドハ、孰レモ本年ノ予算ニ於キマシテハ、其開校ノ時期ヲ早メマシテ、早キハ三十五年ノ九月カラ入学ヲ許スコトノ出来ル計画ニ致シマシタ、尚又新ニ高等ノ工業学校ト、高等ノ商業学校ト云フモノヲ目論見マシテ、今ノ中学卒業生ヲ收容スルトコトニ致シマシタ、序ナガラ其事ヲ御答致シマス

六六 九州大学設置に関する衆議院予算委員第一分科会質疑

〔第十六回帝国議会衆議院予算委員第一分科会会談録〕

第五回 一九〇一（明治三四）年二月二〇日

○主査新井章吾君 ソレデハ第三款ニ移リマス

○戸狩權之助君 私ハ此第三款ニ附イテ文部大臣ノ御答弁ヲ得タイ
コトガアリマスガ、私ハ東北デアリマスカラシテ、ヤハリ地方感情
デシツコク大学問題ヲ担出スト云フ御感ジガアルカモ知レマセヌガ、
ソレハ諸君ニ御推定ニ任セマスガ、先日予算委員会ニ於テ此事ニ附
イテ頗リニ文部大臣トノ応答モアリマシタノデ、略々御精神ハ分ツ
テ居リマスガ、其後文部大臣ガ予算会ニ於テ御答弁ニナリマシタ以
後、段々既二世ノ中ノ形勢ヲ見マスルト、第一学制研究会トカ若ハ
帝国教育会ト云フヤウナ、ア、云フ団体ノ会ニテ、ヤハリ大学ト云
フコトニ附テハ一問題トナツタノデアリマス、ソレデ段々聞ク所ニ
依リマスレバ、斯ノ如ク兎ニ角帝国教育会学制研究会ニ属スル所ノ
諸君ガ集会シテ、此際東北ニ大学ヲ起スノハ如何ニモ適當デアリ、
又今日ハ時機最モ宜シキヲ得タモノデアルト云フコトデ、既ニ調査
ノ結果報告ガアツタノデアル、先達ノ文部大臣ノ御答弁ハ決シテ今
ノ大学ダケデ満足セヌ、満足セヌケレドモ、今日ハマダ東北ニ創立
スル必要ハ認めナイト云フ御演説ニナリマシタガ、詰リ之ヲ要スル
ニドウシテモ今東北大学ヲ起スコトハ経済ノ点ガ許サヌト云フコト
デゴザイマセウガ、若シ経済ガ許シタナラバ、ヤハリ東北ニ此際創

立スルノハ適當デアルト云フ御見込デアリマスガ、又経済ガ許スト
シテモ、当分ハ東北ニ大学ヲ設置スル必要ハナイト云フ御見込デゴ
ザイマセウカ、而シテ若シ経済ガ許シタナラバ、ヤハリ東北ニモ大学
ヲ設置スルノハ適當デアルト云フ御見込デアッタナラバ、内閣ニ向
ツテ文部大臣ハ予算ノ要求ヲ内々セラレタモノデアルカ、若ハ予算
ノ要求ヲサレナカッタノデアルカ、又御要求ガアッタトシマスレバ、
ヤハリ今日ノ財政上下ドウシテモ建テルト云フコトハ許サヌト云フタ
メニ、内閣ニ於テ省カレタモノデアルカ、其辺ヲ私ハ将来ノタメニ
御説明ヲ受ケテ置キタイ

○文部大臣菊池大麓君 唯今ノ御問ハ今朝大体ノコトニ付イテ申述
ベマシタトキニ略々御答ヲシタ積リデゴザイマシタガ、毎度申シマ
スル通り此日本ニ於テ大学ガ東京ト京都ト、ソレト新ニ建テマスル
所ノ此医科大学ト、是デ以テ即チ最高等ノ教育ト云フモノガ十分デ
アルトハ私ハ満足スルコトガ出来ナイト云フコトハ、毎度申シタノ
デゴザイマス、然ラハドウシタラ宜シイカト申シマスルノニ、兎ニ
モ角ニモ少シ先キニ出ヤウト云フニハ、ドウシテモ今迄ノモノヲ整
理シテ掛ラナケレバ、前ニ出ルコトハ出来ナイノデアリマスカラ、
前ノモノヲ整理スルコトハ、ドウシテモ先キニヤラナケレバナラス、
夫故ニ今日高等学校カラ続々進シテ来テ、サウシテソレガ詰掛ケテ
来テ這入レナイノデアリマスカラ、之ヲ入レルト云フコトヲ先キニ
シナケレバ、ドウシテモナラヌト云フコトヲ考ヘマシタカラ、之ヲ

第一トシタノデアリマス、之ヲ第一トシマスルト云フト、是ガ既ニ
 余程ノ金額ニモナリマス、ソレデ何カラ申シマシタ通り先ヅ此本年

度要求ノモノガ出マスルナラバ、三十六年三十七年迄ニ高等学校ヲ
 卒業シ来ルモノハ收容スルコトガ出来ル、斯ウ云フコトニナリマス
 カラ、ソレカラ先キノコトハ将来ニ於テ勿論工科ノ必要モ起リマセ
 ウ、文科ニ於テモ必要ガナイトハ思ヒマセヌ、今大学ハ是丈十分
 デアルト云フコトハ考ヘナケレバナラス、夫故ニ総テノ夫等ノコト
 ヲ考ヘテ、サウシテ必要ガアリマシタナラバ、請求スルト云フコト
 ニ致シマス、先ヅ本年ノ所ハ是デ以テ一先ヅ整理ガ附クト云フコト
 デ、斯ウ云フコトヲ要求致シタノデゴザイマス

○戸狩權之助君 サウスルト斯ウ云フコトニナリマスカナ、整理ノ
 タメニ先以テ九州ノ方ニ本年ハ創立シテ、本年度デ整理ガ終ルトシ
 マスレバ、明年度ニハヤハリ東北ノ方ニモ創立スルト云フコトデア
 リマスルカ、若ハ又先ヅ此整理ヲシテ見テ然ル後デアルカラ、其先
 キノコトハ来年以後ノコトハ一切答ヘラレヌト云フコトデアリマセ
 ウカ、整理ヲ三十五年度ニシマスレバ、今大臣ノ御説明ノ如ク、三
 十六年度ニナレバ、創立ニナルト云フ御見込デアリマセウカ、ドウ
 云フ御見込デアリマスカ承リタイ

○文部大臣菊池大麓君 三十六年度ニ於テ工科大学ヲ起スト云フノ
 必要ガアルカナイカト云フ御問デゴザイマスルヤウニ見エマスガ、
 ソレハ今日申上ゲルコトハ出来マセヌ、先ヅ三十六年ニ起ス必要ガ

アルカナイカト云フコトハ、今日ハマダ直グニ此処デ御答ハ出来兼
 ネマス

○戸狩權之助君 サウシマスルト斯ウナリマスカナ、經費ノ都合ガ
 若シ出来ルトシテモ、先以テ其先キノコトハ此処デ言フコトハ出来
 ナイ、但シ政費ニ伴フモノデアルカラ、此事業ヲ起サントスレバ、
 能ク經濟ノ点ヲ見ナクチャナラスカラ、先ヅソレヲ能ク調査シナケ
 レバナラスノデアリマセウカ、經濟如何ニ拘ハラズ先ヅ暫ク将来ノ
 見込ハ言ハレヌト、斯ウ云フコトニナリマスカ

○文部大臣菊池大麓君 教育ノ全般ガ是迄余程他ノ設備ニ比シテ後
 レテ居ルト私ハ考ヘテ居リマス、ソレデ總ベテノコトガ、マダ教育
 デ手ヲ着ケナケレバナラスコトガ多々ゴザイマセウ、夫等ノモノヲ
 十分ニ調ベテサウシテ其緩急ヲ計ラナケレバナラスノデアルカラ、
 若シハ經濟ニ余裕ガアツテ總ベテノ教育ノ設備ヲ一時ニ着手スル
 コトガ出来ルト云フコトデアリマシタナラバ、来年度ニ於テ請求ス
 ルト云フコトニ附イテ断言スルコトモ出来マスケレドモ、併ナガラ
 是等ノコトハ緩急ヲ計ラナケレバナリマセヌコトデアリマスカラ、
 マダ連モ夫等ノコトハ總テ一時ニ着手スルト云フ位ニ余裕ガアラウ
 ト云フ見込ハ付キマセヌノデアリマスカラ、經濟ノ狀況ヲ計リ、緩
 急ニ応ジテ、進ンデ行カナケレバナラスコトデアリマスカラ、夫故
 ニ明年度ニ付テハ明言スルコトガ出来ヌト、斯ウ申スノデアリマス
 ○戸狩權之助君 ドウモ要領ヲ得ナイ、ト云フモノハ能ク調べナク

チヤナラスト云フコトハ、ドウ云フコトヲ調ベルノデアリマスカ、
 分リマセヌガ、例へバ東北ニ大学ヲ起スナラバ、其前ニ斯ウ云フコ
 トヲシナケレバナラスト云フコトデアレバ、成程ソレハ御議論トシ
 テ略々了解シマスケレドモ、先ヅ其前ニ調ベルモノガアルト云フコ
 トハ、ドウ云フコトヲ調ベルノデアリマセウカ、ソコヲ承リタイ
 ○文部大臣菊池大麓君 教育上ノ必要ト云フモノハ、独リ此大学ノ
 ミデナイト私ハ信ジテ居ルノデゴザイマス、色々外ニモ沢山アリマ
 スル、又現今ノ既ニ建テ、居リマスル所ノ学校ト云フモノモ、随分
 不完全デアリマス、ドノ学校モ志望者ガ非常ニ多イタメニ、是迄ハ
 無理ニ無理ヲシテ入レテ来テ居ルノデアリマス、是等ノモノモ相当
 ノ設備ヲシナケレバ、沢山入レテ教育ヲスルト言ヒマスケレドモ、
 十分ナ教育ヲシテ居ナイノデアリマス、例へバ多数ノ学校ニ於テモ
 寄宿舎ト云フモノガナイタメニ、地方ニ於テハ随分学生ノ風紀ナド
 ニモ影響スルト云フコトガアリマス、其他教育上ノ設備ヲ要スルコ
 トト云フモノハ、多々アルト考ヘマスカラ、總テノソレ等ノモノヲ
 能ク調査シテ、ドレカラ先キニ着手スルコトガ、最モ必要デア
 ルカト云フ即チ緩急ヲ計ラナケレバナラス、斯ウ申スノデアリマス
 ○戸狩權之助君 モウ一遍余リシツコイヤウニ思ヒマスケレドモ、
 ドウモ腹ニ這入ラナケレバ已ムヲ得ヌ、シツコクナリマスケレドモ
 ——ソレデモウ此事ハ諸君モ御承知ノ通り屢々ノコトデアリマス
 カラ、吾レ東北ニ於テハ誠ニ遺憾千万ノタメニ重ネテ御尋致シマス

ガ、既ニ宮城県ハ三拾五万円ノ寄付金ヲ出スコトニ県会ガ決議シタ
 ニ拘ラズ、便々ト内閣ハ此方針デ来テ俄然ト東北ニ置カレマスト云
 フコトニ付イテ地方デハ此事ニ付イテハ落胆シテ居ルト云フモノハ
 矢張是レマデノ歴史ガ既ニ九州ト東北ト並ニ殆ト極マツテ居リマス
 カラ、寄附金モ三十五万円マデモ決議シタト云フコトデアリマス、
 地方デモ此問題ニ付イテハ寄附モ陸続アルノデアリマス、ドウモ今
 ノ文部大臣ノ御説明ハ要領ヲ得ナイ、色々調査シテ居ルト云フケ
 レドモ、ソシナコトハ吾吾ガ御聞キスルマデモナク、教育上ノ事ハ
 範圍ガ広イカラ外ニモ幾ラモアリマセウケレドモ、東北ニ大学ヲ起
 スト云フコトニ付イテハ、是ハ必要デアルト云フコトハ、ヤハリ先
 達ノ予算總會ノトキニモ御説明ニナツテ居ルケレドモ時期ハ今茲デ
 明言ガ出来ナイト云フコトハ聞イテ居ル、ソレデ例へバ先刻大臣ノ
 御説明ノ通り工科ト云フモノハ、ヤハリ仙台ノ方ニ遣ルトカ、九州
 ノ方ニハ医科ヲ遣ルト云フコトハ、是ハドウデモ宜ウゴザイマスガ、
 兎ニ角東北ニ大学ヲ起スト云フコトハ、ヤハリ必要デアルト御見込
 デアルナラバ、サウスレバ将来ドウスルト云フ考ヘガナケレバナラ
 スト云フ所ガ、チツトモ要領ヲ得ナイ、今ノ御説明デアリマス、東
 北ニ大学校ヲ起スヨリハ、寧ロソレニ代ハル斯ウ云フ学校ガ宜イト
 カ云フ、斯ウ云フコトナレバ一ツノ考ヘデアルケレドモ、大学ハ必
 要デアルカラ早晩起サナケレバナラスト云フ訳ナレバ、其将来ノ御
 見込ヲ茲ニ言ハラスト云フコトハアルマイト思フ、其見込ハ茲デ明

言ハ出来ナイト云フガ、例ヘバ輿論デ東北ニ必要デアルト云フコトハ、学制研究会トカ帝國教育会ト云フモノハ幾ラカ調査ノ結果必要ト云フコトハ輿論デアツテモ、兎ニ角東北ノ方ニ今起サナケレバナラスト云フ必要ハ認めナイト云フコトナラバ、是ハ一ツノ御意見デアリマスガ、ドウシテモ必要デアルト云フナレバ、財政ノ許ス限りハ例ヘバ此次ノ年度ニ於テスルトカ、何トカ云フ御見込ガアルダラウト思フガ、要領ヲ得ナイカラ、シツコク御聞キマスルノデゴザイマス、モウ一遍今ノ御答ヲ得タイノデアリマス

○主査新井章吾君 見込ハ立タヌト云フコトニ帰スルノデハアリマセヌカ、今マデノ文部大臣ノ御答弁ニ依レバ、調査ノ緩急ヲ図ツテ遣ルト云フノデ、ソイツハ出来ヌト云フノダカラ、詰リ見込ガ立タヌト、斯ウ云フノニ帰スルダラウト思フガ、御分リニナラナケレバモウ一度御答弁ヲ得タ方ガ宜イト思ヒマスガ、大抵分ツテ居ルヤウニ思ヒマスガ、ドウデス、尚御求メナリマスガ

○戸狩權之助君 御認メガナイト云フナラバ、ソレデ宜シウゴザイマスガ……

○永井嘉六郎君 私ハ岡田總務長官ニチヨット伺ヒマスガ、九州ニ医科大学ヲ創立致シマスニ附イテハ、敷地ガ何坪ヲ要スル、ソレカラ其敷地ハ寄附ニナルノデアルカ、ソレカラ此医科大学ヲ創立致シマスルニハ、九州ガ其県ヨリ何程ノ寄附金ヲ出シマスカタ云フコト、サウシテ是ガ若シ明治何年ヨリ生徒ヲ收容スルコトガ出来テ、

初年ニハ何人、其次ギノ年ニハ何人ト、定員ト為スマデニハ何年度ニ定員ト為スト云フコトヲ一ツ伺ヒタイ、ソレカラ建築ノ方デスガ建築費用ハ此建物ノ種類ニ依リマシテ、色々アルガ、ソレデ標本室ノ如キ解剖室ノ如キ、一坪ニ付イテ三百円ヲ要スル、其他ニモ色々アリマスガ、此予算見積書ト云フモノハ、請負人ニ尋ネテ、サウシテ請負人ガ費用ノ見積書ヲ調製シテ、ソレヲ文部ニ徴収サレテ、御調査ノ上デ斯ウ云フ見積ニナルカ、ソレデ此見積書ハ他ノ比例ニ依ツテ御見積リニナツタノデアルカト云ウコトヲ一ツ御問ヲ致シマス

○政府委員岡田良平君 唯今御尋ニナリマシタ医科大学ノ敷地ノ坪数ハ、凡ソ七万坪デアリマス、其中デ官林ヲ保管管スル分モアツテ、其残リハ即チ福岡県カラ寄附ヲ致シト云フコトニナリマス、今寄附ニナル坪数ハ分リマセヌガ、合セテ七万坪デアリマス、ソレカラ福岡県カラ寄附ニナリマスノハ、精密ニ金額ヲ以テ少シ申上兼ネル点モアリマスガ、唯今申上ゲマスル敷地ノ外ニ其敷地ノ中ニ在リマスル所ノ避病院デアルトカ、或ハ農商務省ノ小林区署ノヤウナモノモアリマスシ、或ハ火薬ヲ製造シマス場所モ、其敷地ノ中ニアリマス、サウ云フモノハ総テ福岡県ノ費用ヲ以テ他ニ移転サスルト云フコトデアリマスカラ、其金額ハ分リマセヌ、ソレカラ病院ハハ御承知ノ通りニ大金ノ掛ツテ居リマスル病院デアリマスガ、是ハ建物並ニ器具機械標本等ヲ合セテ寄付ニナルト云フコトデアリマス、金額ハ明治三十五年度ニ於テ十二万五千円、六年度、七年度ニ

於テ六万二千五百円宛寄附ニナルト云フコトデアリマス、坪当リノ調ベ方ハハ請負人ニ就イテ調べ見タノデアリマセヌガ、文部省ニ於キマシテハ是マデ九州或ハ内国当リニ於テ度々建築致シタコトモアリマスシ、又アノ辺ノ相場等ヲ問ヒ合セマシテ積リ上ゲタノデアリマス

○安藤龜太郎君 此医科大学ヲ創立ニ附キマシテハ、唯今ノ御答弁ニ依リマスト、若干ノ寄附ガアツタト云フコトデアリマスガ、畢竟此堂々タル国家ノ大学ヲ建テルニ附イテ寄附ガナケレバ建テスト云フコトハ、甚ダ国家ノ体面ニ関スルコト、私ハ考ヘル、併シ文部大臣ハ将来大学ヲ建テ、或ハ其他ノ高等師範学校ナリ高等商業学校ナリヲ新設スル場合ニハ、若干ノ金額或ハ敷地等ヲ寄附シナケレバ建テスト云フ御見込デアルカ、若シ斯ノ如キ御考ヘデアルト、各地ニ於テ寄附ヲ競争スルト云フヤウナ結果ガ生ジヤウト思フ、畢竟今度東北ト九州トノ大学ニ就イテ、一方ニノミ医科大学ヲ置イテ、東北ノ方ニハ何ニモ置カヌト云フ事柄ハ、即チドチラデモ寄附ヲシヤウト云フニモ拘ハラズ、唯九州ノ方ニ置イテ、東北ノ方ニ置カナイト云フ点カラシテ、此問題ガ起ツタラウト思フ、然ラバ将来斯ウ云フ悪例ヲ作ルト云フコトハ、甚ダ宜シクナイト云フ、吾々ハ考ヘデアリマスガ、文部大臣ハ将来ニ対スル御考ハドウ云フ御考ヘデアリマセウカ、御明答ヲ願ヒマス

○文部大臣菊池大麓君 大学ニ限りマセズ、学校ヲ建テルニハ寄附

金ヲ募ツテ学校ヲ建テル、寄附金ノ多イ方ヘ落札スルト云フヤウナコトハ決シテナイノデゴザイマス、学校ヲ建テルニハ是ダケノ金ガ要ルト云フコトノ予算ヲ立テマシテ、サウシテソレヲ建テルト云フコトノ計画ヲ立テルノデアリマス、決シテ寄付金ニ依ル訳デアリマセヌ、併ナガラ丁度此方デ建テヤウト思フ所ニ於テ、是ダケノ金ヲ寄付シヤウト云フコトヲ申立テタナラバ、強テ是ヲ辞スル必要モナイト思ヒマシタカラ、其寄付金ヲ受ケテ、少シモ差支ナイト云フ考デゴザイマス

○鈴木摠兵衛君 先刻ノ岡田総務長官ノ御答ニ、最初寄付金ガ十二万五千円、ソレカラシテ六万二千円ヅ、ト云フコトデアリマシタガ、歳入ノ方ノ第七款ノ献納金ト云フノヲ見マス、最初ガ三十七万五千円トアリマスガ、是ハドウ云フ訳デスカ

○政府委員岡田良平君 御話ノ通りニ、三十七万五千円ニナツテ居リマス、其中ノ二十五万円ハ、敷地ノ代ニ当テアル、其二十五万円ハ寄付ヲ受ケテ、其二十五万円ノ寄付ヲ三十七万円カラ差引クノデ、斯ウ云フコトニナリマス

○藤金作君 私ハヤハリ戸狩君ト同感デゴザイマシテ、今朝モ文部大臣ノ御出席ノ初ニ於テ、九州東北ニ二大学校ノコトニ付イテハ、縷々陳ベテ此説明ヲ求メマシタガ、然ルニ戸狩君ガ言ハル、通ニ、二大学ノ案ノ提出セラル、コトハ、満腔希望シテ居ル所デゴザイマスガ、今文部大臣ハ予算總會ニ於テ、又今日ノ午前初二ニ於テ述べラレタ通

デ、三十六年度ヨリ必ズ案ヲ出スト云フコトハ、述ベラレマセヌケレドモ、事実カラズット何ッテ見レバ、必要ノ迫ルニ從ツテ三十六年度トカ、七年度ニハ此案ヲ出サレルト云フ御考ヘト云フモノハ、其中ニ了解セラレル所デゴザイマス、併シ是マデ前内閣前々内閣ノ文部大臣ハ、先ヅ政事家トシテノ文部大臣トシテ、經濟上ノ一方ニ眼ヲ注イデ此案ノ提出ニ躊躇セラレテ居ッタノデゴザイマス、現文部大臣ハ教育家トシテノ文部大臣デ、最モ教育上ニハ緻密ナ御調査ガアツテ居ルコトニ考ヘテ居リマス、今後三十六年度乃至三十七年度ニハ、是非經濟ノ許ス限リ提出ヲ吾々ハ希望シテ止マヌ覺悟デゴザイマス、願クバ之ヲ三十六年度ヨリノ計画トセズシテ、三十七年度八年度ニ於テ工科大学ノ一ヲ見ルコトニ、私ハ御明言ヲ段々致シテ貴ヒタイト云フコトヲ、質問致シテ置キマシタケレドモ、何分教育家トシテノ文部大臣ハ、明言セラレザル所ハ、吾々ハ遺憾トスル所デゴザイマス、冀クバ今少シ進ンダ御答弁ヲセラレタナラバ、甚ダ東北ナリ九州ナリ、不断此ニ大学校ノ設立ヲ希望スルト同時ニ、甚ダ満足スル所デゴザイマスルカラ、決シテ文部大臣ニ於テヤラナイト云フ御考ノナイト云フコトハ、明カニシテアリマスケレドモ、御答弁ニ於テハツキリ致シマセヌカラ、甚ダ惑ヒヲ生ジマス、願クハ今少シ進ンダ御説明ヲ願ヒマス

○安藤龜太郎君 唯今ノ御説明ニ依リマスルト、決シテ寄附ニ依ツテ学校ヲ建テルト云フ訳デハナクシテ、偶々其土地ニ学校ヲ建テヤ

ウト云フ場合ニ寄附ガアルカラ、其寄附ヲ受ケルノハ差支ナイト云フ考ヘデ受ケタト、斯ウ云フ御説明デアリマスルガ、果シテ然ラバ此九州東北ニ大学校ヲ増設スト云フ建議ハ、貴衆兩院共通過シテ居ル、即チ此建議ヲスル場合ニハ、九州モ出来ルダケノ寄附ヲシヤウ、亦東北ニ於テモ大学ガ出来レバ、相当ノ寄附モシヤウト、斯ウ云フヤウナコトハ、其當時カラ委員等ノ文部省ニ出マシテ、種々話サレタコトデ明カニナツテ居ルノデアル、果シテ然ラバ必要ト認メタモノハ、寄附ノ如何ニ拘ラズヤルト云フ御考ヘデアルナラバ、無論文部大臣ハ一方ニ建ツテ、一方ニ寄附ガアルニモ拘ラズ一方ニ唯建テルト云フコトハ差支アリマセヌガ、抑モ吾々ノ考デハ、此貴衆兩院ノ建議ニ依ツテ其幾分ヲ容レテ、詰リ此九州ニ医科大学ヲ造ラシタト云フコトニ、私ハ考ヘテ居リマス、即チ輿論ヲ容ルルニ今ノ文部大臣ハ吝ナラヌコト、私ハ考ヘテ居ル、然ラバ建議ヲ一方ニ容レテ、一方ヲ容レヌト云フコトニ附イテハ、少シ不公平デハナイカト、故ニ東北ノ方ニ於テハ種々ナ質問モアリ、亦之ニ対シテハ種々ナ考ヘモ有シテ居ラレルト考ヘマスルガ、其辺ノ文部大臣ノ御考ヘハ、ドウデアリマセウカ、果シテ此建議ヲ採用シタト云フナラバ、両方ニ置カレルガ相当ト吾々ハ考ヘテ居リマス

○文部大臣菊池大麓君 唯今ノ安藤君ノ述ベラレタコトハ、甚ダ其意ヲ得ヌコト、考ヘマス、苟モ文部大臣トシテ教育ノコトヲ經營シテ往キマスルニ、地方ニ於テ不公平ヲスルナド、云フコトハ、以テ

ノ外ノコトト考ヘマス、私ハ教育上ノコトニ附イテ……

○安藤龜太郎君 チヨット私ハ御話ヲ申シマス、若シ此建議ヲ容レタコトナラバ、九州東北ト両方ニ建議案ヲ一緒ニ出シタノデアリマスカラ、文部大臣ガ建議ヲ容レタコトナラバ両方ニ建ツテモ宜カラウ、若シ建議ノ如何ニ拘ハラズ、文部大臣ノ唯御考デ一方ニ建テタト云フナラバ、ソレハ私ハ決シテ不公平云々ト云フコトハ申シマセヌガ、建議ヲ容レタコトデアレバ、両方ニ御建テナサルガ相当デアラウト思フ

○文部大臣菊池大麓君 本大臣ハ決シテ不公平ノ考ヲ以テ、斯ノ如キコトヲ致シマセヌ、先刻ヨリ段々申シマス通、教育上ニ於テハ設備ヲ要スルコトガ多々アリマス、非常ニ教育事業ハ遅レテ居リマスルカラ、種々ナコトヲヤラナケレバナラヌト云フ考ヘデゴザイマス、シタイコトハ山ノ如ク積ンデアルノデゴザイマス、併ナガラ之ヲ到底一時ニ總テノコトヲ行ハウト云フコトハ出来ナイノデアリマスカラ、物ノ緩急ヲ計ルト云フコトガ第一ノ必要デアル、斯ウ云フコトハ其次ノ必要デアルト云フヤウニ、總テノ緩急ヲ計ツテ参ラナケレバナラヌデアリマスル、ソコデ本年度ニ於キマシテハドウ致シマシテモ、何ガ最モ必要デアルカト云フト、高等学校ヲ卒業シタ者ヲ昨年ノ如ク、又二年待タセルト云フヤウナコトハ、甚ダ不都合デアルト考ヘマス、此高等学校ヲ卒業シタ者ハ大学ニ入レル必要ガ有ツテ設備ヲスルガ、教育上第一ノ必要ト認メマス、故ニ先ヅ此事ハ何ヲ

措テモセナケレバナラヌコトデアルト考ヘマス、サウシテ之ヲスルニハ、ドウスレバ最モ宜イカト云フコトヲ考ヘマスノニ、外ノ分科大学ニ於テハ、工科ノ如キハ既に昨年モ余ツタモノヲ無理ニ容レテアリマスガ、ソレ等ノ者ハ先ヅ本年要求スルダケノ設備ガ出来マシタナラバ、是ハ容レラレルト云フ見込ガ付キマシタカラ、斯ウ云方針ヲ以テ要求ヲ致シマシタ、大学ヲ新シク建ツタ所ガ、昨年容レタモノヲ教育シテ参ルダケノコトハ出来ナイノデアリマス、デゴザイマスカラ、斯ウ云フコトヲ致シマシタ、医科大学ハ如何デアルカト申シマスニ、志望者三百人ニ対シテ二百人シカ容レルコトガ出来ヌ、是ハ今日デモ既に遅ヒデアリマス、ドウシテモ三十六年ニ此百人ノモノヲ收容スルニハ、建築ノ場所ヲ確カナ所ニシナケレバナリマセヌ、何処ニ持ツテ往ツテ新ニ建テモ宜イト云フコトハアリマセヌ是ハ先ヅ病院ナリ何ナリノ設備ノ稍々整ツテ居ル所へ採テ参ラヌデハ、トテモ出来ナイノデアリマス、然ルニ幸ヒ九州ニ於テ此ノ如キ地ガアリマシタカラ、ソレヘ持ツテ参リマシテ、相当ノ設備ヲシタナラバ百人ヲ容レラレルト云フコトヲ認メマシタカラ、即チ九州ニ医科大学ヲ興スコトヲ致シマシタ、九州ニ大学ヲ興セバ東北ニハ工科大学ヲ興サナケレバナラヌト云フ必要ハアリマセヌ、教育上ニ於テ何ガ教育デアルカト云フト、私ノ是ハ所見ガ間違ヘバ知ラヌコト私ノ見ル所デハ高等学校ヲ卒業シタ者ヲ容レナケレバナラヌノガ、第一ノ必要ト認メマスカラ、之ヲ容レルダケノモノヲ本年請求ヲ致シマ

シタ、九州ニ医科大学ヲ置カナケレバナラス、東北ニ工科ヲ置カナケレバナラスト云フ必要ハ、教育上出テ参リマセヌ、是ハ尚十分ニ調査ハ致シマセヌガ、何方最モ必要デアルカ、来年度ノ財政ノ有様ハドウシテアルカト云フコトモ考ヘ、又総テノ学校ニ於テノ設備ハ如何デアルカ、高等工業学校高等商業学校高等農林学校ノ卒業生ニ必要ガアルヤ否ヤ、ソレ等ノコトヲ更ニ十分ニ調査致シマセヌカラ、来年度ノ計画ハ今日明言スルコトハ出来マセヌカラ、今日来年度ノコトハ何トモ申上ゲラレマセヌト云フタノデアリマス、此方ノ地方ニ建レバ此方ノ地方ニモ建ナケレバナラス、此方ノ建議ヲ容レテ、此方ノ建議ヲ容レヌト云フヤウナ不公平ナコトハ考ヘマセヌ、単ニ教育上何ガ最モ必要デアアルカト云フ一点デアリマスカラ、私ノ教育上ノ所見ガ間違ツテ居レバ止ムヲ得ヌコトデアリマスガ、決シテ不公平ト云フコトハゴザイマセヌ

○安藤龜太郎君 唯今文部大臣ハ吾々ノ質問ニ対シテ、其意ヲ得ヌコトヲ云ハレタ、文部大臣ノ唯今ノ御答弁ハ其意ヲ得ヌト思フ、如何トナレバ此建議ニ附イテシタモノデハナイト云フ御答ナレバ固ヨリ宜イ、ケレドモ最初カラサウ云フコトハ一言一点モ云ハレヌノデアル、然ルニ吾々が今質問シタ要点ハ、若シ衆議院ノ建議ヲ以テ、文部大臣ガ容レルニ吝ナラスト云フ結果カラシテ又一方ニ医科大学ヲ置イタト云フコトデアレバ、然ラバ此東北ノ方ニ置イテモ宜イ、文部大臣ハ別ニ大学ヲ建テル必要ガナイト云ハレルガ、吾々ハ必要

ガアルト見テ此建議ヲ満場一致デ可決シタモノデアル、ソレハ所見ノ違フ所デ仕方モアリマセヌガ、若シ建議ヲ容レルナラバ、双方ニ置クガ宜シイ、若シ建議デナク唯自分ノ意見デヤツタナレバソレハ別ノ話デアルガ、建議ナレバ一方ニ建テ、一方ハヤラスト云フノハ、不公平ナ話デアルト云フノハ、当然ノ結論ノ順序デアル、ソレ故ニ文部大臣ニ左様申シタシテアルカラ、其事ハ誤解ナイヤウニ御諒承ヲ願ヒマス

○文部大臣菊池大麓君 二大学ヲ建ルト云フ建議ガゴザイマシテ、成程私モ前々申シ上ゲマシタ通、此建議ハ二帝国大学デハ満足トハ考ヘマセヌ、併ナガラ物ニハ緩急ガアルト云フハ止ムヲ得ヌコトデゴザイマス、此ニ大学ヲ起スト云フ建議ニ同意致シマシテモ、其緩急ヲ計リテ参ラナケレバナラスト云フコトハ、建議ヲ容レル上ニ於テアルコト、考ヘマス

○主査新井章吾君 文部大臣ノ御答ノ要旨ハ、建議ニ同意致シタノデアルト云フ旨意デアリマスガ

○文部大臣菊池大麓君 私ハ日本帝国ニ於テニ大学ヲ以テ足レリト満足シテ居ナイト云フコトハ、本会ニ於テモ述ベマシタシ、今朝来毎々述ベテ居リマス

○戸狩權之助君 文部大臣ハ吾々ノ問ガ、丸デ耳ニ這入ラス、逆上セテ居ラレルカモ知ラナイガ、安藤君ノ質問ハ建議ヲ以テ両大学ヲ起ス建議ヲシテ、其建議ヲ重ク採ラレルナラバ、何ゼ九州バカリヲ

採ッテ東北ハ採ラヌノカ、安藤君ノ云ハレル通、今ノ輿論ト云フモノガ眼中ニナイ、乃公ハ乃公ノ方針ヂヤル、貴衆両院デ全会一致デ決シタ輿論モ顧ミズト云フ御話デアアル、併ナガラ貴衆両院トモ満場一致デ通ツタ建議デアアル、此建議ヲ採用スルナレバ、安藤君ノ云ハレル通、何ゼ一ヲ採ッテ一ヲ採ラヌト云フノデアアル、ドウモ文部大臣ノ答弁ハサツバリ要領ヲ答ヘヌカラ、何度問フテモ分リマセヌ、私ハ唯輿論ヲ採ラレルカ否ヤト云フコトガ聴キタイ

○政府委員岡田良平君　チヨット昨年ノ建議ニ附イテ、当時政府カラ答ヘテアリマス、答弁書ノ要領ヲ、御参考マデニ御話ヲシテ置キタイト思ヒマス、建議ハ二大学三高等学校ヲ建ルト云フ建議デアリマス、ソレニ附イテ質問ガアリマシテ、其質問ニ対シテ政府ハ当時答ヘテアリマス、ソレハ二大学三高等学校創設ノ件ハ、緩急ヲ計ツテ政府ガ之ヲヤル、斯ウ云フヤウニ答ヘテアリマス、此等ノ三学校ト云フモノハ、同時ニハヤラヌト云フト、片方ガ欠ゲル、車ノ両輪ノ如ク片方ヲ拵ヘテ片方ハ拵ヘヌデハ役ニ立チマセヌガ、大学校ト申スモノデアリマスレバ何モ同時ニ拵ヘナケレバ用ヲ為サヌト云フモノデモアリマセヌカラ、緩急ヲ計ツテ着手スルト云フコトデ、必ズ同時ニ着手スルト云フ答ヘハシテアリマセヌガ、此辺ハ御記憶ニナツテ居リマセウケレドモ、御参考マデニ申上ゲテ置キマス

○主査新井章吾君　答弁ト質問ト合ハヌト満足デアアルマイカラ、唯今政府委員ノ御答弁並ニ文部大臣ノ説明ニ依ツテ見マスルト、建議

ノ趣意ハ同意デアアル、併シ緩急ヲ計ツテ其最モ急務ナルモノカラ着手ヲスルト云フ意志ヲ以テ、此議案ヲ提出シタト云フヤウニナルト思ヒマスガ、其通りデアリマスカ

○文部大臣菊池大麓君　モウ私ハ毎度申シマスル通少シモ変リマセヌ、私ハ一個ノ議員トシテ貴族院ノ建議案ニ同意ヲ致シテ居リマス、私ノ意思ハ分リキツテ居ル、私ハ日本ノ大学ガ二ツデ足ルトハ信ジテ居リマセヌ、是デハ満足ヲセヌト云フコトハ毎度申ス、今朝来モ申シマシタ如ク、物ノ緩急ヲ計ツテ往カナケレバナリマセヌカラ、先ヅ其必要ナモノカラ財政ノ許ス限りニ於テ、提出スルト云フ方針ヲ採ルト云フコトヲ申シテ居リマス、此以上ハ申スコトハ出来マセヌ

○主査新井章吾君　建議案ノ趣意ニ拘ハラズ、緩急ニ依ツテ必要ナモノカラ着手ヲスルト云フ意思ヲ以テ、提出スルト云フコトニナリマスカ

○文部大臣菊池大麓君　建議ハ総テ一度ニ造ラナケレバナラヌト云フ意思デハナイト思ヒマス

○戸狩權之助君　唯今ノ総務長官ノ説明ノ如ク、緩急ト云フコトニナリマスレバ、今度福岡ノ医科大学ヲ建テルノハ急デ、東北ノ方ハ焦眉ノ急デナイト云フコトニナリマス、然ラバ建議ニナツテ居ツテモ、暫ク急トハ見ナイト云フコトニナリマスカ

○政府委員岡田良平君　緩急ヲ計リマスルト、福岡ニ医科大学ヲ建

テルノハ急デアリマスカラ、先ヅ医科大学設立ニ着手ヲスル、而シテ東北ハ緩デアアルカト云フ御尋ネナラバ、即チ緩デアリマスカラ、今年着手スルト云フコトニナリマスレバ、医科大学ニ着手ヲスルガ急カ、東北ノ工科大学ヲ着手スルノガ急カト云へバ、ドウシテモ其職ニ居ル者ハ、百名ノ学生ヲ迷児ニスルコトハ出来マセヌカラ、何ヲ措テモ百名ノ始末ヲ付ケルト云フコトガ、急中ノ急務デ、東北ノ方ハ今年ニ於テ、必ズシモヤラナクトモ宜カラウト考ヘマス

○永井嘉六郎君 先キニ御尋ヲシマシタ高等学校ノ卒業生ノ數ノ御答ヲ督促致シマス、又寄附八年ニ二十五万円アリマスケレドモ、敷地ハ残ラズ寄附スルト云フコトニナリマスレバ、正金ハ寄附シナイト云フコトニ、結果ガナリマセウト思ヒマスガ、果シテサウカ、イマーツハ七万坪ノ中、官林ノ外ハ福岡ヨリ寄附スルト云フコトデアリマスガ、七万坪ノ中官林ノ何坪寄附ニ係ルモノハ何坪アリマスカ、伺ツテ置キタイ

○政府委員福原謙二郎君 私カラ御答ヲ致シマス、高等学校ノ卒業生ヲ取りマスノガ、三十六年度ガ百人、ソレガズツト百人宛始マリマシテ、詰リ四年間ニ四百人ヲ取りマス、寄附金額ハ今年ガ三十七万五千円、其次ガ六万五千円、其次ガ六万二千五百円、皆デ五十万円デス、其中三十五年度ニ二十五万円ハ敷地代トシテ出シテゴザイマスカラ、其敷地ヲ物デ寄附シマスカラ、金額ガ減リマシテ、正金デハ二十五万ノ寄附ニナリマス

○佐々木正藏君 敷地ハ二十五万円トシテ、予算ニ計上シテアル方デゴザイマスガ、病院ハ代価モ何モ積ラズ、現物ヲ寄附スルコトニナツテ居リマスガ、既ニ敷地ヲ代価ニ積ツテ収入ニスルナラバ、病院モ代価ニシテ積ルガ相当ダラウト思ヒマスガ、ソレハドウデスカ、又第三高等商業学校、第四高等工業学校ニ附イテハ、何カ之ニ対シテ寄附ト云フヤウナモノガアリマスカ、果シテアルナラバドレダケカト云フコトヲ、御尋ネヲ致シマス

○政府委員福原謙二郎君 病院ノ方ハ予算ヘハ出シマセヌ積リデス、現物デ取りマシタカラ、此敷地ノ方モ取ツテ置イテモ宜カッタカ知リマセヌガ、併シ収入ノ方モ二十五万円、出ス方モ二十五万円デアリマスカラ、削レバ双方削ルコトニナリマスカラ、先ヅ斯ウシテ置キマシタ、別ニ深い理由ガアルノデハゴザイマセヌ、ソレカラ商業学校ノ方ハ十五万円、工業学校モ同様デアリマス

○佐々木正藏君 サウスルト、医科大学ノ寄附ハ総額ガ病院ノ寄附ヲ除イテ百三十一万円デ、其中五十万円ノ寄附ヲ致シマスカラ、八十一万円国費ヲ要スルモノト心得レバ、宜シウゴザイマスカ

○政府委員福原謙二郎君 寄附ヲ除キマス、ト、国費ハ八十一万円ニナリマス

○佐々木正藏君 先刻ノ御尋ニ戻リマスガ、京都ノ大学ヲ増築シテ七十人ヲ容レルトスルハ、百八拾六万円要ル、ソレニ附イテ地所代共ニ是ダケデアルト云フコトデアリマシタガ、其地所ノ坪數ハ凡ソ

ドレダケノ見込デアリマスカ、代価ハドレダケカト云フコトヲ、御問ヒ申シマス

○政府委員上田萬年君 坪ハ三万坪デ、一坪金五円デス

○藤金作君 佐々木君カラ質問ヲ致シマシタガ、今ノ福岡県立病院ハソツクリ寄附スルコトニナツテ居ルコトハ、私モ福岡県人デアレバ承知シテ居リマスガ、若シ之ヲ新ニ建築シ、機械器具総テノ物ヲ新ニ購求シテ、アレダケノモノヲ整ヘルト云ヘバ、是々ノ金ヲ要スル、是ダケガ先ヅ見積代価ト見テ、寄附ヲ御受ケニナルノデスカ、新ニ他ニ建築ヲスレバヤハリソレダケノモノハ最モ必要ト存ジマスカラ、一応寄附ノ見積リ価格ヲ政府ガ新ニヤレバ、此位掛ルモノデアルト云フコトヲ伺ツテ置キタイ

○政府委員福原鎌二郎君 是ハ病院及其敷地デゴザイマス、病院及其敷地ヲ寄附ヲ受ケルガタメニ、其内カラ六十四万円ダケ助カカルデゴザイマス、其価ハソレダケアルト云フ訳デハゴザイマセス、ソレダケガ助カカル訳デゴザイマス

○藤金作君 サウスルト百三十何万円ノ外ニ新ニ建テレバソレダケヲ加ヘナケレバナラヌト云フ結果ニナツテ併セテ二百万円ニナルト云フ訳デゴザイマスカ

○政府委員福原鎌二郎君 左様デゴザイマス

○主査新井章吾君 チョット諸君ニ申シマスガ、私ハ暫時抛処ナイコトガアツテ退席シマスカラ、藤君ニ代理ヲ頼ミマス

(「ドウデス今日ハ是デ止メテハ」ト呼フモノアリ)

○主査新井章吾君 今日ハ是非ヤツテシマツテ貰ヒタイト思ヒマス、此処バカリ後レテ外ガ皆待ツテ居リマスカラ……ソレデハ暫時藤君ニ願ヒマス

(是ヨリ主査新井章吾君退席シ藤金作君主査ヲ代理ス)

○三輪傳七君 私ハ余儀ナイ事ガアツテ先刻カラ欠席シテ居マシタガ、一ツ要求ガアル、予算査定ノ上ニ就イテ最モ必要ヲ感ジマスルガ、現在文部省直轄ノ内デ現在ノ生徒数、ソレカラ来年ニ至ツテ卒業スル生徒ノ見込数、ソレカラ進ンテ大学ニ入ル処ノ各科ノ生徒ノ見込数ヲ一ツ統計シタ表ヲ示シテ貰ヒタイ

○政府委員福原鎌二郎君 畏リマシタ

○三輪傳七君 ソレハ最モ急ヲ要シマスルカラ、成ルベク早く願ヒタイ

○政府委員眞野文二君 高等工業学校モ御入用デゴザイマスカ

○三輪傳七君 サウデス、総テ文部直轄ノ分ダケヲ……

○政府委員福原鎌二郎君 今御入用ナラ読ンデモ宜シウゴザイマス

○三輪傳七君 ドウカ書附ニシテ戴キタイ

○齋藤壽雄君 ドウカ莚蕪版ニデモシテ戴キタイ

○政府委員福原鎌二郎君 畏リマシタ、ソレデハ明日

○佐々木正藏君 先刻御尋ネシタ商業学校ト工業学校ノ寄附ハ、金ヲ寄附スルノデスカ、又ハ地面等デゴザイマスカ

○政府委員岡田良平君 是ハ先ツ現金ヲ寄附スルコトニナツテ居リ
マスケレドモ、場合ニ依ツテコチヲノ要求スル地面ガアレバ、其地
面ヲ寄付シテモ宜シイコトニナリマス

○鈴木惣兵衛君 チヨット御尋ネ申シマスガ、第三高等商業学校及
第四高等工業学校ハ、三箇年ノ設備ニナツテ居ルガ、生徒ヲ入レル
ノハ即チ、明治三十八年カラデスカ

○政府委員眞野文二君 第三高等商業学校ハ三十七年ノ四月カラ開
校ニナリマス、第四高等工業学校モ同様デゴザイマス

○三輪傳七君 唯今請求シテ置キマシタノハ、ヤハリ補助スル実業
学校等ノ生徒ノ数モ必要デゴザイマスカラ、併セテ申シテ置キマス

○主査代理藤金作君 ソレデハ政府委員ニ三輪君ガ今述ベマス通り
願ヒタイ

○政府委員眞野文二君 現在ノヲ……

○三輪傳七君 ハイ

○政府委員眞野文二君 宜シウゴザイマス

○主査代理藤金作君 八款マデノ御質問ハモウ済ミマシタラウカ、
済ミマスレバ第九款カラ十二款マデヲ……

○鈴木惣兵衛君 此第九款ノ高等ノ農林学校ハ何時カラ生徒ヲ入レ
ル予定デゴザイマス、尚九州医科大学ト云フノハ、是ガ出来マズレ
バ、是モ何年何月ヨリ開校スルカ承リタイ

○政府委員岡田良平君 高等農林学校ハ明治三十六年ノ四月カラ生

徒ヲ入レマス、ソレカラ九州ノ医科大学ハ、三十六年ノ九月カラ生
徒ヲ入レマス

○主査代理藤金作君 九款ヨリ十二款マデノ御質疑ハアリマセヌカ
〔アリマセヌ〕ト呼フ者アリ〕

六七 九州大学設置に関する貴族院予算委員第三分科会質疑

〔第十六回帝國議會貴族院予算委員第三分科會議事速記録〕

第二号 一九〇二（明治三五）年一月二四日

○主査（伯爵清棲家教君） ソレデハ六款ヨリ九款マデ……經常部
御質問ガナケレバ臨時部ニ移リマス、第一款ヨリ第十七款、即チ全
部ヲ……

○男爵船越衛君 チヨット第三款デゴザイマスガ、医科大学ニ付
テ、アリマス、此間予算總会デチヨット御尋イタシタノデ、此献金
ノコトデゴザイマスガ、県会デ寄附金ノコトガ決定ニナツテ其中市
カラ二十五万円寄附スルト云フ御答アアツタヤウニ思ヒマス、其寄
附ノコトハ矢張り市会デ極メタノデゴザイマスガ、県会デ極メテ市
ヘソレヲ寄附ササウト云フコトニナツタカ、或ハ有志ノ寄附ト云フ
方ニナツタノデスカ

○政府委員（岡田良平君） 此地面代ノ二十五万円ト云フノハ初メ
此場所ヲ定メマセヌ前ニ予算積リマシタ金額デ場所ノ違ヒガ出レ
バ二十五万円金ヲ出シテ買ハナケレバナラヌノデアリマスガ、幸ニ

- シテ段々地面ヲ調ベマシタ所ガ、多ク此官有地デ即チ官林デアリマス、官林ヲ用キルコトガ出来ルト云フコトニナリマシテ、其官林ノ中ニ民有地ガ僅カ挟マツテ居リマス、其挟ツテ居ル地面サヘ買収シテ寄附スレバ宜イト云フ都合ニナリマシタ、是ハ金額ハ確カトモ記憶イタシマセヌガ、極ク僅カノ金額デアリマス、ソコデ其地面ダケハ福岡ノ市デ購入イタシマシテ即チ現物ヲ以テ、地面ヲ以テ寄附スルト云フコトニナリマス、是ハ予算デハ二十五万円ト云フト大層ナ金ノヤウニ見エマスガ、實際市ノ負担ニナリマスノハ恐ラク二三万ノ金デアラウト思ヒマス、市会デ決議イタシテ居リマス
- 男爵船越衛君 官有地ハ官カラ貰フノデアリマセウ
- 国務大臣(菊池大麓君) ソレハ農商務カラ……
- 政府委員(岡田良平君) 全体ノ坪数ハ七万坪程要ルト云フ見込デゴザイマスカラ二十五万ト云フ見込立テマシタ、然ルニ多クハ官有地ヲ用キルコトガ出来マスカラ詰マリ二十五万ト云フ予算ハ払出ス必要ハ無イト云フコトニナルノデス
- 男爵船越衛君 サウスルト幾ラ出シマスカ
- 政府委員(岡田良平君) 詰マリ県ノ負担ニナリマスノハ三十七万五千円ノ内デ十二万五千円ダケガ県ノ負担ニナリマス、ソレカラ市ノ負担ハドレダケデアリマスカ、愈々買収セヌト分リマセヌガ僅カ一二万ト思ツテ居リマス
- 男爵船越衛君 官有地ガ余程ゴザンスネ
- 政府委員(岡田良平君) 大キナ松林デゴザイマス
- 国務大臣(菊池大麓君) 坪数ニスルト、総体合セルト十何万坪デス、今ノ病院ノアルトコロハ官有地ナンデス
- 男爵紀俊秀君 此第三款ノ所デチヨット伺ヒマスガ、政府ノ方デハ、文部省ノ方デハ医科大学ハ福岡ヘ建テルトカ云フ御見込ニナツテ居ルカニ承リマスガ、随分民間デハ熊本ト云フ話モ出テ居ルヤウデアリマスガ、何レ此熊本ノ方モ御調査ニナツテ居ルコトデアラウト思ヒマスガ、其福岡ト熊本ト御調査ニナツテ矢張り福岡ノ方ガ宜イト御考ヘニナツタト云フ極大デ宜シウゴザイマスガ、概略ノ所ダケチヨット伺ツテ置キタイ、医科大学ニ福岡ガ適當スルト云フ熊本トノ比較上ノ御話ヲ大体デ宜シウゴザイマスカラ
- 国務大臣(菊池大麓君) 是ハ其今ノ東京大学ノ意見デ、何所カ地方ヲ選バウト云フコトノ起ツタ時ニ詰リ病院ガ一番要ナモノデアリマスカラ、ドノ病院ガ一番宜カラウト云フテ掛ツタノデス、ソコデ福岡ニモ御承知ノ通り、地方病院トシテハ従前カラアツテ第一番ト云フ評判ノ病院ガアリマス、ソレカラ近來熊本ニモ立派ノ病院ヲ建テマシタ、アレモ何デモ総体デハ三十万円以上ノ金デアリマス、ソレカラ長崎ニモ病院ガアリマス、是モ今建築中デアリマスガ、三十万円以上ノ金ガ掛ツテ居ルノデ、何レモ設備ハ中々新シイノデ能ク出来テ居ル、所デ段々調査ヲシマシタ末ニ色々ノ点カラシテ福岡ガ一番良イト云フコトニ極メマシタノデ、其重ナル点ハ先ツ此敷地

カラ言ヒマスルト云フト、詰マリ長崎ノ方ヲ先ニ何シマスルト、長崎ノハ敷地ガ、今病院ノ建テ居ル所ハ崖ノヤウナ所デ、ソレヲ切抜ゲテヤツテ居ル、ソレカラシテドウデモ病院ノ規模ハ何レモ拡張シナケレバナラヌノデアリマスカラ、拡張スルコトニナリマスルト、非常ニ困ルコトニナルノデス、長崎ノハソレカラ長崎ニハ一ツ専門学校ガアツテ其病院ニ使フコトニナツテ居リマスカラシテ、専門学校ヲ潰サナイ以上ハヤルコトハ出来ヌカラ是ハ急ノ間ニ合ハヌノデ長崎ノ方ハ到底イケヌト云フコトハ初カラ……、ソレカラ熊本ニシマスルト、熊本ノハ病院ノ建ツテ居ル周囲ガ畑ニナツテ居リマシテ、拡張スルニモ出来ナイコトハ無イ、ソレカラ福岡ノ方ハドウデアリカト云フト、福岡ノ方ハ今チヨット御話シタヤウニ松原ノ中デアリマシテ、其中ニハ民有地ガ少シバカリアリマスカ、ズット松原統ギデ海マデ伝ハツテ好イ場所デアリマス、敷地カラ言ヒマスルト、熊本ノ敷地ヨリハ福岡ノ敷地ノ方ガ誠ニ病院ヲ置ク場所シテ最モ適当デアル、ソレカラ病院ノ図ヲ段々取ツタリシテ見マスルト誠ニ熊本ノハ能ク出来テ居リマスカ、極ク小ジンマリト巧ク出来テ居ツテ拡張スル上ニハ却ツテ小ジンマリト出来テ居ル為ニ不自由デアル、能ク小サイ家デ巧ク出来テ居ルホド大キクスルコトガムヅカシイト同ジデ拡張スルニハ不便デアル、デ福岡ノ方ガ拡張スル上ニ付テハドウシテモ都合ガ宜イ、ソレカラ敷地ヲ考ヘルト福岡ノ方ガ敷地ガ大変ニ宜シイ、ソレカラ福岡ノ場所ト熊本ノ場所ト色々ノ点デ考ヘ

マスルト云フト健康上ノコト衛生ノコトガ能ク分ラヌノデス、是ハ十分ニ其比較スルコトガ出来ナイノデアリマスカ、同ジ有様デアラウカト思フ、兵營ヲ較ベテ見マスルト福岡ノ方ノ兵營ノ患者ハ熊本ニ比較シテ余程少ナイ、或人ガソレハ福岡ノ兵營ガ新シイカラサウ云フコトガアラウト云フ者ガアリマスカ、或ハサウカモ知レマセヌガ、現在ノ情況ニ依テ見ルト余程少ナイノデアリマス、ソレカラ当リ前ノ衛生ノ方ヲ取ツテ見テモサウ違ヒハ無イヤウデアリマス、兎ニ角福岡ノ方ガ衛生上カラモ都合ガ宜カラウ、ソレカラ今度ハ生徒ノ数モ較ベテ見マシタガ、是モ多少考ヘナケレバナラヌト思ヒマスノハ福岡県ノ生徒ノ数ト云フモノガ非常ニ多イノデアリマス、此高等学校ニ這入ツテ居ル生徒、大学ニ這入ツテ居ル生徒ノ数ガ非常ニ多イト云フコトモ一ツアリマス、ソレカラシテ熊本ノ高等学校ハ這入ツテ居ル生徒モ又有様ヲ較ベテ見マスルト、熊本ノ気管支病ナドト云フモノガ、他県カラ熊本ヘ行ツテ居ル者ニ気管支病ガ多イ、是等モ衛生上カラ矢張り宜クナカラウ、斯ウ云フコトモ考ヘマシタ、併シ最モ多ク考ヘタノハ此病院ヲ置ク場所デス、福岡ハ九州ノ咽喉ニナツテ居ツテ、彼所ニ置ケバ中国ノ方ヘモズツト影響ヲ及ボスコトガ出来ルト云フ所デ、先ヅ彼ノ辺デハ福岡ガ中心デアラウ、成ルホド熊本ハ地理上カラ云フト、九州ノ真中ノヤウデアリマスルケレドモ、併ナガラはハマア鉄道デモ鹿児島ノ方ヘ出来マシタナラバ交通モ出来マセウガ、今ノ有様デ言フト余程偏シテ居リマスルシソ

レカラ九州デノ地理デハ真シ中デアアルガ種々ノ点カラ九州ノ中心ト
 言ツタラ寧ろ福岡ノ方ガ九州ノ咽喉ニナツテ、九州ダケニ取ツテモ
 大切デアリマス、況ヤ中国ヲ控ヘテ居ルカラシテ、ソレ等ノコトカ
 ラシテ各種ノ患者ヲ集メル上ニモ又種々ノ研究材料ヲ集メル上カラ
 シテモ便利デアルト云フ点モ考ヘタノデアリマス、ソレデソレ等ヲ
 色々考ヘテ、熊本ニハ斯ウ云フ便利ナコトガアル、熊本ハ一本人気
 ガ誠ニ質素デアル、之ニ反シテ福岡ハ稍々華美デアル、故ニ学校地
 トシテ適當デアルト云フ議論モアリマシタ、成ルホド是ハ多少尤モ
 ナ議論デアラウト思フノデス、ソレデ其点ヲ余程考ヘタノデアリマ
 スケレドモ、何分此高等学校グラキナ生徒デアレバ兎モ角、既ニ成
 年モ二十以上ノ生徒デアリマスカラシテ、ソレハ医者ニナルト云フ
 ヤウナモノデ多少人ニモ接シナケレバナラス、サウ云フヤウナ人デ
 アルカラ、ソレ等ノ点バカリ注意スルコトハ出来ナイ、高等学校ノ
 生徒ト違ツテソレ等ノ点ニモ勿論多少考ヲ置カナケレバナラスガ、
 他ノ点ニ於テ福岡ガ熊本ニ優ツテ居ルナラバ是ハ福岡ニ置ク方ガ至
 当デアル、此点ニ於テハ福岡ノ方ガ劣ツテ居ツテモ已マ得ナイダラ
 ウ、斯ウ云フ風ニ一番重モナ点ガ福岡ノ病院ハ大学ノ病院トスルニ
 便利デアルト云フ重モナ点デアリマス、斯ウ云フコトデアリマス
 ○男爵紀俊秀君 分リマシタガ、細カイコトデアリマスカ屍体收容
 ナドハ京都ハ東京ヨリモ屍体ノ收容ニ便利デアルト云フノ御立テ
 ニナツタ一ツノ理由トナツテ居ルト思ヒマスガ、屍体收容ナドモ矢

張福岡ノ方ガ何カ便利ト云フヤウナ事ガアリマスカ

○国務大臣(菊池大麓君) 屍体ノ收容ナドモ福岡ハ繁華ナ場所ニ
 ゴザイマスカラ、工業ナドモ盛デアリマスカラ、自然ニ色々ナ職工
 ダトカ云フモノガ非常ニ多シ、ソシナコトノ為ニ便利デアラウカト
 云フコトモアリマス、ソレカラ三池ノ監獄デアリマス、アノ何ハ是
 マデ多ク長崎ヘ送ツテ居ツタ、長崎ノ専門医学校ノ屍体ニアスコデ
 使ツテ居ツタ、所ガ近來アスコハ大変供給ガ多クツタノガ、アソコ
 ノ供給ガ無クナツタノデ、ソレデ長崎デハ困ツテ居リマス、又福岡
 ヨリ熊本ノ方ガ屍体ヲ收容スルニハ便利デアルト云フ議論モ熊本ヲ
 主張スル者ノ中ニアツタノデスガ、併ナガラ長崎ヘ送ルト云フヨリ
 モ福岡ヘ送ルノハ同ジ県内デアルカラ便利デアル、今屍体ノ收容ナ
 クテ困ツテイル位デアリマスカラ、アレハマアサウヒドク福岡ヨリ
 熊本ガ近イト云フコトハ重キヲ置カヌデモ宜カラウ、ソレヨリ寧ろ
 矢張福岡ノ方ガ繁華ナ土地デモアルシ貧乏人モ余計デアルト云フヤウ
 ナコトデ、色々ナ解剖ノ材料ナドモ得ラレルノデ便利デアラウト云
 フ点ヲ考ヘタノデアリマス
 ○主査(伯爵清棲家教君) 最早正午デアリマスカラ休憩イタシマ
 ス

午前十一時四十四分休憩

午後零時三十八分開会

○主査（伯爵清棲家教君） 是ヨリ午前ニ引続キマシテ会議ヲ開キ
マヌ

○男爵玉松眞幸君 チヨット御序ニ伺ツテ置キタイノデスガ、医科
大学ヲ創立スルニ付イテハ謂ハユル教授ガ必要デアラウト思ヒマス、
其教員タル人ハ立派ナ教員ガアルト云フ御見込ガアルデアリマスガ、
大学ニ適當スベキ教員ハ確ニアル御見込デアリマスガ

○国務大臣（菊池大麓君） 此医科ヲ立テマスニ付イテ教員ハ一番
苦心シタ所デアリマス、内科トカ外科トカ何トカ云フ治療ノ方ニナ
レバ、ソレホドニ困難デモナイガ、同ジ医科ニシテモ教務学科ノ解
剖トカ生理トカ藥物等ニ至ルト兎角其方ノ希望者ガアリマセヌ、実
ニ苦心シテ居ルノデアリマス、幸ニ本年卒業ノ医学士デゴザイマス
ルノト又或ハ他ノ専門学校ニ居マス所ノ者ヲ採リマシテ留学デモサ
セタナラバ教員ハ得ラレヤウカト思ツテ居リマス、尤モ留学ハ年限
ガカ、リマスカラ其間ハ一時ドウ云フ風ニ人ヲ入レテヤラウト云フ
コトモ略々経画ヲ附ケテ居リマス、明年ノ九月カラ学校ヲ開キマス
ニ付イテ差支ナイ見込デアリマス

六八 九州大学に就いて

〔太陽〕第八卷第一号 一九〇二（明治三五）年一月五日

文学士 大町桂月

九州大学に就いて

文部省は、九州に医科大学を新設せむとす。さきに二大学新設を
建議したりし議會は、無論贊同するなるべし。これ理に於て然り。
されど、實際は多少の苦情あらむ。

二大学新設は、教育上實際の必要に迫られたるものなれど、議
会の建議となりしは、政党上の策略がふくまれ居る也、九州に一つ、
東北にも一つ、都合二個、それなら好しと、相談茲にまとまりて、
建議するに至りし也、而して文部省は二大学を設けむことを議會に
約せし也。然るに今九州にのみ大学の一部を設くとありては、少し
当てがはづれるべし、東北の議員は不平なるべし、多少の苦情あら
むと云ひしは、此を以て也。

然れども、党略をはなれ、地方的感情をはなれて、単に教育の為
めに熟考せよ。大学増設は、目下焦眉の急也。二大学出来ずんば一
大学にても可也、完全なる一大学出来ずんば、一部分の医科大学の
みにてもなほ可也。苟くも教育に忠実なるものは、九州の医科大学
設置につきて一口も非難の言を挟むべきに非ず。

文部省のがはにも、をちどなきに非ず。如何に大臣が代はり居れ
りとは云へ、實際事に当りし属僚は依然としてもの如くなるに、
公然議會に約束せし言を反古にし、新大臣をだしにつかひて、うま
く〜と議會を欺かむとするは、余りに無能力に、余りずう〜しき
也。此点に於て、議會が文部省を責むるは、至極尤も也。さは云へ、
無能力なる文部省が医科大学を設けむとするに至りしは、よっぽど

の奮発也。事を解する者は、其志を憐み、其腕前の足らざるを恕して可也。議員諸氏、殊に東北の議員諸氏幸に教育の爲めに熟考せよ、党略をはなれて、地方的感情をはなれて。

二大学同時に立たば、洵に結構な事なれど、今俄に二つ揃へると能はず、先づ一大学のみをたてざるを得ざる場合には、之を九州に置くべき乎、東北に置くべき乎、九州と東北といづれを先きにするべきかと云はゞ、吾人は九州と答ふるに躊躇せざるべし。

教育、実業、其他あらゆる点に於て、東北は九州に劣れり。単に高等学校を以て見るも、東北には唯一つの高等学校あるのみ。九州附近には、熊本、鹿児島、山口、広島四箇処に、高等学校あり。其付近に一大学あるが急務也。然る後東北に及ぶべし。これ自然の順序也。

文部省が東北を後にして九州を先にしたるは、尤も千万なる事也。東北の人士、妄りに不平を云ふべきに非ず。而して九州はいづくにすべきか、これとくと調査を要すべき所也。さきに文部大臣が鹿児島の高専学校に臨みしは、大学設置の地を相せんとするの意味もこもりしならむ。今の処熊本と福岡と相争へり。福岡にて地所、病院、及び二十五万円を献ぜむと云へば、熊本は少しせり上げて、三十万円と地所病院を献ぜむといふ。なほ長崎も黙つては居らざるべし。余輩足未だ九州の地を踏まず、彼此の情勢如何を知らず。思ふに九州大学も一の医科大学のみにては、事足らざるべし。而して九州に

限りて変例をひらきて、各地に各分科を置き、福岡には医科大学、熊本には法文科大學、長崎には工理科大学、先づこの三処に三分するも亦面白からむ。されど、三分し居りして統一を欠ぎ、費用も多端なりとの虞もあるべし。当局者調査に調査をかさねて、其地を定むべし。献金などの多少によりて動かさるべきものに非ず。

今の処、文部省の意向は、福岡に在りと伝へらる。もし福岡と定まらば、熊本や長崎あたりの人は、腹を立て、医科大学設置に反対するかも知るべからず。外には東北人士反対し、内には熊本長崎の人士反対し、終にあぶ蜂とらぬことにならずとも云へず。在来学校新設毎にうるさきことは、その奪ひ合ひ也。僅か一の医科大学のみ、其有と無とは、さまでの影響もなし。寄語す、九州の大都会の人士、余り見苦しき競争をなすこと莫れ。

六九 福岡県の富豪に告ぐ

『萬朝報』第二九九〇号 一九〇二(明治三五)年一月一七日

福岡県の富豪に告ぐ

(九州大学の設立に就て)

文部省は高等学校卒業生の多数なるに迫られて医科大学新設の案を立てたり、而して其地を福岡県に選定したり、是れ同県に良好なる病院あると多額なる寄附金をなすの約あるに依れり。然るに之を聞きたる長崎県と熊本県とは急に起つて競争運動を始めたり。長崎

県は曰く、我県にも病院ありと。熊本県は曰く、我県も亦寄附金をなさんと。競争は是のみにあらず、東北も亦起つて九州大学と同時に東北大学を新設せんことを要求し始めたり。此に於て教育問題は政治問題となり、政治問題は地方問題となれり。

此政治問題は其後久しく政治家の間に持余され、地方問題として頻りに各地方の間に交渉せられしが、長崎には高等商業学校を与へ、東北には「近き将来に於て」の言質を与へ、それにて一時折合の姿を現はし、福岡の位置は殆んど動かすべからざる者と確定したるの觀ありき。然るに、此頃又、長崎は更に盛んなる運動を始め、熊本も亦決して断念せず、東北も猶其要求を続けるの色あり。要するに、三者連合して福岡に当り、兎も角もして福岡の位置を動かし、一時医科大学の新設を揉つぶさんと企めり。

斯の如く福岡の医科大学新設を揉みつぶすは、彼等に取て果して大いなる利益あるべきか。福岡を揉みつぶせば長崎は代りて其選に當るの望みあるか、必ずしも其望みあるにあらず。然らば熊本は其望みあるか、必ずしも其望みあるにあらず。然らば東北は是が為に自己の設立を早むるの望みあるか、必ずしも其望みあるにあらず。然るには決して自己に深き望みあるが故に他を揉みつぶさんとするに外ならず、只他を揉みつぶして暫く自己の失意を慰めんとするに外ならず、要するに女々しき嫉妬のみ。

是れ猶可なり、深く探れば更に他の理由あり。各県下の政治家及び

策士等は、県民の虚栄心に訴て其嫉妬心を利用し、一時他を揉みつぶして以て己れ等の功を立て、「僕等が県の為に尽すこと斯の如し、政治界に於る僕等の力量斯の如し、次の総選挙には必ず僕等を選挙せざるべからず」と言んとせり。是彼等の底意なり。彼等の躍起となるは実に全く是が為なり。教育上の考あるにあらず、将来の考へあるにあらず、只眼前に差迫たる総選挙の考あるのみ。九州大学に就ての競争、裏面は実に斯の如く見苦き者なり。

我輩は此に於て感慨なきを得ず。福岡の人常に其石炭に誇り、常に其富に誇る。而して其石炭と其富とは僅々数十万円の寄附金を為し得るのみに止るか。雲の如き富豪は一私立大学を新設するの力なきか。見苦き競争をなして日本全国の力を借るに非れば一の医科大学を設立すること能はざるか。

欧米の大学を見よ。有名なる大学の富豪の義捐に依りて、成立せる者の如何に多きかを見よ。而して日本教育界の形成を見よ。早稲田大学と云ひ、慶應義塾大学と云ひ、私立大学設立の気運是より漸く盛ならんとするにあらずや。是れ実に福岡の富豪が蹶起して其功を立て其名を成すべき時なり。諸君豈意ならんや。

慶應義塾が其基本金を全国各地に募集せし時、福岡県の寄附は実に最高金額を示したりと聞く。斯てこそ真に富豪雲の如き石炭地たるに恥ぢざるなれ。文部省が計劃せる医科大学の創立費は僅々百三十一万円余にあらずや、而も五個年間に於て之を支出する者にあらず

や。是れ豈諸君が尻ごみする程の金額ならんや。待合の女共の一夕の纏頭に數百円を抛ち、衆議院議員の競争に數十萬円を散ずる諸君に取りては、百餘萬円の事は決して思慮を費すの値ある大問題にあらざるべし。而して大学を設立する諸君の功と名とは、決して待合に於て持囃さるるの比にあらず、又決して衆議院の一隅に黙坐するの比にあらざるべし。

吾人の見る所、斯の如し。其石炭と其富とに誇る福岡県は、猶此見苦しき競争を為して日本全国の力を借るにあらざれば、一の医科大学を設立すること能はずと謂ふ乎。見苦しき競争の結果、終に揉みつぶさるゝ時は揉みつぶされて止むの覚悟なるか。何ぞ心機を一転して此見苦しき競争を彼等微力なる長崎、熊本、及び東北の間に抛ち去らざる。而して何ぞ自ら独立して己れの欲する所を大胆に行はざる。雲の如き福岡県の富豪、何ぞ奮つて起たざるや。林の如き福岡県の策士政治家、何ぞ之を以て平生親交の富豪に説かざるや。(由分子)

七〇 九州医科大学設置に就て

〔福岡日日新聞〕一九〇二(明治三五)年一月一六日

九州医科大学設置に就て

▲鼎費支出、病院引渡 九州医科大学は愈々福岡に設置することに決定したれば、本県の希望は此に貫徹したるものなり。右に關し谷

口書記官の談に依れば、既に福岡に決定したる以上は本県は予約の如く廿五萬円を寄附せざるべからず。尤も此廿五萬円は明三十五年度より三ヶ年間に完納すれば可なる約束にて、明年度は其半額十二萬五千元を、残り半額は三十六、七の兩年度に各六万二千五百円宛を出す計算なれば、取敢ず来三月中旬迄には臨時県会を開きて支出方法を議定すべき都合なり。而して福岡病院を大学病院に引讓ることも本県当初の予約に係るものなるが、扱て引渡す時期に就ては本県と文部省と協議の上決定する約束なりしを以て、今後特に協議を要する次第なり。多分深野知事上京中なるを以て、此等の協議も出来たることなるべしと思はる。兎に角、晩くも明年九月より医科大学生徒を收容する予定なれば、夫までには引讓らざるべからず。又該敷地中に現存する監獄避病院は監獄署に於て、福岡市避病院は福岡市に於て、夫々移転を取計らふ都合なれば、本県は福岡市より該敷地中民有に属する二万余坪の寄附を受け、敷地中に属する県有に係る分は処分を為し、共に之を文部省に寄附する都合なり云々と。

▲福岡大学と福岡市 福岡大学設置に決したる以上は、福岡市は予約に依り敷地中民有に属する二万余坪を買収して、之を福岡県に寄附せざるべからざるが、既に先般運動に着手したる頃敷地は買収の予約済となり居れば、今回は市会に於て買収金支出方法を議定し公然手續を為し、且急に避病院移転の必要あれば、松下市長鼎県の上は、市会を開きて此等の事を進行せしめん筈なり。

▲大学期成会 九州医科大学を福岡に設置するの目的にて組織せられたる福岡医科大学期成会は、会長松下市長等運動のため上京中なりしが、既に該設置予算は帝国議會に於て首尾克く通過したれば、會員の満足これに過ぎず。去れば明十八日、運動委員松下市長等福岡するに付委員を門司まで出迎はしめ、協議員其他各町有志一同は博多停車場まで出迎へて歓迎する事に夫々通知せり。尚ほ同会にては、同大学問題に付幹旋力功多大なりし本県選出各代議士帰県の際を期とし、一大祝宴会を開催する計画ありと云ふ。

▲福岡医科大学建築費額 福岡医科大学建築は明三十五年度より三ヶ年継続事業の予定なるが、其総費額は百三十万円程にて、明三十五年、即ち来四月より着手すべき初期一ヶ年の建築費額は五十万円の予算なりと云ふ。

▲深野知事及大森院長の帰県 目下上京中の深野知事及大森福岡病院長は昨日東京出発の筈との電報達せしが、或は政府に対する事務都合に依りては一兩日遅れるやも知れずと云ふ。

〔註〕原本句読点なし。

七一 福岡市の大学設置祝賀会

〔福岡日日新聞〕一九〇二（明治三五）年四月五日

●福岡市の大学設置祝賀会^{キヤ} は既記の如く一昨三日午後一時より東公園に於て開会せり。前日来の雨漸く晴れしも、博多湾頭より吹

き荒む風は白砂青松の地も紅塵万丈の巷と化せり。当日の来賓は貴族院副議長黒田侯爵、貴族院議員前田子爵（利鸞）、同南郷男爵、同夫人、同古市公威、同辻新次、黒田男爵（一義）、衆議院議員多田作兵衛、征矢野半彌、永江純一、藤金作、麻生太吉、平岡浩太郎、佐々木正藏、貴族院書記官金山尚志、並に深野知事、谷口書記官、瀧間警部長、小林参事官、長倉視学官、聯隊長代理大島少佐、富安県会副議長、柴田県會議員、廣辻、新納、岩崎の各郡長、堀警察署長、阿曾商業、津田高等女の各学校長、左県属、侯爵随員等四十余名、其他の来会者は福岡市内紳士、紳商有志新聞社員等無慮千余名、会場は競馬場を以て充て、大緑門を作り国旗を交叉し煙火、抱筒は轟々又股々として四方に響き青空に閃き、時刻に至り一同恵比須堂の前に参集するや、音楽の吹奏にて式を始め、先づ松下市長左の祝辞を朗誦す。

博多湾風氣清く、千代の松原砂白きの処、帝国医科大学の設立地と定めらる。是れ独り福岡市の幸福たるのみならず、又唯に我累地の利益たるのみならず、寔に国家の慶福と謂つ可し。

本日を下して大学祝賀会を挙ぐるに当り、幸に黒田侯爵閣下を始め貴衆両院議員其他朝野貴顕紳士の來臨を忝ふしたるは、甚た光榮とする所たり。抑も大学の増設は文運の進歩上夙に其必要を認むる所にして、又吾人が年来熱望して已まざりし所たり。今や吾人が特に資財を投して、以て尚且つ国家の公益に貢獻せんとする

意衷は貫徹せられ、爰に其学校の設置を見るに至れり。是れ実に国家の須要に促されたるものあるに依るべしと雖も、亦以て日本の来賓各位が国務の要衝に当り尽瘁せられたるの効多きに依ると云つべし。其勞其功洵に深く感謝する所たり。夫れ医科大学は主刀学界最高学府にして、其教育機關の拡充は、国家の健全を保護し社会の福祉を増進すべきは言を俟たざる所たり。然り而して我福岡の地たるや、風土清爽氣候適順にして、交通上最も枢要の地位を占む。此の形勝の地に抛つて此施設を為す、其発動の効果顯著たるべきは、蓋疑を容れざる所たり。惟ふに将来帝国西部に於ける最高等教育の中心点を占むるも、亦夫れ此地に在らん乎。吾人豈に益々勉めて有終の美を全ふせずして可ならんや。聊か蕪辭を述べて祝辭となす。

夫より黒田侯爵は徐に起て左の祝辭を朗読せり。

本日九州大学設立祝賀会を挙行せらるゝに當り、余も亦諸君と与に此九州未曾有の盛事を祝賀することを得たるは、甚だ欣喜に禁へざる所也。

抑も我が福岡は、山陽南海の二道を控へ、九州の沃野を負ひ、一葦帯水を隔て、遠く亜細亞の大陸に臨む。而して海に陸に交通運輸の機關尽く具備す。所謂四通八達天下形勝の要地たり。加ふるに、天然の宝庫たる炭山坑区は到る処の地下に伏在し、鉱業の発達商工の進歩蓋し将来に於て大に期待す可きものあるは、識者の

夙に唱道する所なり。今や人才養成の一大機關なる九州大学を設立するに際し、特に此地をトせられたるもの豈偶然ならんや。而して彼の本県出身の帝国議會議員及期成会員、其他直接本件の為めに尽力せられたる諸君の効勞の如き、又県下一般の熱心なる輿望と奮勵との如き、又我が福岡病院の声誉を天下に発揚したる大森院長熊谷副院長其他諸員の功績の如き、即ち天然の形勝に加ふるに、是等人事の措置其宜しきを得たるが為めに、遂に他の劇烈なる競争ありしに拘らず今日の成功を見るに至りしは、独り県下の為めに之を賀するのみならず、大に国家の為めに祝す可き也。聊か所懐を述べて祝辭とす。

次に多田代議士進で大要左の意味の演説を為せり。

諸君、本日は九州医科大学設置祝賀会を開かれ、余亦此席に列することを得たるは大に喜ぶ所であり升。抑も我県が九州大学の設置を希望せるは一朝一夕の事ならず、実に十数年前来の宿志なりしが、今や漸く其一部の目的を達したるは、お互に祝賀すべきことであり升。併し吾々は是を以て満足すへきにあらず。進んで他日設置せらるべき理工科、文科の両大学共に当地に設置せられんことを期せざるべからず。而して将来如何んせば其目的を達すべき乎。素より其方法手段は幾等もあるべきが、余は最も必要条件として風俗の改良を図らざるべからずと信じます。

大学の位置撰択には種々の要件がある。交通の便否衛生の適否其

外種々なるが、風俗の良否如何も確かに其要素の一たり。交通、土地、衛生の点に於ては当地は決して他に劣る所なかるべきを信ずるも、風俗の点に就ては余は窃に嫌焉たるものあるを憾む。亦其風俗改良に就ても種々の方法あるべきが、諸君と共に充分攻究して以て改良の実を挙げ、他日何人も子弟を福岡の大学に在学せしむるに、充分安心を置くだけの信用を博するを要す。前途の成功は広く世の同情と信用とを得るに在り。諸君益奮つて是に勉められんことを切望致し升云々。

夫より小野助役の音頭にて一同万歳を唱へ、嘯唳たる音楽の間に式を畢り、夫より来賓を宴会場に導き折詰其他立食の饗ありて、多数の来会者各飲を罄して随時退散せるは三時頃なりしが、此間始終、音楽、煙火、抱筒など勇ましく響き渡り、人は三々伍々相擁して且飲み且語り、洵に近來になき盛会なりし。亦同五時より当日の来賓たる黒田侯爵始め貴衆両院議員、知事其他高等官等四十余名を常盤館に招待し宴会を開き、席上加納竹女の筑前琵琶「小督」、博多二〇加、芸妓手踊等ありて、校書數十名杯盤の間を幹旋し、各十分の飲を尽せり。尚階下は市内の大学問題に尽力せる各町総代を始め有志期成会委員新聞社員等百四十余名を招じて宴会を催し、松下市長の挨拶ありて是亦盛会なりしと。

〔註〕原本に句読点追加。

七二 福岡県教育会福岡支会感謝状

(丸田武氏所蔵文書)

九州医科大学ノ我福岡ノ地ニ設置セラルルヤ、文化ノ趨勢ニ促サレタルモノアルニ依ルベシト雖、抑モ亦其設置ノ期運ヲシテ速カナラシメ、地位ヲシテ其確定ヲナスニ至ラシメタル所以ノモノハ、運動ノ効与ツテ多キニ依ルト云ハザルベカラズ。

回顧スレバ、我福岡教育支会ハ明治三十二年三月ニ於テ大学増設ノ急務ヲ唱導シ、之ヲ全年全月ノ福岡県教育代議員会ニ提出シ、其贊同ヲ求メ、之ガ実行的方法ヲ執ルコトニ決議セリ。全年五月我福岡市有志者ハ大学問題ニ関シ發議者トナリ、筑前国有志者ノ協議会ヲ催シ、続テ又県下三国ノ有志者協議会ヲ開キ、大ニ其大学増設ノ必成ヲ期スルコトトナリ、全年十一月ノ我福岡県会ハ土地金員ノ寄附決議ヲナシ、以テ主務大臣ニ其設立ノ稟請ヲナセリ。而テ帝国議會ハ明治三十三年一月ニ於テ大学及高等学校増設ノ建議案ヲ議定シ、政府ニ其發案ヲ促スニ至レリ。然レトモ當時国庫經濟困難ノ秋ニ際セルヲ以テ、政府ハ遂ニ其發案ヲナス能ハズ、之ヲ來第十五回議會ニ提案スベキ旨ヲ約セリ。明治三十三年十二月第十五議會開クルニ方リ、我福岡県会ハ又大学建設ノタメ福岡病院ノ全部ヲ挙ケテ寄附スベキ旨ヲ決議セリ。然ルニ第十五回議會ハ政海尤モ多事ノ時ニ属シ、加之財政尙困難ノ故ヲ以テ、遂ニ又其發案ヲ見ル能ハサル所トナレリ。踰エテ第十六回議會ニ及ヒ、政府ハ始メテ大学設置ニ関ス

ル予算ノ編制ヲナシ提案ヲナスニ至レリ。然レトモ其予算案タルヤ、独リ九州医科大学ノ設立ニ要スル費用ノミニシテ、東北大学ニ至テハ之ヲ省略セリ。故ヲ以テ地方的競争ハ大ニ案ノ通過ヲ憂慮セシメタリ。然レトモ我県選出代議士及有志委員尽瘁ノ結果ハ、遂ニ能ク其通過ヲ得、即チ明治三十五年一月ニ於テ大学設立ノ確定ヲ見ルニ至リシハ、国家ノタメ且ツハ教育ノ為メ洵ニ慶賀ニ耐ヘザル所タリ。要之、我県ニ於ケル大学成立ノ動機ハ、教育会ノ唱導ニ胚胎シタルモノニシテ、貴下ハ実ニ我福岡教育支会長ノ任ニ当リ、而モ亦平素ノ地位、有志者ノ間ニ立チ交渉セラルルノ便宜ヲ有セラルルガ故、県教育会ニ於ケル一致ノ贊同ヲ求ムルハ勿論、我福岡市ノ輿論ヲ喚起シ、筑前全国ヨリ延イテ県下三國ノ有志者協議会ヲ開クニ至ルマデ、常ニ主唱者ノ地位ニ立チ、運動ノ局ニ当リ日夜寢食ヲ忘レテ熱心鼓吹セラレタル所タリ。而テ県下有志委員会ノ成立ヲナスヤ、貴下ハ又其常務委員トナリ、県會議員又ハ県選出代議士ノ間ニ伍シ、幹旋尤モ力メ、遂ニ克ク其成功ヲナスニ至リシノ効、實ニ鮮シトセサルナリ。仍而本会ハ、爰ニ會員一致ノ決議ニ依リ、貴下ガ大学設立ノ為メ尽瘁セラレタル功勞ニ対シ、左記目錄ノ通贈呈シ、感謝ノ微意ヲ表スルモノナリ。

明治三十五年十二月三十日

福岡県教育会福岡支会

会長丸田重雄殿

目録

一 硯箱

壹個

〔註〕 原本句読点なし。

第三節 京都帝国大学福岡医科大学の創設

七三 京都帝国大学ニ關スル件中改正

〔官報〕第五九二五号 一九〇三(明治三六)年三月二五日

朕明治三十年勅令第二百九号中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十六年三月二十四日

内閣総理大臣 伯爵桂 太郎
文部大臣 理学博士 菊池大麓

勅令第五十四号

明治三十年勅令第二百九号中左ノ通改正ス

第二条 京都帝国大学ノ分科大学ハ帝国大学令第九条ニ依ラス法科

大学第一医科大学第二医科大学文科大学及理工科大学トシ第二医

科大学ハ之ヲ福岡ニ置ク

第一医科大学ヲ京都帝国大学京都医科大学ト称シ第二医科大学ヲ

京都帝国大学福岡医科大学ト称ス

七四 京都帝国大学官制中改正

〔官報〕第五九二五号 一九〇三(明治三六)年三月二五日

朕京都帝国大学官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十六年三月二十四日

内閣総理大臣 伯爵桂 太郎
文部大臣 理学博士 菊池大麓

勅令第五十五号

京都帝国大学官制中左ノ通改正ス

第二条ニ左ノ一項ヲ加フ

総長ハ其ノ職權ニ属スル事務ノ一部ヲ福岡医科大学長ニ委任スル

コトヲ得

第三条中「一人」ヲ「二人」ニ改ム

第五条中「二十七人」ヲ「三十三人」ニ改ム

第七条第一項中「五十九人」ヲ「六十三人」ニ改ム

第八条中「二十九人」ヲ「三十一人」ニ改ム

第九条中「五十人」ヲ「八十人」ニ改ム

附則

本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

七五 京都帝国大学福岡医科大学開設

〔官報〕第五九一六号 一九〇三(明治三六)年三月二六日

文部省令第八号

京都帝国大学福岡医科大学ハ本年四月一日ヨリ開設シ医学科ヲ置ク

明治三十六年三月二十六日

文部大臣 理学博士男爵菊池大麓

商法、破産法

一講座

民事訴訟法

一講座

刑法、刑事訴訟法

一講座

経済学

二講座

財政学

一講座

統計学

一講座

行政法

一講座

国際公法

一講座

国際私法

一講座

羅馬法

一講座

英吉利法

一講座

仏蘭西法

一講座

独逸法

一講座

法理学

一講座

京都医科大学

勅令第六十八号

京都帝国大学法科大学医科大學及理工科大學ニ於ケル講座ノ種類及其ノ数左ノ如シ

法科大学

憲法

民法

国法学

民法

解剖学

二講座

生理学

一講座

医化学

一講座

病理学、病理解剖学

二講座

薬物学

一講座

内科学

二講座

婦人科学、産科学	一講座
小児科学	一講座
外科学	二講座
眼科学	一講座
皮膚病学、微生物学	一講座
精神病学	一講座
衛生学	一講座
法医学	一講座
福岡医科大学	
解剖学	一講座
内科学	一講座
外科学	一講座
眼科学	一講座
理工科大学	
数学	二講座
物理学	三講座
化学	五講座
土木工学	四講座
機械工学	五講座
電気工学	三講座
採鉱学	二講座

冶金学 二講座

材料強弱学 一講座

構造強弱学 一講座

附則

本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十年勅令第二百十九号及明治三十二年勅令第三百二十一号ハ

之ヲ廃止ス

七七 京都帝国大学総長職務中福岡医科大学長へ委任条件

(一九〇三(明治三六)年三月三十一日制定)

京都帝国大学総長職務中福岡医科大学長へ委任条件

第一 高等官ノ任地外居住除服出仕請暇願等ヲ許可スル事

第二 高等官以下ノ職員ヲ内地ニ出張セシムル事

第三 高等官以下ノ事務分課ヲ命スル事

第四 講師及副手ヲ囑託スル事

第五 委任条件其他諸規則ノ範圍内ニ於テ処務細則ヲ設クル事

第六 経費予算中目ヲ流用スル事

第七 八日以内臨時休業スル事

第八 歳入徴収官ノ事務取扱ニ関スル事

第九 会計規則第九條第十一條第一項検査員ノ事項

第十 学生生徒入退学許可ノ事

第十一 卒業試問委員ヲ命スル事

第十二 学生生徒ノ懲戒ニ関スル事

第十三 職員ニシテ官庁其他ノ事業囑託ニ応スル事

第十四 雇員ノ進退ニ関スル事

第十六^マ 明治三十七年十一月二十九日文部大臣訓令ニ拠ル資金所屬

不動産管理ノ事

第十七 職員ニ不動産監守者ヲ命スル事

第十八 特待学生選定認可ノ事

福岡医科大学長ハ第四第五第九第十七第十八ハ施行後開申シ第三第

七第十第十二第十三第十四ハ毎月末ニ報告スヘシ

〔註〕『九州大学五十年史』通史より転載。

七八 福岡県立病院敷地建物及建物取付物件等引渡

一、敷地 二九、五五一坪 この価格四三、七八一円二五錢四厘

内訳

筑紫郡豊平村大字金平字竜灯崎、自一九一番地至三八七番地、二

四、一五三坪

同郡同村大字堅粕字御塔後、自一、三二五番地至一、三三三番地

の一、二、五四七坪

同郡堅粕村大字堅粕字東松原、自一、二七七番地至一、二八五番

地、一、三四三坪

同郡同村大字堅粕字東松原八、三〇八番地、五二坪

同郡豊平村大字金平字竜灯崎二六一番地の一、二六二番地のお

よび自二六七番地の一至二七二番地の二の一、四六五坪

同郡同村堅粕字御塔後一、三三三番地の二および一、三五四番地

の一、五一四坪

同郡千代村大字堅粕字東松原自一、三三四番地至一、三三七番地、
四七七坪

一、建物 三、二六二坪六合七勺 但し五八棟——外科、内科、産

婦人科、眼科、小児科、病理部、薬剤部、この見積価格二七〇、

一九一円七〇錢二厘

一、井戸、水上タンク、煙突その他、この見積価格五、三九九円五
四錢八厘

合計金額三一九、三七二円五〇錢四厘

一、建物取付物件

内訳

ランカシヤ汽罐二個、コルニツシヤ汽罐一個、蒸気器機四個、発

電機二個、給水唧筒四個、予温器一個、電話機二九個、交換機一

個、洗濯器械一個、飯釜一一個、竈一個、消毒器三個、沸騰器

三〇個、煖炉三六個、蒸餾器一個、茶碗蒸器一個、ドライパン一

個、ボールパン一個、食品保温器二三個、

以上の物件に附属する給温給水鉄管、電話線、電柱等一切有形の儘

一、機械二、九〇五個

一、器具二二、三八一個

一、図書二、〇一一冊

内訳

洋書五八二冊、和書一、四二九冊

一、標本三、五九六個

内訳

外科部 病的組織五一五個、各種結石八八個、異物五〇個、顕微

鏡の標本七六一個、エッキス光線写真原版七〇個、写真原版七六

七個

内科部 顕微鏡の標本五六個、病的組織四〇個

病理部 顕微鏡の標本七五個

産婦人科部 婦人科病的組織四六一個、産科病的組織三九個

薬剤部 鉍物標本三二五個、植物顕微鏡標本九四個、アルカロイ

ド標本一八四個、結晶模型六九、骨格一個、人体模型一個

一、消耗品三三種

〔註〕『九州大学五十年史』通史より転載。

七九 京都帝国大学通則

(一九〇四(明治三七)年九月一日改正)

京都帝国大学通則

第一章 学年、休業

第一条 学年ハ九月十一日ニ始リ翌年九月十日ニ終ル

第二条 冬季休業ハ十二月二十五日ヨリ翌年一月十日ニ至リ春季休

業ハ四月二日ヨリ同月十日ニ至リ夏季休業ハ七月十一日ヨリ九

月十日ニ至ル

第三条 日曜日及左ニ記載スル祝祭日ハ休業トス

秋季皇靈祭 神嘗祭 十月十七日

天長節 十一月三日 新嘗祭 十一月廿三日

孝明天皇祭 一月三十日 紀元節 二月十一日

春季皇靈祭 京都帝国大学祝日 四月一日

第二章 分科大学

第一節 学生

第一 入学

第四条 入学ハ毎学年ノ始メ一回トス

第五条 高等学校大学予科ヲ卒業シタル者ハ其志望学科ノ属スル分

科大学ニ入学スルコトヲ得

本条ニ依ル入学志望者ノ数分科大学各学科ニ於テ收容シ得ヘキ人

員ニ超過スルトキハ其学科ニ限り仮入学ヲ許シ更ニ高等学校大学

予科中ノ科目ニ就キ選抜試問ヲ施行シ其成績優等ナル者ヨリ順次
入学ヲ確定ス但場合ニ依リ其卒業シタル高等学校ノ成績ニ從ヒ入
学ノ順次ヲ定メ選抜試問ヲ行ハサルコトアルヘシ

第六条 選抜試問ヲ受ケテ入学スルコトヲ得サリシ者ハ次年ニ於
テ他ノ入学志望者ニ先チ試験ヲ須キス入学セシム但前条但書ニ依
リテ入学スルコトヲ得サリシ者亦同シ

第七条 左ニ記載スル者ハ第五条ノ入学志望者ヲ收容シ尙欠員アル
場合ニ限り記載ノ順位ニ依リ入学スルコトヲ得

一 文部大臣ニ於テ高等学校大学予科同等ト認メタル学校ノ卒業
者

二 他ノ帝国大学学生ニシテ転学ヲ望ム者

三 本学ニ於テ臨時施行スル入学試問ノ及第者但此試問ハ時宜ニ
依リ高等学校ニ囑託スルコトアルヘシ

第八条 第五条及第七条ニ依リ入学志望者ハ六月十五日限り願書ヲ
差出スヘシ但設備上差支ナキ学科ニ限り該期日以後ト雖モ願書ヲ
受理ス

高等学校ニ於テ追試験ヲ受クル為メ本条ノ期日ヲ經過シタル者ハ
九月二十五日マテニ願書ヲ差出スコトヲ得

第九条 第七条第三項ニ依リ入学試問ヲ要スル者ハ受験料金五円ヲ
納付スヘシ

第十条 入学ヲ許可セラレタル者ハ戸籍ノ謄本ヲ差出シ身分ヲ証明

スヘシ

第十一条 入学者ハ本学ニ於テ定メタル方式ニ依リ専心勤学ノ宣誓
ヲ為スコトヲ要ス

第二 授 業

第十二条 学生ノ授業ニ関スル規程ハ各分科大学ニ於テ之ヲ定ム

第十三条 授業料納付ノ義務ヲ怠ル者ハ講義又ハ実習ニ出席シ若ク

ハ図書ヲ閲覧スルコトヲ得ス

第三 休 学、退 学

第十四条 学生ニシテ疾病又ハ其他ノ事故ニ因リ三箇月以上修学ヲ
中止セントスルトキハ分科大学長ノ許可ヲ得テ休学ヲ為スコトヲ
得

休学ハ兵役ニ服スル場合ヲ除キ一箇年以上ニ亘ルコトヲ得ス但特
別ノ事情アル者ニハ分科大学長ハ総長ノ裁定ヲ經テ尙一箇年以内
ノ休学ヲ許可スルコトアルヘシ

休学期間内ト雖モ其事故止ムトキハ分科大学長ハ願ニ依リ復学ヲ
許スコトアルヘシ

第十五条 学生ニシテ退学セントスルトキハ其事由ヲ申出テ総長ノ
許可ヲ受クヘシ

第四 試 問

第十六条 試問ハ各分科大学規定ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ

第十七条 学生ハ休学ノ為メ全部又ハ一部ノ聴講若クハ実習ヲ為

サ、ル科目ノ試問ヲ受クルコトヲ得ス

停学ノ処分ヲ受ケタル者又ハ授業料納付ノ義務ヲ怠リ督促ヲ受ケルモ尚納付セサル者亦同シ

第五 卒業

第十八条 各分科大学所定ノ試問ニ合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

貸附ノ図書又ハ物品ノ還納其他ノ義務ヲ履行セサル者ニ対シテハ其義務履行ヲ終ルマテ卒業証書ノ授与ヲ停止ス

第十九条 分科大学ヲ卒業シタル者ハ左ノ區別ニ従ヒ称号ヲ用ケルコトヲ得

一 法科大学ヲ卒業シタル者ハ法学士

二 医科大学ヲ卒業シタル者ハ医学士

三 文科大学ヲ卒業シタル者ハ文学士

四 理工科大学理学科ヲ卒業シタル者ハ理学士製造化学科土木工

学科機械工学科電気工学科及採鉱冶金学科ヲ卒業シタル者ハ工

学士

第二十条 第十八条ノ試問ヲ完了セスシテ退学スル者ニハ其修了シタル科目ニ就キ証明書ヲ与フルコトアルヘシ

第六 授業料

第二十一条 分科大学学生ノ授業料ハ一箇年金參拾五円トシ左ノ三期二分チ毎期之ヲ前納セシム但納付期日ハ別ニ之ヲ定ム

第一期（九月ヨリ十二月ニ至ル）金拾四円

第二期（一月ヨリ三月ニ至ル）金拾円五拾錢

第三期（四月ヨリ六月ニ至ル）金拾円五拾錢

第二十二条 分科大学学科中特ニ奨励ヲ要スル学科ヲ修ムル者ニハ授業料ヲ免除スルコトアルヘシ

第二十三条 学生休学中ハ授業料ヲ免除ス但既納ノ分ハ之ヲ還付セス

復学ヲ許サレタル者ノ授業料ハ月割ヲ以テ之ヲ前納セシム

第七 懲戒

第二十四条 学生ニシテ品行修マラス又ハ学業ヲ懈怠シ其他秩序ヲ紊リ風儀ヲ害スル虞アリト認ムル者アルトキハ総長ハ懲戒委員会ノ意見ヲ聞キ懲戒ニ処ス

第二十五条 懲戒委員会ハ分科大学教授中ヨリ総長ノ命シタル委員若干名ヲ以テ組織ス

第二十六条 懲戒ノ目ヲ別ツコト左ノ如シ

一 譴責

一 停学

一 放学

第二節 選科生

第二十七条 分科大学所定ノ科目ヲ選択シテ之ヲ修メントスル者アルトキハ之ヲ選科生トシテ学生ニ欠員アル場合ニ限り之ヲ許可ス

ルコトアルヘシ

前項ノ志望者ハ八月三十一日マテニ入学願書を差出スヘシ

第二十八条 選科生ノ入学ニ関スル規程ハ各分科大学ニ於テ之ヲ定

ム

第二十九条 選科生ニシテ修了シタル科目ニ就キ其試問ニ合格シタル者ニハ修業証書ヲ与フ

第三十条 第四条第九条第二十一条及第二十三条ハ之ヲ選科生ニ適用ス

授業、休学、退学、試問及懲戒ニ関スル規定ハ之ヲ選科生ニ適用ス

第三節 外国学生

第三十一条 外国人ニシテ入学セントスル者アルトキハ明治三十四年文部省令第十五号ノ定ムル所ニ依リ之ヲ許可ス

第三十二条 外国学生ニハ学生又ハ選科生ニ関スル規定ヲ準用ス

第三章 大学院

第三十三条 分科大学ノ卒業生ニシテ大学院ニ入ラントスル者ハ研究事項ヲ具シ総長ニ願出ツヘシ総長ハ当該分科大学教授会ノ議ヲ經テ之ヲ許可ス

第三十四条 分科大学卒業生ニ非サル者ニシテ大学院ニ入ランコトヲ願出ツル者アルトキハ総長ハ当該分科大学教授会ノ議ヲ經テ之ヲ許可ス

前項ノ出願者ハ入学検定料金拾円ヲ納付スヘシ

第三十五条 大学院学生ノ在学期ハ一箇年以上トス

第三十六条 大学院学生ノ指導ハ当該分科大学教授会ノ議ヲ經テ総長ノ選定シタル教授之ヲ担任ス

第三十七条 大学院学生ハ本学所在地以外ニ居住シ又ハ他ノ業務ニ従事スルコトヲ得ス但在学一箇年ヲ經過シタル後評議會ニ於テ研究上必要ト認メタル場合ハ此限ニアラス

第三十八条 大学院学生ハ担任教授ノ承認ヲ經テ分科大学ノ講義又ハ実験ニ出席スルコトヲ得

第三十九条 大学院学生ハ毎学年ノ終ニ於テ其研究事項ヲ指導教授ニ報告スヘシ

第四十条 大学院学生ニシテ研究ノ実ナシト認ムル者アルトキハ総長ハ評議會ノ議ヲ經テ退学ヲ命ス

第四十一条 大学院学生ニシテ学位ヲ得ント欲スル者ハ其研究事項ニ就キ論文ヲ総長ニ提出スヘシ

前項論文ノ審査ハ当該分科大学教授会ニ於テ之ヲ行ハシム

第四十二条 学位試験ヲ請求セサルモ相当ノ研究ヲ為シタリト認ムル者ニハ総長ハ証明書ヲ附与スルコトアルヘシ

第四十三条 大学院学生ノ研究料ハ一箇年金參拾五円トシ之ヲ前納セシム

第四十四条 特ニ奨励ヲ加フヘキ事項ヲ研究スル者ハ評議會ノ議ヲ

経テ前条ノ研究料ヲ免除シ又ハ研究ニ要スル相当ノ費用ヲ給与スルコトアルヘシ

第四十五条 第十一条第十五条第二十四条乃至第二十六条ハ之ヲ大学院学生ニ適用ス

第四章 奨学資金

第四十六条 奨学ノ為ニ資金ヲ寄附シ大学院及分科大学学生ニ給費又ハ貸費ヲ為サントスル者アルトキハ之ヲ許可スルコトアルヘシ
奨学資金ハ寄附者ノ名義ヲ付スルコトヲ得

第四十七条 寄附者ハ貸費又ハ給費ヲ付スヘキ学科ヲ指定シ及貸費又ハ給費ヲ受ケタル学生ヲシテ貸費又ハ給費ヲ受ケタル年数ト均シキ期間相当ノ報酬ヲ以テ一定事業ニ従事セシムルコトヲ条件トスルコトヲ得

第四十八条 寄附者ニ於テ前条ノ指定ヲ為サ、ルトキハ給費ハ本学ニ於テ特ニ奨励ヲ必要トスル学科ヲ修ムル者ニ対シテ之ヲ与ヘ貸費ハ本学ニ於テ指定シタル学科ヲ修ムル者若クハ修学中不時ノ事故ノ為メ学費支弁ノ途ヲ失ヒタル者ニ之ヲ貸付ス

第四十九条 給費及貸費ヲ付スヘキ学科ハ評議會ノ議ヲ経テ総長之ヲ定ム

給費又ハ貸費ヲ受クヘキ者ハ分科大学教授会ノ議ヲ経テ分科大学長之ヲ定ム

第五十条 休学ヲ為シタル者ニハ其休学期間給費又ハ貸費ヲ停止ス

ルコトアルヘシ

停学ニ処セラレタル者ニハ其停学期間給費又ハ貸費ヲ停止シ事情ニ依リテハ以後之ヲ支給セサルコトアルヘシ

第五十一条 貸費ヲ受ケタル者ハ卒業後其貸費ヲ受ケタル年数ト均シキ期間ニ月賦ヲ以テ之ヲ返納スヘシ但自己ノ都合ニ依リ一時ニ全部ヲ返納シ又ハ月賦額以上ノ割合ヲ以テ返納スルコトヲ得

貸費返納期間内ニ於テ海外ニ留学スル者ニハ帰朝ノ日マテ貸費ノ返納ヲ猶予スルコトアルヘシ

第五十二条 貸費ヲ受クル者ニシテ放學ニ処セラレタルトキハ其全額ヲ即時返納セシム

願ニヨリ退学シタル者ハ前条ノ期間ニ準シ返納スルコトヲ得

第五十三条 貸費金ニハ年六分ノ利子ヲ付シ貸費金ヲ受領シタル翌月ヨリ返納ノ月マテ其月数ニ応シ之ヲ算定スヘシ

第四十七条ノ場合ニ於ケル貸費ニハ利子ヲ付セサルモノトス

第五十四条 貸費ヲ受ケタル者死亡シ又ハ不治ノ疾病ニ罹リ恢復ノ見込ナキトキハ総長ハ貸費ノ全部又ハ一部ノ返納ヲ免除スルコトアルヘシ

第五十五条 給費貸費ノ年額ハ評議會ノ議ヲ経テ総長之ヲ定ム

附 則

第五十六条 本則ハ明治三十七年九月ヨリ之ヲ施行ス

〔註〕『京都帝国大学一覽』從明治三十七年至明治三十八年。

八〇 福岡医科大学規程

(一九〇四(明治三七)年二月二七日制定)

規程

一 授業

第一条 本学ニ於ケル授業科目及其時数左ノ如シ

第一 学 年

合 計	胎 生 学	医 化 学 实 習	医 化 学	生 理 学	組 織 学 实 習	組 織 学	解 剖 学 实 習	解 剖 学	授 業 科 目	
									每 週	授 業 時 間
一九			三	四				一 二	自 九 月 至 十 二 月	自 一 月 至 三 月
三三	一		三	五		二	一 二	一 〇	自 四 月 至 七 月	
三三	一	六	三	五	六	二		一 〇		

第二 学 年

外 科 總 論	内 科 各 論	診 断 学	病 理 組 織 学 实 習	病 理 解 剖 学 实 習	病 理 解 剖 学	病 理 總 論	处 方 学	薬 物 学 实 習	薬 物 学	局 所 解 剖 学	胎 生 学	解 剖 学 实 習	授 業 科 目	
													每 週	授 業 時 間
	四	二				六			三			一 二	自 九 月 至 十 二 月	自 一 月 至 三 月
六	四	二	四		四		一	(六)	三	二			自 四 月 至 七 月	
六	四	二	四	六	四		一		三	二				

第一編 創立前史

檢眼鏡用法及視機檢查法	眼科學	外科外來患者臨床講義	外科臨床講義	外科各論	內科外來患者臨床講義	內科臨床講義	內科各論	診斷學實習	病理學解剖學實習	授業科目	第三學年			合計	繙帶學實習
											每週	授業時間			
	二	(六)	六	二	(六)	四	四	(六)	二	自九月至十二月	自一月至三月	自四月至七月	二	二	二
	二	(六)	六	二	(六)	四	四	(六)					(六)	二	二
	二	(六)	六	二	(六)	四	四	(六)							二

眼科臨床講義	外科手術實習	外科外來患者臨床講義	外來臨床講義	內科外來患者臨床講義	內科臨床講義	授業科目	第四學年			合計	細菌學實習	衛生學	產科模型演習	產科學	婦人科學
							每週	授業時間							
二		(六)	六	(六)	四	自九月至十二月	每週		(八)	二	三		二	一	
二	二	(六)	六	(六)	四	自一月至三月	授業時間		(八)	三	二	二	二	一	
二	二	(六)	六	(六)	四	自四月至七月	授業時間		(八)	二	四	二	二	一	

眼科外来患者臨床講義	(六)	(六)	(六)
婦人科産科臨床講義	二	二	二
婦人科産科外来患者臨床講義	(六)	(六)	(六)
皮膚病微生物学及臨床講義	二	二	二
皮膚病微生物科 外来患者臨床講義	(六)	(六)	(六)
耳鼻咽喉科学及臨床講義	二	二	二
耳鼻咽喉科外来患者臨床講義	(六)	(六)	(六)
小兒科学及臨床講義	二	二	二
小兒科外来患者臨床講義	(六)	(六)	(六)
種痘実習	一	一	一
精神病学及臨床講義	二	二	二
法医学	二	二	二
合計	(四二) 二五	(四二) 二七	(四二) 二七

時間ニ括弧ヲ付シタルハ当該学年ノ学生ヲ数組ニ分チ授業ス
ルモノトス

二 試問

第二条 試問ヲ分チテ前試問及後試問トス

第三条 前試問ハ第二学年ヲ終リタル後左ノ科目ニ付之ヲ施行ス

一 解剖学

一 組織学

一 生理学

一 医学

一 藥物学

一 病理学及病理解剖学

第四条 後試問ハ第四学年ヲ終リタル後左ノ科目ニ付之ヲ施行ス

一 外科

一 内科

一 眼科

一 婦人科学及産科学

一 衛生学

一 法医学

衛生学及法医学ハ第四学年ノ終ニ学生ヲシテ抽籤セシメ当籤ノ一科目ニ付試問ヲ施行ス

第五条 左ノ科目ノ試問ハ学生ノ要求ニ依リ之ヲ施行ス

一 小兒科学

一 皮膚病微生物学

一耳 鼻 咽 喉 科 学

一精 神 病 学

第六条 前試問ハ毎年九月ニ後試問ハ毎年九月ヨリ十二月迄ノ間ニ於テ之ヲ施行ス

試問ノ順序及時日ハ学長予メ之ヲ定ム

第七条 試問ハ試問科目担任ノ教官ヲ以テ試問委員トシ之ヲ施行ス

第八条 試問ノ及第及落第ハ試問委員ノ報告ニ依リ学長之ヲ定ム

第九条 試問ノ成績ハ甲乙丙丁ノ四等トシ丙以上ノ成績ヲ得タル者ヲ及第トス

第十条 前試問ニ落第シタル科目ニ付テハ三箇月以内ニ於テ再試問ヲ施行ス再試問ニ落第シタル者ハ次ノ試問期迄該科目ノ授業ニ出席スルニアラサレハ第三回ノ試問ヲ受クルコトヲ得ス

第十一条 後試問ニ落第シタル科目ニ付テハ翌年一月ヨリ三月迄ノ間ニ於テ再試問ヲ施行ス再試問ニ落第シタルトキハ次ノ試問期迄該科目ノ授業ニ出席スルニアラサレハ第三回ノ試問ヲ受クルコトヲ得ス

衛生学若クハ法医学ニ於テ再試問ヲ要スル者ハ別ニ抽籤ヲ行ハス同一科目ニ付テ之ヲ施行ス

第十二条 学生ニシテ試問ノ当日病氣若クハ已ムヲ得サル事故アリテ出席スルコト能ハサルトキハ医師ノ診断書ヲ差出シ若クハ其理由ヲ学長ニ具申シ當該委員ノ承認ヲ経タル者ニ限り更ニ日ヲ期シ

テ試問ヲ施行ス

前項ノ手續ヲ為サ、ル者若クハ其手續ヲ為スモ指定ノ期日ニ至リ尚ホ欠席シタル者ハ次ノ試問期ニアラサレハ試問ヲ受クルコトヲ得ス

三 選科生

第十三条 各科目ニ於ケル選科生ノ員數ハ毎学年ノ始メニ於テ當該科目担任教官之ヲ定ム

第十四条 選科生タラントスル者ハ左ノ資格ノ一ヲ有スルコトヲ要ス

一官公立医学専門学校及専門学校令ニ拠ル私立医学校卒業生

一旧高等学校医学部及旧高等中学医学部卒業生

一旧京都、大阪、愛知医学校卒業生

一旧別課医学卒業生

一旧甲種医学校卒業生

一外国医科大学ニ於テ学位ヲ得タル者

第十五条 前条ノ資格ナキモ医術開業免状ヲ有スル者ニハ学力試問ノ上入学ヲ許可ス

第十六条 入学ノ許可ハ左ノ順位ニ依ル

一 第十四条ノ資格ヲ有スル者

一 第十五条ニ依リ学力試問ニ及第シタル者

入学志望者ノ員數定員ニ超過スルトキハ第十四条ノ資格ヲ有スル

者ニ付テモ選抜試問ヲ施行ス

第十七条 学力試問及選抜試問ハ当該科目担任教官ヲシテ之ヲ施行セシム

第十八条 選科生ノ在学ハ一箇年トス但更ニ専修ヲ継続セント欲スル者ハ延期ヲ願出テ許可ヲ請フヘシ

第十九条 選科生ハ当該科目担任教官ノ承認ナクシテ患者ヲ取扱ヒ

又ハ諸器械藥品ヲ使用スルヲ許サス

第二十条 選科生ニハ願ニ依リ其専修科目ニ付証明書ヲ付与ス

〔註〕『京都帝国大学一覽』從明治三十七年至明治三十八年。

八一 福岡医科大学附属医院規程

(一九〇三(明治三六)年五月一日制定)

附属医院規程

第一条 本院ハ医学ノ研究及授業ノ目的ヲ以テ患者ヲ治療スル所ト

ス

第二条 患者ヲ分テ入院患者及外来患者ノ二種トス

第三条 入院患者ハ治療ヲ主トシ傍ヲ私費入院ヲモ許可スルモノト

ス

但私費患者ニ要スル費用ハ別ニ之ヲ定ム

第四条 外来患者ノ費用ハ患者ノ自弁トス

但病症ニ依リ治療上一切ノ費用ヲ徴費セサルコトアルヘシ

第五条 本規程ノ施行ニ関スル細則ハ大学総長之ヲ定ム

〔註〕『京都帝国大学一覽』從明治三十七年至明治三十八年。

八二 福岡医科大学事務分掌

(一九〇三(明治三六)年四月二七日制定)

福岡医科大学事務分掌

第一 医科大学ニ庶務掛會計掛ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

庶務掛ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 職員ノ進達身分ニ関スル事

一 学長、院長、書記官印及学印ヲ管守スル事

一 教授会ニ関スル事

一 教務ニ関スル事

一 学生生徒ニ関スル事

一 図書ニ関スル事

一 文書ノ受授發送ニ関スル事

一 文書ノ編纂及保存ニ関スル事

一 統計報告ノ調製並ニ官報掲載ニ関スル事

一 祝日祭日等ノ儀式ニ関スル事

一 他掛ノ主掌ニ属セサル事務ニ関スル事

會計掛ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 歳入歳出予算ノ施行ニ関スル事

一 官有財産及物品ノ調度修理ニ関スル事

一 営繕ニ関スル事

一 医院食餌ノ調理ニ関スル事

一 掃除洗濯浴場等ヲ管理スル事

第二 各掛ニ主任ヲ置キ其事務ヲ分掌セシメ学長ノ認可ヲ経テ取扱
手續ヲ設ルコトヲ得

〔註〕『京都帝国大学ニ関スル法令 附事務例規』

八三 看護婦養成科規則

(一九〇三(明治三六)年六月二二日制定)

看護婦養成科規則

第一条 看護婦養成科ハ一般患者ヲ看護スルノ方法ヲ授クルタメニ
之ヲ設クルモノトス

第二条 養成期間ハ二ヶ年トシ之ヲ前期後期ニ分チ左ノ科目ヲ授業
ス

前 期

修 身

解剖学、生理学大意

看護法

繙帯学大意

消毒法

後 期

修 身

救急法

治療介補法

機械学大意

衛生学大意

病者看待

第三条 生徒募集ノ期日ハ其都度之ヲ広告スヘシ

第四条 生徒志願ノ者ハ左ノ要件ヲ備フルコトヲ要ス

一 年齢満十六年以上満三十五年以下ノ者

一 体格健康ナル者

一 品行方正ナル者

一 家事ニ係累ナキ者

第五条 生徒入学試験ハ左ノ項目ニ就キ之ヲ行フ

一 体 格

一 読 書

一 作 文

一 算 術

一 書 取

一 既往経歴

第六条 生徒志願者ハ第一号書式ニ拠リ願書ヲ差出スヘシ

第七条 入学試験ニ及第シタル者ハ第二号書式ニ拠リ在学証書ヲ差
出スヘシ

第八条 入学ノ許可ヲ得タル者ハ宣誓簿ニ記入スヘシ

第九条 毎期ノ終リニ於テ定期試験ヲ施行ス

第十条 全期ノ終リニ於テ卒業試験ヲ施行シ合格ノ者ニハ卒業証書
ヲ授与ス

第十一条 卒業ノ後一ケ年間ハ本院看護婦ヲ勤務スルノ義務アルモ
ノトス

第十二条 生徒ニハ制服制帽ヲ貸付シ食餌及日給ヲ給与シ本院寄宿
舎ニ寄宿セシム

第十三条 生徒ハ半途退学スルヲ許サス尤モ卒業ノ見込ナキ者ハ之
ヲ退学セシム

第十四条 生徒ハ医院ノ諸規則ヲ遵守シ講師医員看護婦長及看護婦
ノ指揮ニ従ヒ業務ニ服スヘシ

第十五条 義務年限及養成期間中ニ於テ義務ノ免除又ハ中途退学ヲ
願出ツル者アルトキハ養成期間中支給シタル手当ヲ一時ニ返納セ
シム

但疾病其他止ムヲ得サル事情アリト認ムル者ハ特別ノ処分ヲ
ナスコトアルヘシ

(第一号書式)

入学願書

入学願書

私儀看護婦養成科生徒志願ニ付御試験ノ上御採用被成下度別紙履
歴書及戸籍謄本相添へ此段相願候也

何府県何市何町字番地

族籍何業某何女(姉妹)

氏 名 印

年 月 日

福岡医科大学附属医院長何誰殿

(第二号書式)

在学証書 (式錢收入印紙貼付)

私儀今般看護婦養成科ニ入学御許可相成候ニ就テハ御規則堅ク相
守リ可申ハ勿論御命令並ニ養成科規則ノ条件ニ違背仕間敷候仍テ

保証人連署証書差出候也

何府県何市何町字番地

何府県何市何町字番地

族籍何業某何女

年 月 日 氏 名 印

何府県何市何町字番地(父兄又ハ親族)

保証人 氏 名 印

何府県何市何町字番地

保証人 氏 名 印

福岡医科大学附属医院長何誰殿

備考 保証人ノ一人ハ福岡市若クハ本院附近ノ地ニ住居シ一

家計ヲ立ツル丁年以上ノ男子タルコトヲ要ス

〔註〕『京都帝國大學一覽』從明治三十七年至明治三十八年。

八四 看護婦養成科細則

(一九〇四(明治三十七)年三月一日制定)

看護婦養成科細則

第一 總則

第一條 醫院長ハ看護婦養成ニ関スル諸般ノ事務ヲ管理ス

第二條 本科ニ講師若干名ヲ置キ看護婦生徒ノ講習ヲ担任セシム

第三條 講師中ヨリ主事一名ヲ命シ醫院長ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌理セシム

シム

第四條 本科ニ関スル庶務ハ醫院勤務ノ書記ヲシテ從事セシム

第五條 講師ハ每学期授業時間表ヲ調製シテ醫院長ニ申告スヘシ

第二 入学試験

第六條 入学試験ハ講師ヲ以テ其委員ニ充テ之ヲ施行ス

但時宜ニ依リ他ノ學校ニ囑託スルコトアルヘシ

第七條 學術試験ノ問題ハ凡テ講師ノ協議ヲ以テ定ムルモノトス

第八條 体格検査ハ左表ニ依リ之ヲ行フ

体格検査報状 (第 番)

明治 年 月 日	胸围 (深呼吸時) (深呼時)	視器	指爪	全身 構造 (体格(營養) (皮下脂肪) (發育) (筋肉) 齒牙 齶齒 個 個	遺伝	結婚	妊娠 分娩
		右 左 (視力)	右 左 (爪床)		右 左		
委員印	心、肺臟	聽器	身長	齒牙	齶齒	個 個	
	右 左 (重聽) (耳鳴)		仙迷 体重				

第九條 委員ハ受験者ニ対シテハ其氏名ヲ称エス番号ヲ以テスヘシ

第十條 入学試験終了ノ後委員ハ直チニ其成績ヲ醫院長ニ申告スヘシ

シ

第三 進級及卒業試験

第十一條 試験ハ凡テ口答及筆答トシ其平均点ヲ一学科ノ評点トス

第十二條 各学科卒業試験点ヲ二倍シ学期試験点ヲ加ヘ之ヲ三分シタルモノヲ卒業成績点トス

第十三條 評点ハ凡テ各学科一百ヲ以テ最高点トス

第五条 審査員ノ報告期日ハ予メ教授会ニ於テ之ヲ定ム

第六条 審査員ノ報告ニ対シテハ討論ヲ為サ、ルモノトス

第七条 本会ノ議事ハ在職教授四分ノ三以上出席スルニアラサレハ開クコトヲ得ス

第八条 議事ノ採決ハ無記名投票ヲ用キ其可決ハ出席教授三分ノ二以上ノ多数ニ依リ確定ス

第九条 教授ニアラサル者ニシテ第三条ノ審査員ニ選定セラレタルトキハ本会議ニ列スルモ採決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

〔註〕『京都帝國大學ニ關スル法令 附事務例規』

八六 福岡医科大学

〔福岡日日新聞〕一九〇三（明治三六）年九月一六日）
福岡医科大学

福岡医科大学は、既に学生の宣誓式を了へ、本日より授業を開始せらるべし。抑も東京、京都両大市の外に、大学の設立を見たるは、独り我福岡を以て嚆矢となすべく、吾人は之が爲めに本県々民が払ひたる代償の、決して尠少なざりしを認識すると共に、今や其目的の幾むど成功に達せるを觀て、如何に満足なるべきかを想察し、衷心より祝福を禁すること能はず。殊に況はむや、同大学の設立たる、単に本県に於て紀念すべき重要事件たるのみならず、寔に是れ我が文運口化の彬々として隆盛なる反映として觀るべく、国家慶事

の一なるに於てをや。

唯だ惜しむ、同大学が独立の一大学たること能はずして、京都大学の一分科に過ぎざるを。蓋し是れ最初独立せる一大学の設立を期待せる、我県民の意外としたる所なりしも、此の如きは素と法規の拘束上止むを得ざるに出でたりと聞けば、今將た何をか言はむ。唯だ吾人は成るべく速かに他の分科大学新設の機を促がし、以て之を獨立せしむることを勉むべき耳。然らば則ち如何にして他の分科大学新設の機を促進せしむべきか。

或は之を法科に見よ、或は之を工科に見よ、乃至之を文科に見よ。方今文運進歩の著しき、孰れか既に之が新設を要せざらむ。而かも之を新設するを得ざるは、之が設立及維持に要する經費供給の途なきこと、最も主要の原因たらずむばあらず。故に之が新設の機を促進せむと欲せば、須らく茲に顧慮する所なかる可からず。而して若夫れ既に國費に於て、之を支弁すること容易ならずとせば如何にして之が支弁の資を得べきぞ。思ふて茲に到るときは其新設は、洵に容易に實にすること能はざるに似たれども、吾人を以て觀れば、県下に於ける一部の官林等を払下げ、之を大学基本財産として寄附するが如きは幾分之が新設の機を促進せしむべき一手段たるべきか。そは兎もあれ、吾人は官民の之に対しては、今後熟図計案せむことを冀望して止まず。

然れども仮りに他分科新設の機にして熟せりとせむも、若し我福岡

の地にして、風容甚しく頽敗するか、若くは其他学生の教養に適せざるの事情あらば、之が新設は決して見る可からざらむ。故に当局者は其風容の如き、成るべく之が匡正を計り以て我福岡の地をして、学生教養の適当地として第一に指を屈するに至らしめざるべからず。蓋し是れ又或意味より云へば、新設の機を促がすものに非らずして何ぞ。

若夫れ学生の教養に関しては、学長以下教授職員既に成案のあるあらむ。知らず諸氏は如何にして此大学の学風を興し、如何にして此大学の名声を揚げ、如何にして之を新設したる国家人民の志に酬ひ、之が必要に應ずるの人材を輩出せしめむとするか。吾人は注意して之を今後事実発展の上に視むと欲す。

八七 福岡医科大学概況

〔福岡医科大学雑誌〕第一卷第三号

一九〇八（明治四一）年二月

福岡医科大学概況

卒業式当日森書記官方報告セラレタルモノ、数字ノ行列ナレドモ吾人ハ是ニ深キ趣味ヲ感ズ。殊ニ本学附属医院ノ設備ニ至ツテハ夙ニ全国ニ模範タリ。敢テ摘録シテ未知ラザル人ニ伝ヘム。

第一、設立及び組織

本学ハ明治三十六年四月ヨリ開始セリ。同年九月 天皇 皇后兩陛

下ノ御眞影並ビニ 御親署ノ勅語ヲ下賜セララル。京都帝国大学総長ハ其職權ニ属スル事務ノ一部ヲ本学長ニ委任シタルヲ以テ、本学長ハ学務行政上重大ナル事件ヲ除クノ外専断決行ノ權ヲ有ス。從テ名ハ分科大学ナリト雖モ、実權ニ於テ殆ト独立大学ノ状態ヲ形成セリ。本学ニ医院ヲ附置ス。患者ハ官費ヲ主トシテ傍ラ私費治療ヲユルスモノトス。即医院ハ普通ノ施療病院ニアラザルナリ。

附属医院現今ノ設備ハ入院患者五百名ヲ收容シ、内三百名ハ官費、二百名ハ私費トス。外来患者ハ其数ヲ制限セザルモ、一日平均三百名内外ナリ。

本大学ノ附属医院ト改マリテ以来、本年ノ十一月ニ至ル迄入院シタル患者ノ数四十九万六千四十人、内官費十五万二千七百四十五人、私費三十四万三千二百九十五人、外来患者数五十五万二千九百六十二人、合計九十九万八千三百三十六人ノ多キニ上ル。

又医院ニハ看護婦養成所ヲ置キ、目下百余名ノ生徒ヲ養成ス。中十五名ハ赤十字社ノ依託生ナリ。

第二、職員（省略）

第三、講座及び授業（省略）

第四、学生

本学創立以來收容シタル学生ハ、本科学生四百二十二名、大学院学生五名、通計四百二十七名、退学転学及び死亡二十五名ヲ控除シ、

現二百二名中ニ陸軍衛生部依託生三十三名（今回卒業七名）、海軍々医学生十六名（今回卒業七名）アリ。

第五、設備

本学ニオケル各教室事務室手術室薬局其他ノ給水給温蒸氣及ビ電気ノ供給ハ悉、一個ノ機械室ヨリ出ツ。

一、給水ハ六個ノ大井戸ヨリ數個ノ唧筒ヲ以テ、昼夜約百石入ノ「タンク」ニ送り各部ニ給ス。

一、給温ハ最新ノ「ウエブスター式」蒸氣暖房ニシテ大学及医院ノ全部ヲ温ム。

一、蒸氣ハ製水所及医院ノ薬局、調理所、洗濯所等ニ供給セラレ、之ニ依ツテ製水所ハ一昼夜約二千斤ノ氷ヲ造リ出シ、薬局ハ製薬ノ用ニ供シ、調理所ハ日々約八百名ノ食餌ヲ調へ、洗濯所ハ晴雨ニ拘ハラズ毎日常衣類三百枚ノ仕上ヲナス。

一、電気ハ大学及医院ニ対シ毎夜九百六十余灯ヲ点火シ、且「エツキス」光線室ニ送電ス。

学内電話交換機ハ百個ノ線ヲ有ス。各部ニ必要ナル瓦斯ハ瓦斯發生所ニ於テ製造シ、七千五百立方呎入リノ「タンク」ニ蓄藏ス。

斯ク光熱ヲ利用スルニ当リテ一片ノ薪炭ヲモ用ヒザルハ、私ニ本学ノ特色トスル所ナリ。然リト雖モ數百名ノ患者ヲ收容スル本学医院ニ於テハ、万一ノ火災ニ備フルノ用意アラザルベカラズ。故ニ目下其設計ニ着手シ、院内ヲ四防火区ニ別チテ各区ニ受持ノ委員ヲ置キ、

既ニ米国ヨリ消防用「ポンプ」ヲモ購入セリ。

第六、敷地及建物

本大学ノ敷地ハ実ニ八万六千四百余坪ニシテ、二万九千五百五十坪ノ寄付地ヲ除キ、他ハ皆国有林又ハ司法省用地ノ組換編入ナリ。

建物ノ總坪數ハ大学及附属医院ヲ合計スレバ現今二万二千二百四十四坪余ナリトス。此内福岡県ヨリ寄附シタル旧病院ノ建物三千二百三十一坪余ヲ控除シ、八千十三坪余ハ悉ク本学創立以來ノ工事ニ属シ、尚図書館、標本室、教室増築表門外構其他附属家等ノ工事ハ四十一年度ニ至リ完結スルノ予定ナリ。精神病学教室ハ創立計画中ニナシ、早晚其設計ニ着手スル見込ナリ。

第七、創立費及経費

本大学創立費ハ百三十一万二千二百四十六円十七銭（内福岡県ヨリノ寄附金貳拾五万円、国庫ノ支出百六万二千二百四十六円十七銭）ナリ。而シテ創立以來本年度迄ニ仕払ヒタル及ビ仕払フベキ金額ハ、合計九十一万九百五十八円七十銭ニ計上サレ、殘金十五万五千二百七十余円ハ前述ノ工事及設備ニ充ツルモノトシ、四十一年度ニ於テ悉ク仕済ミトナルモノ也。而シテ本大学創立三十六年度ヨリ四十年度、即チ本年度ニ至ル五ケ年間ノ経費經常臨時兩部ヲ合計スレハ、百參拾壹万五千貳拾壹円貳厘ナリ。而シテ今年度ノミノ予算ヲ云ヘバ、經常部參拾貳万八千七百六拾貳円、臨時部（図書、器械標本）壹万貳千五百円、外ニ工事費設備費八万四千四百五十六円ナ

り。

以上ノ計數ニ依レハ、福岡医科大学ハ創立以來本年度ニ至ル五ヶ年間、実ニ貳百參拾七万六千四百六拾七円拾七銭貳厘ナル巨額ノ經費ヲ仕払ヒタルモノナリ。

〔註〕原本に句読点追加。

八八 福岡医科大学集談会規程

(一九〇九(明治四二)年六月一七日制定)

福岡医科大学集談会規程

一、本会ヲ福岡医科大学集談会ト称ス

二、本会ハ医学各科ノ聯絡ヲ図リ會員相互ノ知識交換ヲ為スヲ目的トス

三、本会ハ福岡医科大学教授、助教、講師、助手、副手及び介補ヲ以テ組織ス

四、本会ニ幹事二名ヲ置キ教授、助教ノ中ニ於テ之ヲ担当ス幹事担当ノ順次ハいろは順ニ依リテ一学期毎ニ交代ス

五、幹事ハ一切ノ会務ヲ処理シ開会毎ニ其ノ出来事ノ大要ヲ筆記シ次会ニ於テ之ヲ報告ス

六、本会ハ毎月一回第三木曜日午後三時ヨリ開会ス

但シ七、八、九ノ三ヶ月ハ休会ス

七、本会ハ公開セズ

八、本会規程ノ改正ハ幹事タル資格アル者ノ多数決ヲ経ルヲ要ス

追 加 (明治四十二年十一月二十九日)

一、幹事ノ意見ニヨリ臨時会ヲ開クヲ得ルコト

二、本会演説ハ凡テ其自抄ヲ学友会雜誌ニ載スルコト

〔註〕『九州帝国大学医学部二十五年史』より転載。

八九 告白

『読売新聞』一九〇四(明治三七)年七月九日

告 白

第一高等学校三部卒業同志廿三名

吾等同志自ら奮つて福岡医科大学に入るに当り其旨趣を陳じ吾等の行動を明白にせんが為め敢て江湖に告ぐ。

惟ふに現行医科大学学生收容法(其大要は志望者超過の大学に於て卒業試験の席次により各校より按分比例にて定員だけ收容し残余を人員不足の大学に配当するにあり)の完全無欠なる方法にあらざるは識者の認むる所、蓋し其結果益々三大学の均衡を失する嫌あり又当該学生をして志望の大学に入らん為に無益の痛苦を感ぜしめ其が心身上に及ぼす害毒少々ならず之が為悲惨の出来事さへ生ずるに至ればなり。吾等之を視之を察して黙視するに忍びず。

さればとて吾等も現行法が方法として比較的良好なる方法たるを否認するには非ず。たゞ此問題をば形式的方法のみにて解決せんとす

るが誤まれるなり。元來此の如き事は其性質上如何なる方法を以てするも偏頗なく解決せらるべきにあらず。之れを能くせんとする、法にあらずして人に在り。然り義氣ある青年学生にあり。若し特志者ありて研究に多少不利益なる福岡大学に踴躍して赴き熱血を傾けて勉勵せんか、世人の該大学を見るの恰も其学生等の心事も大に従前と異なるに至り前の不利とせられしものも将来消滅するに至り且つは東京大学に入らざるを得ざる事情ある志望者の困難と痛心とを除くを得以て斯の難問題を公正に解決するをうべし。

是に於てか吾等不肖を顧みず決然起て微衷を尽さんとす。若し吾等にして自己の利益を計らんか東京に留まん事を願ふは当然の情なり。然れども今日の事は区々たる利害の問題にあらず。青年意氣の問題なり。あゝ丈夫皮下一条の血あり。深く之を思うて豈に無限の感慨なきを得んや。かくて吾が同志の者挙げて之に赴かんとせしに種々の障害に逢着し僅に吾等廿三名となりしは頗る遺憾とする処なるも吾等は之が為に毫も沮喪せじ。若し吾等が今回の一挙によりて明年のより大なる義挙を促出し更に明後年のより有力なる大挙を誘起するを得以て福岡大学に一層の活氣と信用とを増し延いては吾医学界の進運に貢献するあるに至らば吾等が五尺の軀何の惜む所ぞ。一念苟も旅順の閉塞南山の血戦に及ばゞ吾等いかで意地汚く利害を言ふをえんや。彼も国家の為なれば此挙も亦結局国家の為たるべきを確信すればなり。而して吾等は社会によりて吾等の真意の正しく

了解せられ援助せられ幾多の同志青年によりて賛成せられ後継せらるべきを信じて疑はざるなり。

終に臨みて吾等は世に懇請すべき一事を有す。蓋し彼の福岡大学の然かく不利の地にあるは主として設備の不完全に基く。よし特志者の進で之に入る有りとするも設備にして完全する期なくんば其素志を達する事や難し矣。これ吾等が切に当局及国民の奮発を請ふ所以なり。

九〇 木曜発刊の辞

発刊の辞

『木曜』第一号 一九〇七（明治四〇）年六月

遂に新らしき時は来れり、始めは集合せる想なりき、発して声となりぬ、声は遂に文をなせりこれわれらが木曜なり。

たとはゞ麗かなる曙の如し、清新と光明と希望とはわれらの行手を飾りつゝあり。

過去の四歳は、必しも淋しいふべからず、將た必しも暗しいふべからず、狂奔せる濁流の裡に、微かながら指導の叫びを送りしはわれらの信ずる所なり、されど奮闘は寧ろ静平なりき。今や新に木曜を得たり、理想の領土、愉悅の天地、豪健純朴なるわれらが綱領はこれによりて愈光彩を放ち、自由不羈なるわれらが標榜は、これ

によりて愈明かに発輝せん、されどわれらが筆若くして思至らずたゞ、雛鶴の声とも響かば何の栄かこれに過ぎん。

九一 木曜会々則

『木曜』第一号 一九〇七（明治四〇）年六月

木曜会々則

吾人ハ品性ヲ陶冶スルノ目的ヲ以テ木曜会ヲ組織ス。

綱領一、會員ハ人格ヲ修養シ、大学生タルノ氣品ヲ高メンコトヲ

期ス。

二、會員ハ自主自裁木曜會員タルノ体面ヲ重ンズベキコトヲ

期ス。

規約一、會員ハ誠意誠実ヲ以テ相互ニ切磋シ、情誼ヲ厚ウシ、親

睦ヲ計ルベシ。

二、會員ハ會員多數ノ認メテ会ノ精神ニ違反シ、會員タルノ

体面ヲ汚スノ行為アリトシタル時ハ、自ラ顧ミテ所決ス

ル所アルベシ。

三、入会セントスルモノハ會員二名以上ノ紹介ヲ要ス若本会

員ニシテ脱会セントスルモノハ其理由ヲ明ニスベシ。

四、會員ハ各学年ヨリ一名宛ノ幹事ヲ互選シ（任期半年間）

会務ノ責ニ任ゼシム。

九二 木曜会講演部趣意書

『木曜』第一号 一九〇七（明治四〇）年六月

木曜会講演部趣意書

吾々同志三十余名相会して木曜会なるものを組織す、其目的たるや全く自己の精神修養にあり、従来毎月第一木曜日をして集会し、晚餐を共にし、相互の親睦を謀り、聊か大学生たるの面目を維持せんとせり、而して時々諸知名の士に請ひて諸種の講話を聞かんことを欲したり、以上は是れ本会本来の趣旨なりき、然るに頃日更に従来の趣旨を拡張して、吾々會員のみが諸知名の有益なる講話を聴くに止めず、若し吾人の力の許す範囲内に於て、出来得べくんば広く他校の学生を始め一般の市民諸氏と共に一堂に会して講演会を開き、精神上並に各種専門の学に聴く処あらんと思ひ立ちたり、当地に我大学設置されて茲に一年有半未だ市と大学との間に氣脈の相通ずるなし、是れ亦吾人の常に遺憾とするところ前述の講演会或は其機会たるを得んか。

吾人修業の途にある者微力此会の盛大を期するを得ず、則ち広く諸彦の贊助を得て、漸次其理想を実現せんとする者なり。

九三 福岡医科大学雑誌発刊の辞

〔福岡医科大学雑誌〕第一卷第一号

一九〇七（明治四〇）年六月

発刊の辞

久保猪之吉

包めども溢れ、抑ふれども展びむとするは、活気ある人のエネルギーにあらざるや。発しては詞となり文となる。抑も大学は専門的に成熟せる及びせむとする頭脳の集合せる所、即ち大なるエネルギーの塊なり。大議論大文章なかるべからず。これ其特色を発揮する所以にして、機関雑誌発行の必要は誰も認めしなるべし。されど大学は空論虚文の時代にあらざる。かの青年時代に企つる普通雑誌の如きものを創めむとせば、寧ろ創めざるに如かず。とは予等のみならず同僚一般の抱ける考なりき。即ち其発刊する所のものを、一種の学術的医学雑誌となし、一面に於ては、研究及び実験成績を報告し、且其報告を催進し、一面に於ては、各専門科の内外に於ける新潮を綜合報道し、兼ねて学友会の疏通を計らむとす。名は学友会の雑誌なりと雖も、実は一種の大学紀要なり。それ学問は私すべきものにあらず。会誌を単に会員間の配付に留めず、公刊するは仏者の所謂寛他の意なり。されど雑誌発刊の業は容易にあらず、殊に守成を以て然りとす。予等菲才短文、其責を全くせざらむ事を恐る。唯草莽を刈り拓いて、大道の基を創めむのみ。幸に穎脱の士累々として鑽鑽

に従事す。其材料に於て尽きむ事はえあらず。後世は恐るべし。後に来る人必ずや益之を大にし善にすべし。汝学友会雑誌臆せずして世に出でよ。

九四 学友会各都報告

庶務部第一回報告

〔福岡医科大学雑誌〕第一卷第一号

一九〇七（明治四〇）年六月

（自明治三十六年十一月
至明治三十八年六月）

明治三十六年十一月三日 天長ノ佳節ヲトシ京都帝國大学福岡医科大学解剖学教室ニ於テ福岡医科大学学友会発会式ヲ举行ス。先ヅ大森学長推サレテ發起人総代ト為リ開会ノ辞ヲ述べ、次デ会則案ヲ審議シ遂ニ満場一致ヲ以テ原案ヲ可決ス。茲ニ於テ大森学長ハ会則ニ依リ会長就任ヲ披露シ会長席ニ就キ、森春吉氏ニ芸術部長ヲ、後藤元之助氏ニ運動部長ヲ囑トス。別ニ討論講話科三名、雑誌科七名、庭球科七名、漕槽科十一名、弓術科五名、劍術科四名、柔道科四名ノ事業開始準備委員ヲ置ク。同月廿日藤澤幹二、鳥潟碩二ノ二氏ハ正会員ノ互選ニ依リ本会幹事ニ当選就任ス。同月二十四日会長ハ窪田七司氏ニ会計係ヲ、竹内葆氏ニ庶務係ヲ囑トス。同月二十五日委員会ヲ開キ端艇製造費トシテ寄附金募集ノ是否ヲ討議シ遂ニ満場一致ヲ以テ可決ス。同日会長ハ寄附金募集委員ヲ選定囑トス。十二月

九日寄附金募集委員会ヲ開キ募集ノ範圍ヲ定メテ (一) 医科大学ニ縁故アルモノ (二) 県下居住ノ諸博士学士 (三) 県下ノ公市私立病院勤務者及開業医等トス。同月二十二日寄附金募集書ヲ総員八百三十三名ニ配送ス。明治三十七年二月五日役員会ヲ開キ (一) 寄附金額ノ通知ヲ受ケタル者ニ謝状ヲ送ルコト (二) 応募通知未済ノ者ニ督促状ヲ発スルコト (三) 賛助会員中事業助成ヲ敢テセザル者ニ再ビ寄附金ヲ請求スルコト等ヲ議決ス。六月二十九日創立委員会ヲ開キ芸術部ノ雜誌科、運動部ノ擊劍科、柔道科ハ当分開始セザルコトヲ議決ス。六月三十日二十九名ノ準備委員囑托ヲ解キ更ニ幹事ノ改選並各科委員ノ選挙ヲ行フ。八月二十五日競漕用端艇三隻ノ製造ヲ大阪君崎造船所ニ依託ス。同月二十八日端艇命名式ヲ挙行シ「テームス」ニテ「セーヌ」ニテ「ライン」ト命名ス。九月二十四日黒田昌惠氏ハ新入会員ノ互選ニヨリ幹事ニ当選ス。同月二十七日夜役員会ヲ開キ本会規則ニ根本的改正ヲ加フルコトヲ議決ス。其重ナル者ハ (一) 芸術部ノ討論講話科ヲ弁論科、運動部ノ漕槽科ヲ端艇科、擊劍科ヲ劍術科、柔道科ヲ柔術科ト改称シ (二) 会員ノ種類ヲ増加シテ名誉会員、終身会員ヲ置クコトトシ (三) 特別会員ノ会費ハ一ケ年五円、正会員ノ会費ハ一ケ年参円、賛助人ノ会費ハ一ケ年壹円トシ、尚正会員ハ大学卒業ノ時五円以上ヲ醸出スルコト (四) 役員会ノ名称ヲ常議会ト改メ、且毎年六月総会ヲ開クコト等ナリ。十月六日常議会ヲ開キ各科ニ属スル経費ヲ予算額及十一月三日端艇進水

式ヲ兼テ第一回端艇競漕大会ヲ開クコトヲ議決ス。同月八日福岡県知事ノ許可ヲ得テ艇庫ヲ那珂河下流ニ建設ス。同月十五日新入会員歓迎会ヲ兼テ弁論科ノ開始式ヲ薬物学教室ニ於テ挙行ス。同月十九日会長ハ端艇進水式第一回競漕会挙行委員ヲ定メ各任命ス。同月二十六日製造中ノ端艇三隻工成リ君崎造船所ヨリ送致之ヲ受領ス。同月二十七日常議会ヲ開キ漕艇大会ニ関シ会場ノ撰定、招待者ノ種類員数、招待状觀覽券ノ文案体裁、会場心得及記念章制作等ヲ議決ス。十一月三日端艇進水式ヲ兼テ第一回競漕大会ヲ博多湾上那珂河口ニ於テ挙行ス。十二月十七日東公園元寇紀念館ニ於テ弁論科第二回講話会ヲ開ク。明治三十八年二月十八日同館ニ於テ弁論科第三回講話会ヲ開ク。三月四日常議会ヲ開キ本学紀念日祝賀余興及奉天占領ノ公報ニ接シタルトキ直ニ祝捷会ヲ開催スヘク議決シ、総準備委員ヲ選定シ各種余興委員ハ正会員ノ各出身高等学校毎二一名ヲ置キ其他ハ適宜選出スルコトト為ス。同月十五日午後五時ヨリ大学構内薬物学教室ニ接スル空地ニ於テ奉天占領祝賀会ヲ開ク。終テ提灯行列ノ催アリ。同月二十四日大学創立紀念祝賀会余興トシテ、昼間ハ学内ニ於テ弓術科「テニス」科ノ競技アリ、夜間ハ箱崎公堂ニ於テ盛大ナル演技会ヲ開催ス。四月九日幹事篠崎宣善、端艇科委員長尾正保、松岡承桂ノ三氏ハ長崎医学専門学校研瑤会端艇競漕会ニ出場ヲ命セラル。五月六日東公園元寇紀念館ニ於テ第四回弁論科講話会ヲ開ク。同月十四日福岡市船町海上ニ於テ端艇科競漕会ヲ開ク。同

月二十一日学内ニ於テ弓術科競技会ヲ開ク。同月廿五日篠崎宣善、黒田昌惠、竹内葆、宮武六太郎四氏ハ六月改選ノ幹事及各科委員選挙係ヲ命セラル。同月二十八日学内ニ於テ「デニス」科競技会ヲ開ク。之ヲ要スルニ本期ニ於ケル事業ノ極メテ不振ナルモノアルハ、主トシテ本会創立日尚浅ク各部各科ノ設備未タ完成セサル結果ニ起因スト雖モ、時恰モ戦局ノ發展ニ際シ百事緊縮ヲ是事トシタルノ影響モ亦少ナカラザリシナリ。而シテ本期間ニ於ケル会計ノ状況ハ左ノ如シ。

初年度（三十六年度）

一 収入総高金百八拾壹円貳拾銭也
一 支出総高金百貳拾壹円貳拾銭也

収支決算

金五拾八円八銭也

現金

金拾八円也

会費未納額

計金七拾六円八銭也 後期へ繰越高

三十七年度

一 収入総高金九百四拾九円貳拾貳銭也
一 支出総高金九百四拾七円七拾八銭貳厘也

収支決算

金壹円四拾參銭八厘

現金

金七拾八円四拾銭也

会費未納額

計金七拾九円八拾參銭八厘後期へ繰越高

弁論部報告

本部ハ学友会ノ設立ト同時ニ開カレタルモノニシテ、其目的トスルトコロハ學術研究精神修養其他ノ事項ニ関シテ或ハ報告シ又ハ弁論スルニアリ。サレド初メノ程ハ會員モ少ク殊ニ教授ハ僅カニ三氏ニ過ギザル有様ナリシガ故ニ、到底満足ナル会合ヲ開ク運ニモ至ラズ、唯少数ノ教授ヲ煩ハシテ或ハ洋行中ノ実見談又ハ講義トシテ述べラル、程ノ事ニハアラズシテ、而カモ吾人ノ心得置クベキ事項等ニ就キテ講演ヲ請ヒタル次第ナルガ、年々會員増加シ教授モ其数多キニ及ビタル今日モ従来ノ習慣容易ニ改メ難ク、不得已現狀ヲ維持シ居ル都合ナルモ、是決シテ本部本来ノ目的ヲ尽シツ、アルモノニアラザルコトハ、會員諸君ノ深ク心ニ止メラレタキ点ナリ。殊ニ諸教授先生ニアリテハ本部本来ノ目的ニ賛成セラレテ講演ノ勞ヲ惜マセ給ハザランコト切望ニ絶エザルナリ。殊ニ今回ヨリ雑誌部モ開カル、コトトナリタレバ、本部ハ常ニ雑誌部ト相待チテ毎会ノ講演筆記ヲ雑誌ニ載セン積ナレバ、一層ノ奮發ヲ請ヒタキモノナリ。

次ニ本部ト茶話会トノ關係ニ就テ一言セシ。元來茶話会ハ本部ト其紀元ヲ異ニセルモノニテ、此ハ学友会ノ側ヨリ見タル会ニアラズシテ大学ト云フ側ヨリ見タル会ナルガ、其目的トスルトコロハ教授ト学生ト時々一堂ニ相会シテ互ニ胸襟ヲ開キ茶菓ヲ喫シテ親密ヲ図ラントスルニアリキ。サレバ茶話会ノ事務ハ書記官之ヲ司リ本部委員

ニハ何等ノ關係ナカリシガ、後唯便宜ヲ図ランガ為ニ本部ノ会合ト
日ヲ同ジクシテ茶話会モ開クコトナリ、従ツテ茶話会ノ周旋モ本
部委員是ヲ兼ヌルコト、ナリ今日ニ及ビタル次第ナリ。サレバ講演
会後ノ茶話会ハ教授ト学生トノ打解ケ話シガ主ナル目的ニテ、余興
ト茶菓トハ必ずシモ必用ノモノニアラザルナリ。

最後ニ会場ノ変遷ニ就キテ一言セン。初メ会員少ナカリシ時代ニハ
医院本館ノ二階（今ノ内科予診室ニ椅子ヲ列ベテ円陣ヲ作り互ニ顔
見合セテ談論シ、此時代ニハ余興トシテ福引ナド催シ大ニ打ち賑ヒ
タルコトアリキ）タリシモ年々会員ノ増加ト共ニ狭隘ヲ来タシ、或
ハ藥物講堂ニ又ハ元寇紀念館ニ会場ヲ移シ、今ハ又中洲共進館ヲ以
テ之ニ当ツルニ至リタル次第ナリ。斯ク幾度トナク会場變更ノ不便
ニ遭遇スル度毎ニ吾人ハ一日モ早く大学内ニ適當ナル学生集会場ノ
建設セラレシコトヲ希望シテ止マザルモノナリ。切ニ当局者ノ反省
ヲ望ム。

水泳部記事

(五月十五日)

三十七年、学友会運動部ノ一科トシテ水泳部ヲ設ケ大橋、池上、選
バレテ委員トナル。八月ニ艇艦帆ヲ備ヘタル漁船ヲ購入シ当部備付
船トシテ大学敷地裏海岸ニ置キテ随時会員ノ乗用ニ供ス。同年末端
艇成ルヤ和船ハ大修繕ヲ加ヘテ那珂川ヘ回漕ス。

三十八年、六月十六日ヨリ七月十日ニ至ル毎日午後一時ヨリ三時迄
大学裏海浜ニ更衣場ヲ設ケ練習区域ヲ定メ山玉堂磯五郎氏ヲ聘シテ

水泳練習ヲ開始ス。水泳教師隔日出場会員出場日々平均十数名、夏
期休業トナルト共ニ一先ツ閉場シ、休暇間福岡海岸山王寺氏神伝流
水泳道場ニ於テ有志会員ノ練習ヲ依托ス。

委員改選ノ結果池上、三枝ノ二名当選。同年九月以降ハ天候水泳ニ
適セザルヲ以テ開場セズ。

三十九年、水泳場ヲ夏期休暇間適當ノ地ニ置カントシ交渉ノ結果安
芸国厳島ニ選定ス。同年六月二日ヨリ七月十日迄再ビ水泳場ヲ本学
敷地海岸ニ設ケ練習ヲ開始ス。今年ハ特ニ教師ヲ聘セズ。

七月十一日厳島水泳場ヲ開キ宿舍ヲ海岸通二丁目錦水館ニ定メ八月
卅一日迄五週間開場ス。

来場者総計三十七名。滞在者一日平均四人弱、来場者内訳左ノ如シ。

特別会員

一名

賛助会員

二名

正会員

二十六名

東京及京都帝国大学生

三名

中学生

四名

小学校生徒

一名

弓術部記事

明治三十六年十一月学友会設立ト共ニ本部準備委員五名選定セラル。
三十七年春運動場ノ西南隅松林ニ沿フ約百歩ノ地ヲ射場トナシ第一
回弓術大会ヲ開ク。同七月準備委員ノ任ヲ解キ更ニ専任委員二名ヲ

置ク。同八月弓術道場成ル。同九月黒田藩士大川薫彦氏ヲ聘シ師範トナシ新古稽古ヲ初ム。本部ノ事業漸ク發展ス。三十八年八月道場暴風ノ為メニ崩壊ス。同十一月修繕成ル。爾來多力ノ士此処ニ君子ノ事ヲ学ヒ併セテ其ノ筋ヲ練リ其ノ骨ヲ固メ以テ今日ニ及ブ。春秋二期ニ於ケル大会ノ際ノ如キニ至リテハ能クノ正鵠ヲ射、以テ其ノ素養ヲ発揚スルモノ少ナカラズ。未ダ学バザル諸兄亦時ニ来リ此ノ事ニ従ヘ。

第三回端艇競漕大会

端艇部ハ四月二十一日博多築港海上ニ於テ第三回端艇競漕会ヲ举行セリ。当日第一回競漕ハ行ハレシ頃ヨリ風漸ク疾ク浪稍高カリシガ、競漕数番ヲ経ル間ニ風愈々強キヲ加ヘテ、棧敷ハ為メニ倒壊シ狂瀾奔騰シテ操艇ノ自由ヲ欠クニ至リシヲ以テ、午後一時四十分中止シ、更ニ翌々二十三日競漕ヲ続行セリ。此日午前ハ海上静穏ナリシモ、午後ニ至リテ烈風狂濤再ヒ前日ノ如キニ至リシヲ以テ、已ムナク第十回選手混合競漕ヲ終ルト共ニ一時中止シ、夕風ヲ待チテ続行セントセシモ、夜ニ入りテ風浪猶取ラズ、終ニ再興スルニ及ハズシテ競漕会ヲ停止セリ。

福岡医科大学仏教青年会之新設

我医科大学ニ於テハ従来精神的団体トシテハ木曜会アリ。基督教青年会アリテ仏教上ノ団体ヲ見ザリシガ、今回福岡医科大学青年会ナル名ニテ現ハル、ニ至レリ。其規定ハ次ノ如シ。

学生ヲ正会員トシ学生以外本会ノ趣旨ヲ賛助スル者ヲ賛助員トス。例会ハ毎月一回第一日曜日各宗知名ノ士ヲ聘シ講話ヲ開ク。職員学生ノ参聴ヲ希望ス。大会ハ臨時之ヲ催シ公衆ノ来聴ヲ許ス。去ル五月十九日東中洲共進館ニ於テ発開式及降誕会ヲ举行セリ。

雑誌部編輯局ヨリ

廟算違ヒテ思フニ任セズ、雑誌ヲ引キ受ケタル印刷所ノアリシヲダニ多トスル場合トナレリ。初号ハ準備及ビ雑務ノ為メ編輯ニ専ナルコト能ハス。会員諸友ノ豊富ナル寄稿ニヨリテ漸ク其形ヲ成スニ至レリ。サレド第二号ヨリハ現実セシメムト思フ計画多々ナリ。仮令ハ、

- 一、原著及実験ハ可成多ク發表スルコト。
- 二、雑纂ニ於テハ各科ノ新潮及ビ研究方面ヲ明了ナラシメムカ為メニ各科ノ専門家ニ適當ナル問題ニ就キテ執筆ヲ乞フコト。
- 三、抄録ニハ各科ニ於テ新シキ及ビ有益ナルモノヲ原著ヨリ直ニ抄録スルコト。
- 四、各科ノ臨床講義ヲ登載スルコト。
- 五、内外医報ハ各科ノ専門家ニ請ヒ各科領域ニオケル新事項、人ノ移動、研究題目等ヲ綜合的ニ集メ、内外医界ノ進行径路ヲタドリユクニ便ナラシムルコト。
- 六、附録ニハ学友会各部ノ状況ヲ首メトシテ会員ノ雜寄稿ヲ適宜登載ス。

予等ハカクノ如クシテ、単ニ會員ガ相互ノ事實的移動ヲ知ルニ留ラズ、研究上ニ於テ唇齒的關係ニ相學ビ相習ヒ相勵ムノ便宜ヲ頒タムトス。否、進デ之ヲ他ニ及シ衆ト共ニ其益ヲ頒タムコトヲ希望ス。終リニ臨ミテ初号ノ不完全ナルヲ謝シ、次号以下ニ対シテ寄稿ノ多カラムコトヲ希望ス。

尚本号ニ於テハ學術上ノ記事輻輳ニ就キ漫筆文苑等ハ掲載ヲ見合セタルモノアリ。寄稿者之ヲ諒セヨ。

〔註〕原本に句読点追加。

九五 福岡医科大学消費会ノ成立

〔福岡医科大学雑誌〕第一卷第二号

一九〇八（明治四二）年二月

福岡医科大学消費会ノ成立

同会生乳、一株五十銭ノ株式組織ニシテ、役員ハ常置委員八名、評議員十二名、事務員一名、傭員数名。而シテ事務員ハ「定款細則及ビ常置委員会又ハ総会ノ決議ニ基キ本会ヲ代表シ事務ヲ実行スルノミナラズ本会ノ事業ニ関スル一切ノ行為ヲ為ス権限ヲ有ス」。

本会ハ文房具菓子煙草牛乳ヲ購買シ、常置委員会ニオイテ定メラレタル価格ヲ以テ之ヲ會員ニ分ツ。洗濯其他勞力請員ニ関スル件モ之ニ進ズ。学内及ビ学外ニ分配所ヲ置キ前記ノ物品ヲ販売ス。會員ハ亦分配所ニ申シ込ミ自宅ニ物品ノ配達ヲ請求スルコトヲウ。

同会ハ目下、尚、會員ノ募集中ナリトイフ。吾人ハソノ益々盛大ナラム事ヲ祈リ、宮武事務員ノ奮勵ヲ望ム。

〔註〕原本句読点なし。

九六 第一回卒業証書授与式

〔福岡医科大学雑誌〕第一卷第三号

一九〇八（明治四二）年二月

第一回卒業証書授与式

十二月十二日、本学第一回ノ卒業式ハ運動場ニ特設セラレタル式場ニオイテ午前十時ヨリ举行セラレヌ。

御真影ノ間ニ対シテハ卒業生及ビ学生右ニ、岡田総長森書記官大森学長諸教授助教講師助手並ビニ父兄左ニ、文部次官寺原知事以下百数十名ノ來賓、各ソノ席ニ列ル。森書記官ノ簡單ナル挨拶アリテ一同最敬礼ノ中ニ御真影ノ御帳開ク。岡田総長壇ニ上リ卒業生五十八名ニソレゾレ証書ヲ授与シ、次イテ文部大臣代理澤柳次官ハ藤澤後藤ノ二優等卒業生ニ恩賜ノ賞品ヲ伝フ。次ニ大森学長ノ告辞アリ。辞ニ曰ハク、

文部大臣閣下並ニ諸君。

本日本学第一回卒業証書授与式ヲ举行スルニ際シ、畏クモ陛下ヨリ優等卒業生ニ恩賜アリ、治豊感激ニ耐ヘズ。又閣下並諸君ノ貴臨ヲ辱フシタルハ洵ニ本学ノ光荣ナリ。

回顧スレバ、本学ハ明治三十六年四月ニ創立、同年九月ニ其授業ヲ開始シタリ。故ニ歳尚浅ク未ダ設備ノ完キヲ期シ難シト雖モ、各教授ノ熱心奮励ニ依リ第一回卒業生ヲ出スニ至レリ。茲ニ其芳ヲ謝ス。

附属医院ハ元福岡県立病院ヨリ建物其他一切ヲ拵ゲテ之ヲ承継シ、創立ト同時ニ院務ヲ開始スルコトヲ得タルハ福岡県ニ謝スベキ所トス。

本学創立後、戦局其他ノ事故ニヨリ未ダ開学ノ典礼ヲ举行スルニ暇アラザリキ。今ヤ工事略成リ已ニ第一回卒業生ヲ出スル至ル。故ニ今日書記官ニ託シ、本学事業概略ヲ閣下並諸君ノ清聴ニ達ス。卒業生諸君。

諸君ハ実ニ本学第一回ノ卒業生ニシテ、其名譽ハ本学創立ト共ニ永ク記念セラルベク、從ツテ其責任ノ大ナルコトヲ忘ルベカラス。惟フニ諸君ガ本学創立ノ際ニ処シ、幾多困難ニ屈セズ孜々トシテ研鑽ニ勤メ、本学ノ基礎ヲ堅固ナラシメタルハ後進學生ノ為ニ多トスル所ナリ。

今ヤ諸君ハ本学規程ノ学科ヲ修了シ、各自所期ノ任務ニ就カムトス。寔ニ光荣ト謂フベシ。サレド医学ノ發展ハ驟々トシテ底止スル所ヲ知ラズ、前途尚遠遠ナリ。諸君益勇往邁進斯学ノ攻究ニ力メ、以テ国家ノ須要ニ応ゼムコトヲ期スベシ。諸君夫レ旃ヲ勉メヨ。

京都帝国大学福岡医科
大学長正五位医学博士 大 森 治 豊

森書記官ノ本学事業概略ノ報告ハ別項ニ掲グル所ノゴトシ。次イデ岡田総長及ビ牧野文部大臣ノ祝辞アリ。左ノゴトシ。

我国維新前ニ於テ、外国文物ガ毎ニ九州ノ一角ヲ通ジテ輸入セラレ、最先ニ地方ノ剛健ナル風氣ト融和シタルハ、我方国運ノ進歩ニ至大ノ關係アリ。施テ維新鴻業ノ成就ヲ促シタリ。而シテ泰西學術ノ播種ガ、先ヅ実験ノ尚ビ人生ニ切要ナル医学ヨリ下サレタルハ、又我邦新文明ヲシテ健全ナル發達ヲ遂ゲシメタル所以タラズンハアラズ。此ノ如キ來歴ニ徴シ、東西両京以外ニ於ケル大学ノ増設ガ先ヅ九州ノ地ニ於テシ、而シテ其ノ先ヅ医科ヨリ開カレタルコトハ、其ノ前途ノ極メテ好望ナルコトヲ予期セシムル者ニシテ、今日举行セシ此京都帝国大学福岡医科大学第一期ノ卒業式ハ、其健全ナル發程ヲ証スルモノト謂フベシ。他日其ノ益々發展シテ九州大学ノ完成スルニ至ランニハ、新文明ノ發達ニ於テ、九州ノ地ハ以テ克ク始アリ終アルニ庶幾カランカ。余不敏ヲ以テ曩ニ文部総務長官ニ任ヲ辱フセシ日、本学ノ創設ニ微力ヲ致スニ与カリ、而シテ今又責ヲ本学ノ董督ニ負フノ日、此ノ紀念スベキ盛儀ニ遭逢ス。公ニハ国家學術ノ為ニ慶シ、私ニハ自ラ其際遇ノ栄ニ感ズ、以テ祝スルナカルベカラズ。因テ聊カ蕪辭ヲ陳シテ思フ所ヲ披瀝スルト云爾。

京都帝国大学総長 岡 田 良 平

允文允武ナル 天皇陛下、夙ニ育英ノ事ニ軫念アラセラレ、本日ノ祝典ニ際シ、遠ク聖旨ヲ伝ヘテ優等卒業生ニ賞品ヲ下シタマハル、是レ本学無上ノ光荣ニシテ、聖恩ノ優渥ナル本大臣ノ感激ニ堪ヘザル所ナリ。

惟フニ本学ハ創立以来日尚淺キニモ拘ラズ、校舎ノ地位其処ヲ得職員其人ヲ得タル結果、内容外形比較的整頓ヲ觀ルニ至ル。爾今以後益々好良ノ成績ヲ挙げ、他ノ諸大学ト相對峙シ、進ンデ其独得ノ長所ヲ發揮シ、大ニ我医術ヲ振作スルノミナラズ、延イテ世界学界ノ進歩ニ貢獻スルアラシコトヲ信ズ。殊ニ諸子ハ本学第一回卒業生ノ名誉ヲ荷フモノナレバ、諸子今後ノ成功ト否トニ因リテ直ニ本学ノ真価ヲトセラレ、ヤ明カナリ。望ムラクバ克ク此意ヲ体シ、拮据黽勉以テ聖恩ニ奉答セラレコトヲ。

文部大臣男爵 牧野 伸 顯

澤柳次官牧野大臣ノ祝辞ヲ代読シ、了リテ一場ノ演説ヲナス。要ニイハク、

大学ハ言フマデモナク国家最高ノ学府ナリ。従ツテ之ガ設立ニハ多大ノ費用ヲ要スルハ素ヨリソノ所ナリ。我ガ福岡医科大学ノ設立セラルルニ当ツテモ亦非常ナル経費ヲ要シタル事ハ、書記官ヨリノ先程ノ報告ニモ見エタル所ノ如シ。是等ハ勿論、皆国家ノ負担スベキモノナルガ故ニ、一大学ノ創立ハ、事甚困難ナル問題ニ屬ス。然ルニ、福岡県ハ本学ノ新設セラルルニ当ツテ莫大ノ物件

ヲ寄附シ、ソノ設立ヲ容易ナラシメ、本学ヲシテ着々ソノ設備ヲ完成シテ、終ニ今日ノ盛典ヲ挙グルニ至ラシメタリ。本学ニ若開学式トイフモノ有ラバ、予ハソノ席上当局者ノ名ニオイテ福岡県ニ対シテ深く是ヲ感謝セザルベカラズ。大学ノ本務ハ単ニ医学生ヲ養成スル事ノミニハアラズ、更ニ學術ノ研究テフ方面殘レルガ故ニ、未本学ヲ以テ完成シタリト言フ事ヲ得ズト雖、トニカクニ本大学ヲシテ今日アルニ至ラシメタルハ、福岡県ノ助力ニ俟ツ所ノ甚多カリシヲ思ハザルベカラズ。予ハ今日コノ機会ニオイテ、深く是ヲ県下ノ有識ナル諸君ノ前ニ感謝ス。

次ニ卒業生總代井上敬義氏ノ答辞アリ。

明治四十年十二月十二日京都帝国大学福岡医科大学第一回卒業証書授与ノ盛典ヲ挙ゲラレ、文部次官閣下ヲ始メ貴紳ノ來臨ヲ辱ウシ訓示祝詞ヲ賜フ、生等一生ノ面目ト云フベシ。回顧スレバ、在学四年間事ニ当リ折ニ触レ教授諸先生ノ薫陶誠ニ懇篤ヲ極メタリト雖、生等ノ不才其高囑ニ添フヲ得サリシハ深く慚愧ニ堪ヘザル処也。今ヤ二十余年ノ学生生活ヲ終ヘ、進ンデ既習ノ學術技芸ヲ实地ニ試ミ、或ハ更ニ研究ノ地歩ヲ進メ斯界ノ難局ニ赴カントス、豈感慨ノ深キモノナカルベケンヤ。生等不肖ト雖規定ノ学芸ヲ授ケラレ略医学ノ何タルヲ解ス。若夫奮起一番更ニ深遠奥秘ノ学理ヲ闡明シ、神驚鬼愕ノ妙技ヲ習得スルヲ思フ無ンバ、諸先生ノ薫陶何ニヨリテカ躍動セン。生等ハ今回ノ卒業ヲ以テ専門の研究ノ

第一步ト思意ス。徒ニ雀躍狂喜スルモノニ非ズト雖、依リテ以テ前途ニ一線ヲ劃シ、真理ノ曙光勇往邁進ヲ誘フモノ、如ク眼界頓ニ展開シ来レルノ感アリ。加フルニ生等ハ第一回卒業生トシテ我大学ノ真価ヲ世ニ示サズルベカラザルノ大任ヲ有ス、是蓋生等ノ勉旃努力ヲ要スル所、為メニ渾身ノ血湧キ肉動クヲ覚ユ。豈安逸拱手徒爾ニ終ルベケンヤ。此盛典ニ際シ聊蕪辭ヲ述ベテ高論ニ答フ。

卒業生総代 井 上 敬 義

カクテ再、最敬礼ノ中ニ御帳ヲ閉ヂ、十一時五十分全ク式ヲ終ル。

来賓諸氏ハソレヨリ法医衛生ノ教室内ニ設ケラレタル席ニ入りテ立食ノ饗宴ヲ受ケ、了ツテ各教室医院等ヲ參觀シタリ。

〔註〕原本に句読点追加。

九七 卒業式祝賀会

〔福岡医科大学雑誌〕第一卷第三号

一九〇八（明治四一）年二月

卒業式祝賀会

各学級ヨリ五名ヅ、ノ委員ヲ特選シテ、十二月上旬頃ヨリ祝賀ノ準備ニイソク。大袈裟ナル事思ヒ知ルベシ。蓋本学開設以来未曾有ノ盛典タレバ也。其次第左ノ如シ。

宝探シ

学士鍋会食

提灯行列（本学ヲ出デ市招待会場共進館ニ至ル）

余興（寿座ニオイテ）

式後学校ヨリ交附セラレタル一折ノ鮪二人々ノ腹ヤ、豊カニナリシ頃、一発ノ烟火空ニ轟キ渡リテ宝探シ先始マル。法医学教室北面ノ壁上ニ高ク掲ゲラレタル題左ノゴトシ

一、海ヲ隔ツル長蛇ノ鼻

二、内ト外トヲツナイダ石ノ中ノ一ツガ宝石

三、岩砕ケテ石ハ山上ニ飛ビ灰ハ山下ニツモル、主人人ナクシテ

木ニヨリ稲妻ヲアフグ

四、右ハ追分左ハ関所札ガ氣ニナル立札ガ

五、石多キ原ヲ過ギ宮ニ入ラムトシ潤レタル滝壺ヲ見ヨ

六、電柱ヤ牧場ニ近キ枯木立

七、モ一ツノ宝ヲバ神ノ命ニヨリテ之ヲカクセリ、諸君唯天上ニ

在ス神ヲ深ク信ゼヨ

熱心ニ打守リ居タル人々ノ、忽ニバラトトウレシ相ナ笑ミライソクガシケナル顔ニ含マセテ、西ニ東ニ走り散リ行ク様ヲカシ。思ヒ浮バヌ人々尚、居残リテトヤカクト思案顔ナリ。サル程ニコナタニハ早、既ニ小野寺直助君ヲ初メトシテ谷、矢野、入交、久島、山本ノ諸氏、敵ノ首級ヲ提ゲテ走セ帰ル者相次グ。七番ノ宝尚、独残レリ。衆、胸躍ル。「シルクハット」ノ中山先生、先程ヨリ功名イヅレモ他

人ニ帰スルヲモドカシウ思シ給ヒケルガ、今度こそハワガ順番ヨ、「神」ハ紙ナリ、此ノ紙ニ相違アルベカラズト、題ヲ記セル紙ノ下ニ別ニ貼リタル揭示紙ノ裏ナド頼リニ探シ給フ。カ、ル所ニ、吉永君「天上ノ神」ナリ、上ニ貼リタル題ノ紙ノ裏ニコソハ宝ハ潜ミタレト呼バハレバ、鈴木委員「ハイ当リマシタ」、中山先生「ア、然シソレ僕今ノ半分ハ賞ニ与ル資格アルゼ」。

三時半ヨリ学士鍋ノ会食始マル。運動場ノ中央、卒業式場ノ後方、白砂ノ上、蒼空ノ下、新シキ食卓モテ大キナル方陣ツクラレタリ。人々思ヒ思ヒノ席ニ着ク。教授及卒業生諸君ハ方陣ノ中央ニ別ニ一団ヲナス。折詰ノ胡麻飯、ヒヤノ茶碗酒、煙立ツ薩摩汁、質素ニシテ意味深キトコロ、詩趣言フベカラズ。況ヤ地ハ斯レ是ノ仙境千代ノ松原、靈籟旧ニ依ツテオゴソカニ袖ガ浦波、一濤一波、悉歴史ノ色ニ染メル所、師弟相擁シテコノ歓楽ノ宴ニ酔フ。六個ノ大鍋ニタギリ返ルハ薩摩汁、言ヒ知ラヌ嬉シミニ湧キ返ルハワレ等ガ胸、瑞氣靨然トシテ中空ニ飄ル。宴酣ナル頃、高安君立ツテ卒業生諸君ヲ祝スルノ辞ヲ述べ、小川君之ニ答フ。

卒業生諸君ハ孰モ緋総ヲ附ケタル「オリーブ」色ノ綬ヲカケタリ。コノ綬ト学士鍋トハワガ福岡大学ノ今後ノ卒業祝賀会ノ吉例ニセムトテ、今回特ニ始メラレタルモノ、後ノ学生ヲシテワガ校ノコノ鍋ノ汁ヲ食ヒ、コノ「バンド」ヲカケム事ヲ名譽トシテ希ハシムルニ至ラムハ、偏ニ卒業生諸君ノ手腕如何ニアリトゾ言フナル。

学士鍋ノ次ハ提灯行列ナルガ、時尚四時半、昼行燈ハ蓮根食ハネバ出カクル訳ニモ行カズ、黄昏時マデ会食場ノ跡ニテ狂ヒ興ズ。行步蹣跚臙眼朱面ノ人錯綜雜沓シテ談笑百出、手ヲ拍ツテ相追フ者、肩ヲ撫シテ相語ル者、抱イテ舞フ者、和シテ歌フ者、飄々トシテ相交ル両三子、隅々手ヲ連ネ輪ヲ作り歌ヒ且舞フ。ソノ輪忽ニ発達シテ大輪トナリ、期セズシテ一ニイ三四、五六七八ノ樂隊ノ「マーチ」ニ合ヒタル一列環状横行々進ノ遊戲トナル。オノヅカラ名ハ「大学ダンス」ト命セラレテ、師ノ君モ教ヘ子モ学ビノ兄モオトウトモ一ツ鎖ニ連リテ、飛ブヨメゲルヨタマキノ如クニ。今日ノヨキ日ニ、人ハ再古ヘノ無邪氣ナル小学時代ニ歸リテ、蹣跚タルコノ有様樂シキハワガ福岡医科大学ノ家庭ナル哉。

五時トナリス。一同勢ヲ整ヘテ今ヤ出デ立ツ。最先頭ニ音楽隊ヲ、次ニ卒業生ヲ二列ニ、ソノ次ニ各学級ノ学生ヲ伍シテ步調肅々、高ク低ク振りカザス紅灯煌々、簇々トシテ相接ス。衆歌ウテイハク、

一

理想ノ灯火打チフリカザシ 道ヲ照シテ進モデヤナイカ

智慧ト科学ノ草鞋ヲ穿イテ 闇ノ世界ヲ探ロチヤナイカ

二

伊達ニヤ持タナイ「ステトスコープ」尊イ生命ヲ救ハン為ニ
小サイナガラモワレラガ「メス」ハ 武士ノ劍ニ心ハ一ツ

三

西ノ筑紫ノ多々羅ノ浜ニ
四トセ育チシ意気込見セテ
行ケヤ百人ヲヲシキ門出
遠ク異国ノ隅々マデモ

カクテ行列ハ沿道ノ両側ニ並列セル市民ノ歓呼ニ送迎セラレツ、
教授諸先生達ノ一方亭ニ集ヒ給ヘルヲ訪ウテ万歳ヲ唱へ、ソレヨリ
掛町筋ニ出デテ、福岡市ノ有志者ガ吾等ノ為ニ催サレタル招待会ヨ
リ送ラレシ出迎ヘノ音楽隊ヲ先立テテ、会場ナル東中洲共進館門内
ニ繰リ込ム。

先、佐藤市長ノ「本大学ノ所在地タル光荣ヲ有スル所ノ福岡市ハ
今日ノ盛典ヲ欣ビ祝フ」トイフ意味ノ挨拶アリテ、市役員、福岡医
科大学ノ万歳ヲ唱フ。旭教授之ニ対シ本学ヲ代表シテ非常ナル感謝
ノ意ヲ答ヘ給ヒ、学生一同福岡市ノ万歳ヲ叫ブ。園遊会ニ移リ水菓
子蕎麦温飴汁粉茶酒ノ各模擬店賑シク、空花火ノ爆声ニ鼓舞セラレ
テ、人ハ再浮カレ出シヌ。「大学ダンス」茲ニテモ亦始マル。歓待至
ラザル所ナク、衆欣然タリ。六時半頃ヨリポツポツト寿座ニ引キ上
グ。

余興ノ始マル少シク前、卒業生諸君一同舞台上ニ整列シテ、今
日ノ催シニ対スル謝辞ヲ述ブ。七時十五分ヨリ余興ニ移ル。カクテ
歌舞音曲数々ノ余興ツキテ、一同万歳声裡ニ散会シタル八十時二十
五分ナリキ。

コノ日千代村ヨリハ酒肴ヲ寄贈シ、且大学門前数町ニ亘リテ「祝
大学卒業式」ノ文字入彩灯ヲ吊シ、福岡市ヨリハ前記ノ招待会ノ催

ノ外ニ毎戸国旗ヲ掲ゲテ祝意ヲ表シ、池牛乳店ヨリハ牛乳六百人前
ヲ寿座ニ用意シタルナド、学外ヨリ与ヘラレタル多大ノ好意ハ頗感
佩ニ堪ヘザルモノアリ。

十三日ニハ各教室ヲ開放シテ衆庶ノ觀覽ニ供セリ。

〔註〕原本に句読点追加。

九八 福岡医科大学卒業式

『福岡日日新聞』一九〇七(明治四〇)年二月二日

福岡医科大学卒業式

吾福岡県が天下に對して誇るべきもの固より一にして足らず、天然
の風光、地理の利便、名勝古蹟の他に超越せるは暫らく之を措け、
其国家的の経営施設に就ては、天下無比の鈷業あり、日々殷盛に赴
く外国貿易あり、国家唯一の製鉄業あり、茲に一あれば以つて他地
方に雄視するに足るべきもの悉く集まりて吾福岡県の中に在り。吾
福岡県の全国四十三県に冠冕たるもの固より怪しむに足らざるなり。
然れ共若し吾福岡県にして医科大学の設立なかりせば、其他より
尊重せらるゝ未だ今日の如くに至らざるべきなり。吾福岡県の地理
上に占めたるの形勝や偉に、産業工芸上の發達や大なるに關せず若
し大学の設立なかりせば、如何に其發達の偏曲畸頗なるべきぞ。
産業的の福岡県をして更に學術的の福岡県たらしむるものは此の大
学なり、殷富の福岡県をして更に高貴の福岡県たらしむるものは此

の大学なり。富ありて徳なければ其弊や鄙、力ありて智なければ其弊や暴、而かして吾福岡県をして學術智識に接觸して其利益を得ると共に、また無形の智徳風化に浴し健全崇高の進歩發達を遂げしむるのは実に此医科大学あるが為なり。而かして今や吾医科大学は本日を以つて創立第一回の卒業式を行ひ、幾多の俊髦は多年修め得たる學術伎倆を持して之より社会に其価値は問はんとす、是れ福岡県に於て未曾有の盛事にして、卒業生諸君は従来福岡県の産み出したる最大の寵児なりと云ふべし。思ふに是より諸君子の發揮する伎倆と共に此の大学は益す其榮譽を加え、此の大学の榮譽と共にまた其所在地たる福岡県の名聲が天下の人々に籍甚たるべきは吾人の疑はざる所なり、即ち知る吾福岡県は医科大学あるによりて二重三重の利益を受けつゝあるものなるを。且つ夫れ日本帝国に於ける智識の分配を按するに、中央都府に厚くして地方に疎に、學術智識の光輝は一部少数の専有に歸して、地方全体は其恩沢に浴する能はざりしは識者の慨歎する所なりしに、吾福岡県が天下に先ちて大学の所在地と爲り而して今や茲に第一回の卒業式を挙ぐるを得るに至りたるは是れ所謂天荒を破ぶるものにして、吾福岡県の天下に対して誇らざるを得ざる所なり。固より草創の際は、設備全たからざるものあるべしと雖、卒業生諸君の先登第一の氣力と刻苦は此等の欠点を圧して余りありて、今後に於ける諸君の活動は、必らずや社会の耳目を聳動せしむるものあらん。茲に諸君子の社会的啓行（コンメン

メント）に當り、吾人は県民に代りて福岡大学の榮譽と福岡県の名聲を諸君の双肩に託して、祝賀の辞を呈す。